

各務原市地域防災計画

(改定案)

一般対策計画

令和元年 10 月

各務原市防災会議

各務原市地域防災計画 一般対策計画 目次

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等	1
(各班)	
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
(各班)	
第3節 市の概況	18
(各班)	
第4節 防災ビジョン	25
(各班)	

第2章 災害予防

第1節 総 則	31
(各班)	
第2節 防災思想・防災知識の普及	40
(各班)	
第3節 防災訓練	44
(各班)	
第4節 自主防災組織の育成と強化	49
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、医療対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第5節 ボランティア活動の環境整備	53
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、医療対策班)	
第6節 広域的な応援体制の整備	57
(本部班、秘書広報班)	
第7節 緊急輸送網の整備	60
(本部班、秘書広報班、庶務班、土木第一班、土木第二班)	

第 8 節 防災通信設備等の整備	62
(本部班、秘書広報班、庶務班、調査市民班、環境衛生班、福祉救援班、医療対策班、水道対策班、 下水道対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 9 節 火災予防対策	66
(本部班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 10 節 水害予防対策	70
(本部班、土木第一班、土木第二班、都市計画班)	
第 11 節 渇水等予防対策	72
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、農政班、避難収容班、水道対策班、 消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 12 節 観光施設等予防対策	75
(商工観光班)	
第 13 節 避難対策	76
(本部班、秘書広報班、庶務班、財政会計班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、農政班、 避難収容班、土木第一班、土木第二班)	
第 14 節 必需物資の確保対策	88
(本部班、秘書広報班、庶務班、財政会計班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、農政班、 避難収容班)	
第 15 節 要配慮者・避難行動要支援者対策	91
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、商工観光班)	
第 16 節 応急住宅対策	97
(避難収容班、住宅対策班)	
第 17 節 医療救護体制の整備	99
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、医療対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、 消防団班)	
第 18 節 防疫対策	102
(本部班、秘書広報班、庶務班、財政会計班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、農政班、 避難収容班、水道対策班、下水道対策班)	
第 19 節 河川防災対策	106
(土木第一班、土木第二班、都市計画班)	

第 20 節 砂防対策	108
(本部班、農政班、土木第一班、土木第二班)	
第 21 節 農地防災対策	111
(農政班、土木第一班、土木第二班)	
第 22 節 土地災害対策	112
(土木第一班、土木第二班、都市計画班)	
第 23 節 都市災害対策	114
(庶務班、農政班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、下水道対策班)	
第 24 節 建物災害予防対策	118
(本部班、秘書広報班、住宅対策班)	
第 25 節 防災営農対策	120
(農政班)	
第 26 節 ライフライン施設対策	121
(本部班、秘書広報班、商工観光班、土木第一班、土木第二班、水道対策班、下水道対策班)	
第 27 節 文教対策	127
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、避難収容班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 28 節 行政機関の業務継続体制の整備	131
(各班)	
第 29 節 企業防災の促進	133
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、避難収容班、消防予防班)	
第 30 節 防災対策に関する調査研究	135
(本部班、秘書広報班、環境衛生班、農政班、土木第一班、土木第二班、都市計画班)	
第 31 節 航空災害対策	137
(本部班、秘書広報班、医療対策班、庶務班、避難収容班、都市計画班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班)	
第 32 節 鉄道災害対策	139
(本部班、秘書広報班、庶務班、医療対策班、避難収容班、都市計画班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班)	

第 33 節 道路災害対策	143
(本部班、秘書広報班、庶務班、医療対策班、避難収容班、都市計画班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班)	
第 34 節 放射性物質災害対策	147
(本部班、秘書広報班、医療対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班)	
第 35 節 危険物等保安対策	150
(本部班、秘書広報班、環境衛生班、医療対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 36 節 林野火災対策	156
(本部班、秘書広報班、医療対策班、農政班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 37 節 大規模な火事災害対策	158
(本部班、医療対策班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 活動体制	165
(各班)	
第 2 節 災害対策要員の確保	186
(各班)	
第 3 節 ボランティア対策	193
(福祉救援班、避難収容班)	
第 4 節 自衛隊災害派遣要請	197
(本部班)	
第 5 節 災害応援要請	202
(本部班、福祉救援班、消防総務班、救急指令班)	
第 6 節 交通応急対策	209
(本部班、秘書広報班、庶務班、福祉救援班、商工観光班、農政班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班)	
第 7 節 通信の確保	230
(本部班、秘書広報班、庶務班、調査市民班、避難収容班)	

第 8 節 警報・注意報・情報等の受理伝達	235
(本部班、秘書広報班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、水道対策班、下水道対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 9 節 災害情報等の収集・伝達	245
(本部班、庶務班、調査市民班、水道対策班、下水道対策班)	
第 10 節 災害広報	260
(本部班、秘書広報班、避難収容班)	
第 11 節 消防・救急・救助活動	275
(本部班、秘書広報班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、下水道対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 12 節 水防活動	283
(本部班、秘書広報班、農政班、土木第一班、土木第二班、都市計画班)	
第 13 節 県防災ヘリコプターの活用	285
(本部班、庶務班、商工観光班、農政班、避難収容班、都市計画班、住宅対策班)	
第 14 節 災害救助法の適用	286
(本部班)	
第 15 節 避難対策	291
(本部班、調査市民班、福祉救援班、避難収容班、都市計画班、住宅対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 16 節 食料供給活動	308
(本部班、庶務班、商工観光班、農政班、避難収容班)	
第 17 節 給水活動	315
(秘書広報班、庶務班、福祉救援班、商工観光班、農政班、避難収容班、水道対策班)	
第 18 節 生活必需品供給活動	320
(本部班、秘書広報班、庶務班、商工観光班、農政班、避難収容班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 19 節 要配慮者・避難行動要支援者対策	325
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、医療対策班、避難収容班)	
第 20 節 帰宅困難者対策	347
(本部班、商工観光班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	

第 21 節 応急住宅対策	350
(秘書広報班、調査市民班、環境衛生班、福祉救援班、避難収容班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班)	
第 22 節 医療・救護活動	367
(本部班、庶務班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、避難収容班、都市計画班、住宅対策班、水道対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 23 節 救助活動	377
(本部班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 24 節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬	381
(調査市民班、環境衛生班、医療対策班、都市計画班、住宅対策班、下水道対策班)	
第 25 節 防疫・食品衛生活動	387
(本部班、環境衛生班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、農政班、避難収容班、水道対策班)	
第 26 節 保健活動・精神保健	392
(秘書広報班、福祉救援班、医療対策班)	
第 27 節 清掃活動	397
(調査市民班、環境衛生班、福祉救援班、医療対策班、都市計画班、住宅対策班、下水道対策班)	
第 28 節 愛玩動物等の救護	415
(本部班、環境衛生班)	
第 29 節 災害義援金品の募集配分	416
(本部班、財政会計班、福祉救援班、商工観光班)	
第 30 節 産業応急対策	419
(商工観光班、農政班)	
第 31 節 公共施設の応急対策	423
(庶務班、調査市民班、環境衛生班、福祉救援班、商工観光班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、水道対策班、下水道対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 32 節 ライフライン施設の応急対策	430
(本部班、商工観光班、土木第一班、土木第二班、水道対策班、下水道対策班)	
第 33 節 文教災害対策	439
(避難収容班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	

第 34 節 災害警備活動	451
(本部班、秘書広報班、庶務班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 35 節 航空災害対策	455
(本部班、秘書広報班、庶務班、医療対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 36 節 鉄道災害対策	459
(本部班、秘書広報班、庶務班、医療対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 37 節 道路災害対策	462
(本部班、秘書広報班、庶務班、医療対策班、土木第一班、土木第二班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 38 節 放射性物質災害対策	466
(本部班、秘書広報班、庶務班、医療対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班)	
第 39 節 危険物等災害対策	471
(本部班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 40 節 林野火災対策	475
(本部班、秘書広報班、農政班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 41 節 大規模な火事災害対策	478
(本部班、秘書広報班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 4 章 災害復旧	
第 1 節 復旧・復興体制の整備	481
(各班)	
第 2 節 公共施設災害復旧事業	483
(本部班、庶務班、調査市民班、環境衛生班、福祉救援班、商工観光班、農政班、避難収容班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、水道対策班、下水道対策班、消防総務班)	
第 3 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除	485
(庶務班、財政会計班)	
第 4 節 被災者の生活確保	490
(本部班、秘書広報班、調査市民班、福祉救援班、商工観光班)	

第5節 被災中小企業の振興	500
(商工観光班)	
第6節 農林漁業関係者への融資	503
(農政班)	
第7節 激甚災害の指定	504
(本部班、庶務班)	

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 計画の目的

- 1 各務原市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び各務原市防災会議条例第2条の規定に基づき、各務原市防災会議が作成する計画であって、市・県及び防災関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮し、市の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動における事前措置を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2項 計画の性質

- 1 各務原市地域防災計画は、「一般対策計画」「地震対策計画」「原子力災害対策計画」の3計画をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「各務原市水防計画」とも十分な調整を図る。

なお、市は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

また、この計画は「各務原市防災アセスメント調査報告書」（平成8年3月）、「南海トラフ巨大地震等被害想定調査結果」（平成25年2月 岐阜県）その他の各種調査に基づき市の地域としての災害危険性をふまえて策定するものであり、その限りにおいて、災害に対処するための恒久的な計画であるとする。

- 2 この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、「岐阜県強靱化計画」を指針とする。

このため、市は、国土強靱化に関する部分については、岐阜県強靱化計画の基本目標である、

- ① 市民の生命の保護が最大限図られること
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- 3 この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体等と協力し処理分担すべき事務、業務又は任務を明示するとともに「自らの安全は自らが守る」との基本原則に立ち、市民・事業所の役割までを明示した、総合的かつ基本的な計画である。
- 4 この計画は、各対策項目に関して市の責任担当部を示し、県、防災関係機関、公共的団体及び市民の責任を明確にするとともに、それぞれがとるべき事業もしくは措置の一覧、優先順位、連携・協力の基本方針を示し、事業もしくは活動の施策効果のトータル的な向上を図るための「ものさし」となるべき計画である。
- 5 「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、市及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地

方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途定めることを予定している。

- 6 「一般対策計画」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練、研修を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。
- 7 「一般対策計画」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年度の当初に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各関係機関は、毎年関係のある事項について市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出する。

第3項 計画の構成

「一般対策計画」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、各務原市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期する。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧

第4項 想定する災害

「一般対策計画」の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「一般対策計画」の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識すること。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 航空機事故による災害
- (4) 鉄道事故による災害
- (5) 道路事故による災害
- (6) 原子力事故による災害
- (7) 危険物の爆発等による災害
- (8) 可燃性ガスの拡散
- (9) 有毒性ガスの拡散
- (10) 林野火災による災害
- (11) 大規模な火災による災害
- (12) その他の特殊災害

第5項 他の計画との関係

1 県地域防災計画その他法令に基づく防災業務計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき市域に係る災害から市民（来市者を含む）の生命、身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画並びに岐阜県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

2 各務原市総合計画との関係

各務原市総合計画は、地方自治法に基づき、市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため策定されるものである。現在、各務原市総合計画が平成27年度を初年度とし、西暦2024年を目標年次とする各務原市のまちづくりの基本指針となっている。

市が行う防災に関する施策も当然この各務原市総合計画に基づき実施されており、前期基本計画における基本目標6「いつまでも住み続けたい安全・安心のまち（防災・防犯）」のうち、分野1「防災体制」、分野2「消防・救急」がそれにあたる。しかし、現代の災害のあり様は年々変化しており防災所管部の行う、狭義の防災施策だけでは、その目標である「住民の生命・身体・財産の保護」を十分に達成することは困難である。市の各部や各関係機関、事業所、市民が一体となって行うトータルな「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」によりはじめて達成できるといえる。そうしたことを背景として地域防災計画と各務原市総合計画との関係を整理すると、おおよそ次のようになる。

——— この計画と各務原市総合計画との関係 ———

- この計画は、各務原市総合計画に定められた防災施策、防災関連施策はもちろん、その他の分野の施策もふくめて「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」の観点から体系化したものである。
- 各務原市総合計画が行政施策に関する計画であるのに対し、この計画は、市域における、あらゆる個人及び機関の安全と財産を守るという限りにおいて、市、事業所及び個人の果たすべき役割について規定する。

第6項 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年（4月1日現在）検討を加え、必要があると認めるときはこれを市防災会議において修正する。したがって、各対策担当部並びに防災機関は関係のある事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要する事項についてはそのつど市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を市防災会議（事務局：市長公室防災対策課）へ提出しなければならない。

第7項 計画の用語

「一般対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (2) 県支部とは、岐阜県災害対策本部の支部をいう。

- (3) 市本部とは、市災害対策本部をいう。
- (4) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (5) 市計画とは、市地域防災計画をいう。
- (6) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (7) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部の支部長をいう。
- (8) 市本部長とは、市災害対策本部長をいう。
- (9) 災対法とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (10) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。
- (11) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- (12) 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 方針

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

第2項 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

5 市民

大規模災害発生の場合、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第3項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 各務原市防災会議及び各務原市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災都市づくり事業の推進
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (5) 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、整備

- (6) 市域にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導
- (7) 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施
- (8) 防災に関する調査研究
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査
- (10) 市域にある市民等への避難の勧告、指示及び誘導
- (11) 市域にある市民等への災害時広報及び災害相談の実施
- (12) 消防、水防その他の応急措置
- (13) 被災者の救護救助その他の保護
- (14) 緊急道路及び緊急輸送の確保
- (15) 被災した市施設・設備の応急復旧
- (16) 災害時における清掃・防疫その他の保健衛生に関する措置
- (17) 災害時における応急教育及び社会福祉施設入所者保護
- (18) 管内の関係防災機関が実施する災害応急対策の調整
- (19) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置
- (20) 被災者の生活確保
- (21) 民生の安定及び社会経済活動の早期安定
- (22) 施設及び設備の災害復旧
- (23) 被災産業に対する融資等の対策
- (24) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

2 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 市が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

① 県岐阜地域防災係

- (1) 支部内の連絡、調整
- (2) 災害関係職員の動員、派遣
- (3) 気象情報の伝達等
- (4) 庁舎その他財産の災害に関すること

- (5) 消防に関すること
 - (6) 自衛隊の災害派遣
 - (7) 市町における災害対策の指導又は連絡、調整
 - (8) 災害時における清掃及び清掃施設の対策
 - (9) 災害時における下水道終末処理施設に関すること
 - (10) 災害救助用物資の確保についての協力
 - (11) 災害対策用舟艇に関すること
 - (12) 電力、ガス等の災害復旧
 - (13) 緊急輸送車両確認証明書の交付
 - (14) 災害活動に協力する婦人会の連絡及び調整
 - (15) 災害救助法に関すること
 - (16) 国民健康保険関係の災害対策
 - (17) その他社会福祉関係の災害対策
 - (18) 商工業関係の災害対策
- ②岐阜県税事務所
- (1) 災害に伴う県税の減免
 - (2) 他班の実施事項の応援のための県税関係職員の動員
- ③岐阜保健所
- (1) 災害時における医療、助産
 - (2) 災害時における飲料水に関すること
 - (3) 災害時における防疫
 - (4) 庁舎その他財産の災害対策
 - (5) 災害時における広域火葬計画
 - (6) その他保健衛生関係の災害対策
- ④岐阜農林事務所
- (1) 農務関係の災害対策
 - (2) 畜産関係の災害対策
 - (3) 蚕業関係の災害対策
 - (4) 林務関係の災害対策
 - (5) 土地改良事業の災害対策
 - (6) 治山・林道事業の災害対策
 - (7) 災害時における農業改良の対策
- ⑤病虫害防除所
- (1) 災害時における病虫害の防除
- ⑥中央家畜保健衛生所
- (1) 災害時における家畜の防疫、診断
 - (2) 庁舎その他財産の災害対策
 - (3) その他家畜保健衛生関係の災害対策
- ⑦岐阜土木事務所
- (1) 水防の全般に関すること
 - (2) 交通不能箇所の調査及びその対策
 - (3) 庁舎その他財産の災害対策

(4) その他土木関係の災害対策

⑧岐阜・西濃建築事務所

- (1) 公営住宅の災害対策
- (2) 被災者に対する国庫資金の融資
- (3) 災害救助用仮設住宅の建設及び住宅応急修理についての協力
- (4) その他災害対策

⑨岐阜教育事務所

- (1) 災害救助用教科書等支給についての協力
- (2) 災害活動に協力する青年団、学校生徒等の連絡及び調整
- (3) 学校、公民館等に避難所等を開設することについての協力
- (4) その他教育関係の災害対策

⑩各務原警察署

- (1) 警察関係の災害対策
- (2) 警察通信による災害救助、水防等の協力

3 指定地方行政機関

(1) 中部管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整
- イ 他管区警察局及び管区内防災機関との連携
- ウ 管区内各県警察の相互援助の調整
- エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
- オ 情報の収集及び連絡

(2) 東海財務局岐阜財務事務所

- ア 立会関係
 - a 公共土木、農林水産業、公立文教、公営住宅等法律補助による災害復旧事業費査定立会
 - b その他予算補助による災害復旧事業費査定立会
- イ 証券関係
 - a 届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請
 - b 有価証券喪失時の再発行手続きの協力要請
 - c 預かり有価証券の売却及び解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請
- ウ 融資関係
 - a 地方公共団体の災害復旧事業債の融資
 - b 地方公共団体に対する短期資金の融資
- エ 金融関係
 - a 災害関係の融資に関する措置の要請
 - b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請
 - c 手形交換、休日営業等に関する措置の要請
 - d 生保及び損保保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置の要請
 - e 営業停止等の対応に関する措置の要請
- オ 国有財産関係
 - a 災害の応急措置又は地震防災応急対策の用に供する財産の無償貸付又は使用許可
 - b 激甚指定を受けた地域の学校施設（小学校、中学校又は特別支援学校）の用に供する財

産の無償貸付

- c 災害の防除又は復旧を行う者に対する条件付売払又は貸付
- d 被災を受けた貸付財産の貸付料の減額
- e 普通財産の被害状況の把握、現地調査
- f 県内未利用地の情報提供
- g 被災債務者に対する履行期限を延長する特約措置

(3) 東海農政局

- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集
- ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導
- エ 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導
- カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置
- キ 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等
- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導
- ケ 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握
- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

(4) 中部森林管理局（岐阜森林管理署）

- ア 国土保全事業の推進
 - a 治山事業の充実
 - b 保安林の整備とその適正な管理
- イ 災害予防対策
 - a 森林施業の防災措置
 - b 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策
 - c 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策
 - d 国有林野の火災防止対策
- ウ 災害応急対策
 - a 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣
 - b 災害応急又は災害復旧用資機材の貸付
 - c 災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給
- エ 災害復旧対策
国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧

(5) 中部経済産業局

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 電力及びガスの安定的な供給の確保
- ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整
- エ 被災中小企業に対する資金の融通等の措置
- オ 生活必需物資、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給の確保

- (6) 中部近畿産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の施設の保安確保指導
 - イ 鉱山に関する災害防止対策の指導及び監督
 - ウ 鉱山に関する災害発生時における規模に応じた鉱務監督官の現地派遣及び適切な応急対策に関する指導
- (7) 中部運輸局
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 船舶の調達のあっせん及び特定航路への就航勧奨
 - ウ 円滑な港湾荷役実施のための必要な指導
 - エ 船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
 - オ 特に必要と認めるときの船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導、監督
 - ク 自動車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導
 - ケ 関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
 - コ 特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置
 - サ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣
- (8) 岐阜地方気象台
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (9) 東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
 - エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
 - オ 非常通信協議会の運営
 - カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
- (10) 岐阜労働局
 - ア 事業場における労働災害の防止
 - イ 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備
 - ウ 悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保

- エ 救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止
- オ 労働保険料等の納付猶予の措置
- (11) 中部地方整備局（木曾川上流河川事務所、岐阜国道事務所）
 - ア 災害予防
 - a 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - b 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - c 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - d 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画、指導及び事業実施
 - e 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - f 洪水予警報や道路情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
 - g 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有
 - イ 初動対応
 - 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施。
 - ウ 応急・復旧
 - a 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - b 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
 - c 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
 - d 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
 - e 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
 - f 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - g 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
 - h 所管施設の緊急点検の実施
 - i 情報の収集及び連絡
 - j 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画、指導及び事業実施
 - k 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ、各災害対策車両等を被災地域支援のために出動
- (12) 中部地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 災害時における廃棄物に関すること

4 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施

- (5) 災事情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における緊急通話の取扱い
 - ウ 被災施設の調査と復旧
- (2) 日本赤十字社岐阜県支部
 - ア 医療、助産、保護の実施
 - イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ウ 義援金の募集配分
- (3) 中部電力株式会社
 - ア 電力施設等の整備と防災管理
 - イ 災害時の電力供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (4) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 電気通信施設及び電力施設の整備
 - ウ 列車の運転規制に係る措置
 - エ 迂回輸送等輸送に係る措置
 - オ 列車の運行状況等の広報
 - カ 鉄道施設等の応急復旧
 - キ 鉄道施設等の災害復旧
- (5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資及び要員、輸送の確保
 - ウ 被災地の交通の確保
- (6) 中日本高速道路株式会社
 - ア 中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理
 - イ 被災施設の調査と復旧
- (7) 独立行政法人水資源機構
 - ア 水資源機構施設の整備と防災管理
 - イ 被災施設の調査と復旧
- (8) 日本放送協会
 - ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 放送施設の保守
- (9) 日本郵便株式会社
 - ア 災害時における郵便業務の確保

郵便の運送、集配の確保

- イ 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施
 - a 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - b 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分
 - c 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除
 - ウ 郵便局の窓口業務の維持
- (10) 東邦ガス株式会社
- ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧

6 指定地方公共機関

- (1) 岐阜県LPガス協会
 - ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
 - エ 災害時のガスの貯蔵及び輸送の保全
 - オ 加盟店各事業との連絡調整
- (2) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び要員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 岐阜県トラック協会
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策要員、輸送の確保
 - ウ 被災地の交通の確保
- (4) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、一般社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社
 - ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 社会事業団等による義援金の募集、配分
- (5) 岐阜県土地改良事業団体連合会、土地改良区
 - ア 農業用ため池等の施設の設備と防災管理
 - イ たん水防除施設の整備と防災管理
 - ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (6) 岐阜県水防協会、水防管理団体

- ア 水防施設、資材の整備と防災管理
- イ 水防計画の策定と訓練
- ウ 被災施設の調査と災害復旧
- エ 市の行う防災活動に関する協力
- (7) 岐阜県医師会、岐阜県病院協会、岐阜県歯科医師会、岐阜県薬剤師会
 - ア 医療及び助産活動の協力
 - イ 防疫その他保健衛生活動の協力
 - ウ 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
- (8) 岐阜県看護協会
 - 看護師派遣の協力
- (9) 岐阜県社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
- (10) 全岐阜県生活協同組合連合会
 - 物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
- (11) 日本水道協会岐阜県支部
 - ア 災害による水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (12) 日本下水道協会岐阜県支部
 - ア 災害による下水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (13) 岐阜県環境整備事業協同組合
 - ア 被災地域の清掃等
 - イ 無償による災害一般廃棄物の収集運搬
- (14) 岐阜県建設業協会
 - ア 被災住宅の応急修理
 - イ 被災者の救出支援
 - ウ 道路、河川、その他の施設の応急復旧
 - エ 緊急輸送道路の確保のための措置
- (15) 岐阜県警備業協会
 - ア 災害時における交通誘導業務
 - イ 避難場所等の警戒活動
- (16) 岐阜県バス協会
 - 災害時における自動車による要員の緊急輸送

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合、森林組合等
 - ア 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ 農産物の災害応急対策についての指導
 - ウ 被災農家に対する融資又はあつせん

- エ 農業共同利用施設の被害応急対策及び復旧
- オ 飼料、肥料等の確保又はあっせん
- (2) 病院等管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における病人等の収容及び保護
 - ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (3) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
 - イ 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
 - ウ 災害時における高齢者、障がい者等のための専用避難所の提供
- (4) 市社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
 - ウ 義援金品の配分
 - エ 市による生活福祉資金貸付資金の融資
- (5) 各務原市土木防災協会、各務原市土木研究会、各務原市新土木組合、各務原市建築工業協同組合、グリーンパーク推進協会
 - ア 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力
 - イ 倒壊住宅等の撤去の協力
 - ウ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力
 - エ 倒壊公共樹木の復旧、処理の協力
 - オ その他災害時における復旧活動の協力
 - カ 加盟各事業者との連絡調整
- (6) 各務原市国際協会
 - ア 市が行う外国人救援活動への協力
 - イ 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布への協力
- (7) 各務原市赤十字奉仕団、福祉関係団体等
 - ア 市が行う要配慮者救援活動への協力
 - イ 会員との連絡調整の協力
 - ウ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力
- (8) 各務原市医師会
 - ア 医療及び助産活動
 - イ 防疫及び遺体の検案の協力
 - ウ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
- (9) 自治会、自主防災組織、PTA等地域団体、NPO及びボランティア
 - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力
 - イ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力
 - ウ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力
 - エ 自主防災活動の実施
- (10) 共同募金会
 - 義援金品の募集、配分
- (11) 商工会議所

- ア 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
 - エ 被災者に対する炊き出し及び支援
 - オ 加盟各事業者との連絡調整
- (12) 金融機関
被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (13) 学校法人
- ア 避難施設の整備と避難等の訓練
 - イ 被災者における教育の対策
 - ウ 被災施設の災害復旧
 - エ 災害時における施設利用者の保護
 - オ 災害時における地域住民の一時避難への協力
 - カ 市が行う応急教育活動への協力
- (14) 各務原地区防犯協会、各務原地区交通安全協会
- ア 災害危険箇所、異常現象等を発見した場合、市、警察署、消防署等へ連絡通報すること
 - イ 災害時の交通規制、防犯対策の協力
 - ウ その他災害応急対策の業務の協力
- (15) 高圧ガス取扱機関
- ア 高圧ガスの防災管理
 - イ 災害時における高圧ガスの供給
- (16) 危険物・有害物等保管施設の管理者
安全管理の徹底及び災害防護施設の整備
- (17) ガソリン等危険物取扱機関
- ア ガソリン等危険物の防災管理
 - イ 災害時におけるガソリン等の供給
- (18) 火薬類保管施設の管理者
安全管理の徹底及び災害防護施設の整備
- (19) 各務原市管工事協同組合
- ア 災害による水道施設被害の調査報告と復旧活動の協力
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
 - エ 加盟各事業所との連絡調整
- (20) ゴルフ場経営者
- ア 災害時における防災情報通信機能の確保
 - イ 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動
- (21) 医薬品供給機関
災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

第4項 市民等の基本的責務

1 市民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力し平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、国、公共機関、県等が行っている防災活動、災害応急対策、災害復旧対策に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めることなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

また、市及び県が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、地域全体の公共的福利の向上に努める。

第3節 市の概況

第1項 自然的条件

1 位置

(1) 位置

市は、岐阜県の南部、濃尾平野の北部に位置し岐阜市の中心部へ約8 km、中部経済圏の中心名古屋市から約30 kmの圏内にある。

(2) 緯度、経度

各務原市役所（那加桜町1丁目69番地）の緯度、経度は次のとおりである。

東 経	1 3 6 ° 5 1 ' 0 5 ''
北 緯	3 5 ° 2 3 ' 4 4 ''

(3) 近隣市町

各務原市の近隣市町は、次のとおりである。

東	加茂郡坂祝町、愛知県犬山市
西	岐阜市、羽島郡笠松町・岐南町
南	愛知県一宮市・江南市・丹羽郡扶桑町
北	岐阜市、関市

2 面積、ひろがり及び標高

市の面積、ひろがり及び標高は、次のとおりである。

(1) 市の面積、ひろがり及び標高

面 積	ひろがり		標 高	
	東西	南北	最高	最低
87.81 km ²	15.00 km	10.00 km	385.1 m	7.0 m

(2) 小学校区別面積

(単位：ha)

	尾崎	那加一	那加二	那加三	蘇原一	蘇原二
面積	183.60	673.20	228.80	155.40	834.00	147.10
	中央	各務	鵜沼一	鵜沼二	鵜沼三	緑苑
面積	453.60	1,574.50	570.70	270.10	308.60	131.70
	八木山	陵南	稲羽東	稲羽西	川島	
面積	392.80	394.70	532.70	729.50	802.00	

3 地形、地質

市は、濃尾平野の北東部に位置する。ここは、木曾川の濃尾平野への出口にあたり各務原市の南側には半径12 kmに及ぶ犬山扇状地が形成されている。この犬山扇状地の北端を木曾川が西に向かって流れ、市はその北岸に沿って東西に広がる。市の範囲は、東西約15 km、南北約10 kmであり、面積は87.81 km²である。

市の地形は北から中・古生層よりなる美濃山地、境川の流れる沖積低地、各務原台地、中・古生層の残丘状小山、木曾川の流れる濃尾平野北東縁が配列し、大きく5つのほぼ東西に延びる地

形単元に分けられる。

市の山地部は、中・古生層からなり標高 300 m 程で市北部から東部にかけて、尾根筋が連続している。この山地の一部には大規模な住宅団地の造成による切土、谷埋盛土による人工改変地が形成されている。古くからの集落は、山地と山地の間の谷間に小規模に分布する。

市の中心部は各務原台地と呼ばれる中位段丘で構成されている。東西約 10 km、南北 2～3 km にわたって分布しており、台地面の標高は西端で約 20 m、東端で約 60 m、勾配は東西方向で 3/1000 である。台地面は開析されており、浅い谷、凹地がいくつか形成されている。

この台地の周辺には、この台地面よりやや標高の低い地形面が分布しており、特に台地の北西側と東側に広く分布している。

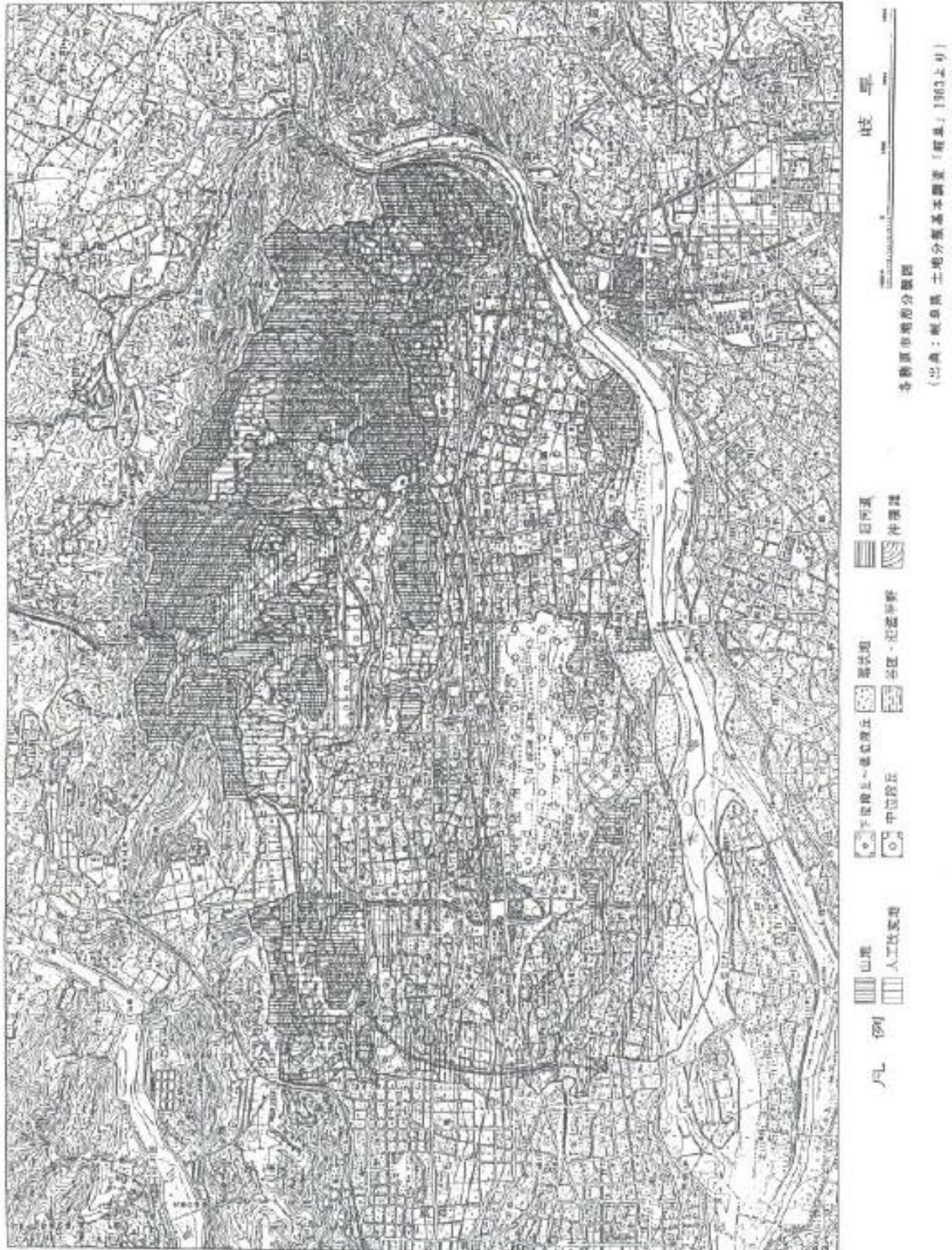
台地の南側から南西側にかけては、木曾川によって形成された新しい扇状地（犬山扇状地）が分布し、古い集落はこの扇状地の微高地に立地している。微高地間には、木曾川の旧河道が網目状に分布している。台地の北側の山地との境界付近には、境川が流下し台地の一部を侵食しながら西方に向かって沖積低地を形成している。

また、川島地区は木曾川の中州にある大小 2 島からなり、台地の南側同様に犬山扇状地内に位置している。沖積時代最後の堆積層とみなされ、砂礫層、粘土層と礫・丸石などを交えた地層の上を、土砂質の土壌で覆われている。

※ 地質平面図

(資料編資料 1)

各務原市地形分類図（岐阜県土地分類基本調査「岐阜」1983による）



4 気象

各務原市の気象は東海型気候区に属しており、夏季は南東風の傾向にあり温暖多湿、冬季は北西風の傾向にあり降水量が少ないのが特徴である。

気 象 概 況

区分	気 温 (°C)			湿度 (%)	平均風速 (m/s)	降水量 (mm)	
	平均	最高	最低	平均		積算	月平均
平成 13	15.8	39.5	-3.4	73.3	1.3	1,365.5	113.8
14	15.7	37.8	-3.1	78.5	1.1	1,275.5	106.3
15	15.9	36.8	-5.1	76.5	0.9	1,905.0	158.8
16	16.8	38.6	-3.7	61.9	0.8	1,962.0	163.5
17	16.1	37.5	-3.6	73.4	0.6	1,232.0	102.7
18	16.1	37.5	-5.0	77.6	1.3	1,527.5	127.3
19	16.5	38.9	-1.5	75.0	3.0	953.5	79.5
20	16.2	38.2	-4.0	73.8	2.2	1,440.0	120.0
21	16.7	37.5	-3.1	72.0	2.3	1,604.6	133.7
22	16.5	34.5	-3.7	75.5	2.2	2,009.5	167.5
23	16.1	37.3	-3.4	73.5	2.3	1,539.5	128.3
24	15.8	37.3	-5.9	75.0	2.3	1,591.0	132.6
25	16.1	38.5	-3.1	69.3	2.1	1,597.0	133.1
26	15.8	37.5	-3.6	70.5	2.2	1,589.0	132.4
27	16.4	38.6	-3.7	74.6	2.1	2,035.0	169.5
28	16.7	38.4	-4.8	71.9	2.1	1,709.0	142.4
29	15.6	36.3	-3.5	65.6	2.1	1,646.0	135.5
30	17.9	42.1	-4.8	61.2	2.2	1,768.5	147.4

注：観測地点は消防本部

資料：各務原市消防本部

昭和 50 年以降の気温変化 (平均気温 °C)

昭和 50	15.2	平成 17	16.1
昭和 55	14.9	平成 18	16.1
昭和 60	15.4	平成 19	16.5
平成 2	16.1	平成 20	16.2
平成 7	15.0	平成 21	16.7
平成 8	14.9	平成 22	16.5
平成 9	15.9	平成 23	16.1
平成 10	17.1	平成 24	15.8
平成 11	16.3	平成 25	16.1
平成 12	16.1	平成 26	15.8
平成 13	15.8	平成 27	16.4
平成 14	15.9	平成 28	16.7
平成 15	15.7	平成 29	15.6
平成 16	16.8	平成 30	17.9

資料：各務原市消防本部

第2項 社会的条件

1 人口

(1) 人口と世帯

市の総人口は、平成27年国勢調査において前回調査から914人減少し、144,690人となった。これは、市制施行当時（昭和38年4月1日 59,210人）の2.4倍であり、岐阜県内第3位の人口である。人口増大の要因は、昭和40年代から50年代にかけての大規模団地の建設による人口増加と、平成16年11月1日の川島町との合併によるものである。また人口増加率は、昭和50年から55年にかけての21.8%を最高として、団地内の人口定着が完了したこと、少子高齢化の影響などから、初めてマイナス（0.6%）となった。

一方、世帯数は、平成27年国勢調査において53,470世帯であり、人口の減少に反して1,509世帯増加した。平均世帯人口は、昭和50年に4人を割り、それ以降も引き続き減少しており、平成17年には3人を割り核家族化の傾向がより顕著となっている。また独居老人世帯・単身者世帯の増加が見られる。

人口	世帯数	人口密度（人/km ² ）	1世帯あたり人口
144,690人	53,470世帯	1,648人	2.7人

資料：平成27年国勢調査

※ 小学校区別人口関連指標

（資料編資料 2）

(2) 就業者・通学者別流入・流出人口

人口は減少傾向に転じたが、平成27年度の流入・流出人口はともに平成22年度より増加した。また、改善されてはいるものの、流出入人口差は、依然として流出超過である。

年	流入人口			流出人口			流出超過数		
	就業者	通学者	総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者	総数
平成12年	18,726	2,357	21,083	29,745	4,540	34,285	11,019	2,183	13,202
平成17年	21,570	1,543	23,113	32,467	4,710	37,177	10,897	3,167	14,064
平成22年	23,062	1,717	24,779	32,574	4,860	37,434	9,512	3,143	12,655
平成27年	24,737	1,706	26,443	31,098	4,800	35,898	6,361	3,094	9,455

年	夜間人口	昼間人口	夜間人口比
平成12年	131,991	118,908	90%
平成17年	144,174	130,110	90%
平成22年	145,604	135,699	93%
平成27年	114,690	135,235	94%

（各年10月1日現在 平成12年は旧川島町分を含まない）

2 交通

(1) 道路

市の道路網は、広域幹線である国道21号が市中央部を東西方向に貫通し、また南北方向は、主要地方道江南関線によって関市方面と名古屋市方面が結ばれ、これを主軸として形成されている。

なお、東海北陸自動車道が日本海側地域と太平洋側地域を結ぶ全国高速道路ネットワークの

重要幹線道路として全線供用開始されている。

(2) 鉄道

市の鉄道は、JR高山線と名鉄各務原線が市域中央部を東西に並行して走り、岐阜市、名古屋市など沿線各都市を結ぶ地域間交通の大量輸送機関として重要な役割を果している。JR高山線は4駅、名鉄各務原線は12駅を市内にもつ基幹交通となっている。

第3項 風水害等

1 水害について

市域では、木曾川・新境川・大安寺川の破堤等の外水氾濫により、たびたび大きな被害を受けている。市域を流れる天神川、大安寺川、新境川及び支川は河幅がせまく、河底が浅いこともあり、出水時には氾濫しやすい状況にある。

内水氾濫は、災害履歴上も明らかなおおりに、台風や豪雨時にたびたび発生している。谷底低地において発生する場合もあるが、台地部の浅い谷、凹地沿いに発生する場合がある。河川改修により氾濫の危険度が下がった地区もあるが、未改修のため危険度の高い地区が残されている。

なお、国土交通省中部地方整備局が平成23年3月に「木曾川水系浸水想定区域図」を発表している。これによると、2日間の総雨量が295mm（概ね200年に1回程度起こる大雨）の場合における木曾川氾濫時には、川島地区の一部が「浸水深5.0m以上の区域」に入るものと想定されている。

また、長良川については、12時間の雨量が243mm（概ね100年に1回程度起こる大雨）の場合における長良川氾濫時には、市北西部の一部が「浸水深2.0m～5.0m未満区域」に入るものと想定されている。

- ※ 各務原市洪水ハザードマップ (資料編資料 3)
- ※ 各務原市の災害履歴 (資料編資料 4)
- ※ 各務原市の河川 (資料編資料 5)
- ※ 重要水防箇所 (資料編資料 6)

2 土砂災害について

市域における土砂災害発生の危険性のある地域については、美濃帯中・古生層よりなる山地部及び各務原層よりなる各務原台地縁辺部（段丘崖）があげられる。平成24年3月と8月、平成27年3月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、土砂災害のおそれがある区域を「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」、土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域が「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」として指定された。

このほか、土砂災害の発生する可能性のある箇所については、岐阜県林政部、各務原市消防本部により次のとおり調査がなされている。土砂災害のタイプとしては、山地部を含めて急傾斜地における落石・崩壊、溪流部における土石流が想定される。

区 分	指定箇所数	指定者
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	171	岐阜県知事
急傾斜地の崩壊	114	
土石流	57	
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	149	岐阜県知事
急傾斜地の崩壊	113	
土石流	36	

区 分	調査箇所数	指定者
山地災害危険地区調査	43	岐阜県林政部
山腹崩壊危険地区	22	
崩壊土砂流出危険地区	21	
各務原市消防本部急傾斜地調査	16	各務原市消防本部
西部方面消防署（尾崎出張所）管内	8	
西部方面消防署南出張所管内	1	
東部方面消防署（みどり坂出張所）管内	5	
東部方面消防署北分署管内	2	

「各務原市防災アセスメント業務調査報告書」では、これらの危険箇所のうち現地調査等さらに調査すべき箇所を28箇所選定し、危険度判定を実施している。

その結果は、以下のとおりである。

区 分	箇所数	備 考
Aランク	9	中・古生層 6箇所 各務原層 3箇所
Bランク	6	中・古生層 6箇所
Cランク	13	中・古生層 13箇所

- ※ 各務原市土砂災害ハザードマップ
- ※ 各務原市の災害履歴 (資料編資料 4)
- ※ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (資料編資料 7-1)
- ※ 災害危険箇所一覧表（市消防本部） (資料編資料 7-2)
- ※ 山地災害危険地区 (資料編資料 7-3)

第4節 防災ビジョン

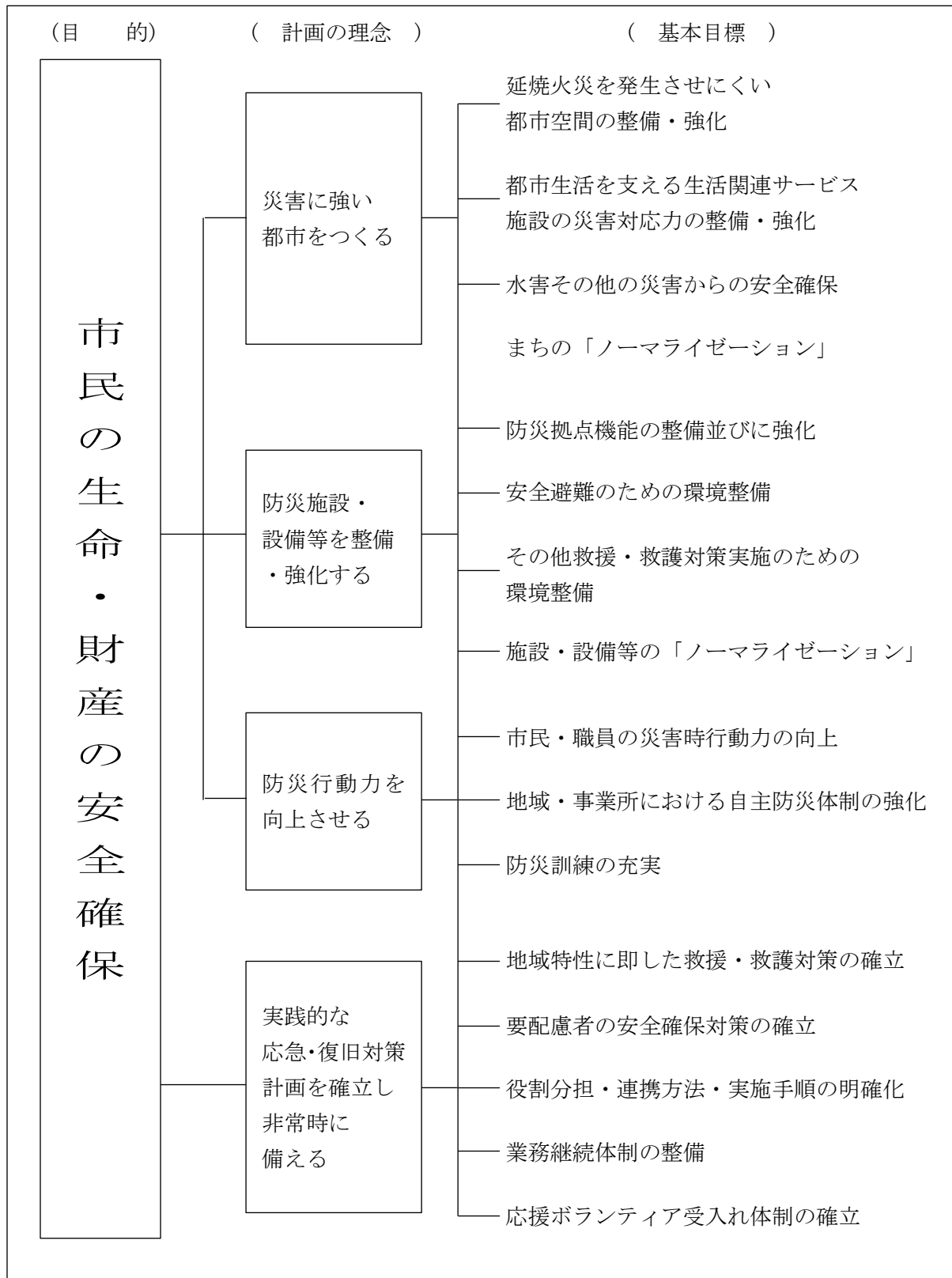
1 計画の理念

市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた地域防災計画策定及び新計画運用の指針として、以下の4点を計画の理念とする。

<p>————— 計 画 の 理 念 —————</p> <ol style="list-style-type: none">1 災害に強い都市をつくる2 防災施設・設備等を整備・強化する3 防災行動力を向上させる4 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える
--

2 基本目標・施策の大綱

市民の生命・身体及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標・計画の目的及び理念の関係は、次のとおりである。



3 基本目標のあらましや背景等

以下に示す基本目標は、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき達成状況の見直しを行いつつ実現に向けて市民と行政が一体となって取り組まれるべきものとして位置づける。

災害に強い都市をつくる

(1) 延焼火災を発生させにくい都市空間の整備・強化

都市化の進展により生活の便利さが増大した反面、災害に対する潜在的脆弱性もまた増大している。これまでの被災地の災害経験を見ても、電気供給の停止は、それ自体による様々なサービス機能の低下をまねくだけでなく、上水道をはじめとするその他の生活関連施設のサービス機能をも同時に停止させてしまう。上水道の供給停止は、飲料水だけでなく、病院機能を維持するための上水の供給停止を意味するものであり、直接的・間接的に市民の生命の維持を脅かす。また、災害発生直後に電話が、輻輳状態になることは通例となっており、電話の不通は、防災機関相互の連絡を著しく制約し迅速・適切な応急対策活動の実施を困難にするのみならず、それにより維持されてきた都市におけるコミュニケーション活動の停滞をまねき、社会秩序の混乱・不安定化を助長させる。いわゆる都市型災害の発生を最小限度に留めるため、生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化について改めて考える必要がある。

(2) 水害その他の災害危険からの安全確保

河川施設・下水道（雨水施設）・治山施設等の安全性を強化するとともに、雨水流出抑制のためのさまざまな施策を総合的に組み合わせた治水・治山対策を推進し、水害や土砂災害に対して強い都市づくりを進める必要がある。

(3) まちの「ノーマライゼーション」

一般的に高齢者や乳幼児の災害時における自衛行動力は、その他の年齢層の市民に比べ、体力や判断力の点で、やや不十分であると想定される。障がい者や日本語を理解しない外国人も、自らの安全を確保するためには、家族や周囲の人々の介助支援が必要となる。

しかし災害発生時の混乱した状況のなかで、事前の準備なしに「介助支援」が常に期待できるわけでない。また最悪の場合、他人の介助支援が全くなしのケースも想定しないわけにはいかない。まちづくり計画のなかで事前にやっておけること、コミュニティの活性化を計画的に進める中で、まちの「ノーマライゼーション」（要配慮者の安全確保のための環境整備）を進めていかなければならない。

防災施設・設備等を整備・強化する

(1) 「防災拠点機能の整備並びに強化」

災害時には、市庁舎に災害対策本部を速やかに設置し、防災関係機関との連携を保ちながら、救援・救護活動や応急復旧活動を行う体制を確立する必要がある（「集中防御」体制）。そのためには、市庁舎や防災関係機関の施設が大きな損傷を被り、対策本部としての機能をマヒさせることがないように、十分な災害対策を講じておく必要がある。また、市の自然的、社会的地域防災特性をふまえたとき、発災直後の混乱の中で迅速に対応するためには、各自・各地域が小学校等のコミュニティ拠点施設や防災関係機関の出先機関等を中心拠点として独力で事態に対処（「分散防御」）し得る体制があわせて整備される必要がある。

「分散防御」と「集中防御」の両面にわたりバランスのとれた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となるにふさわしい施設・設備等が整備・強化されていなければならない。

(2) 「安全避難のための環境整備」

広域的な延焼火災や木曾川・新境川・大安寺川堤防の決壊等の非常災害が発生しても、緊急に難を避け生命の安全を確保することができるよう、避難道路を整備し適切な範囲内に一時的に退避するためにふさわしい場所を整備する必要がある。また、非常時において混乱を最小限にとどめながら適切に避難するための誘導體制の整備や救助用資機材等の備蓄を行うとともに、避難行動力の不十分な、いわゆる要配慮者が適切に避難できるような介助体制もあわせて確立されなければならない。さらに、被災者が生活再建するまでの間一時的に生活するための場として、避難所が設置・整備されなければならない。

(3) 「その他救援・救護対策実施のための環境整備」

広域かつ同時多発的な災害が発生し、対策実施能力を大きく上回る被害状況の中では、優先すべき順位を明確にした活動計画が確立される必要がある。

迅速で適切な救援・救護対策を実施するためには、第一に災害対策要員や資機材の輸送が適切に行われる必要がある（「緊急輸送環境の整備」）。第二により多くの人命の救助、重傷患者の優先救護を第一原則とした「救急・救助体制」、「災害時医療体制」等の整備が必要となる。第三に平常時において、様々な介護介助サービスを受けている高齢者・障がい者・乳幼児・病弱者・人工透析患者等に対し緊急時におけるサービスの停止もしくは低下を最小限にとどめるために必要な「要配慮者等の安全環境整備」が必要となる。

また、「給水体制」「ごみ処理体制」「し尿処理体制」「災害時『住』対策」「災害時学校教育対策」「備蓄体制」など、被災した市民の一日も早い生活再建を支援するための救援・救護対策を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ相応の環境整備が行われなければならない。

(4) 施設・設備等の「ノーマライゼーション」

避難所・医療救護所その他の救援・救助活動の拠点となる施設や設備等の整備・強化を進める上でも、「ノーマライゼーション」（要配慮者の安全確保にも配慮した施設・設備等の整備）の適用・徹底が行われなければならない。例えば、避難所となる施設においては、段差の解消、洋式トイレの設置、手摺の設置等の配慮が行われなければならない。

防災行動力を向上させる

(1) 市民・職員の災害時行動力の向上

不測の事態に際しても、自らの安全を自ら確保し、被害を最小限度にとどめるためには、まず、市民一人ひとりの災害に対する認識を深め、混乱からいつときも早く立ち直り、家族や弱い人の安全を守るために、自らリーダーシップをとり地域としての防災行動力を最大限発揮させようという意欲と体力とを堅持する必要がある。また、市並びに市域を所管する防災関係機関の職員は、災害発生直後から県・国・他自治体等の応援部隊が到着するまでの2～3日間については、一人ひとりが2人分、3人分の活動を担わざるを得ない。また、必ずしも精通していない任務であっても臨時的に代行せざるを得ない。対策本部の要員としての職責を果たすためには、災害時に際して、臨機応変に行動できるだけの、幅広い知識と技術、そして体力を普段から養っておかなければならない。

(2) 地域・事業所における自主防災体制強化

どんなに知力のある者でも、パニック化した集団の中では自らの冷静さを保つことは難しい。どんなに体力のある者でも、災害時に負傷すれば周囲の人々の援助を必要とする。いつ、いか

なる事態が発生するか、また、誰が援助を必要とする立場に置かれるか、それは分からない。しかし、災害が発生した場合、地域や事業所において、建物に何らかの被害が生じ、誰かが必ず負傷することは避けられないと想定されている。助け合いは、いわば万一のための保険であり、人々が他人を思いやることで冷静さを取り戻し、パニックの発生を未然に防止する「仕掛け」ともなることが期待される。

(3) 防災訓練の充実

不測の事態に際しても、一時の混乱からいち早く立ち直り、被害を最小限度にとどめるため、市、防災関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できるだけの「実践的な防災訓練」が実施される必要がある。また、防災訓練は、様々な事態を想定して立てられたはずの応急対策計画やその他の活動用マニュアルが真に実際の使用に役立つものかどうか、試される場ともなる。計画の不足を発見しさらに実際的な計画となるよう磨くためにも、実際的な防災訓練が実施される必要がある。

実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

(1) 地域特性に即した救援・救護対策の確立

災害による被害は、市内の全域において一様に生ずるわけではない。それぞれの地域の自然的・社会的特性に即した多様な生じ方をする。不特定多数の人が集まるスーパーや他の大規模店舗周辺では、パニックや火災の発生が懸念される。高層住宅では、電気の停止により様々な設備がマヒし、予想もつかないような救援・救護対策が要請されるかもしれない。また、隣接する市町との境界部地域においては、市の対策拠点よりもむしろ隣接する市町の施設の方が距離的にも対策実施能力的にもより適切に対処できる場合もある。

橋りょうが損壊し通行が困難になった場合には、市本部からの救援が駆けつけるまでの間、地域単独で応急的な対応を考えざるを得ない。以上のような観点からも、各地域の置かれた、あるいはもっている自然的・社会的特性をふまえた救援・救護対策の必要性が指摘される。

(2) 要配慮者の安全確保対策の確立

災害発生時の混乱した状況の中で、高齢者や障がい者、日本語を理解しない外国人といった介助支援が必要な人々の安否確認は忘れられがちである。平常時においては、福祉分野に携わるボランティア組織や行政機関が相当の体制を確立しているにもかかわらず、非常時においては必ずしも適切な安全確保対策が講じられなかった。これは、従来災害救助活動の中心的役割を福祉部門が担当する慣行があり、しかも、地域防災計画上「要配慮者の安全確保対策」に関するとりきめがなかったためである。そのため、要配慮者に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当部を明確化しあわせて避難所において安否の確認や要配慮者優先のために必要なルールをとりきめるとともに、避難所には必ず市の担当職員を配置しルールの適用を担保する。また、県や国を通じて広域的な受け入れ体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。さらに緊急時における様々な介護介助サービスの停止もしくは低下を最小限に留めるために必要な要配慮者等対策を行うよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

以上を骨格とし総合的な安全確保対策が確立されなければならない。

(3) 役割分担・連携方法・実施手順の明確化

突発的な災害時には、ある程度の混乱は避けられない。あらかじめ「任務」の分担を漏れな

く、明確に行い、各人・各部署が与えられた任務を果たすことで全体としての最小限の組織的活動が保証されるかたちにしておく必要がある。

そして、相互の連携方法を取り決め、一時の混乱期から本格的な組織活動期へ、迅速に移行することが要請される。

また、大規模で同時多発的な災害時には、それぞれの部署に適材適所の要員が不足なく参集することはまず期待できない。そのため任務に習熟していない人でも、与えられた任務分担をこなせるよう、事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化（「マニュアル」化）を図っておく必要がある。

(4) 業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、市民情報の消失など、人的資源や社会的基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障をきたすことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるため、業務継続計画を基にした訓練を実施し、計画の検証・見直しを進める必要がある。

(5) 応援・ボランティア受入れ体制の確立

突発的で大規模な災害時には、情報がほとんど入らず「要請実施」上の要件をほとんど満たすことができない。そのため要請がかなり遅れることとなった。

国・県への応援要請や自衛隊の派遣要請を行う際のルール化にあたっては、被害状況の把握ができにくいときほど被害が甚大な場合があり得ることをふまえ、かならずしも市長や上位の責任者の到着がない場合でも、先着した市職員が各務原市地域防災計画の定めに基づき市長名をもって要請を行うべきことなど、迅速な要請の実施を第一とする。

また、行政機関自体が被災し、その有する機能を必ずしも発揮することができなかつた中で、日本の風土や日本人の心性にはなじみにくい従来理解されていた「ボランティア」が全国から多数かけつけ、被災者の救援活動において大きな役割を果たした。

反面、被災自治体の地域防災計画上に「ボランティア」受け入れに関するとりきめがほとんど皆無であったため、その受け入れは必ずしもスムーズに進んだとはいえない面がみられた。そもそも市外からかけつけたボランティアは、その土地の地理条件や地域特性に精通していないため、同じ場所にたくさんのボランティアが集中するなどの混乱やトラブル等がみられた。

こうしたことは、単に被災自治体に限らず、本市を含む他の多くの市町村の地域防災計画においてもとりきめがなく、同じ立場に置かれたとき、同様なことが起こり得る。

ボランティアの受け入れ・調整に関する本部機能については、可能な限りボランティア団体など民間関連組織が主体となり行うよう位置付ける。それに対して、市は必要なバックアップ機能を担当するなどの補助的な役割に徹する。以上のような点を骨格とする応援・ボランティア受け入れ体制を確立させなければならない。

第2章 災害予防

第1節 総 則

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 突発的な大規模災害時における迅速な初動体制確立の重要性
- 防災に関するスペシャリストの育成・強化
- 市施設における防災拠点機能の整備・強化
- 初期消火の重要性と身近な消防水利確保の必要性
- 自然水利の有用性・重要性の再評価

第1項 防災協働社会の形成推進

1 方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

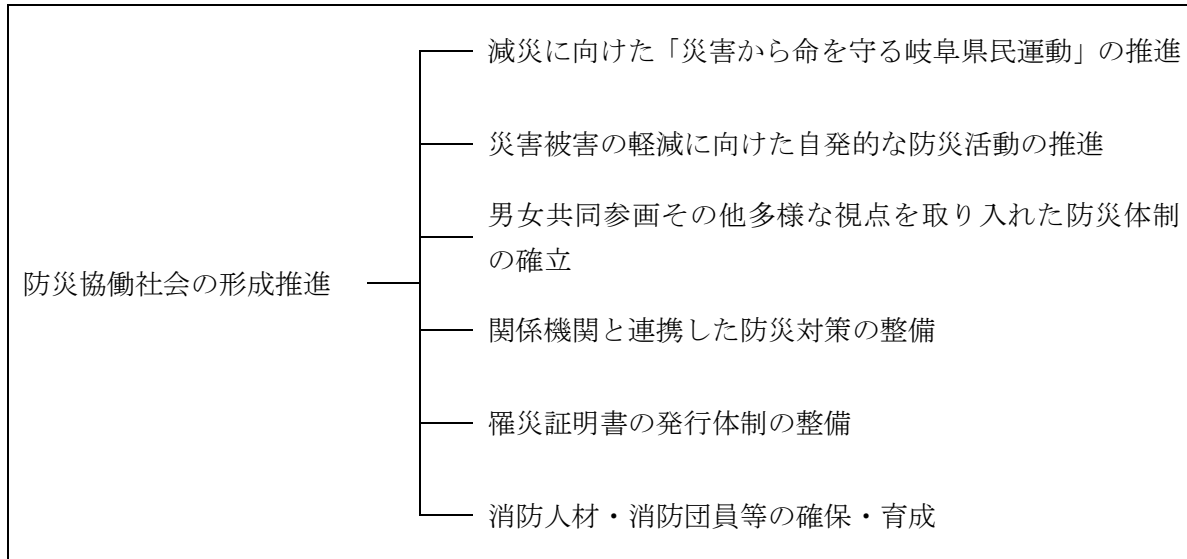
最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 推進体制

■施策の体系



(1) 減災に向けた「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

市は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開に努める。

また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から市は関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な

な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

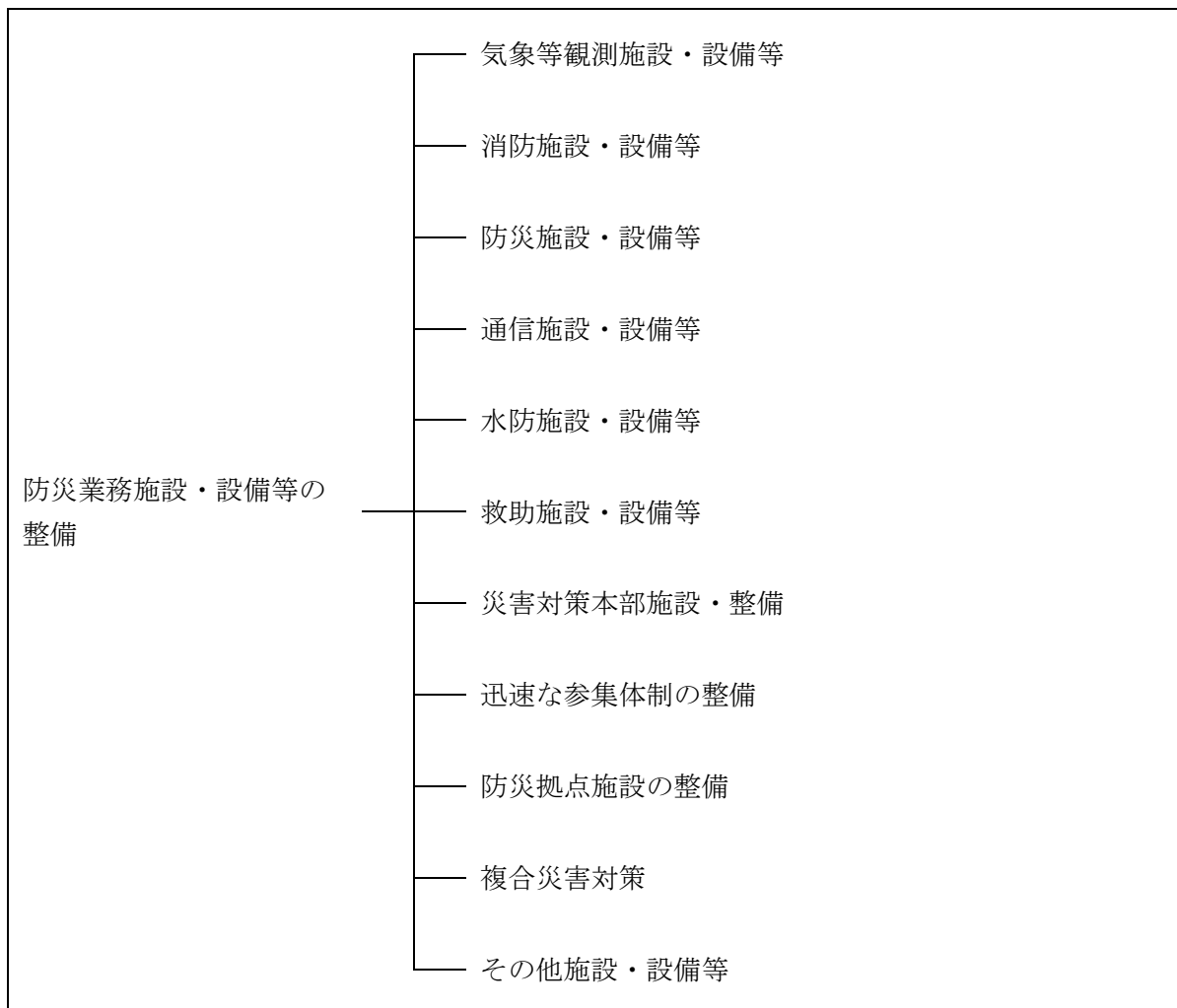
(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

市は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。

市は、地域防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図る。

第2項 防災業務施設・設備等の整備

■施策の体系



1 気象等観測施設・設備等

市は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

2 消防施設・設備等

市は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

また、消防水利の不十分な地域や開発地域等の無水利地域に、水道消火栓及び防火水槽・耐震性貯水槽を順次新設し消防水利の充実・強化を図り、大規模な災害時における多様な消防水利の確保を図る観点から、ビル保有水、プール、街角防火用水、井戸、雨水貯留施設、親水公園・都市下水路・下水処理水等の利用を円滑に行うための条件整備を進める。市内河川を「消防水利」として活用するため、防災用（取水等）階段の設置等必要な河川付属設備の整備を進めるような関係機関に要請する。

3 防災施設・設備等

市は、防災関係機関の協力を得て、常に防災ヘリコプターの実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、緊急離着陸場の機能の確保を図る。

4 通信施設・設備等

市は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市内の防災施設、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

5 水防施設・設備等

市は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要な木杭、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

河川防災ステーションは、洪水時に水防活動、復旧活動の拠点として、またヘリポート基地として活用し、平常時には、地域の人々のふれあいの場、レクリエーションの場等として利用できる河川防災ステーションを水防倉庫の機能を兼ね備えた施設として整備し、引き続き県は、上戸ポンプ場も整備を推進する。

6 救助施設・設備等

市等は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検する。

7 災害対策本部施設・整備

市等は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図る。また、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充

実・強化に努める。

8 迅速な参集体制の整備

市は、災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害発生時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルートの事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

9 防災拠点施設の整備

(1) 市広域防災拠点施設の指定

市は、大規模災害発生時に市内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する市広域防災拠点施設の指定を行う。

ア 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 地域内輸送拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点

(2) その他、防災に資する公共施設の整備

市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

10 複合災害対策

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

市は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

市は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

11 その他施設・設備等

市等は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的
に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定し、緊急輸送道路の確保を早期に確
実に図るため、ネットワーク機能の向上を図る。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
他 市 町 村 と の 防 災 資 料 交 換 の 積 極 的 推 進	<p>地域防災計画、その他個別対策項目ごとの応急対策要領等 の防災資料に関し、他市町村との交換を推進する。特に、阪 神・淡路大震災、東日本大震災及び東海豪雨等被害市町村に 対して、積極的に行う。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	市
県・国等関係機関と の情報交換等の実施	<p>県各機関、国等関係機関との情報交換等に努める。特に県 を中心として進められる地震予知観測体制の整備等につい て、積極的に行う。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	市
消 防 団 の 強 化	<p>各地域における水防行動力を強化する観点から、都市化や 高齢化の進展等の状況の変化に対応した、消防団の強化策を 検討し、その実現に努める。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部・市長公室]</p>	市
消 防 水 利 整 備 事 業	<p>消防水利の不十分な地域や開発地域等の無水利地域に、水 道消火栓及び防火水槽・耐震性貯水槽を順次新設し消防水利 の充実・強化を図る。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	市
そ の 他 多 様 な 消 防 水 利 の 整 備	<p>大規模災害時における多様な消防水利の確保を図る観点か ら、ビル保有水、プール、街角防火用水、井戸、雨水貯留施 設、親水公園・都市下水路・下水処理水等の利用を円滑に行 うための条件整備を進める。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部・教育委員会・都市建設部・水道部・ 企画総務部]</p>	県 市
防 災 用 階 段 の 設 置 等	<p>市内河川を「消防水利」として活用するため、防災用（取 水等）階段の設置等必要な河川付属設備の整備を進めるよう 関係機関に要請する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	県 国

<p>防災情報収集システム整備の検討</p>	<p>市内の雨量観測所及び水位観測所をテレメータ化し、オンラインでコンピュータと結び、雨量・水位等の防災情報を収集し、都市建設部、市長公室、消防本部等がリアルタイムで状況監視するとともに、関係各部・機関に警戒体制情報を伝達するための防災情報収集システムの整備を検討する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部・市長公室・消防本部]</p>	<p>市</p>
<p>水防倉庫の整備等</p>	<p>水防倉庫の設置及び資機材の備蓄、更新、補充及び拡充については、必要資機材の種類、数量、配置等に万全を期す。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部・市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>ポンプ場の整備事業</p>	<p>上戸ポンプ場の整備を引き続き推進する。 (平成19年5月 一部供用開始)</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	<p>県</p>
<p>河川防災ステーションの整備</p>	<p>洪水時には、水防活動、復旧活動の拠点として、またヘリポート基地として活用し、平常時には、地域の人々のふれあいの場、レクリエーションの場等として利用できる河川防災ステーションを水防倉庫の機能を兼ね備えた施設として整備する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部・市長公室]</p>	<p>国 市</p>
<p>各班行動計画の作成</p>	<p>迅速に災害時活動体制を確立するため、各班行動計画を作成する。</p> <p style="text-align: right;">[各部]</p>	<p>市</p>
<p>非常時職員動員システムの構築</p>	<p>指定職員の本庁舎及び地区における防災拠点として位置付けられる現地連絡所への緊急初動特別班動員計画表をはじめ、非常時における職員の人事管理を効率的かつ迅速に行うための、システムの構築を検討する。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>地区防災拠点整備計画</p>	<p>現地連絡所、市民サービスセンター及び小・中学校は、災害時における救援救護対策活動の各地域における拠点となることが要請されるため、今後その機能を果たすために必要な設備等の整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災倉庫の設置及び応急対策用資機材の備蓄 ○拠点施設として必要な物資の備蓄 ○応急給水拠点の整備 	<p>市</p>

	[市長公室・企画総務部・市民生活部・健康福祉部・ 水道部・教育委員会]	
地域防災拠点 整備事業	<p>小・中学校等は、災害時における救援救護対策の活動拠点となるため、その機能を果たすように必要な設備・資機材等の整備を進める。</p> <p>ライフライン停止時に備え防災倉庫の設置並びにろ水機・発電機等資機材の備蓄整備</p> <p>窓ガラスの飛散防止（小・中学校について平成21年度より事業着手）</p> <p>避難所としての住環境整備</p> <p style="text-align: right;">[市長公室・教育委員会]</p>	市
小・中学校プールの 改築・改修事業	<p>小・中学校プールの改築・改修を順次行う。</p> <p>なお改築・改修にあたっては、配管接続部分の免震処理及び設備機器の固定等による耐震補強をあわせて行う。これらの改修により災害時におけるプールの水利としての活用に万全を期する。</p> <p style="text-align: right;">[教育委員会]</p>	市
行政情報電算処理の 災害対策計画	<p>非常時において、迅速なシステム復旧を行うため、非常時専用回線の確保等を中心とした、災害対策計画の見直しを行う。</p> <p style="text-align: right;">[企画総務部]</p>	市
各施設における防災 計画の見直し	<p>「施設利用者・職員の安全第一」の観点から、非常時における職員・施設利用者の役割や行動について、各施設の特性に応じた実践的な想定を行い、防災手引書に基づき、実践的な訓練の定期的実施を推進する。また、計画の周知徹底を図るため、施設内外の標識・案内板等のデザイン・設置場所についても障がい者や日本語を解さない外国人にも配慮したものとなるよう努める。</p> <p style="text-align: right;">[各部]</p>	市
各施設における防災 点検の実施	<p>事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理、施設建物及び塀等の防災性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、普段からできる限りの危険排除に努めるよう推進する。</p> <p style="text-align: right;">[各部]</p>	市

<p>各施設における施設 周 辺 地 域 と の 交 流 の 推 進</p>	<p>日常的な交流を通じて、非常時の地域ぐるみの防災体制の 素地づくりに努める。特に学校、福祉施設において相互支援 協力体制の確保に努める。</p> <p style="text-align: right;">[各部]</p>	<p>市</p>
<p>ガス代替供給体制の 整 備</p>	<p>復旧が長期化した場合に備えて、需要者の生活支援、防災 拠点施設の機能確保のための代替熱源として、ガス代替供給 を行えるよう体制を整備</p> <p style="text-align: right;">[産業活力部]</p>	<p>東邦 ガス LP ガス 協会</p>
<p>「災害伝言ダイヤル171」 の 提 供</p>	<p>電話の輻輳緩和のための対策として、「災害用伝言ダイヤル 171」及び「災害用伝言板 Web171」の提供を行う。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>NTT 西日本</p>

第2節 防災思想・防災知識の普及

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 災害発生初期における「生命・身体及び財産の安全」は市民自ら守るほかないのが現実であること
- 全職員が専門外・担当外の任務もこなせることが必要であること
- 非常時には、今まで隠れていた才能・能力が思いがけず発揮されること

1 方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、市民の自助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、市は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

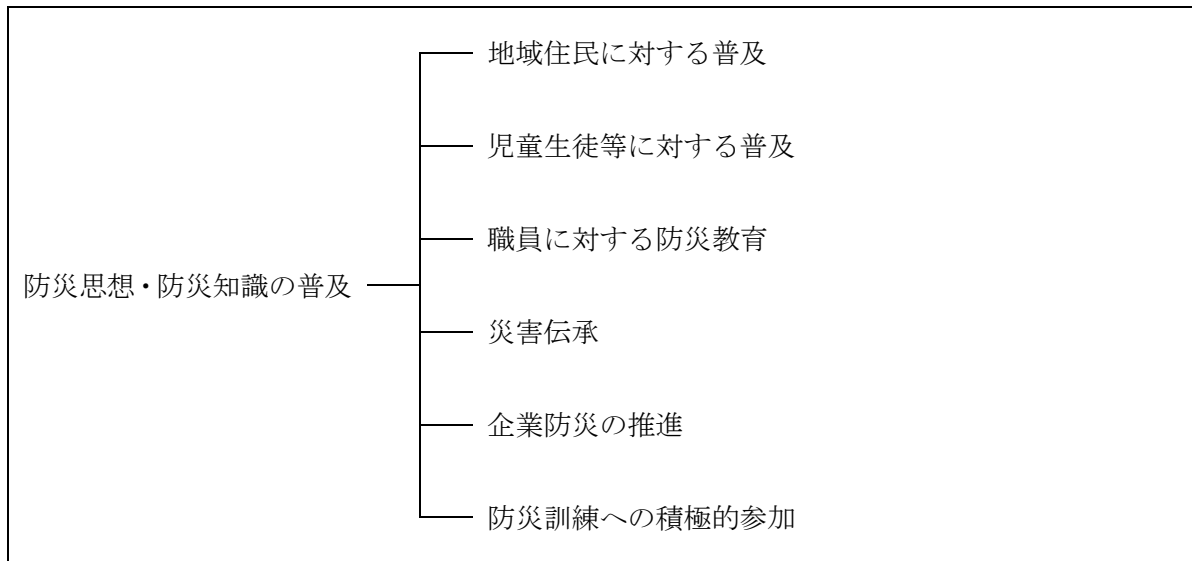
なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	下水道対策班
秘書広報班	農政班	消防総務班
庶務班	避難収容班	消防予防班
財政会計班	土木第一班	救急指令班
調査市民班	土木第二班	消防署班
環境衛生班	都市計画班	消防団班
福祉救援班	住宅対策班	
医療対策班	水道対策班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 地域住民に対する普及

市は、市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、市民向け防災ハンドブック、チラシ等の配布、岐阜県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等¹の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動

ウ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

エ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

また、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する市民の理解を図りつつ、特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

(2) 児童生徒等に対する普及

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難

の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

(3) 職員に対する防災教育

市は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

また、職員用非常時マニュアルを作成しその習熟の徹底を図る。

(4) 災害伝承

市は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるとともに、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(5) 企業防災の推進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(6) 防災訓練への積極的参加

市は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
市民向け防災ハンドブックの更新	市地域防災計画のあらましを示すとともに、大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等を内容とする、市民向防災ハンドブックを更新し配布する。 [市長公室]	市
市民向けイベントへの参加等	関係機関と連携し、防災関係施設等見学会、講習会、地震体験車による体験会などの開催や市民向イベントへの参加により、防災に関する知識の普及を図る。 [市長公室・消防本部]	市 県

<p>学校・事業所等における防災教育の推進</p>	<p>各施設管理者と協力して、園児・児童・生徒・従業員のそれぞれの防災行動力の向上を図るための防災教育を推進する。</p> <p>[市長公室・健康福祉部・教育委員会・消防本部]</p>	<p>市</p>
<p>職員用非常時マニュアルの作成</p>	<p>市地域防災計画のあらましを示すとともに、大規模災害時における職員としての行動基準、各対策項目ごとの初期活動要領、防災関係機関リスト等を内容とする、職員用非常時マニュアルを作成しその習熟の徹底を図る。</p> <p>[各部]</p>	<p>市</p>
<p>職員研修の実施</p>	<p>新任研修、職場研修、幹部研修等を総合的に組み合わせて、職員の生涯研修プランを作成するとともに、その効果的实施に努める。</p> <p>[市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>「県防災点検の日」 毎月28日定期点検の実施</p>	<p>明治24年10月28日発生の濃尾大震災にちなみ、毎月28日を「防災点検の日」として、各部の通信訓練をはじめ市の防災体制、職員の防災活動体制等に関する点検を行う。</p> <p>[各部]</p>	<p>市</p>
<p>職員への各種資格の習得奨励</p>	<p>職員に対し、無線従事者資格、手話通訳、カウンセリング資格等様々な技術・ノウハウに関する資格の習得を奨励するとともに、制度的促進手段についても検討する。</p> <p>[市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>過去の災害の伝承</p>	<p>防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓を生かし、後々まで伝承するよう努める。</p> <p>[市長公室]</p>	<p>市</p>

第3節 防災訓練

●施策形態及び実施の「鍵」となる観点

- 災害発生の場合は、ある程度の混乱は避けられないものと想定する必要性
- 不測の事態の想定した訓練により混乱を最小限に留め得ること
- 訓練の実施により「机上の計画」を「実地的な計画」に近付けることができること
- 訓練の実施により今まで見逃していた計画上の漏れや不都合が発見されること

1 方針

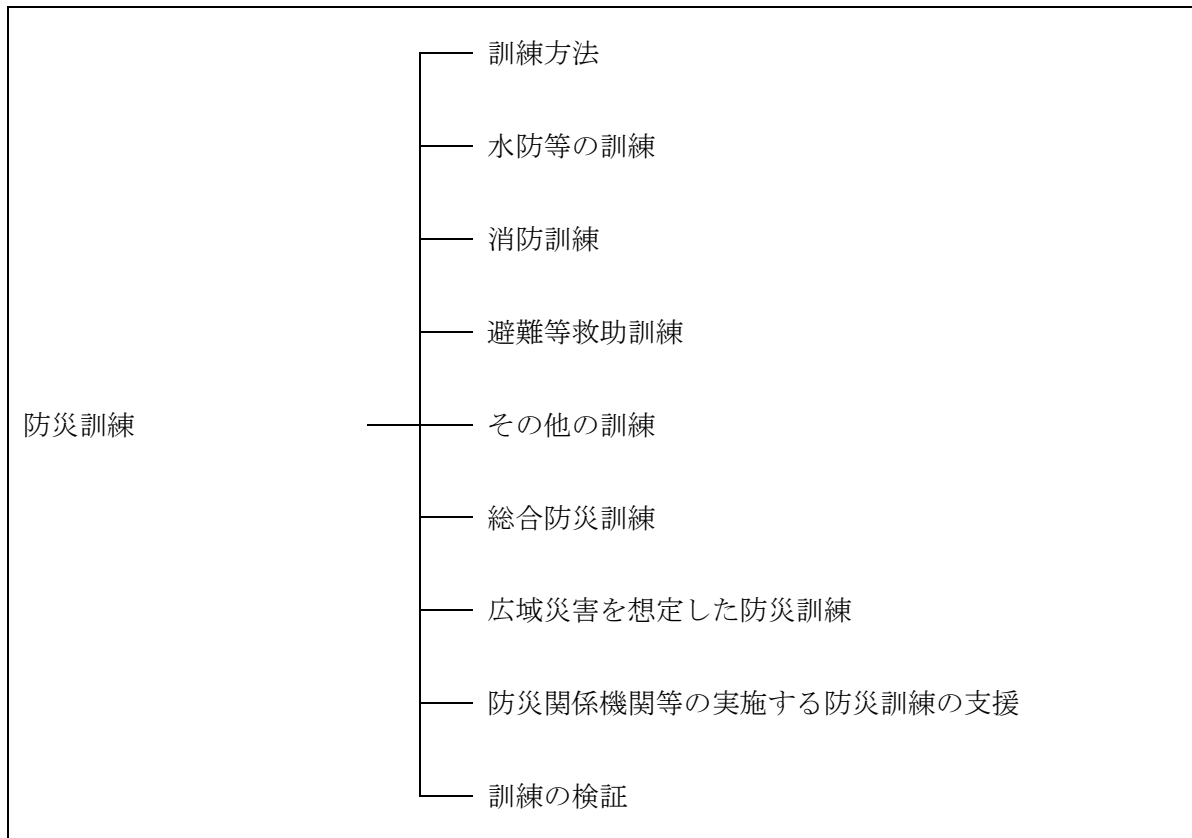
災害発生時において、市計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施し、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	下水道対策班
秘書広報班	農政班	消防総務班
庶務班	避難収容班	消防予防班
財政会計班	土木第一班	救急指令班
調査市民班	土木第二班	消防署班
環境衛生班	都市計画班	消防団班
福祉救援班	住宅対策班	
医療対策班	水道対策班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 訓練方法

市や自治会、自主防災組織、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

ア 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

イ 市民の防災意識の高揚

市民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

ウ 要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(2) 水防等の訓練

水防に関する具体的な訓練計画は、別に定める「岐阜県水防計画」による。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前（梅雨期前）の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川道路危険箇所等洪水その他による大災害の発生するおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(3) 消防訓練

市等は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村、県等と合同して実施する。実施にあたっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施する。

(4) 避難等救助訓練

市は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、大型商業施設等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施する。

また、社会福祉施設における訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得るなどして行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。

(5) その他の訓練

市は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施する。

ア 災害警備

イ 気象警報等の伝達

ウ 災害応急対策活動従事者の動員

エ 災害情報等収集及び伝達

オ 道路交通対策及び緊急輸送対策

カ 土砂災害対策

キ その他

なお、上記アの災害警備訓練については、別に定める「岐阜県警察警備実施規程」、「岐阜県警察風水害等警備実施計画」及び「突発重大事案警備実施計画」による。

(6) 総合防災訓練

市は、上記各種の基礎訓練を効果的に組合せ、防災関係機関と合同で、同一想定に基づく総合的な訓練を実施する。

ア 実施の時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施地域

災害のおそれのある地域、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 方法

市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、地元住民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加に努める。さらに、ボランティア団体に対しても、総合防災訓練への参加を求める。

(7) 広域災害を想定した防災訓練

市は、他市町村に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

(8) 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

市及び県は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの市民の参加を図っていく。

(9) 訓練の検証

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育及び訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計 画 主 体
災害対策本部訓練の実施	実際に即した条件設定を想定し、少なくとも毎年1回以上消防機関、学校等関係機関の協力を得て、災害対策本部訓練を実施する。 [市長公室・各部]	市 県
地域防災訓練の実施	大規模災害に備え、自主防災組織間の連携が図られるよう避難所単位による防災訓練を毎年1回以上実施する。	市

	[市長公室・消防本部]	
避難等救助訓練の実施	市その他関係機関は、消防、水防に関する訓練を定期的 に実施すること。 [市長公室・消防本部・各防災関係機関・施設管理者]	市 各防災 機関 施設 管理者
総合防災訓練の実施	風水害、火災など大規模災害を想定し、毎年1回以上「総 合防災訓練」を実施する。 訓練の実施にあたっては、県や他市町村、防災関係機関と 連携し、より実践的な内容になるよう努める。 [市長公室・各部]	市 県 国 各防災 機関
防災機関における 訓練の実施	各防災機関は、防災活動を円滑かつ迅速に行うため、年1 回以上の訓練を実施する。また市・県が行う防災訓練に参加 する。 [市長公室・各部]	各防災 機関

第4節 自主防災組織の育成と強化

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 災害発生初期における「生命・財産の安全」は自ら守るほかならないのが現実であること
- 初期消火や救出の多くが地域ぐるみの協力で実行されたこと
- 地域自治活動が日頃活発な地域では避難所の運営も市民主体で行われたこと
- 地域ぐるみで「要配慮者」を支援し助け合う防災体制確立の重要性

1 方針

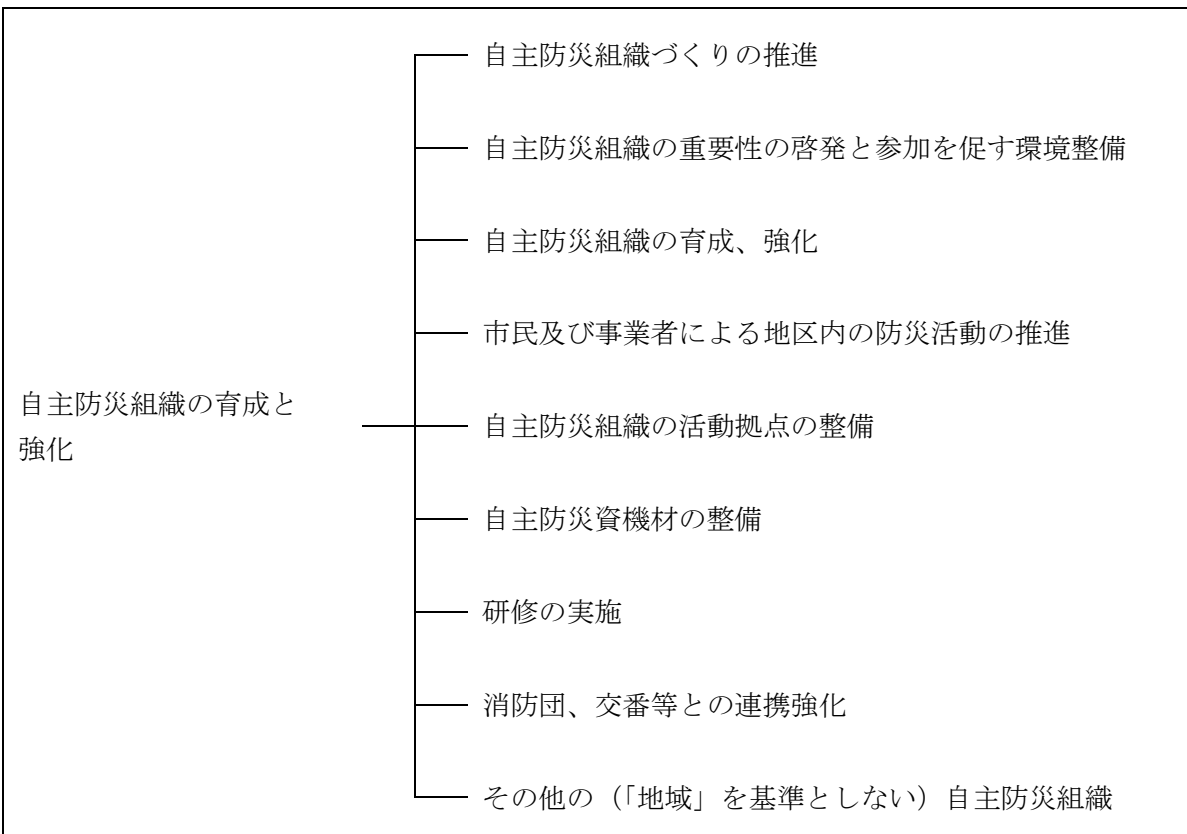
大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	救急指令班
秘書広報班	消防総務班	消防署班
福祉救援班	消防予防班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進するものとし、自治会等を単位として、自主防災組織の結成を促進する。また、消防署・消防団並びに防災関係機関と協力・連携し、自主防災組織としての防災行動力の強化を支援するため、自主防災組織を対象とした講習会の開催、消火・救出活動のための資機材の配備や各種訓練等を行う。

(2) 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

市、県、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

(3) 自主防災組織の育成、強化

ア 自主防災リーダーの育成、強化

地域の防災活動に主体的・継続的に取り組み、また防災に対する正しい知識や技術を取得した地域の自主防災リーダーを育成するため、講座を開催し多くの方が参加されるよう取り組む。

また、自主防災リーダーが地域で活動しやすくなるよう適宜サポートを行う。

イ 自衛消防組織の設置等の促進

市は県と連携し、スーパー、病院、ホテル、工場等で多数の人が出入又は勤務する一定規模以上の事業所については、自衛消防の活動に必要な要員及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導するとともに、隊員講習・訓練等の指導を行い、防災行動力の向上に努める。また、危険物施設については、消防法等に基づき自衛消防組織の結成を指導するとともに、高圧ガス関係保安団体を通じて、相互に効果的な応援活動を行うよう努める。

(4) 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画を定める。

(5) 自主防災組織の活動拠点の整備

市は、自治会等に1箇所割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努める。

(6) 自主防災資機材の整備

市は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。

(7) 研修の実施

市、県、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施することとする。研修への参加を促進するためリーダーズマニュアルを活用し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実させる。

また、市及び県は、連携して地域に根ざした各種の団体（シニアクラブ、女性団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

(8) 消防団、交番等との連携強化

市及び県警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、市は、自主防災組織と女性防火クラブ、少年防火クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

(9) その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

ア 施設、事業所等の自衛消防組織等

市は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。

施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努める。

イ 建設防災支援隊

地域の建設事業者は、市又は県が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する建設防災支援隊の構築を進める。

ウ 農業用ため池の自主防災組織

市、土地改良区、受益者及び地域住民は、農業用ため池等の損傷に伴う二次災害を防止するため、自主防災組織を設立し、必要な措置、下流地域の市民の誘導等を行うものとする。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
自主防災組織の結成 促 進 ・ 強 化	市民相互の助け合いの精神による、自主的な防災活動の推進を図るため、自治会等を単位として、自主防災組織の結成を促進する。また消防署・消防団並びに防災関係機関と協力・連携し、自主防災組織としての防災行動力の強化を支援するため、自主防災組織を対象とした講習会の開催、消火・救出活動のための資機材の配備や各種訓練等を行う。 [市長公室・消防本部]	市
自主防災リーダーの 育 成 ・ サ ポ ー ト	地域の防災活動に主体的・継続的に取り組み、また防災に対する正しい知識や技術を取得した地域の自主防災リーダーを育成するため、講座を開催し多くの方が参加されるよう取り組む。 また、自主防災リーダーが地域で活動しやすくなるよう適宜サポートを行う。 [市長公室]	市
自主防災リーダー 研修会等への参加の 促 進	警察署等関係機関と連携し、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修会、講習会、防災対策会議等への参加を促進するため、リーダーズマニュアル	市 県

	<p>ルを活用し、その防災行動力の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	
<p>自衛消防組織の設置等の促進</p>	<p>市は県と連携し、スーパー、病院、ホテル、工場等で多数の人が出入又は勤務する一定規模以上の事業所については、自衛消防の活動に必要な要因及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導するとともに、隊員講習・訓練等の指導を行い、防災行動力の向上に努める。また、危険物施設については、消防法等に基づき自衛消防組織の結成を指導するとともに、高圧ガス関係保安団体を通じて、相互に効果的な応援活動を行うよう努める。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	<p>市 県</p>
<p>地域における相互協力の促進</p>	<p>自主防災組織は地域における防災行動力の向上を図るため、関係機関と連携し、相互協力を促進する。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部・市長公室・健康福祉部]</p>	<p>市 県</p>
<p>事業所防災計画の作成促進</p>	<p>大規模小売店舗、病院、工場等で多数の人が出入又は勤務する防火対象物については、消防計画に防災対策を含め作成するよう指導する。また、その他の事業所においても、それに準じた措置を講ずるよう、指導に努める。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	<p>市</p>

第5節 ボランティア活動の環境整備

●施策形態及び実施の「鍵」となる観点

- 非常時におけるボランティア受入れ体制の整備

1 方針

災害時におけるボランティア活動は、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な救援ニーズと市の救援サービス供給能力低下というアンバランスを是正するために行われる。また、一時的に混乱状態に置かれた市民に対して、いつときも早い復興への意欲・自立を促すために行われる。したがって質・量両面において、ボランティア活動は迅速かつ圧倒的な供給体制をもって実施されることが重要である。特に、災害発生初期においては、「ボランティア要員の供給」が最優先されなければならない。確かに各団体や個人が思い思いにボランティア活動を開始し、地域や個人ごとに「サービスの偏り」のあることは望ましいことではない。しかし、それを恐れるあまり救援活動の開始そのものが遅れるようならば「サービスの不公平」以上に、多くの市民が孤立無縁の状態のまま放置されるという点でデメリットが大きい。

市本部においては、災対健康福祉部長が市各部長等と連携・協力して、必要かつ十分なボランティア活動実施のための拠点設置スペース、設備、資機材等の提供その他のバックアップに努める。また、市社会福祉協議会は、総合福祉会館等において、提供を受けたスペース、救援物資、コピー機・印刷機・電話などの使用可能な機材・設備、専門的能力を持つ要員等を活用して、避難所在住の被災者及び支援を必要とする市民に対し、必要な支援サービスが供給されるよう努める。

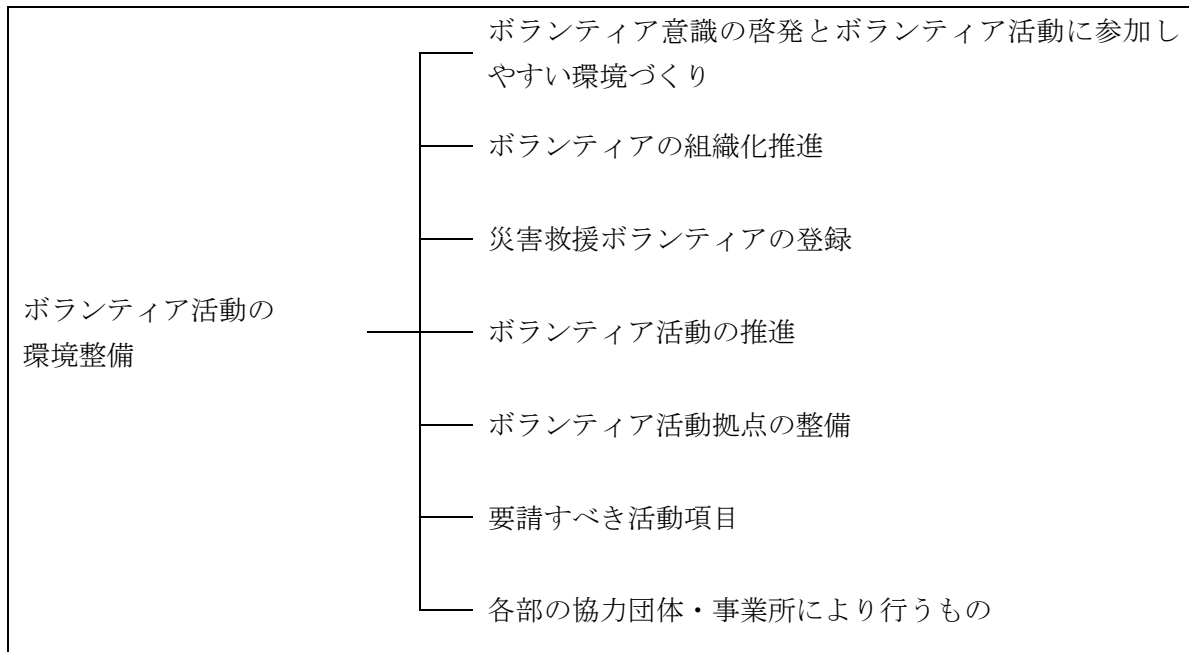
なお、各部があらかじめ協定する団体・事業所については、それぞれの部が必要な専門的能力を要する要員の受入・活動の調整を行う。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班
秘書広報班	医療対策班

3 実施内容

■施策の体系



(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織を含めた連携体制の構築を図り、市民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進し、受入れ体制を確立する。

項 目	手順その他必要事項
市社会福祉協議会への要請	① 災害時ボランティア体制確立の要請 ② 市内被害状況に関する情報の提供 ③ 市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への協力要請	① 災害時ボランティア体制に関する広報活動の要請 (災対市長公室長) ② 場所・資機材・設備・活動資金等の提供協力の要請 (災対市長公室長、災対教育部長) ③ その他の協力要請 (その他各部長)
報道機関対応	① 報道機関へのボランティア体制に関する放送枠確保の要請 ② 周辺市報道機関各支局への災害時ボランティア体制に関する放送枠、紙面確保等の要請
ボランティア対策班の編成	① 市社会福祉協議会との連絡調整 ② 市各部、防災関係機関との連絡調整

③ 市民対応

(2) ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

(3) 災害救援ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害救援ボランティアの登録受付を行う。市は、市社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておく。

(4) ボランティアコーディネーターの育成

市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

(5) ボランティア支援を担う職員の養成

県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成する。

(6) ボランティア活動拠点の整備

市社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。

(7) 各部の協定団体・事業所により行うもの

ア 発生初期における消火活動

イ 倒壊建物・土砂災害等による生存者の救出活動（建築・土木業関係団体等）

ウ 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送（看護協会等）

エ 災害時における広報広聴活動への協力

（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）

オ 災害時における情報収集活動への協力

（アマチュア無線、タクシー無線等）

カ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力

キ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力

ク 道路の交通管制業務への協力（交通安全協会、物流業者等による）

ケ 建物危険度判定調査への協力（建築士等による）

コ 避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）

サ 心のケア業務への協力

シ 「災害時総合相談窓口」業務への協力

（法律相談、税務相談、家計再建相談等）

ス その他各部が行う災害応急対策業務への協力

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
ボランテ ィア 受入体制の整備	市社会福祉協議会を核とする防災ボランティアの活動拠点 等の整備、ボランティア保険への加入促進並びに助成、「広報 かかみがはら」紙面、学校教育等における普及啓発活動、各市 町村社会福祉協議会等諸団体間における相互応援協定の締結 等、ボランティア組織の育成・連携の強化に努める。 [市長公室・健康福祉部]	市
ボランティアによる 「情報団」の創設等	災害時にきめ細かな情報収集・伝達の役割を担うために必 要な無線システム構築事業所、アマチュア無線有資格者など、 近隣コミュニティや事業所ごとに情報の収集や伝達等を行う ボランティア組織として、「情報団」をつくる。 [市長公室]	市

第6節 広域的な応援体制の整備

●施策の形成及び実施の「鍵」となる拠点

- 突発的な大規模災害時における大量かつ迅速な救援対策ニーズへの対応
- 近隣市町村及び関係機関相互の連携の強化
- 各種団体の協力体制並びに広域的支援体制の強化の必要性

1 方針

大規模災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

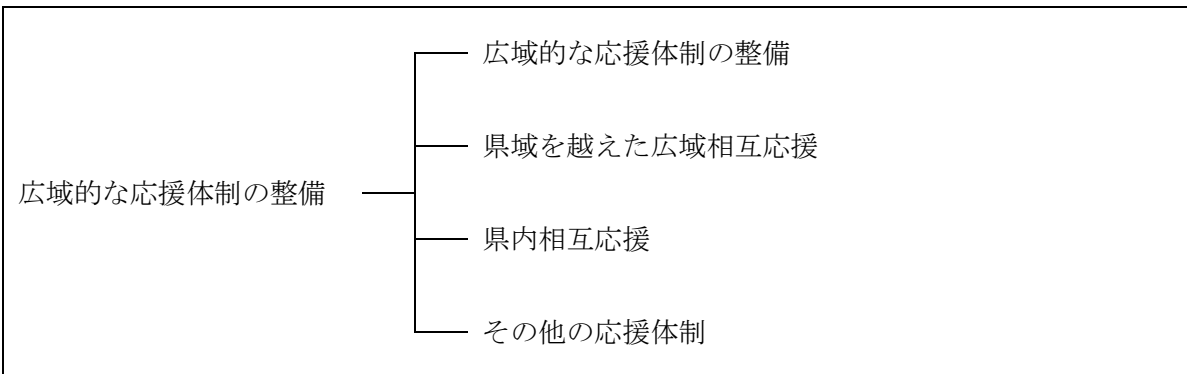
2 実施担当班

本部班

秘書広報班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 広域的な応援体制の整備

市は、市域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村との災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

また、相互応援協定等に基づき、市内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の確保を図る。

(2) 県域を越えた広域相互応援

ア 県外の市町村との相互応援協定の締結

市は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。

イ 防災関係機関との協力体制

市は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防

災関係機関と確認し定期的な情報交換、必要なマニュアル等の整備を進める。

(3) 県内相互応援

ア 県及び市町村災害時相互応援協定

市は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努める。

また、県は、被災市町村の災害対策全般をサポートするため、被災市町村からの養成に基づき派遣する県職員を養成する。

イ 広域消防相互応援協定

市は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努める。

(4) その他の応援体制

ア 緊急消防援助隊

市は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努める。

イ 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
防災会議の拡大・強化	<p>市域を所管又は市内にある「指定地方行政機関」(国の機関)、「指定公共機関」「指定地方公共機関」(以上、公共的機関、公益的事業を営む法人で、それぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの)及び「公共的団体」等のうち、現在防災会議委員となっていない機関等の代表者について、防災会議委員となるよう拡大を図るとともに、相互の連絡を密にし防災会議の一層の強化に努める。</p> <p>なお、地域防災計画に定める予防・応急・復旧の各計画を推進し、より実効性あるものとするため、専門部会、実務担当者会議等を適宜設置する。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	市
近隣市町村・関係機関との連携の強化	<p>岐阜地域広域市町村圏をはじめとする近隣市町村や警察署等関係機関との連携を強化し、災害時の適切な相互協力を図るよう努めるとともに、定期的な情報交換を実施し、必要なマニュアル等の整備を進める。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	市
広域的市町村相互応援協定の締結	<p>大規模災害により市域が被災した場合でも同時に被災する可能性が少ない遠隔都市と相互応援協定を締結する。</p>	市

	[市長公室]	
応援要請及び 受入体制等 に関する環境整備	相互応援協定を締結した市町村等や自衛隊等への応援要請 手順や応援部隊が効率的に活動できるための受入手順に関し てマニュアルを整備するとともに、要請・受入に関する環境整 備を行う。 [市長公室]	市

第7節 緊急輸送網の整備

●施策の形成及び実施の「鍵」となる拠点

- 道路交通容量低下により緊急通行車両のみによっても渋滞発生の可能性が
あること
- 被害甚大地域内に、救援物資配送拠点は設置すべきではないこと
- トラック協会等民間業者との応援協定締結の必要性
- 重症者の被災地外病院への転送は一時を争うこと
- 輸血その他救急医療活動用医療品等の病院への供給は一時を争うこと

1 方針

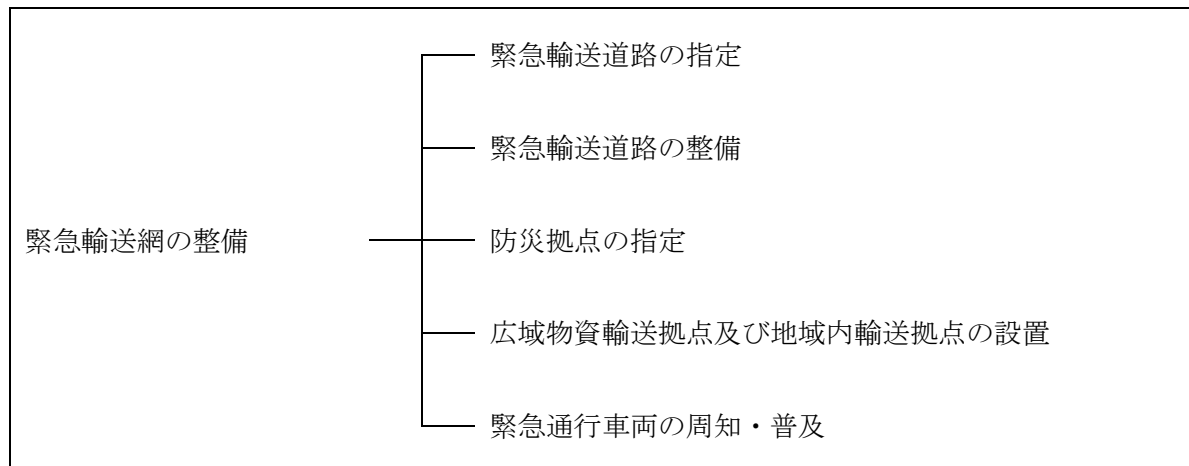
大規模災害発生時には、道路、橋りょう等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

2 実施担当班

本部班	庶務班	土木第二班
秘書広報班	土木第一班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 緊急輸送道路の指定

市は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急輸送道路」を指定し整備を進めるとともに、橋りょうは優先的に耐震強化を進める。また必要に応じ、国・県に対し道路の整備について要請する。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を強化する。また、避難路、緊急

輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(3) 防災拠点の指定

市は、防災拠点として以下の2つを指定している。

- ①市役所本庁舎（那加桜町 1-69）
- ②産業文化センター（那加桜町 2-186）

(4) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置

市は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置する。

県は、市、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点候補をあらかじめ指定する。

(5) 緊急通行車両の周知・普及

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
広域的な救援物資の集配拠点施設の指定・整備	市外からの広域的な救援物資の受入・保管・仕分・配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模災害時における広域的救援物資集配拠点施設を指定し、あわせて、必要な環境整備を行う。 [市長公室]	市
警察・道路管理者等関係機関との連携強化	非常時における緊急輸送環境を整備するため、臨時交通規制用資機材の整備・調達協力、迂回路設定計画等、警察・道路管理者等関係機関と協議し、その連携を強化する。 [都市建設部・市長公室]	市
緊急通行車両等の事前届出の促進	警察署が大規模災害時における緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握し、災害発生時における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図れるよう、市は、市有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両について、事前届出を促進する。 [市長公室]	市

第8節 防災通信設備等の整備

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 突発的な大規模災害時における電話の輻輳もしくは途絶
- 市自前の市民向情報伝達手段をもつことの有用性
- 市出先施設、関係機関等間の非常時通信・連絡ルート確立の必要性
- 情報分析のスペシャリストもしくはマニュアルの必要性

1 方針

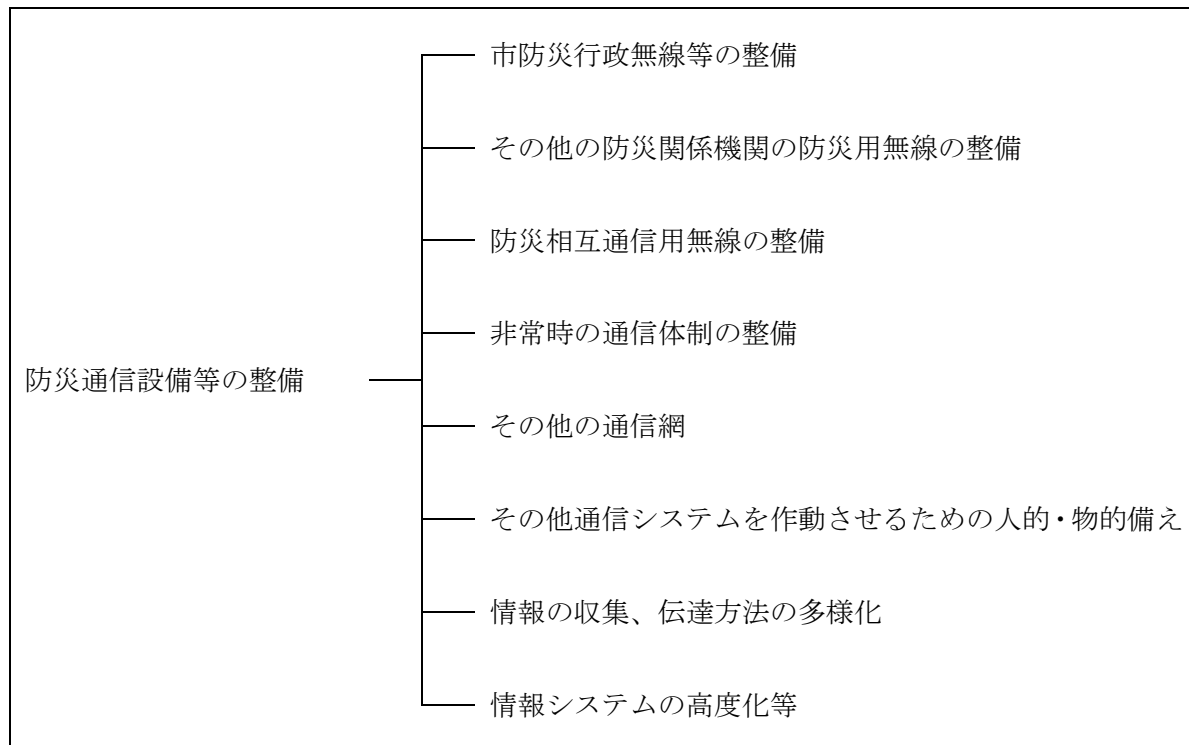
超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながる情報通信体制の整備拡充を図る。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班	消防総務班
秘書広報班	医療対策班	消防予防班
庶務班	避難収容班	救急指令班
調査市民班	水道対策班	消防署班
環境衛生班	下水道対策班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 市防災行政無線等の整備

市は、市本部、各集落、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線（同報無線、地域防災無線、移動無線）及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努める。

(2) その他の防災関係機関の防災用無線の整備

その他の防災関係機関は、通信の確保を図るため、無線通信施設の整備拡充に努める。

(3) 防災相互通信用無線の整備

市及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

市は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努める。

(4) 非常時の通信体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

(5) その他通信網

市は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。

ア 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

ウ タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集体制を整備する。

(6) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

市は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備する。

(7) 情報の収集、伝達方法の多様化

市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集にあたる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、災害現場情報等の収集に努める。

(8) 情報システムの高度化等

ア 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。また、道路管理者は高度化したシステムにより、通行規制情報の円滑な提供に努める。

イ 情報収集・連絡システム

市及び県は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
防 災 行 政 無 線 (同報系)の整備・拡充	<p>市民へ一斉に情報伝達が可能な防災行政無線(同報系)について、確実な情報伝達が可能になるよう屋外拡声子局の増設、戸別受信機の必要箇所への配備など、運用の充実を図る。</p> <p>[市長公室]</p>	市
防災行政無線整備計画	<p>防災行政無線(同報系)や地域防災無線の安定的な運用が維持できるよう、計画的に設備の更新や消耗部品の交換を行うとともに、運用の充実を図る。</p> <p>[市長公室]</p>	市
地域防災無線の整備・ 拡充	<p>市と防災関係機関、生活関係機関等との間に整備した地域防災無線システムについて、設備の更新や無線装置の増設など運用の充実を図る。</p> <p>[市長公室]</p>	市
非 常 時 に お け る 情報対策マニュアルの 作 成 等	<p>情報が集まらない場合もしくは少ない場合にも、限られた情報・材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることのできる情報対策マニュアルを作成するとともにスペシャリストの育成を図る。</p> <p>[各部]</p>	市
災害時優先電話指定の 拡 充	<p>市各部、市民サービスセンター、その他出先施設、小・中学校その他避難所予定施設、防災関係機関に対し、災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、非常時における電話網の強化を図る。</p> <p>[市長公室・企画総務部・市民生活部・健康福祉部・水道部・教育委員会・消防本部]</p>	NTT 西日本
市 職 員 の 連 絡 ・ 動 員 体 制 の 確 保	<p>市職員の携帯電話番号を登録するとともに、「各務原市職員緊急メール」を用いて緊急情報連絡・動員体制を確保する。</p> <p>[各部]</p>	市
「緊急速報メール」 サービスへの加入	<p>(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が提供する「緊急速報メール」サービスに加入し、市域内にある携帯電話機に対して避難情報など、市民の生命に被害が生じるおそれのある緊急情報を一斉配信する。</p>	市

	[市長公室]	
無線従事者の確保	市職員に対し、無線従事者資格の習得を奨励し、増員・確保を図る。 [市長公室・消防本部]	市
非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底	災害発生直後の電話の輻輳を防止するため、市民に対し、非常時における「注意事項」として、「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き、電話利用は控える」よう、広報に努め、その徹底を図る。 [市長公室]	市

第9節 火災予防対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 既成市街地における建物の過密化と老朽化
- 農地の宅地化等都市的土地利用の進展

1 方針

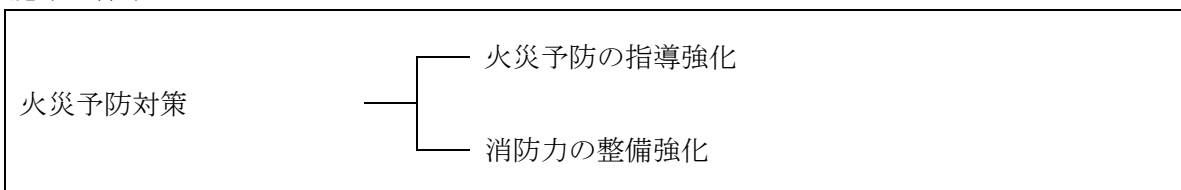
大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

2 実施担当班

本部班	消防予防班	消防署班
消防総務班	救急指令班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 火災予防の指導強化

ア 地域住民に対する指導

市は、自主防災組織、女性防火クラブ、少年防火クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、市民に対し、災害時における火災防止思想普及を図るため次の指導を行う。

- 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓
- 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法
- 火災予防条例の周知・徹底

イ 防火対象物の管理者等に対する指導

市は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

- 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）
- 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓
- 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法
- 消防対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導
- 消防法の規定に基づく建築同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での

火災予防の徹底

ウ 危険物等関係施設の所有者・占有者に対する指導

市は、危険物等関係施設の所有者・占有者に対し、次の指導等を行う。

- a 自主保安体制の確立・保安要員の適正な配置・危険物取扱作業従事者等に対する保安教育
- b 年間査察計画に基づき立入検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項についての指導
- c 火災予防条例に規定される指定数量未満の危険物・指定可燃物等の貯蔵及び取扱いについての指導

エ 初期消火体制の確立

市は、各家庭等で消火しきれない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導する。

- a 街頭消火器の設置、その使用方法
- b 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動

(2) 消防力の整備強化

ア 消防力の強化

市は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- a 市消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保
- b 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進
- c 必要な資機材等の整備
- d 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保
- e 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進かつその育成
- f 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

イ 消防水利等の確保

市は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

- a 防火水槽の整備
- b 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化
- c 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
一般住宅に対する 防 火 指 導	(1) 火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火もその可能性は大である。消防本部は、一般住宅の所有者等の承諾を得て住宅防火査察等を行い、震災時における出火防止に努めるとともに、通常での火災予防にも万全を期す指導強化を図る。	市

	<p>(2) 地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年防火クラブ及び企業の自衛消防隊組織等を通じて、一般家庭の市民や企業の従業員等に、消火器具・消防用水・消防用設備の取扱い指導を徹底し、初期消火活動の重要性を認識させ、有事における消火活動の円滑化を図る。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	
防火対象物の防火体制の強化推進	<p>(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険度が高い。このため、消防法の規定する防火管理・防災管理が必要な対象物には、防火管理者・防災管理者を選任するよう徹底指導する。また、その者には事前に予知された場合も含め、日頃の防火対策はもとより、震災時における対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火・避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備・火気使用又は取扱いに関する指導を行う。また、消防法に基づく消防用設備の完全設置を行うよう指導強化を図る。</p> <p>(2) 予防査察の指導強化 消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途・規模等に応じ、計画的に予防査察を実施し常に市内の防火対象物の実態把握に努めるとともに、火災発生危険の排除を図り予防対策の効果的指導を行うよう努める。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	市
危険物等関係施設の防火体制、安全性確保の指導	<p>(1) 危険物等関係施設の所有者・占有者に対し、自主保安体制の確立・保安要員の適正な配置・危険物取扱作業従事者等に対する保安教育などを計画的に実施し、当該危険物施設等の安全確保に努めるよう指導する。</p> <p>(2) 火薬類保管危険物等関係施設に対して年間査察計画に基づき立入検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項については助言又は指導の徹底を図る。</p> <p>(3) 火災予防条例に規定される指定数量未満の危険物・指定可燃物等の貯蔵及び取扱いについても所有者・占有者に対し助言又は指導する。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	県市
市消防団の活用	<p>消防団は市民に対する出火防止の広報、災害に関する広報、初期消火、救急救助活動、常備消防隊への協力、情報収集並びに伝達等をその任務としているが、これらの任務を充分発揮できる資機材が不十分である。市消防団の機能的活用を図るため、次のことに努める。</p>	市

	<p>(1) 消防団の任務遂行が機能的かつ効果的に発揮できる消防車両及び資機材等の計画的導入を図る。</p> <p>(2) 各種訓練を定期的実施し団員の融和と団結を図り、資質向上に努める。</p> <p>(3) 消防団の定員確保に努める。</p>	
--	---	--

[消防本部]

第10節 水害予防対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 宅地開発の急激な進展 → 市民及び河川流域全体の保水・遊水能力の減少
- 都市化の進展に応じた「地域としての防災行動力」の確保

1 方針

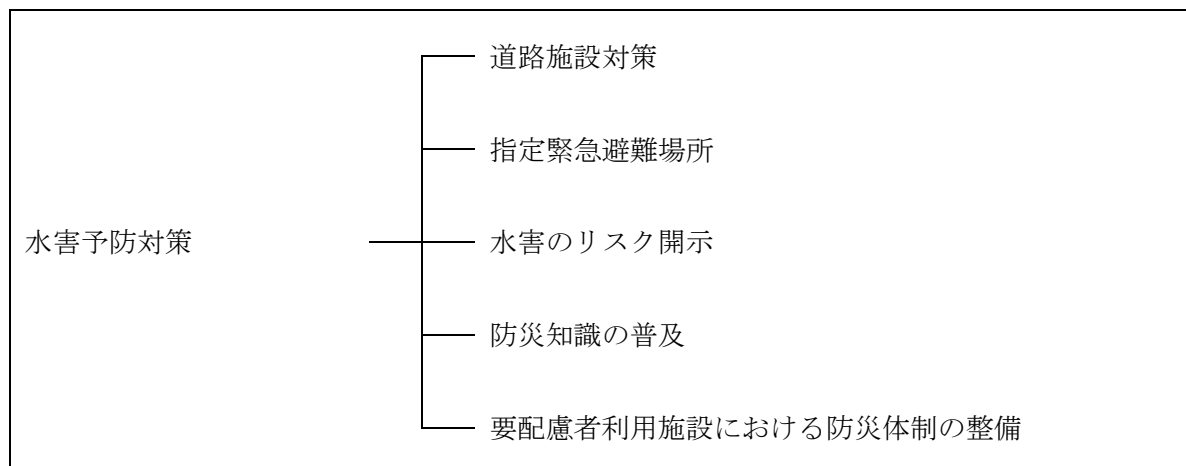
洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「岐阜県水防計画」や「各務原市水防計画」によるものとするが、水害と関連のある道路施設対策、避難に関する情報等については次に定めるところによる。

2 実施担当班

本部班	土木第二班
土木第一班	都市計画班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備や雨水流入抑止対策を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

(2) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

(3) 水害リスクの開示

市は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

また、開発行為における雨水排水流量の規制・指導を行う。

このため県は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）の提供や、水位計の設置及び避難判断の参考となる水位の設定等を行う。

市は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及びハザードマップを策定する。

また、県及び河川・ダム管理者は、関係機関との連絡体制を構築し、ダム放流も考慮した、市のタイムライン策定を支援する。

(4) 防災知識の普及

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(5) 要配慮者利用施設における防災体制の整備

本章第15節「要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
開発行為における雨水排水流量の規制	岐阜県宅地開発指導要領及び境川流域整備計画等により、開発行為における雨水排水流量の規制・指導を行う。 [都市建設部]	市
公共土木事業における雨水流出抑制施策の推進	道路及び排水施設その他の公共施設整備に伴い、透水性アスファルト舗装、浸透柵、浸透側溝、流域貯留施設等による整備を促進し、雨水流出抑制に努める。 [都市建設部]	市

第11節 渇水等予防対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 病院及び要配慮者収容施設では、「水」は不可欠であること
- 「水」不足は身体的かつ精神的なダメージをもたらすこと
- 水道施設の早期復旧体制の設備が応急給水体制の整備につながる

1 方針

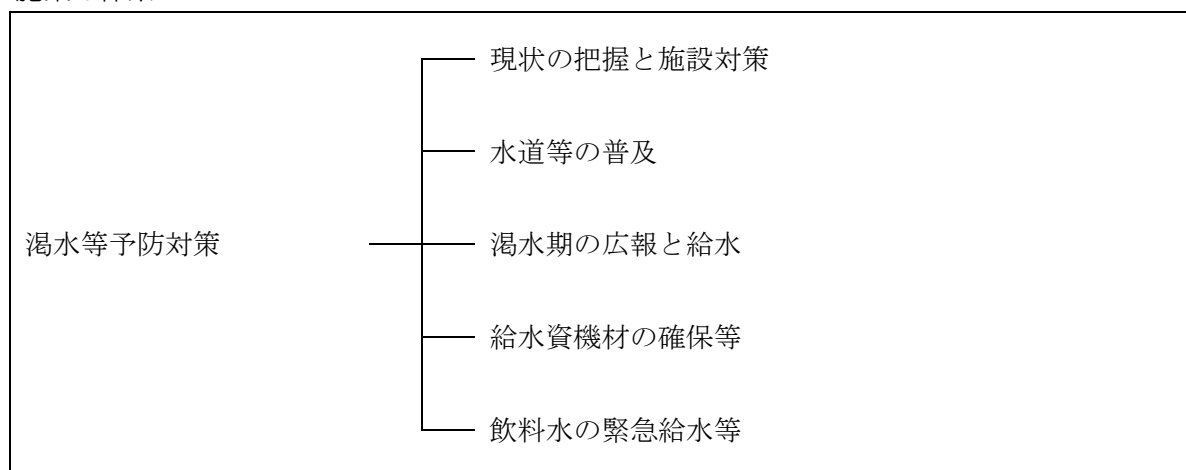
飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設（市等が運営する飲料水供給施設を含む。以下この節において、「施設」という。）について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備、協力体制の整備等を行う。

2 実施担当班

本部班	農政班	救急指令班
秘書広報班	避難収容班	消防署班
福祉救援班	水道対策班	消防団班
医療対策班	消防総務班	
商工観光班	消防予防班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 現状の把握と施設対策

施設の設置者等は、飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、市民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

(2) 水道等の普及

市は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努める。

(3) 渇水期の広報と給水

市は、水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水については、次によるものとし、その体制の整備に努め、災害発生時における「水道関係非

常時マニュアル」を作成する。

ア 広報

- a テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- b 広報車、掲示板等の活用
- c 自治会、大口利用者等への節水協力の要請

イ 給水の方法

市は、あらかじめ災害時における給水計画を定めておく。給水計画は、主として次の事項について定める。

- a 給水拠点、給水拠点における水の確保の方法（給水拠点での給水が給水車、給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮）
- b 避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法
- c 必要となる資機材の確保の方法
- d 関係職員の対応、役割分担等

(4) 給水資機材の確保等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、給水計画に基づく給水に必要な給水車、給水タンク（とう載用）、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努める。

また、道路輸送が困難になる事態を想定し、初期応急飲料水用給水源として、現地連絡所が設置される小・中学校等（応急給水拠点）に、3日間（1人1日3L）をまかなえる受水槽兼用災害時飲料用耐震性貯水槽の整備、配水池等に緊急遮断弁等を設置して応急給水源を確保する。

(5) 飲料水の緊急給水等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求め、水道事業にあつては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計 画 主 体
水道関係非常時マニュアルの作成	地震防災対策計画の見直しを受け、災害発生時における「水道関係非常時マニュアル」を作成する。 (1) 非常時出動体制 (2) 応急給水 (3) 水道施設応急復旧 (4) 応援・支援受入れ (5) 災害記録 (6) 広報 (7) 応援出動 <div style="text-align: right;">[水道部]</div>	市

<p>受水槽兼用災害時飲料用耐震性貯水槽の整備</p>	<p>道路輸送が困難になる事態を想定し、初期応急飲料水用給水源として、現地連絡所が設置される小・中学校等（応急給水拠点）に、3日間（1人1日3L）をまかなえる受水槽兼用災害時飲料用耐震性貯水槽を整備する。</p> <p>なお、この施設は、その後の給水車等による応急給水の一括受入れ施設となるよう整備する。</p> <p>（学校の長期休校時の水質確保について考慮すること）</p> <p style="text-align: right;">[水道部・教育委員会]</p>	<p>市</p>
<p>病院等の受水槽兼用災害時耐震性貯水槽の整備</p>	<p>震災直後は、道路輸送が困難になる事態を想定し、必要最小限の水を確保できるよう受水槽兼用災害時耐震性貯水槽を整備するよう指導する。</p> <p>なお、応急給水の補給水の一括受入れ施設となるよう整備する。</p> <p style="text-align: right;">[健康福祉部・水道部]</p>	<p>市</p>
<p>配水池等における応急給水源の確保</p>	<p>配水池等に緊急遮断弁等を設置して応急給水源を確保する。</p> <p>なお、応急給水源を確保する配水池等は、地域的バランス、応急給水方法等を考慮して、決定する。</p> <p style="text-align: right;">[水道部]</p>	<p>市</p>
<p>給水用資器材の整備・強化</p>	<p>市が行う応急給水活動が円滑に行えるよう、ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型発電機・エンジンポンプ、仮設給水栓等給水用資器材の整備・強化を図る。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室・水道部]</p>	<p>市</p>
<p>上水の応急給水用飲料水確保と消防水利に関する検討</p>	<p>効果的な上水の応急給水用飲料水と消防水利の確保を図る。</p> <p style="text-align: right;">[水道部・消防本部]</p>	<p>市</p>

第12節 観光施設等予防対策

1 方針

本市においては、宿泊休養施設（ホテル、旅館等）、運動施設（キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等（以下「観光施設」という。）が多数存在しており、その利用者の安全を図るため、災害発生時に備えた体制の整備に努める。

また、市長が行う避難の指示又は勧告は、災害の切迫により危険となった地域内に滞在するすべての人に対して伝達され、安全な地域への迅速な避難行動として実現されてはじめて、その目的が達成されたことになる。

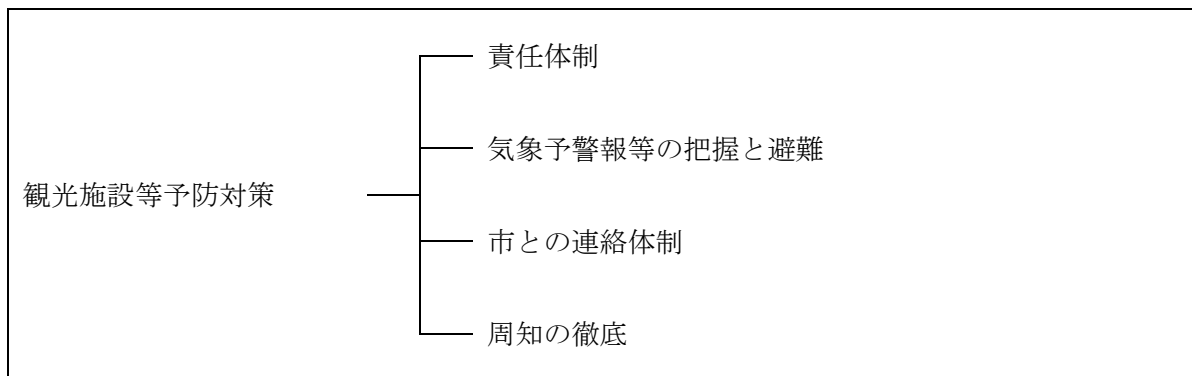
不特定多数の人が利用する公共的施設における避難対策については、市長の指示又は勧告を受けた各施設の管理者が所定の計画に基づき行うこととなる。

2 実施担当班

商工観光班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 責任体制の整備

観光施設の経営者、管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備える。

(2) 気象予警報等の把握と避難

観光施設の経営者、管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、市及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

(3) 市との連絡体制

観光施設の経営者、管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、市との連絡体制を整えるとともに、市長が適切な避難の指示若しくは勧告が行えるようにしておく。

また、市が気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努める。

(4) 周知徹底

市は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者、管理者に対して、(1) から (3) までの対策を講じるよう指導する。

第13節 避難対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 被災者の一時的な生活の場となる避難所が想定する以上に多数必要となること
- 被災者の一時的な生活の場を維持するために必要な備蓄・設備等の各所整備の必要性
- 多様な事態を想定した「避難情報」伝達体制確立の必要性
- 夜間発生を想定した誘導標識等の整備の必要性
- 消防署並びに警察署その他防災関係機関・団体との連携の必要性

1 方針

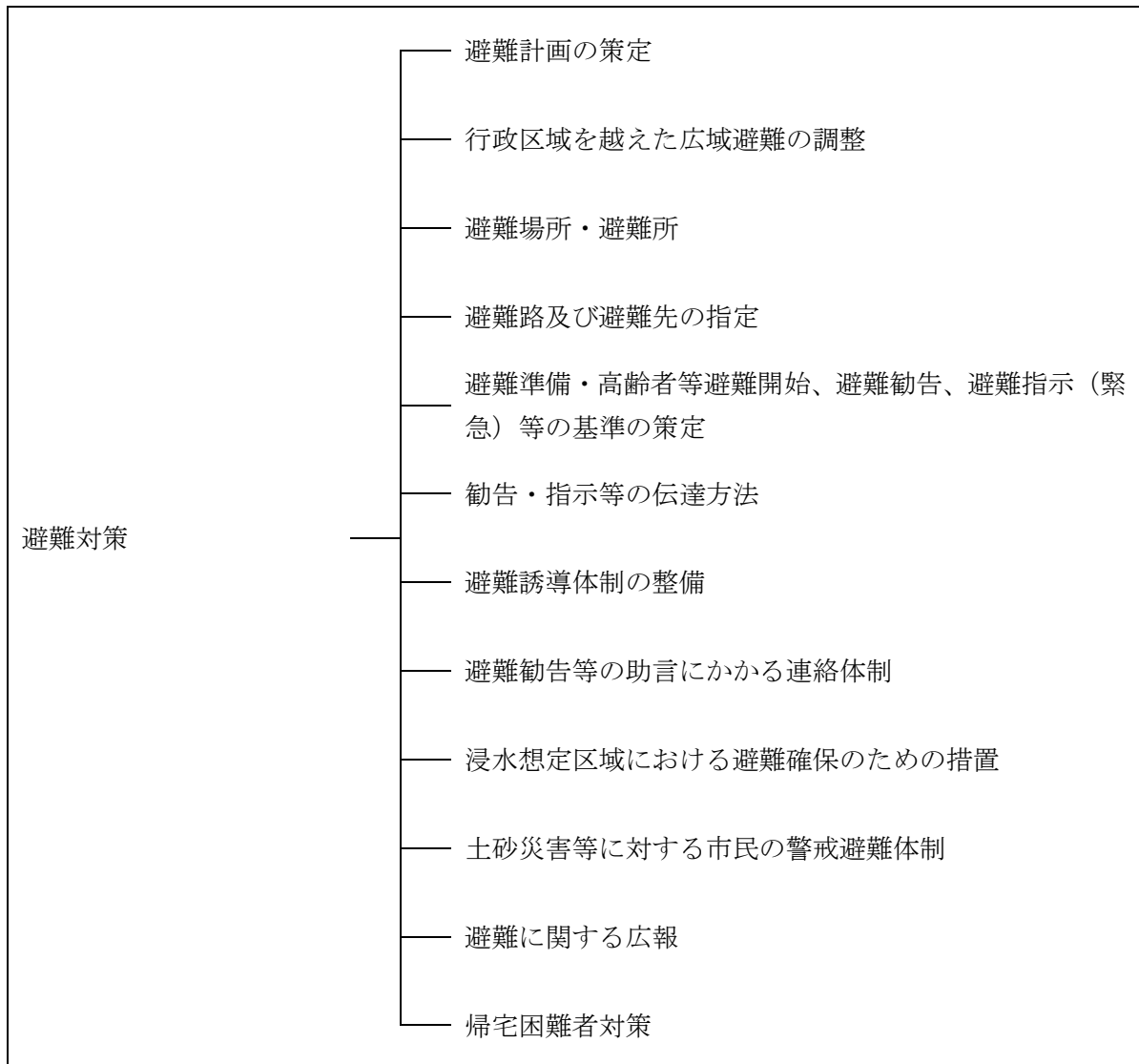
災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	土木第一班
秘書広報班	商工観光班	土木第二班
庶務班	農政班	
福祉救援班	避難収容班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 避難計画の策定

市は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をするとともに、市民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・

公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

(2) 行政区域を越えた広域避難の調整

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努める。

(3) 避難場所・避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討しておく。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

ア 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

イ 指定避難所の指定

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進める。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているものを指定する。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保を図る。また、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に

応じて福祉避難所を指定するよう努める。

【指定緊急避難場所・指定避難所選定の指針】

- (1) 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、原則小学校校区に1箇所ずつ「指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4第1項に基づく指定緊急避難場所）」を指定する。
- (2) 次の5種類を「指定避難所（災害対策基本法第49条の7第1項に基づく指定避難所）」とする。
 - ア：一次避難所
防災備蓄倉庫が設置してあり現地連絡所が開設される、緑苑小学校を除く市内の小学校及び稲羽中学校、緑陽中学校
 - イ：二次避難所
緑苑小学校・稲羽中学校、緑陽中学校以外の中学校・高校・総合体育館・桜体育館・地区体育館、岐阜県科学技術振興センター
 - ウ：福祉避難所（一次）
福祉センター等、地域における身近な要配慮者用避難所
 - エ：福祉避難所（二次）
特別養護老人ホーム、老人保健施設、障がい者施設等、地域における拠点的な要配慮者用避難所
 - オ：福祉避難所（三次）
保育所、幼稚園、コミュニティセンターなど
- (3) 一次避難所及び福祉避難所（一次）には備蓄品を配置するなど避難所としての機能を整備する。
- (4) 二次避難所は、一次避難所のみでは収容できないときに開設する。
- (5) 福祉避難所（一次）は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とし、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の避難行動要支援者及びその家族を対象とする。
- (6) 福祉避難所（二次）は、障がいの程度の重い者等、より専門性の高いサービスを必要とする要配慮者及びその家族を対象とする。
- (7) 福祉避難所（三次）は、福祉避難所（一次）のみでは要配慮者が収容できないときに開設する。なお、保育所については、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のうち、乳幼児及びその家族を対象とする。
- (8) 収容数は地震時（長期避難の場合）をおおよその目安とする。

【一時退避場所】

- 市民公園・学びの森地域
- 那加第三小学校・那加中学校・各務原西高校地域
- 那加第二小学校・桜丘中学校地域
- 東海学院大学・東海学院大学短期大学部地域
- 那加第一小学校地域
- 中央小学校・中央中学校・各務原スポーツ広場・各務野スポーツの森地域
- 鵜沼第二小学校・鵜沼西保育所・岐阜各務野高校・空の森運動公園地域
- 緑陽中学校・緑苑小学校地域
- 市民プール・少年自然の家地域
- 各務原浄化センター地域
- 総合運動公園地域
- 市民球場・勤労者総合グラウンド地域
- 川島スポーツ公園地域

ウ 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

エ 避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを市民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

オ 女性の視点での避難所運営

例えば女性専用の更衣室やトイレ、授乳スペースの確保、女性の職員からの物資配付など、女性の視点での避難所運営に努める。

(4) 避難路及び避難先の指定

市は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から市民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等について、国、県、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、市民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、気象警報、避難勧告等を市民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市長不在時における避難勧告、避難指示（緊急）等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努める。

市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。

躊躇なく、避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努める。

ア 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の標準的な意味合いについては、下表のとおりである。

区分	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要支援者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、自発的に避難する。 特に、土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 避難場所への避難が危険であると判断した場合には、命を守る避難行動として、近隣の安全な場所への避難、自宅2階等へ屋内安全確保を行う。
避難指示（緊急） (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害の発生した状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 避難場所への避難が危険であると判断した場合には、命を守る避難行動として、近隣の安全な場所への避難、自宅2階等への屋内安全確保を行う。

災害発生情報 (警戒レベル5)	・災害が発生していることを把握した場合。	・命を守るための最善の行動を行う。
--------------------	----------------------	-------------------

イ 洪水及び土砂災害により避難を要する場合の発令

① 洪水を警戒する場合

洪水の危険性を判断する際には、今後の降雨による情報のほか、上流域での既往降水量、上流の水位観測情報及び県支部土木班等からの水位情報を踏まえて行う。

② 土砂災害を警戒する場合

土砂災害の危険性を判断する際には、市域に影響を及ぼす雨雲の動き等に十分注意しつつ、気象庁が発表するレーダーアメダス合成図並びに岐阜地方气象台等からの気象予測等の情報を踏まえて行う。

【洪水及び土砂災害に対する避難勧告等の発令基準】

区 分	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	1 水位観測所(下表①、以下同じ。)の水位が避難判断水位(下表③、以下同じ。)に達した場合 2 水位観測所の水位が氾濫注意水位(下表②)を超え、又は超えることが予想され、さらに氾濫危険水位に達するときの急激な水位上昇が予想される場合 3 軽微な漏水・浸食が発見された場合 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告 (警戒レベル4)	1 水位観測所の水位が氾濫危険水位(下表④)に達した場合 2 水位観測所の水位が避難判断水位を超え、さらに氾濫危険水位に達する等の急激な水位上昇が予想される場合 3 異常な漏水・浸食が発見された場合 4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示(緊急) (警戒レベル4)	1 水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、さらに計画高水位(下表⑤)を超える等の水位上昇が予想される場合 2 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑りの発生等により、決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
災害発生情報 (警戒レベル5)	1 決壊や越水・溢水が発生した場合

【関係河川の避難勧告等の発令基準水位】

河川	①水位観測所	②氾濫注意水位	③避難判断水位	④氾濫危険水位	⑤計画高水位
木曾川	犬山	9.2 m	11.6 m	12.2 m	14.21 m
新境川	新那加橋	2.8 m	3.3 m	3.7 m	4.06 m
	那加	—	2.7 m (参考)	—	—
境川	馬橋	10.2 m	10.3 m	10.6 m	—
大安寺川	古市場町 (危機管理型)	—	-1.60 m (参考)	—	—

(6) 勧告・指示等の伝達方法

ア 関係地域内住民等への伝達

避難の勧告・指示を発令した場合は、同報無線、地域防災無線、緊急速報メール、拡声器付広報車、サイレン、職員・消防団員による巡回等により伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、報道機関等の協力を得るなどあらゆる手段を活用するものとする。

なお、避難措置解除の連絡は、避難の勧告・指示の伝達に準じて行うものとする。

イ 隣接市町等関係機関への通報

本部長（市長）が避難の勧告・指示を行ったとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、災対市長公室長は、次の要領により、関係機関等へ連絡するものとする。

a 隣接市町（防災担当）

地域住民が避難のため隣接市町内の施設をやむを得ず利用する場合が想定される。

また避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市に対しても連絡しておくものとする。

b 県の関係機関

警察署、その他の県関係機関に連絡し協力を要請するものとする。

c 学校施設等の管理者

災対教育部長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し協力を要請するものとする。

ウ 県への報告

災対市長公室長は、避難の措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県知事（防災課）に報告するものとする。

a 発令者

b 発令の理由及び発令日時

c 避難の対象区域

d 避難地

e その他必要な事項

(7) 避難誘導體制の整備

ア 警察・地区交通安全協会等との連携の強化

不特定多数の人が集まる施設や災害の夜間発生時における避難誘導を混乱なく行うため、警察・地区交通安全協会等との応援協力体制を確立し、その連携の強化に努める。

イ 地域ぐるみの緊急避難支援体制づくり

自治会を中心とした、要配慮者の近隣住民、自主防災組織やボランティア組織との連携により、平常時からの見守りネットワーク活動と要配慮者の実態把握に努め、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。

(8) 避難勧告等の助言にかかる連絡体制

市は、避難勧告等及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(9) 浸水想定区域における避難確保のための措置

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提

供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者、その他の者へ周知する。

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。

市は、洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもので洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市計画に定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市計画において、当該施設の所有者又は管理者および自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

浸水想定区域をその区域に含む市長は、市計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設について市民に周知させるため、必要な措置を講じる。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

(10) 土砂災害等に対する市民の警戒避難体制

市は、土砂災害等に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

(11) 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、災害時の広報活動マップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違ふこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害にお

いては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努める。

市は、災害情報や安否情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムで提供する手段として携帯電話による情報メール、SNS を活用することとし、運用にあたっては登録者の増大を図る。

(12) 帰宅困難者対策

都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
「一時退避場所」 の 確 保	<p>火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な安全距離が確保されたオープンスペースとして、住宅密集地の各2 km 圏に1箇所ずつ「一時退避場所」を確保するよう努める。</p> <p>なお、「市民公園・学びの森」「那加第三小学校・那加中学校・各務原西高校」、「那加第二小学校・桜丘中学校」、「東海学院大学・短期大学部」「那加第一小学校」、「中央小学校・中央中学校・各務原スポーツ広場・各務野スポーツの森」、「鵜沼第二小学校・鵜沼西保育所・岐阜各務野高校・空の森運動公園」、「市民プール・少年自然の家」、「各務原浄化センター」、「各務原市総合運動公園」、「緑陽中学校・緑苑小学校」、「市民球場・勤労者総合グラウンド」、「川島スポーツ公園」の13箇所を確保し、非常時における避難誘導に必要な周辺環境の整備を進める。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	市

<p>「避難一時集結場所」の決定・周知</p>	<p>大規模地震等が発生した場合の地域での安否確認や情報収集拠点となる自治会単位の「避難一時集結場所」を、各自治会が決定し、避難路マップの回覧等で自治会内に周知するよう毎年度当初に要請する。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>指定緊急避難場所の指定</p>	<p>災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに「指定緊急避難場所」を指定する。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>福祉避難所の指定・整備</p>	<p>市施設のうち、福祉センター、保育所並びに総合福祉会館その他の福祉関連施設については、高齢者・障がい者等の要配慮者の避難所として指定・整備する。あわせて、市民・自主防災組織に対してその趣旨の徹底と、非常時における安全避難への協力確保を図るため平常時より広報に努める。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室・健康福祉部・企画総務部・産業活力部]</p>	<p>市</p>
<p>学校施設における避難場所としての「住」環境整備</p>	<p>小・中学校余裕教室の有効活用の一環として、畳敷きのスペースを確保するよう検討する。また、教室が避難所として使用されることを想定し、カーテン・レールの設置等必要な設備について、関係各部と協議の上優先順位をつけて実施する。その他トイレの改善、出入口その他の段差の解消等要配慮者への配慮を行う。</p> <p style="text-align: right;">[教育委員会・市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>その他の市施設の避難場所としての「住」環境整備</p>	<p>福祉センター並びに保育所、総合福祉会館その他の福祉関連施設については、福祉避難所として、被災者のプライバシーの保護、畳部屋の確保など必要な環境整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">[健康福祉部・市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>避難路の整備等</p>	<p>各地域における市民等の円滑な避難を確保するため、都市計画道路等の主要幹線道路及び生活関連道路の整備を進めるとともに、夜間における安全避難や要配慮者の安全避難に配慮した誘導標識等の整備を順次進める。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部・市長公室]</p>	<p>市 県 国</p>
<p>警察・地区交通安全協会等との連携の強化</p>	<p>不特定多数の人が集まる施設や災害の夜間発生時における避難誘導を混乱なく行うため、警察・地区交通安全協会等との応援協力体制を確立し、その連携の強化に努める。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室・各所管部]</p>	<p>市 県</p>

<p>地域ぐるみの 緊急避難支援体制 づくり</p>	<p>自治会を中心とした、要配慮者の近隣住民、自主防災組織やボランティア組織との連携により、平常時からの見守りネットワーク活動と要配慮者の実態把握に努め、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室・健康福祉部]</p>	<p>市</p>
<p>避難情報伝達体制の 整備・強化</p>	<p>市は、拠点となる各避難所にあらかじめ「直行職員」を指名し、適切な避難情報の伝達にあたらせる計画であるが、あわせて地域防災行政無線等の整備を進め、緊急を要する避難情報の伝達を行うよう万全を期する。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>非常時広報対策 マニュアルの作成</p>	<p>「地震時」及び「風水害時」のそれぞれを想定した、「災害時の広報活動マニュアル」を作成する。なおマニュアルには、状況別広報文例集、協力機関リスト、要配慮者向広報活動関係資料等を含む。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>ニューメディア 広報機能導入</p>	<p>市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムで提供する手段として携帯電話による情報メール、SNSを活用することとし、運用にあたっては登録者の増大を図る。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>市</p>

第14節 必需物資の確保対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 発災後1週間程度までは、「自力でしのげる」だけの備えが必要となること
- 岐阜県災害時広域受援計画においては、想定される避難者数の1日分の物資を市町村が備蓄する方針が示されていること
- 各避難所における備蓄を基本とするものの、避難所ごとに避難者数が異なることを想定し、迅速に不足を補える備蓄体制を整備する必要があること
- 橋りょうや鉄道は、被災によりしばらく利用困難になるものと想定しておく必要があること

1 方針

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他県、市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

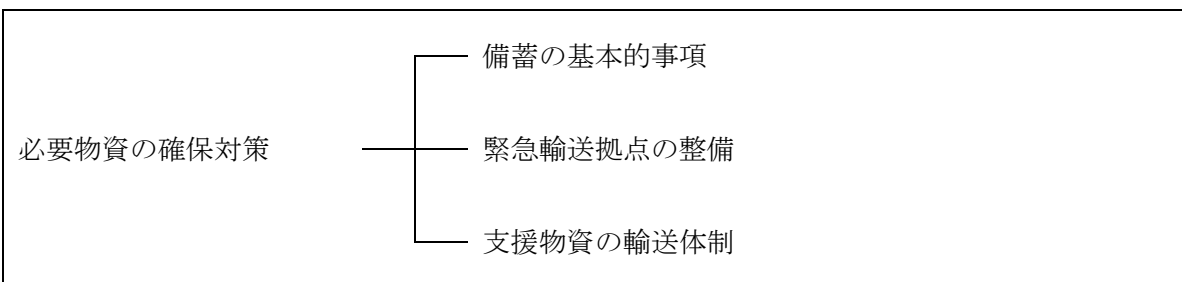
また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班	農政班
秘書広報班	医療対策班	避難収容班
庶務班	商工観光班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 備蓄の基本的事項

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、岐阜県総合備蓄計画の定めるところによる。

また、市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、想定される避難者数を考慮し、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

ア 個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄する。また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

なお、市は、それらの啓発に努める。

イ 市備蓄

大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

そのため、市は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄にあたっては、指定された避難場所を基本とし、不足する場合は、別途補完する備蓄施設の確保に努める。

(2) 緊急輸送拠点の整備

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

(3) 支援物資の輸送体制の整備

市は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施し、供給方法等について実施計画を作成する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
備 蓄 計 画 に 備 蓄 体 制 の 確 保	各務原市備蓄計画に沿って、想定される避難者数等を踏まえ、避難生活に必要な物資や資機材等の備蓄を進める。備蓄にあたっては、各避難所における備蓄を基本とし、あわせて、物資の不足に対して迅速かつ柔軟に対応できるよう、避難所の備蓄を補完する防災備蓄倉庫を確保する。 [市長公室]	市
市 民 向 防 災 ハ ン ド ブ ッ ク の 活 用	市民向防災ハンドブックの活用により、各家庭・事業所における食料・水・生活必需品等非常時に備えた物資・機材の備蓄（3日分から1週間程度をめやすとする）奨励に努める。 [市長公室]	市
避 難 所 開 設 の た め の 必 要 な 備 品 類 の 備 蓄 等	小・中学校に防災備蓄倉庫を設置し、避難所の開設・運営に必要な備品類の備蓄を行う。 なお、被害の状況により指定する避難所だけでは収容できない場合に備えて、県その他関係機関・団体・事業所等の協力を得て、避難のための施設の提供・確保、野外受け入れ	市

	<p>施設用資材（テント・ビニールシート等）の確保・調達のための体制の確立に努める。</p> <p>[市長公室・教育委員会・健康福祉部・企画総務部・産業活力部]</p>	
<p>関係団体・事業所等との応援協定の締結</p>	<p>災害時における救援物資等の調達等について関係団体、事業所等との応援協力体制を確立するとともに、供給方法等について実施計画を作成する。</p> <p>[産業活力部]</p>	<p>市</p>

第15節 要配慮者・避難行動要支援者対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 高齢者や障がい者・病弱者等の安否確認が遅れがちになることが想定される
- 救援対策上、高齢者や障がい者・病弱者等向けの細かな配慮が要請されること
- 要配慮者向け救援サービス実施上、事前の準備・民間団体の協力等が不可欠なこと
- 福祉のまちづくり（まちのノーマライゼーション）の重要性

1 方針

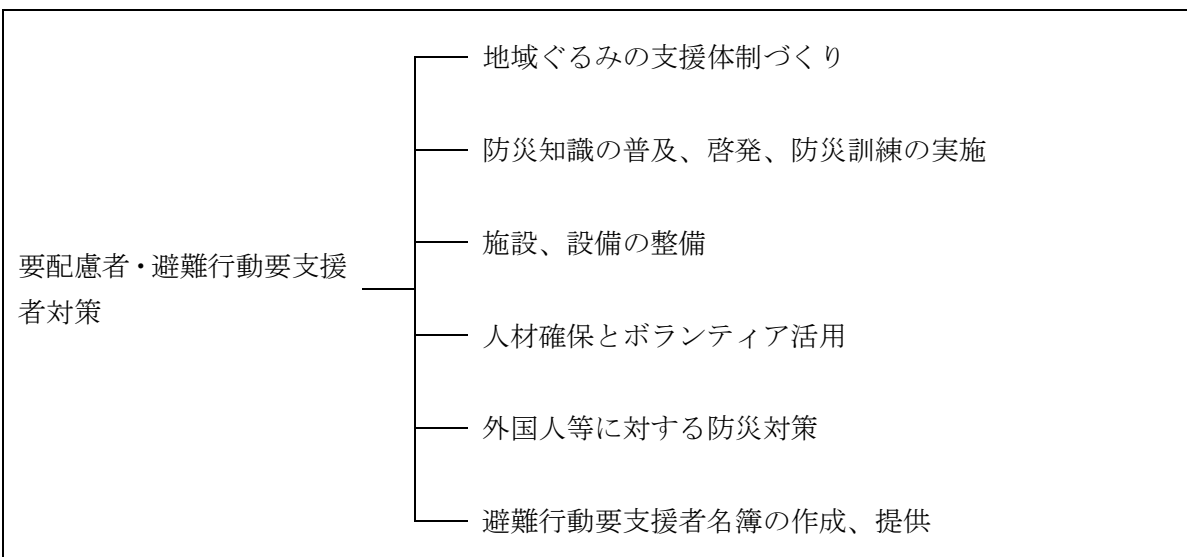
近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者はますます増加することが予想される。市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班
秘書広報班	商工観光班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 地域ぐるみの支援体制づくり

市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、避難支援等に携わる関係者として市計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得る。

(2) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

ア 市

市は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導し、市民向防災ハンドブックを活用し、災害発生直後、避難所居住時等における要配慮者優先ルールについて、市民への周知徹底を図る。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。

(3) 施設、設備等の整備

ア 市

市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

イ 市及び県

市及び県は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

ウ 施設等管理者

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(4) 人材の確保とボランティア活用

ア 市及び県

市及び県は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

イ 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

(5) 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- a 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- b 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- c 多言語による防災知識の普及活動を推進
- d 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- e 多言語による外国人防災パンフレットの作成及び配布
- f インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

(6) 避難行動要支援者名簿の作成、提供

災害対策基本法（平成25年6月21日改正）の規定に基づき、避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎とする名簿である「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で関係者に提供する。

ア 避難行動要支援者名簿掲載者の範囲

- ・本制度の対象となる者は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

高齢者等	要介護認定3～5を受けている者
障がい者 障がい児	a 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
	b 療育手帳A・A1・A2を所持する者
	c 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
上記以外で本人が希望し、市長が支援の必要性を認めた者	

イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ・名簿に記載する個人情報
 - ①氏名②生年月日③性別④住所又は居所⑤電話番号⑥避難支援等を必要とする理由
 - ⑦その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

・個人情報の入手方法

災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、関係部局が保有する情報を目的外使用することにより名簿を作成する。

ウ 避難支援等関係者となる者

- ・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会（地区社協）、消防機関、県警察、近隣住民など避難支援等の実施に携わる者を避難支援等関係者とする。

エ 避難支援等関係者の安全確保

- ・避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため市は、避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分に配慮することとし、次のとおりの配慮を行う。

- ①避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ規則を決め、計画を作り、周知するよう努める。
- ②避難行動要支援者に避難の必要性や、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、避難支援等関係者等は助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

オ 避難行動要支援者名簿の更新

- ・市は、避難行動要支援者の異動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を少なくとも1年に一度更新し、名簿の情報を最新の状態に保つ。

カ 避難行動要支援者の円滑な避難のための通知・警告の配慮

- ・市は、避難行動要支援者の円滑な避難のため次のとおり配慮を行う。
- ①高齢者や障がい者にもわかりやすい言葉や表現、説明などを用いて、的確に伝わるようにする。
 - ②高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選択して流すよう努める。
 - ③防災行政無線（同報系）、携帯メール、緊急速報メールなど、多種多様な情報伝達の手段を確保し、それらを有機的に組み合わせて活用するよう努める。

キ 避難行動要支援者名簿の情報漏えい防止のための措置

- ・市は、避難行動要支援者名簿の提供に際して情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者に次の事項について、周知・徹底に努める。
- ①避難行動要支援者名簿は、紛失等しないよう適正に管理する。
 - ②避難行動要支援者名簿は、登録制度の趣旨による目的以外には使用しない。
 - ③避難行動要支援者名簿は、支援体制を整えるための地域組織の役員会などで利用する場合を除き、支援者に対しては、対象とする要配慮者に限定した情報の提供にとどめ、安易に情報を公開しないこと。
 - ④避難行動要支援者名簿は、複写しない。ただし、災害対策本部長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
 - ⑤避難行動要支援者名簿の利用が終了したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに市へ返却する。
 - ⑥災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
地域ぐるみの緊急避難 支 援 体 制 づ くり	自治会を中心とした、要配慮者の近隣住民、自主防災組織やボランティア組織との連携により、平常時からの見守りネットワーク活動と要配慮者の実態把握に努め、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。また、避難行動要支援者避難支援プランの作成も推進する。 [市長公室・健康福祉部]	市
避難行動要支援者名簿 の 作 成、提 供	災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する「避難行動要支援者」の避難支援を実施するための基礎とする名簿である「避難行動要支援者名簿」を作成し、必要な限度で避難支援等関係者に提供することにより、避難支援の体制づくりを進める。 [市長公室・健康福祉部]	市
緊急通報システムの 整 備	災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、消防署並びに警察署その他関係機関と連携し要配慮者に対する緊急通報装置の給付、設置の斡旋など、緊急通報システムの整備を図る。 [健康福祉部・市長公室]	市 県
市民向防災ハンド ブックの作成、活用	市民向防災ハンドブックを活用し、災害発生直後、避難所居住時等における要配慮者優先ルールについて、市民への周知徹底を図る。 [市長公室]	市
福祉避難所の指定等	市施設のうち、福祉センター、保育所・総合福祉会館・その他集会施設等で、小・中学校等の施設に比べ居住性能のよい施設については、高齢者・障がい者・乳幼児、病弱者その他非常時における福祉避難所として指定・確保する。あわせて市民・自主防災組織に対して、その趣旨の徹底と、非常時における安全避難への協力確保を図るための広報に努める。 [健康福祉部・市長公室]	市
福祉避難所の確保	県をはじめ関係機関と連携し高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者その他非常時における福祉避難所として、市内の福祉施設、老人保健施設並びに他市町村所在の同様施設を確	市 県 国

	保するよう、必要な体制の整備を図る。 [健康福祉部]	
外国人対策の推進	災害時における外国人の安全確保を図るため、外国人防災パンフレットの作成・配布、防災訓練への参加促進、その他防災知識の普及・啓発に努める。また、通訳ボランティアの確保に努める。 [産業活力部・市長公室]	市

第16節 応急住宅対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 降雨による建物の二次的な被害の発生可能性があること
- 個人が自己責任で短時間に建物危険度判定を行うことは、事実上困難であること
- 避難所生活は、被災者の心身の健康上から早期に解消される必要があること
- 短期に大量の住宅供給を行うことは、物理的にきわめて困難であること
- 引き継ぎ居住可能と判断される住宅については、逐次帰宅を促すことが必要であること
- 危険度判定のためのノウハウをもった専門的ボランティアが多数必要となること
- 被災地内では、大量の住宅供給・補修・解体を行うことは、物理的にきわめて困難であること
- それぞれの分野における専門的技術者及び資機材の広域のかつ大量の調達が必要となること
- 避難所生活は、被災者の心身の健康上から早期に解消されることが必要であり、公営住宅空家の確保、応急仮設住宅の建設並びに引き続き居住可能な住宅については補修し、総合的に帰宅を促す対策を講ずることが必要であること

1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

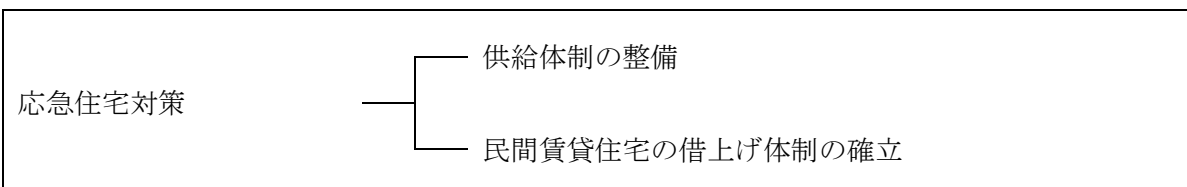
2 実施担当班

避難収容班

住宅対策班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 供給体制の整備

市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(2) 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるような、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
応急危険度判定士の養成・確保の促進	<p>県との連携により、地震発生により破損した建築物が余震等に対して、引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う応急危険度判定士の養成・確保を促進する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
判定実施のために必要な備品類の整備	<p>建物の応急危険度判定は、大規模災害発生後、可能な限り速やかに実施することは余震等による二次災害防止を図るとともに、あわせて避難所から自宅への帰宅を促進し、市民の自立再建を促すことにつながる。そのため、市は、県と連携し他市町村からの応援を受入れ、必要な判定実施体制を確保する。</p> <p>なお建物関係書類や各物件を示す住宅地図については、バックアップ措置を講じておくとともに、市内の地理不案内な判定士のための、住宅地図など必要な備品類を検討し、その整備に努める。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
大規模災害時想定住宅供給等促進プランの策定	<p>大規模災害時に想定される、住宅必要量に基づき、「非常時住宅供給等促進プラン」を策定する。これにより県等に対し必要な支援・協力体制の確立等を要請していく。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
オープンスペース台帳の整備	<p>市内の公園、公有地、その他民間未利用地等に関する「オープンスペース台帳」を整備し、そのデータベース化を図るなどして大規模災害時における迅速な住宅供給に資する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市

第17節 医療救護体制の整備

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 救急・救助機関の能力を大幅に上回る救急・救助事案件数の想定されること
- 生存者の救出・救護は一刻を争うこと（挫滅症候群）
- 電気・水道等の停止により被災地内医療機関の医療救護能力は大幅にダウンする
- 同時多発的な救急医療事案の想定されること
- 精神救急医療活動の必要性（「こころ」の救急医療体制）

1 方針

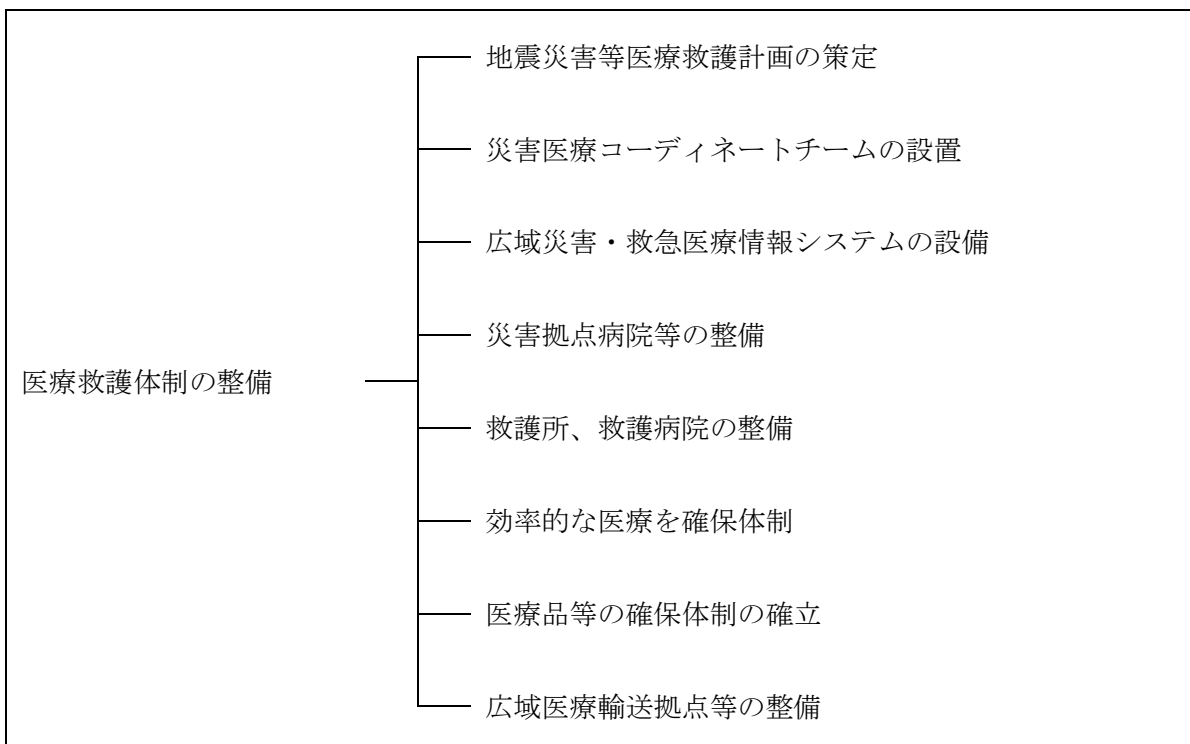
大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	救急指令班
秘書広報班	消防総務班	消防署班
福祉救援班	消防予防班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 地震災害等医療救護計画の策定

市は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応

急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

(2) 災害医療コーディネートチームの設置

災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。

(3) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、岐阜地域における後方支援ネットワークを強化するとともに、その他県地域並びに隣接県の後方支援医療機関とのネットワークの確立を促進する。

(4) 災害拠点病院等の整備

災害発生直後の医療救護活動の拠点となる病院施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行うよう促進する。

また、ライフライン寸断時にも診療能力を維持するための電気容量、上水量を確保できるよう、自家発電装置、井戸・受水槽等の耐震化を促進するよう指導する。

なお、公立学校共済組合東海中央病院の建物は現行の耐震基準を満たし、病院本館は免震構造を採用、また、自家発電装置を本館建屋内に設置、耐震基準を満たした受水槽も設置された。

(5) 救護所、救護病院の整備

市は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、市民への周知を図っておく。

(6) 効率的な医療を確保体制の確立

市は、災害発生直後の医療救護活動の担い手となる市医師会との連携を強化し、災害時マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練の実施、トリアージ技術等の研修の実施などを進め、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る。

(7) 医療品等の確保体制の確立

市及び岐阜県赤十字血液センターは、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

ア 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

イ 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

(8) 広域医療搬送拠点等の整備

県は、広域後方医療施設への重症者の広域医療搬送にあたり広域医療搬送拠点を県内2箇所（各務原市、高山市）に設置するとともに、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運営に必要な資機材を整備する。

市は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
広域的な後方支援医療 機関ネットワークの確立	<p>岐阜地域における後方支援ネットワークを強化するとともに、その他県地域並びに隣接県の後方支援医療機関とのネットワークの確立を促進する。</p> <p>[健康福祉部・消防本部]</p>	市 県
市内救急医療拠点 となる病院の確保	<p>災害発生直後の医療救護活動の拠点となる病院施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行うよう促進する。</p> <p>また、ライフライン寸断時にも診療能力を維持するための電気容量、上水量を確保できるよう、自家発電装置、井戸・受水槽等の耐震化を促進するよう指導する。</p> <p>[健康福祉部]</p>	市 県
市医師会との連携 の強化による災害医療 スペシャリストの確保	<p>災害発生直後の医療救護活動の担い手となる市医師会との連携を強化し、災害時マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練の実施、トリアージ技術等の研修の実施などを進め、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る。</p> <p>[健康福祉部]</p>	市
災害対策用備蓄医薬品 （救急箱）の配備	<p>各地区防災拠点に設置される防災備蓄倉庫に災害用医薬品セット（救急箱）の配備を進める。なお、配備にあたっては、内容品等について、医師会等の協力を得て医療分野の進歩等に適応していくよう努める。</p> <p>[市長公室・健康福祉部]</p>	市
岐阜県薬剤師会各務原 支部・市内薬局等との 協力体制の確保	<p>非常時における、救急医薬品・医療資器材等の調達を適切に行うため、岐阜県薬剤師会各務原支部・市内薬局等との協力体制を確保する。</p> <p>[健康福祉部]</p>	市

第18節 防疫対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 避難所を主な排出源として大量のし尿が発生すること
- 平常時を大幅に上回る収集体制確立と「し尿」処理施設確保が必要であること
- よって災害時に発生するし尿は広域的に処理・処分するほかないこと
- 同時多発的な救急医療事案の想定されること
- ただし下水道管路への投入により効率的かつ迅速な収集・処理が可能になったこと

1 方針

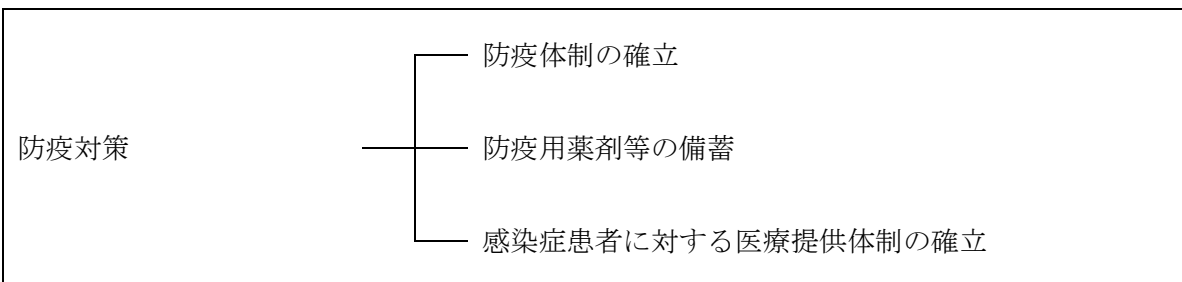
被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	水道対策班
秘書広報班	商工観光班	下水道対策班
庶務班	農政班	
福祉救援班	避難収容班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 防疫体制の確立

市は、災害時における防疫体制の確立を図る。

ア 大規模災害時想定作業実施計画の作成

大規模災害時に想定される、公衆衛生等対策実施作業量を推定し、「非常時作業実施計画」を作成する。

イ 埋火葬案件への適切な対応体制の確立

大規模災害時に大量に発生することが想定される埋火葬案件への対応が迅速かつ適切に行われるよう体制の確立に努める。(身元不明遺体の一時安置施設、設備の耐震化等整備された火葬場・斎場 平成18年6月供用開始)

ウ 大規模災害時想定し尿処理・処分計画の作成

大規模災害時においては、多くの市民が住宅を失い避難所に避難する。そのため、避難所を中心として、大量なし尿が発生し、市の能力は低下するものと想定される。

そうした非常時において、適切かつ迅速に処理するため「非常時処理・処分計画」を作成するとともに木曽川右岸流域浄化センターとの協力体制を確立する。

エ クリーンセンター施設整備

大規模災害時において、し尿処理が適切に行われるよう、施設の耐震化、設備等の整備を進める。

オ バキュームカー・仮設トイレ・携帯トイレ等し尿の暫定処理のための資機材の確保体制の確立

市備蓄並びに県・他市町村・民間収集業者・レンタル会社等からの調達によるバキュームカー・仮設トイレ・携帯トイレ等し尿の暫定処理のための資機材確保体制の確立に努める。なお、高齢者・障がい者等への配慮を行う。

カ 避難所予定施設における「トイレ用水」等の確保

各小・中学校等避難所予定施設管理者と連携し、河川水の利用やプール水・民間井戸等により、水道停止時の水洗トイレ使用のための「水」の確保に努める。

また、くみ置き水等を利用した水洗トイレや仮設トイレの利用方法・維持管理方法等に関するマニュアルの整備を行う。

キ 公共施設・公園等における仮設トイレ類似利用の検討

公共施設のし尿貯留槽や公園の敷地内有効利用等の手法について、各施設所管部の協力を得て、検討し、大規模災害時における処理計画の基礎資料とする。

また、今後建設される公共施設・公園等の設計に災害時の多目的利用を想定した配慮が反映されるよう努める。

ク 市民向防災ハンドブックの活用

市民向け防災ハンドブックを活用し、携帯用トイレ等の各戸備蓄について、事前広報を徹底する。

(2) 防疫用薬剤等の備蓄

市は、防疫用薬剤及び資機材（防疫用薬剤・散布器、棺、環境測定装置、専用車両等）について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

(3) 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、市内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
大規模災害時想定作業実施計画の作成	大規模災害時に想定される、公衆衛生等対策実施作業量を推定し、「非常時作業実施計画」を作成する。 [健康福祉部・市民生活部]	市

埋火葬案件への適切な 対応体制の確立	<p>大規模災害時に大量に発生することが想定される埋火葬案件への対応が迅速かつ適切に行われるよう体制の確立に努める。</p> <p>(身元不明遺体の一時安置施設、設備の耐震化等整備された火葬場・斎場 平成18年6月供用開始)</p> <p>[市民生活部]</p>	市
大規模災害時想定し尿 処理・処分計画の作成	<p>大規模災害時には、多くの市民が住宅を失い避難所に避難する。そのため、避難所を中心として、大量なし尿が発生し、市の能力は低下するものと想定される。</p> <p>そうした非常時において、適切かつ迅速に処理するため「非常時処理・処分計画」を作成するとともに木曽川右岸流域浄化センターとの協力体制を確立する。</p> <p>[市民生活部・水道部]</p>	市
クリーンセンター施設 整備	<p>大規模災害時において、し尿処理が適切に行われるよう、施設の耐震化、設備等の整備を進める。</p> <p>[市民生活部]</p>	市
バキュームカー・仮設 トイレ・携帯トイレ等 し尿の暫定処理のため の資機材の確保体制 の確立	<p>市備蓄並びに県・他市町村・民間収集業者・レンタル会社等からの調達によるバキュームカー・仮設トイレ・携帯トイレ等し尿の暫定処理のための資機材確保体制の確立に努める。なお、高齢者・障がい者等への配慮を行う。</p> <p>[市民生活部]</p>	市
避難所予定施設に おける「トイレ用水」等 の確保	<p>各小・中学校等避難所予定施設管理者と連携し、河川水の利用やプール水・民間井戸等により、水道停止時の水洗トイレ使用のための「水」の確保に努める。</p> <p>また、くみ置き水等を利用した水洗トイレや仮設トイレの利用方法・維持管理方法等に関するマニュアルの整備を行う。</p> <p>[市民生活部・企画総務部・健康福祉部・産業活力部・教育委員会]</p>	市
公共施設・公園等に おける仮設トイレ 類似利用の検討	<p>公共施設のし尿貯留槽や公園の敷地内有効利用等の手法について、各施設所管部の協力を得て検討し、大規模災害時における処理計画の基礎資料とする。</p> <p>また、今後建設される公共施設・公園等の設計に災害時の多目的利用を想定した配慮が反映されるよう努める。</p> <p>[市民生活部・企画総務部・健康福祉部・都市建設部・教育委員会]</p>	市

市民向防災ハンドブックの活用	市民向け防災ハンドブックを活用し、携帯トイレ等の各戸備蓄について、事前広報を徹底する。 [市長公室・市民生活部]	市
防疫用薬剤・散布器、棺、環境測定装置、専用車両等公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制の確立	市備蓄並びに県・他市町村・民間業者からの調達による防疫用薬剤・散布器、棺、環境測定装置、専用車両等公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制の確立に努める。 [健康福祉部・市民生活部]	市 県

第19節 河川防災対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 大規模災害時において道路・橋りょう並びに河川管理施設の果たすべき役割の重要性
- 道路・橋りょう・河川管理施設管理者と警察その他関係機関相互の連携・協力の重要性
- 施設損壊時の迅速な応急復旧対策実施の重要性

1 方針

治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するための治水事業等を促進する。

2 実施担当班

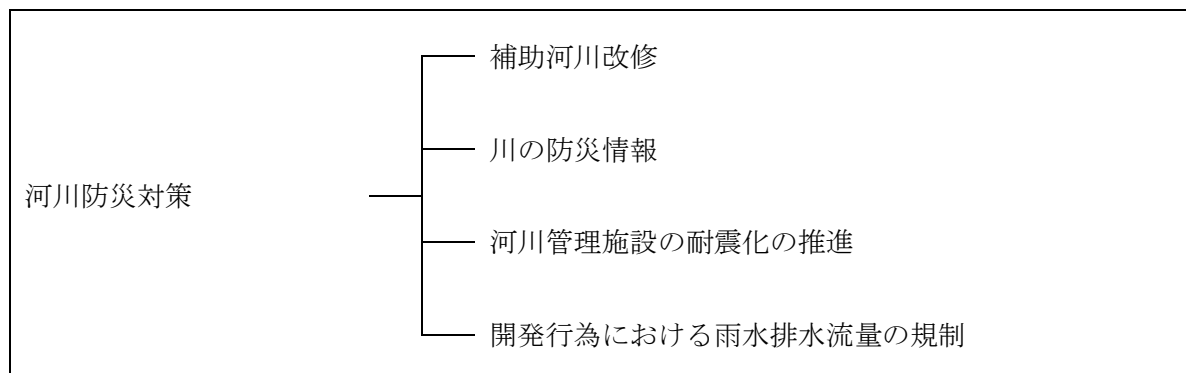
土木第一班

土木第二班

都市計画班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 補助河川改修

県下には木曾川水系ほか5水系の一級河川があり県内を縦横に流下している。近年、土地の高度利用化が進み、流域内の人口や資産が増大してきており、これらを水害から守るため、県若しくは市は、総合的な治水対策の一環として河川改修事業等により改修工事を推進する。

(2) 川の防災情報

県は、インターネットや携帯電話により提供する雨量、河川水位、ダム情報、河川の映像情報等を県民に発信することによって、水防活動に役立てるようにする。

また、県は、県内全域を放送対象とする放送局（以下「県域放送局」という。）等を通して、河川情報など、避難行動につながる情報を県民に積極的に提供していく。

市は、県が発信する防災情報を積極的に活用し、水防活動に役立てる。

(3) 河川管理施設の耐震化の推進

河川管理施設の耐震性を点検し、適切な対応策を実施する。特に、浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築、改良を優先的に行う。

(4) 開発行為における雨水排水流量の規制

岐阜県宅地開発指導要領及び境川流域整備計画等により、開発行為における雨水排水流量の規制・指導を行う。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
河川管理施設の耐震化 の 推 進	<p>河川管理施設の耐震性を点検し、適切な対応策を実施する。</p> <p>特に、浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築、改良を優先的に 行う。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市 県 国
開 発 行 為 に お け る 雨 水 排 水 流 量 の 規 制	<p>岐阜県宅地開発指導要領及び境川流域整備計画等により、開発行為における雨水排水流量の規制・指導を行う。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市

第20節 砂防対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 都市化の進展に伴う災害に対する脆弱性の高まり
- 人的被害や道路障害物発生の要因となること

1 方針

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地滑り等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者関連施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

2 実施担当班

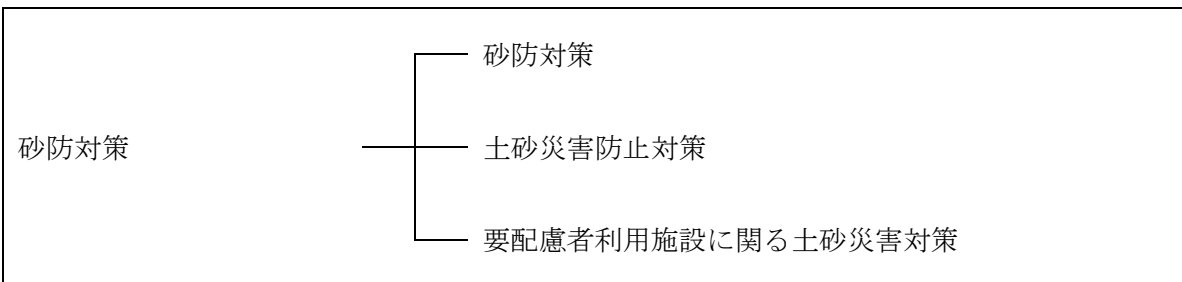
本部班
農政班

土木第一班

土木第二班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 砂防対策

ア 急傾斜地崩壊対策事業の推進

市は、急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5 m 以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事を実施する。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び整備

受益者負担など市民の理解、協力を得ながら、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく規制の指導強化を国や県に要請し、危険区域の指定による急傾斜地崩壊防止対策工事の促進、がけ地近接危険住宅の移転促進、所有者に対する安全対策の実施・是正勧告等の安全化対策の推進に努める。

ウ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の巡視及び啓発活動等

集中豪雨等による、がけ崩れや崩壊の危険が予想される場合の巡視の実施、危険区域内居住者住宅への、安全確保のための啓発活動を行う。

(2) 土砂災害防止対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県から土砂災

害警戒区域の指定があった場合は、当該区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、市民に周知を図る。

また、市は、県が実施する基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、県の土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(3) 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

ア 情報の提供

市は、土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設の調査結果に基づき、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

市は、当該施設の名称及び所在地について、市計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

イ 防災知識の普及

市及び県は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

ウ 要配慮者利用施設における防災体制の整備

a 施設等における対策

本章第15節「要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

b 市と施設との連絡体制の確立

市は、市計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるとともに、施設との連絡体制の確立に努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
急傾斜地崩壊危険区域 の 指 定 及 び 整 備	<p>受益者負担など市民の理解、協力を得ながら、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく規制の指導強化を国や県に要請し、県の危険区域の指定による急傾斜地崩壊防止対策工事の促進、がけ地近接危険住宅の移転促進、所有者に対する安全対策の実施・是正勧告等の安全化対策の推進に努める。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	県 市
山地災害危険地の 安全化	<p>治山治水緊急措置法に基づく林野庁長官通達により県が実施した「山地災害危険地区調査」をふまえて、治山工事を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の軽減防止に努める。</p> <p style="text-align: right;">[産業活力部]</p>	県 市

<p>土石流発生危険渓流の 安全化</p>	<p>県が実施した調査により、特に危険性が高く、あるいは 人家や公的施設の多いとされたものについて、砂防指定地 への編入と対策工事の早期実施を促進する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	<p>県 市</p>
<p>災害防止に関する指導 ・監督等</p>	<p>造成地に発生する災害の防止は、都市計画法、建築基準 法、その他に基づき、許可・確認の審査並びに当該工事の 施工に対する指導・監督を通じて行う。また、造成後は巡 視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の 巡視強化及び注意呼びかけを実施する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	<p>県 市</p>
<p>土砂災害警戒区域・ 土砂災害特別警戒区域 の巡視及び啓発活動等</p>	<p>集中豪雨等による、がけ崩れや崩壊の危険が予想される 場合の巡視の実施、危険区域内居住者宅への、安全確保の ための啓発活動を行う。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	<p>県 市</p>
<p>警戒体制の確立</p>	<p>地震による土砂災害は、地震後時間において発生するこ ともあり、地震発生後は危険度の高い斜面等を中心に、危 険な兆候がないか警戒することが重要である。そのため、 降雨による土砂災害と同様に必要な資器材通信や手段等 の確保・調達計画等を平常時から確立するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	<p>市</p>
<p>土砂災害危険箇所の 周知の徹底と 法の適切な運用</p>	<p>土砂災害ハザードマップにより土砂災害警戒区域・土砂 災害特別警戒区域などの土砂災害危険箇所の周知を図る とともに、危険防止のための法の適切な運用を図る。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室・都市建設部・産業活力部]</p>	<p>県 市</p>

第21節 農地防災対策

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

2 実施担当班

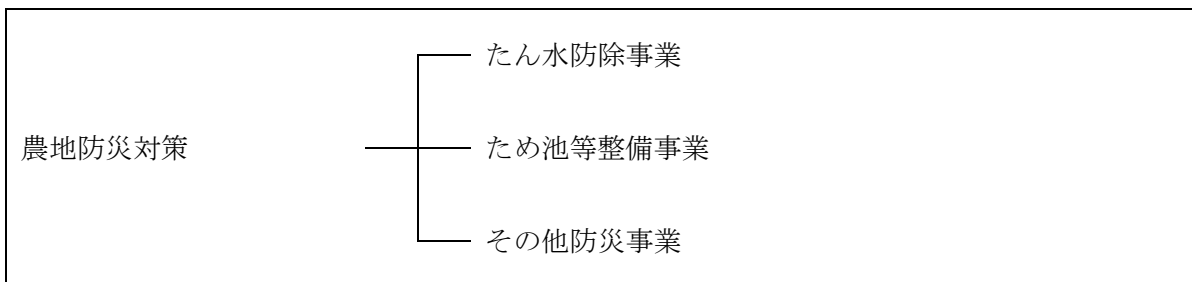
農政班

土木第一班

土木第二班

3 実施内容

■施策の体系



(1) たん水防除事業

市は、昭和36年6月の梅雨前線豪雨による内水被害を契機にたん水防除事業が制度化され、既設排水機場も含め県内の農業用排水機場にて、事業の実施を行ってきており、今後においては、緊急度の高いものから、順次改修していくとともに集中排水管理システムの整備も推進していく。

(2) ため池等整備事業

市等は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点ため池等緊急度の高いものから順次実施する。

市は、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(3) その他防災事業

市等は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施する。

第22節 土地災害対策

1 方針

分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発及び土採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う県土の乱開発を未然に防止し災害予防を図る。

2 実施担当班

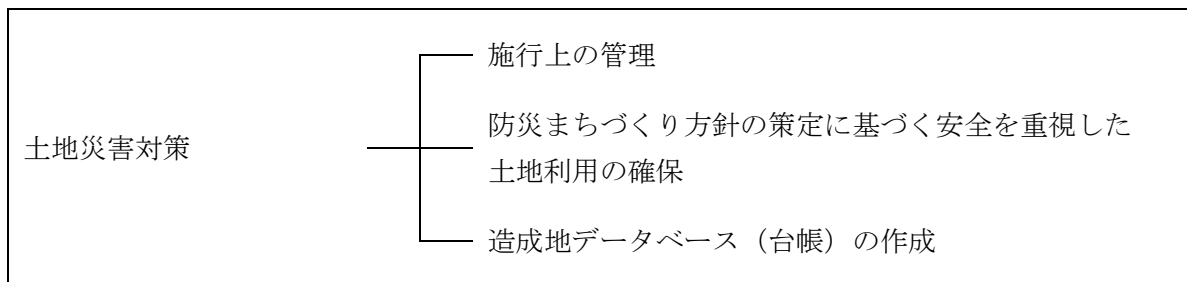
土木第一班

土木第二班

都市計画班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 施行上の管理

市は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生するおそれがあるときは、土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努める。

(2) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害に関する危険性について周知する。また、災害に弱い地区は土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を指導する。

(3) 造成地データベース（台帳）の作成

開発行為が行われた年次、設計基準等阪神・淡路大震災の教訓をふまえた指標を設定し、造成地データベース（台帳）を作成する。これにより予防、応急対策等の基礎資料としての活用を図る。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保	都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害に関する危険性について周知する。また、災害に弱い地区は土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を指導する。 [都市建設部]	県 市

造成地データベース （台帳）の作成	開発行為が行われた年次、設計基準等阪神・淡路大震災の 教訓をふまえた指標を設定し、造成地データベース（台帳） を作成する。これにより予防、応急対策等の基礎資料として の活用を図る。 [都市建設部]	市
----------------------	--	---

第23節 都市災害対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 農地の宅地化等都市的土地利用の進展により自然的オープンスペースが減少しつつあること
- 公園等のもつ延焼遮断効果及び避難地としての効果が再評価されたこと

第1項 都市計画

1 方針

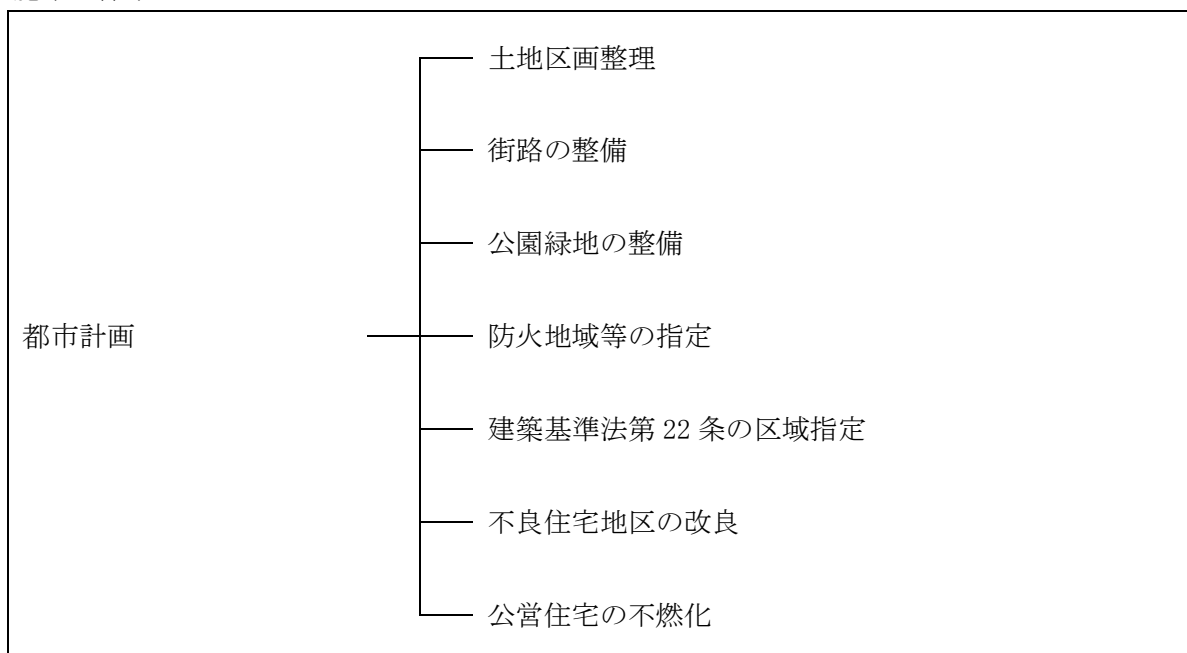
都市地域において地域地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

2 実施担当班

庶務班	土木第一班	都市計画班
農政班	土木第二班	住宅対策班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 土地区画整理

県、市等は、市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園、上下水道等を整理して、計画的な市街化を図る。

ア 空地の集積・連坦化の推進

公共施設や公園等の配置をオープンスペース確保の観点から総合的に進めるため、関係計画との連携・調整を積極的に行う。また、公共施設の接道部緑化やポケットパークの整備、工場跡地の先行買収等により、住宅密集地内における「空地」部分の集積・連坦化及び拡大

の推進に努める。

イ 土地区画整理事業の推進

中心市街地の住宅密集地区や住工混在地区の解消、周辺市街地における無秩序な市街地の拡大防止等の観点から現在施行中もしくは計画中の土地区画整理事業について、引き続き推進に努める。

また、生活基盤整備や都市機能が整った新市街地の整備をめざし、施行地区や施行方法についての調査を行う。

(2) 街路の整備

市、県等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送道路及び避難路としての機能を確保する。

ア 防災機能強化の観点を加味した「緑の基本計画」の見直し

都市における「安全とアメニティ」を検討し、緑の保全、創出、育成に努めるための基本指針として、「緑の基本計画」を見直す。

イ 市街地の整備

駅前広場の拡張、街路の拡幅、その他公共スペースの確保のため、再開発事業を推進する。

(3) 公園緑地の整備

市、県等は、主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、公園緑地の拡充整備を図る。また施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難場所、被災者の受入れ地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

ア 都市公園の整備

緑の基本計画に基づき公園緑地に関する整備に努める。

イ 農地・緑地の保全

計画的な宅地化を進めるとともに、残存する農地・緑地等に対しては、貴重な緑の都市空間として、保全するための各種施策を活用する。また、オープンスペースとしての農地・緑地等の保全を図る。

(4) 防火地域等の指定

市は、都市の家屋密集地帯で災害の危険性のある区域について、防火地域及び準防火地域の指定・拡大を図り、地域内の建築基準法による建築物の防災性能を強化する。

(5) 建築基準法第22条の区域指定

市における土地利用の基本方針となる、都市計画マスタープランにおいて、都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ建築物の不燃化、土地利用の誘導その他多様な手法の活用により「まちの防災ブロック化」を総合的に推進するよう位置付ける。

(6) 不良住宅地区の改良

市及び関係機関は、都市の枢要地帯にある不良住宅地の改良促進を図るため、住宅地区改良事業を促進し、住宅の不燃環境の整備に努める。

(7) 公営住宅の不燃化

市及び関係機関は、都市に建設する公営住宅について、原則として不燃構造とするよう努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
空地の集積・連坦化の推進	<p>公共施設や公園等の配置をオープンスペース確保の観点から総合的に進めるため、関係計画との連携・調整を積極的に行う。また、公共施設の接道部緑化やポケットパークの整備、工場跡地の先行買収等により、住宅密集地内における「空地」部分の集積・連坦化及び拡大の推進に努める。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部・企画総務部]</p>	市
土地区画整理事業の推進	<p>中心市街地の住宅密集地区や住工混在地区の解消、周辺市街地における無秩序な市街地の拡大防止等の観点から現在施行中もしくは計画中の土地区画整理事業について、引き続き推進に努める。</p> <p>また、生活基盤整備や都市機能が整った新市街地の整備をめざし、施行地区や施行方法についての調査を行う。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
「緑の基本計画」の見直し	<p>都市における「安全とアメニティ」を検討し、緑の保全、創出、育成に努めるための基本指針として、「緑の基本計画」を見直す。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
都市再開発事業の推進	<p>駅前広場の拡張、街路の拡幅、その他公共スペースの確保のため、再開発事業を推進する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
都市公園の整備	<p>緑の基本計画に基づき公園緑地に関する整備に努める。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市 県 国
農地・緑地の保全	<p>計画的な宅地化を進めるとともに、残存する農地・緑地等に対しては、貴重な緑の都市空間として、保全するための各種施策を活用する。また、オープンスペースとしての農地・緑地等の保全を図る。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部・産業活力部]</p>	市
防火・準防火地域の指定	<p>家屋密集地帯で災害の危険性のある区域について、防火地域又は準防火地域の指定・拡大を図り、地域内の建築物の防火性能を強化する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市

第24節 建物災害予防対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 老朽建築物（木造・非木造とも）の倒壊危険のきわめて大きいこと
- 建築物倒壊現場においては生体救出がきわめて困難なこと
- 突発的な大規模災害時において防災拠点施設を果たすべき役割の重要性
- 建物・設備の被害に対する備えの重要性
- 電気・ガス・水道及び電話停止時の代替設備の確保の重要性

1 方針

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

2 実施担当班

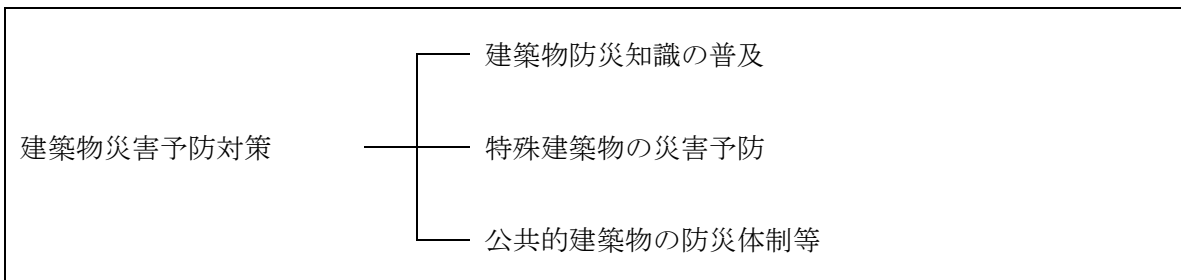
本部班

秘書広報班

住宅対策班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 建築物防災知識の普及

ア 実施の方法

市は、建築物防災知識の教養普及を関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、ラジオ、テレビ、新聞等の報道、県機関誌、インターネットの活用、講演会、説明会等によって行う。

イ 教養普及事項

- a 既存建物の保全対策
- b 建築基準法等の普及
- c 政府施策住宅制度の導入
- d 中高層融資制度の活用

(2) 特殊建築物の災害予防

劇場、映画館、公会堂、学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第9節「火災予防対策」に定めるほか、次による。

ア 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努める。

イ 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者・防災管理者を置かなければならない施設にあつては、適法な防火管理者・防災管理者を選任し、その任務を明確にしておく。

ウ 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあつては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておく。

エ 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期する。

(3) 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、社会的諸情勢の変化に伴い、一部施設において、すでに無人化が進められている。設置者及び管理者は、これらの施設の重要性に鑑み、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努める。

第25節 防災営農対策

1 方針

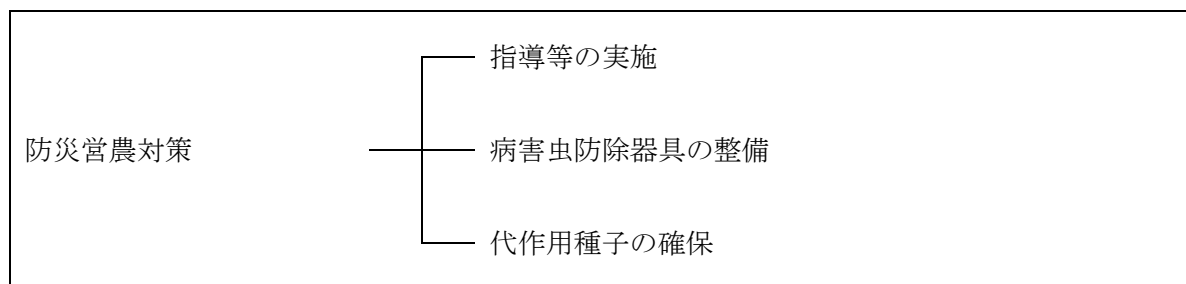
災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。

2 実施担当班

農政班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 指導等の実施

ア 指導事項等

市及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施にあたって必要な知識と技術を徹底するものとし、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行う。

イ 指導等の方法

市及び農業団体は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行う。

(2) 病虫害防除器具の整備

農業団体は、各種災害により併発が予想される病虫害防除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努める。

(3) 代作用種子の確保

市は、農業協同組合の協力を得て、災害時における代作用種子を確保し、農作物の再生産に努める。

第26節 ライフライン施設対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 突発的な大規模災害時においてライフライン施設の対策及び役割の重要性
- ライフライン施設が火災や爆発等二次災害発生要因ともなりうること
- ライフライン機関並びに消防その他関係機関相互の連携・協力の重要性
- 電気・ガス・水道及び電話停止時の代替サービス供給の重要性
- 経年施設の大破危険の大きいこと
- 鉄道施設管理者と消防・警察その他関係機関相互の連携・協力の重要性
- 施設損壊時の迅速な応急対策実施の重要性

1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

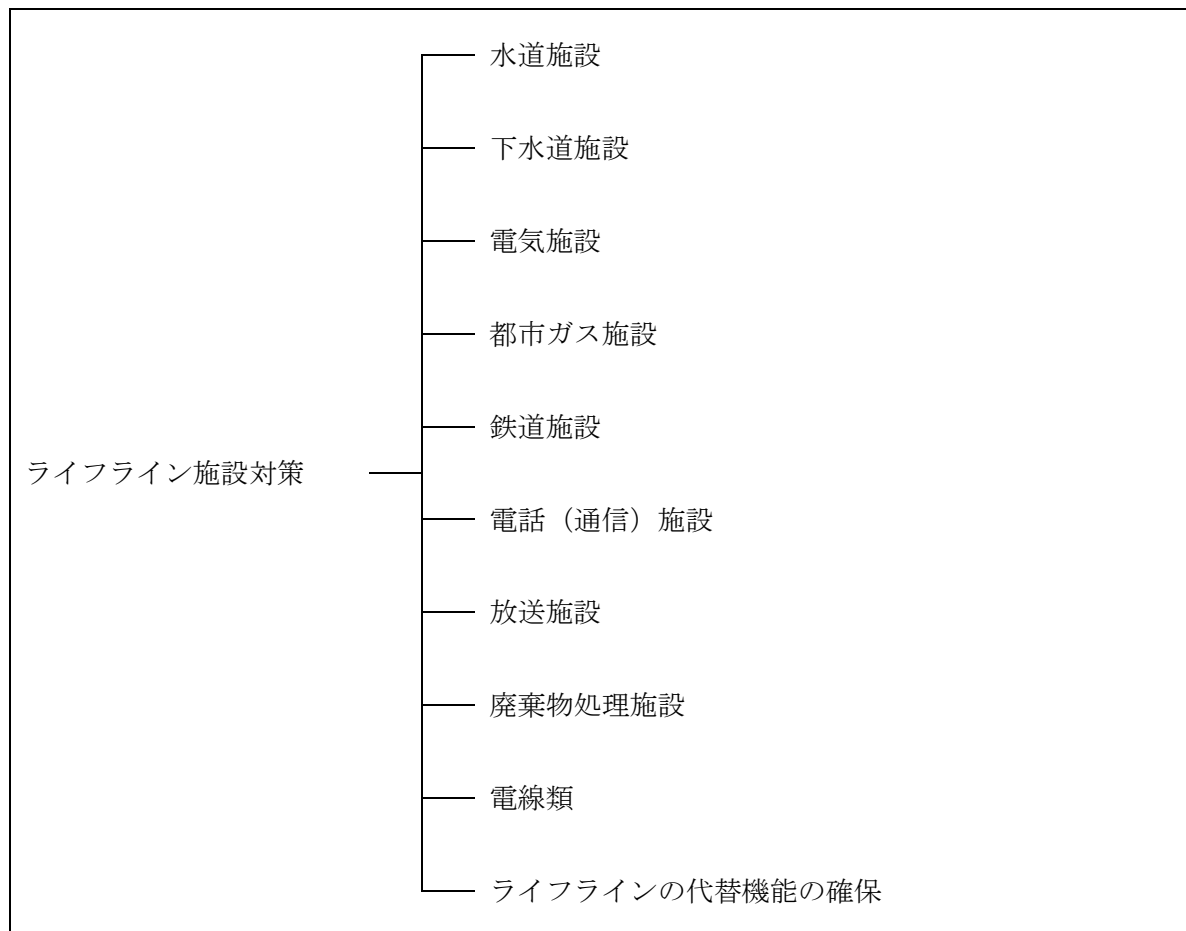
ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

2 実施担当班

本部班	土木第一班	下水道対策班
秘書広報班	土木第二班	
商工観光班	水道対策班	

3 実施内容

■ 施策の体系



(1) 水道施設

ア 水道事業者(水道用水供給事業者を含む。)は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行う。

- a 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- b 浄水場施設等の安全性の確保
- c 管路施設の整備
- d 電力設備の確保
- e 緊急時給水拠点の設定
- f 資機材の備蓄等
- g 広域的相互応援体制の整備

イ 市は、水道施設のバックアップ機能強化を行う。

- a 導・送水管ルートの一系統化を図る。
- b 配水池相互間の連絡配水管を整備する。
- c 配水区域のブロック化を図り、早期復旧しやすい管路整備を図る。

(2) 下水道施設

下水道管理者は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

国及び下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携し

て浸水被害の軽減を推進する。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

- a 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- b 下水道施設設備の安全性の確保
- c 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- d 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- e 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- f 下水道台帳の整備
- g 中部ブロック災害応援体制の整備

(3) 電気施設

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- a 電力供給施設の安全性の確保
- b 防災資機材及び緊急資機材の整備
- c 要員の確保
- d 被害状況収集体制の整備
- e 広域的相互応援体制の整備

(4) 都市ガス施設

都市ガス事業者は、災害発生時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行う。

- a 都市ガス施設の安全性の確保
- b 遮断バルブの設置促進
- c 防火、消火施設設備の充実
- d 保安電力の確保
- e 要員の確保
- f 代替熱源による供給体制の整備
- g 資機材の整備
- h 広域的相互応援体制の整備

(5) 鉄道施設

ア 鉄道事業者は、災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行う。

- a 鉄道施設の安全性の確保
- b 防災資機材の整備点検
- c 要員の確保

イ 運転士、指令間の情報連絡設備の整備

落石警報装置等緊急時における列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を推進する。

ウ 災害対策本部設置時の取扱手順に基づく非常時活動体制の整備・強化

大規模な災害による鉄道施設の被害により運転不能箇所が発生し、社会的影響を及ぼすおそれのある場合は、災害対策本部が設置され必要な初動措置が講ぜられる。社員はその習熟に努めるとともに、必要な資機材・物資等の備蓄、市・県・関係機関・協力会社等との連携体制の確立を図る。

(6) 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行う。

- a 電話通信施設、設備の安全性の確保
- b 災害対策機器の配備
- c 重要通信の確保
- d 要員の確保

(7) 放送施設

放送事業者は、災害発生時における市民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行う。

- a 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- b 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
- c 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- d 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- e 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

(8) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

ア 大規模災害時想定ごみ処理・処分計画の作成

大規模災害時には、建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ごみ・がれき発生量は、通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。市は、そうした事態にあっても迅速かつ適切に対応する。そのため「非常時処理・処分計画」を作成し非常時に備える。

イ 最終処分場整備事業等の推進

大規模災害時に大量に発生することが想定されるごみ・がれきの最終処分量を含めた、処分場を確保するよう努める。

(9) 電線類

市等は、道路沿いの電線周囲の危険を回避するため立木の伐採等を推進する。

(10) ライフラインの代替機能の確保

ア 市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- a 避難所その他公共施設での井戸の掘削
- b 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- c 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- d 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- e 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- f 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- g 新エネルギーシステムの導入

イ ガス代替供給体制の整備

都市ガス事業者は、復旧が長期化した場合に備えて、需要者の生活支援、防災拠点施設の機能確保のための代替熱源として、ガス代替供給を行えるよう体制を整備する。

ウ 「災害用伝言ダイヤル171」の提供

電気通信事業者は、電話の輻輳緩和のための対策として、「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板 Web171」の提供を行う。

エ 生活関連施設災害対策連絡協議会の設置

大規模災害時における、施設被害の最少化、二次災害発生の防止とライフラインの迅速な復旧を行うため、電気、ガス、通信、下水道、水道の各施設所管機関の実務担当者からなる連絡協議会を設置する。なお、アドバイザーとして、警察、道路管理者、消防機関の参加を要請する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
水 道 施 設 の バックアップ機能強化	○導・送水管ルートの新系統化を図る。 ○配水池相互間の連絡配水管を整備する。 ○配水区域のブロック化を図り、早期復旧しやすい管路整備を図る。 [水道部]	市
運転士、指令間の情報 連絡設備の整備	落石警報装置等緊急時における列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を推進する。 [産業活力部]	各 鉄道 会社
災害対策本部設置時の 取扱手順に基づく 非常時活動体制の 整備・強化	大規模な災害による鉄道施設の被害により運転不能箇所が発生し、社会的影響を及ぼすおそれのある場合は、災害対策本部が設置され必要な初動措置が講ぜられる。社員はその習熟に努めるとともに、必要な資機材・物資等の備蓄、市・県・関係機関・協力会社等との連携体制の確立を図る。 [産業活力部]	各 鉄道 会社
大規模災害時想定ごみ 処理・処分計画の作成	大規模災害時には、建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ごみ・がれき発生量は、通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。市は、そうした事態にあっても迅速かつ適切に対応する。そのため「非常時処理・処分計画」を作成し非常時に備える。 [市民生活部]	市

<p>最終処分場整備事業等の推進</p>	<p>大規模災害時に大量に発生することが想定されるごみ・がれきの最終処分量を含めた、処分場を確保するよう努める。</p> <p>[市民生活部]</p>	<p>市</p>
<p>ガス代替供給体制の整備</p>	<p>復旧が長期化した場合に備えて、需要者の生活支援、防災拠点施設の機能確保のための代替熱源として、ガス代替供給を行えるよう体制を整備</p> <p>[産業活力部]</p>	<p>東邦 ガス LP ガス 協会</p>
<p>「災害情報伝言ダイヤル171」の提供</p>	<p>電話の輻輳緩和のための対策として、「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板 Web171」の提供を行う。</p> <p>[市長公室]</p>	<p>NTT 西日本</p>
<p>生活関連施設災害対策連絡協議会の設置</p>	<p>大規模災害時における、施設被害の最少化、二次災害発生の防止とライフラインの迅速な復旧を行うため、電気、ガス、通信、下水道、水道の各施設所管機関の実務担当者からなる連絡協議会を設置する。なお、アドバイザーとして、警察、道路管理者、消防機関の参加を要請する。</p> <p>[企画総務部・産業活力部・都市建設部・水道部]</p>	<p>市 各機関</p>

第27節 文教対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 学校区内で被災した多数の児童・生徒に対する迅速かつ適切な教育的ケアが必要になること
- 避難所運営への協力と学校経営とを両立させるためには、地域住民との適切な連携が重要であること

第1項 文教対策

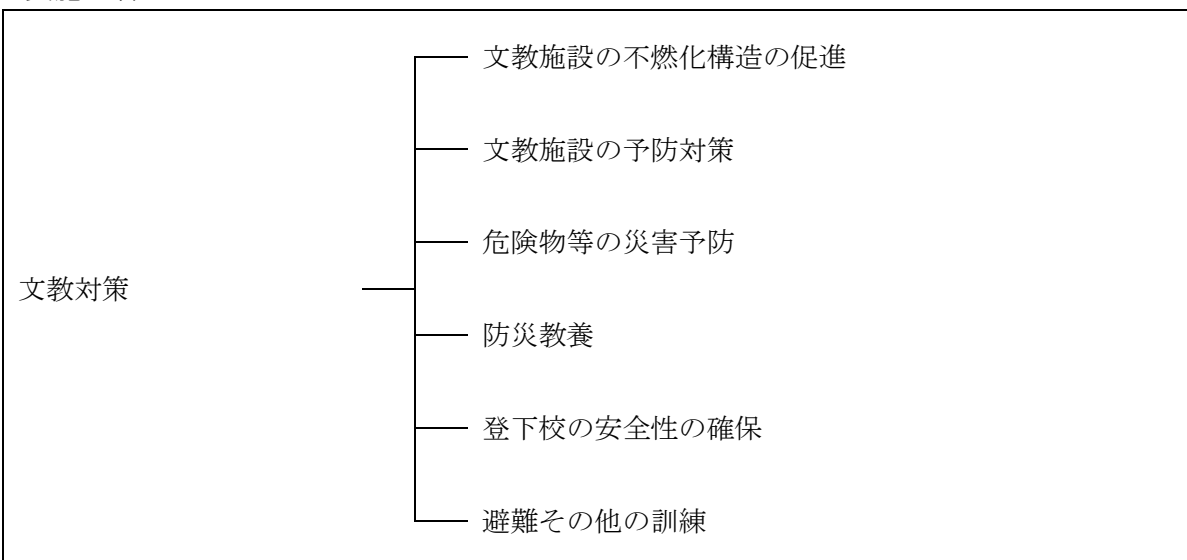
1 方針

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

2 実施担当班

本部班	避難収容班	救急指令班
秘書広報班	消防総務班	消防署班
福祉救援班	消防予防班	消防団班

3 実施内容



(1) 文教施設の不燃化構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設にあたっては、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(2) 文教施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防にあたる。

ア 組織の整備

文教施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは要員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

イ 補修、補強等

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備にあたる。

ウ 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

(3) 危険物等の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱いあるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておく。

(4) 防災教養

市又は学校等の管理者と協力して、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

イ 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

(5) 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

なお、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(6) 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施にあたっては、次の点に留意する。

- a 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- b 児童生徒等が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。
- c 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。
- d 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施する。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意する。

- e 訓練は毎学期1回程度実施する。
- f 訓練の実施にあたっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。
- g 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- h 計画の策定及び訓練の実施にあたっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
- i 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計 画 主 体
学 校 等 に お け る 防 災 教 育 の 推 進	各施設管理者と協力して、園児・児童・生徒のそれぞれの防災行動力の向上を図るための防災教育を推進する。 [市長公室・健康福祉部・教育委員会・消防本部]	市

第2項 文化財保護対策

1 方針

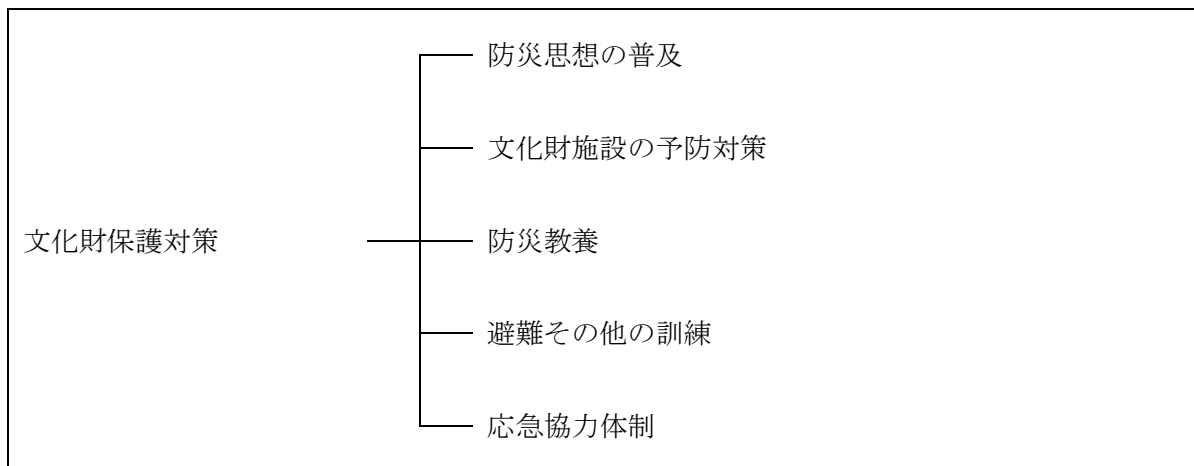
文化財の保護のため市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 実施担当班

避難収容班	消防予防班	消防署班
消防総務班	救急指令班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 文化財施設の予防対策

ア 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

イ 市

- a 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。
- b 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。
- c 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- d 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

(3) 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

(4) 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

(5) 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、市、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するものとする。

県は、市教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

第28節 行政機関の業務継続体制の整備

1 方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、市民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

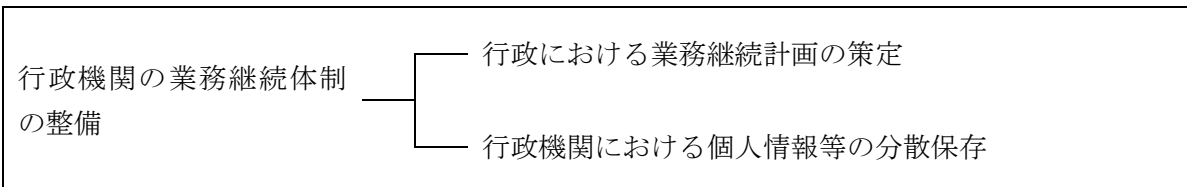
こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	下水道対策班
秘書広報班	農政班	消防総務班
庶務班	避難収容班	消防予防班
財政会計班	土木第一班	救急指令班
調査市民班	土木第二班	消防署班
環境衛生班	都市計画班	消防団班
福祉救援班	住宅対策班	
医療対策班	水道対策班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 行政における業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる要員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員を速やかに受け入れができる体制の確立を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

(2) 行政機関における個人情報等の分散保存

市における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建

築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等)の分散保存の促進を図る。

市は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

また電気が停止した場合でも、事務用機器が使用可能な能力を有する自家発電の整備、強化を進め、迅速なシステム復旧を行うため、非常時専用回線の確保に努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
業務継続計画の策定	大規模災害時においても通常業務が継続実施できるよう業務継続計画を策定し、更新する。 [各部]	市
商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備	市役所本庁舎、産業文化センター等の防災拠点において、電気・水道が停止した場合にも、ファックス・コピー等事務用機器が使用可能な能力を有する自家発電設備の整備、上水・燃料の備蓄その他、防災拠点機能を果たすために必要最小限のバックアップ設備の整備、強化を進める。 [企画総務部]	市
事業所等における防災教育の推進	各施設管理者と協力して、従業員のそれぞれの防災行動力の向上を図るための防災教育を推進する。 [市長公室・健康福祉部・教育委員会・消防本部]	市

第29節 企業防災の促進

1 方針

企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画(Business Continuity Plan(以下「BCP」という。))の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

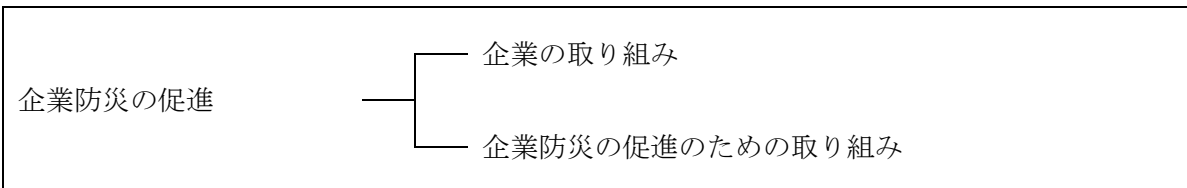
県、市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	消防予防班
秘書広報班	商工観光班	
福祉救援班	避難収容班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自ら自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(Business Continuity Management(以下、「BCM」という。))の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

イ 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域

の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

ウ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

(2) 企業防災の促進のための取り組み

市、県、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

ア BCPの策定促進

a 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

b 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定や各種災害におけるハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
事業所等における 防 災 教 育 の 推 進	商工団体、事業所等と協力して、従業員のそれぞれの防 行動力の向上を図るための防災教育を推進する。 [市長公室・健康福祉部・教育委員会・消防本部]	市

第30節 防災対策に関する調査研究

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 突発的な大規模災害時における迅速な初動体制確立の重要性
- 防災に関するスペシャリストの育成・強化
- 市施設における防災拠点機能の整備・強化

1 方針

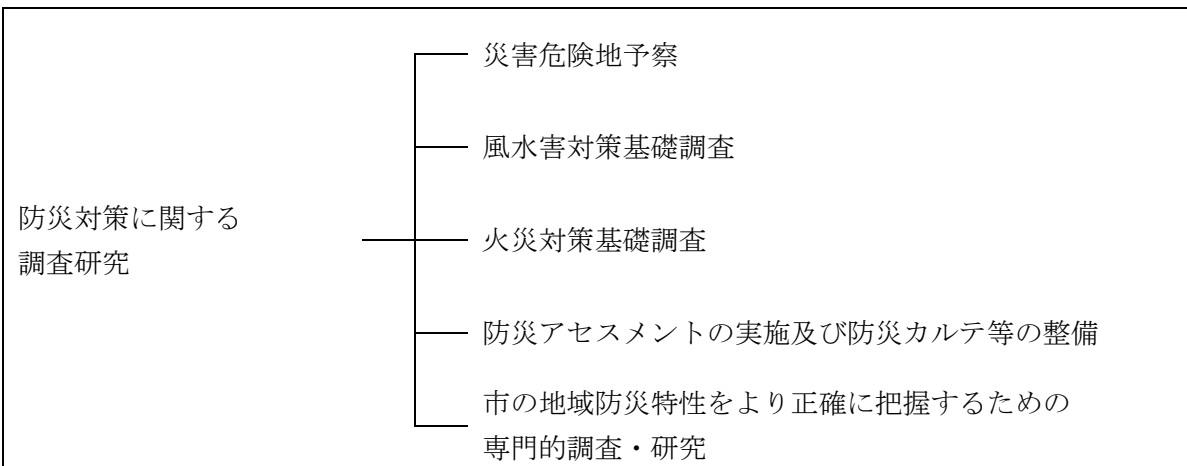
災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

2 実施担当班

本部班	農政班	都市計画班
秘書広報班	土木第一班	
環境衛生班	土木第二班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 災害危険地予察

市は、関係機関の協力を得て、毎年管内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、また、県は防災ヘリコプターを利用して災害危険地の調査を行い、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を市計画に反映する。

(2) 風水害対策基礎調査

岐阜県における大規模災害発生状況をみると風水害とりわけ水害による災害が多く、風水害による被害を最小限に留める対策を樹立するため、市等は、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進する。

- ア 岐阜県における既往の風水害
- イ 降水量と山腹等の崩壊災害
- ウ 降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害
- エ 降水量と河川災害
- オ 浸水想定区域図

カ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

(3) 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによっては、大災害をひき起こす素因を多くもっており、市及び防災関係機関は、相互協力して消防対策を図るため、調査研究を推進する。

(4) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(5) 市の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

ア 土砂災害に関する調査・研究

市の山地部及び各務原台地（段丘崖）における土砂災害に関する調査・研究を行うよう検討する。

イ 地下水汚染防止対策に関する調査・研究

宅地化の進展や都市の高密度化の進行並びに災害発生時における地下水汚染防止対策に関する調査・研究を行うよう検討する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
土砂災害に関する 調 査 ・ 研 究	各務原市の山地部及び各務原台地（段丘崖）における土砂災害に関する調査・研究を行うよう検討する。 [都市建設部・産業活力部・市長公室]	市
地下水汚染防止対策に 関 する 調 査 ・ 研 究	宅地化の進展や都市の高密度化の進行並びに災害発生時における地下水汚染防止対策に関する調査・研究を行うよう検討する。 [市民生活部]	市

第31節 航空災害対策

1 方針

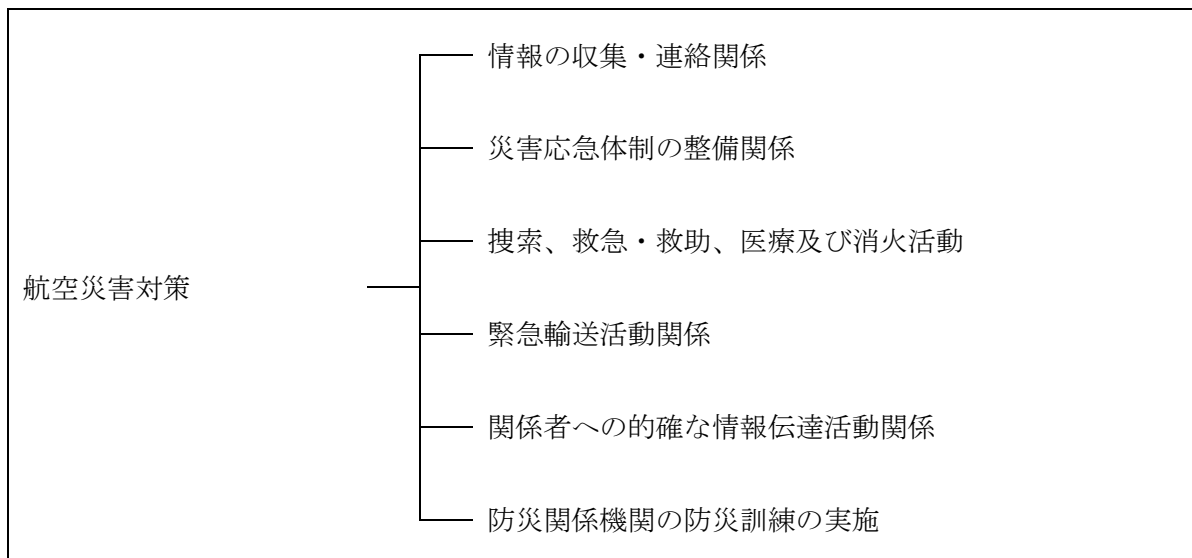
航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施担当班

本部班	避難収容班	消防予防班
秘書広報班	都市計画班	消防署班
庶務班	救急指令班	
医療対策班	消防総務班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、航空運送事業者及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互において航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市及び県は、機動的な情報収集を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

市、県及びその他の防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

市、県及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

- a 市、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。
- b 市、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(3) 捜索、救急・救助、医療及び消火活動

ア 消火救難及び救助、救急、消火活動関係

市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材、化学消火剤等の備蓄及び消防ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

イ 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療用資機材等の備蓄に努める。

ウ 捜索活動支援関係

市及び県は、迅速かつ効率的な捜索支援活動を実施するため、ヘリコプターの燃料備蓄及びヘリポートの整備等支援基盤の確保に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

市、県及び警察署等は、信号機、情報板等の道路関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 関係者への的確な情報伝達活動関係

市、県及び放送事業者等は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

市及び県は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

市、県、警察署等、航空運送事業者及びその他防災関係機関は相互に連携した訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

- a 市、県、警察署等、航空運送事業者及びその他防災関係機関が訓練を行うにあたっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものになるよう工夫する。
- b 市、県、警察署等、航空運送事業者及びその他防災関係機関は訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第32節 鉄道災害対策

1 方針

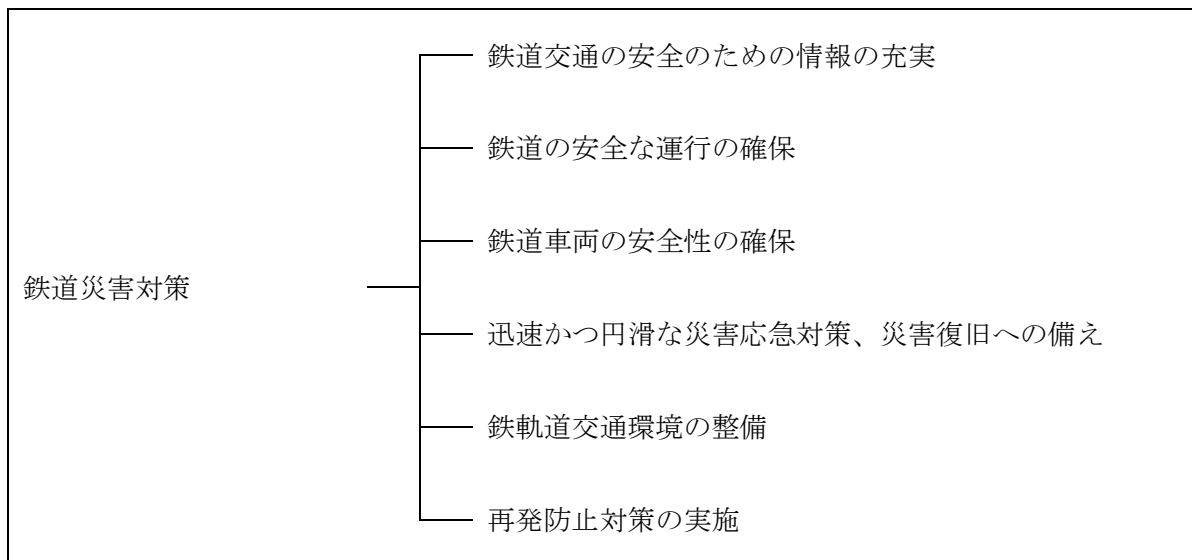
鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施担当班

本部班	避難収容班	消防予防班
秘書広報班	都市計画班	消防署班
庶務班	救急指令班	
医療対策班	消防総務班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 鉄道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

このため、鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

(2) 鉄道の安全な運行の確保

ア 鉄道事業者の列車防護措置、運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防災無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ 線路防護施設の点検の実施

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他

の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努める。

(3) 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像伝送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

b 通信手段の確保

鉄道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。

市、県及びその他の防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

市、県及びその他の防災関係機関は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努める。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

市、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

市、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

b 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連絡体制が重要であり、市、県、鉄道事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておく。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動

a 救急・救助活動関係

鉄道事業者は、事故発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、消防機関との連携強化に努める。

市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

b 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努める。

市及び県は、あらかじめ、鉄道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

c 消火活動関係

市は、平常時より機関相互間の連携の強化を図る。

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制整備に努めるとともに、市との連携の強化に努める。

エ 緊急輸送活動関係

鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、鉄道災害時の応急活動のために必要となる要員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

市、県、警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

オ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、鉄道事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

カ 防災関係機関の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、市、県等の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

市、県、警察署等、鉄道事業者及びその他防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

市、県、警察署等、鉄道事業者及びその他防災関係機関が訓練を行うにあたっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものになるよう工夫する。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

キ 災害復旧への備え

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るために、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

(5) 鉄軌道交通環境の整備

ア 線路や路盤等の保守

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。

イ 運転保安設備の整理・充実

列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備充実に努める。

ウ 踏切の改良

市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

(6) 再発防止対策の実施

ア 事故原因調査の実施

鉄道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、市、県、警察署等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。

イ 成果の反映

また、鉄道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第33節 道路災害対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 大規模災害発生時における広域的救援ネットワーク確保の重要性
- 大規模火災発生時における避難路ネットワーク確保の重要性
- 障がい者や高齢者の歩行・避難に配慮した道路環境の整備の重要性
- 道路のもつ延焼遮断効果の再評価
- 河川・鉄道により市域が分断される地形上の特性

1 方針

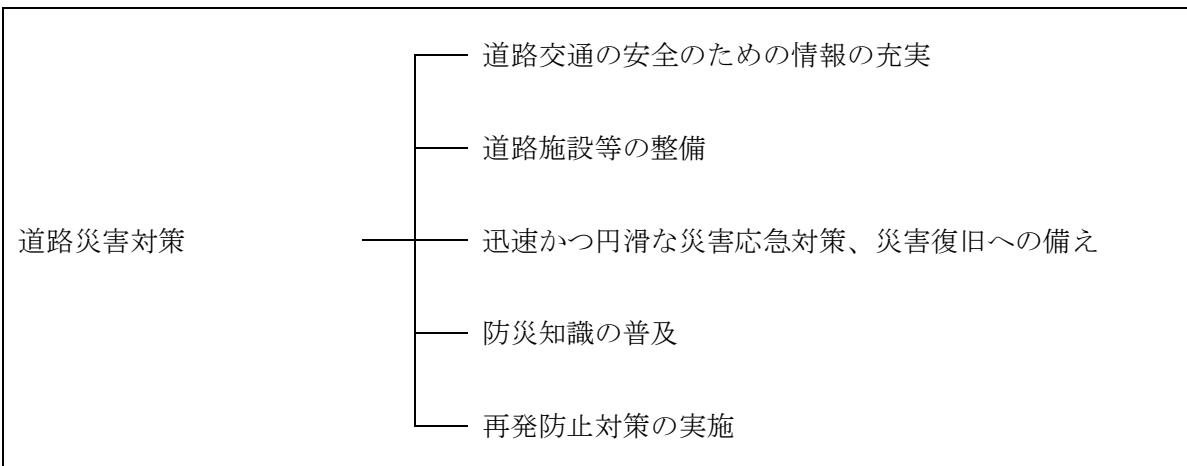
トンネル、橋りょう等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施担当班

本部班	避難収容班	消防予防班
秘書広報班	都市計画班	消防署班
庶務班	救急指令班	
医療対策班	消防総務班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 道路交通の安全のための情報の充実

ア 気象情報収集体制の整備

市、県及び防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

イ 道路管理者における情報収集体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

ウ 警察署における情報収集体制の整備

警察署等は、道路交通の安全のための情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(2) 道路施設等の整備

ア 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

イ 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

エ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、道路管理者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像伝送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

b 通信手段の確保

市、県及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努める。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

市、県、道路管理者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

b 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県、道路管理者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動

a 救急・救助活動関係

市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

b 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市、県は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

c 消火活動関係

市及び道路管理者は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図る。

エ 緊急輸送活動関係

a 市、県、警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。

b 警察署等は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

オ 危険物等の流出時における防除活動関係

市、県及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努める。

カ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

県及び市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

キ 防災関係機関の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

市、県、警察署等、道路管理者及び防災関係機関は、相互に連携した防災訓練を実施する。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

市、県、警察署等、道路管理者及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

ク 施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておく。

ケ 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(4) 防災知識の普及

市及び県は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

(5) 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
都市計画道路の整備	<p>現在事業化されている都市計画道路の早期完成に努めるとともに、緊急度の高い路線を中心として早期事業化を図る。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
一般市道の整備	<p>利用度の高い生活道路を中心に、道路の拡幅と舗装の打替えを進めるほか、地域住民の円滑な避難を確保するため、避難路となる生活道路の整備に努める。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
国道等の整備促進	<p>広域交通機能の充実を図るため、非常時における緊急活動用道路となる幹線の整備について関係機関へ要請し、事業促進を図る。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	国 県 高速道路会社
橋りょうの架替・新設	<p>老朽化の著しい橋りょうの架替や河川整備に伴う橋りょうの架替を推進するとともに、幹線道路の整備に伴う橋りょう（仮称 新愛岐大橋）等の新設を関係機関へ要請する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市 県 国
道路環境の整備	<p>障がい者、高齢者及び子供等要配慮者が安心して歩ける道路として、また、うるおいのある道路空間の創出を図るため、歩道の両側設置、段差の解消、道路の緑化を推進する。特に、延焼遮断機能の不足する道路や、避難上必要と認められる路線については、難燃性の樹種を選定するよう整備する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
道路標識の整備	<p>道路標識の設置や拡幅・改良工事にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要な整備をする。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市

第34節 放射性物質災害対策

1 方針

災対法及び放射性同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づく放射性物質の取り扱いに係る災害の発生及び拡大の防止について、必要な予防対策を進める。

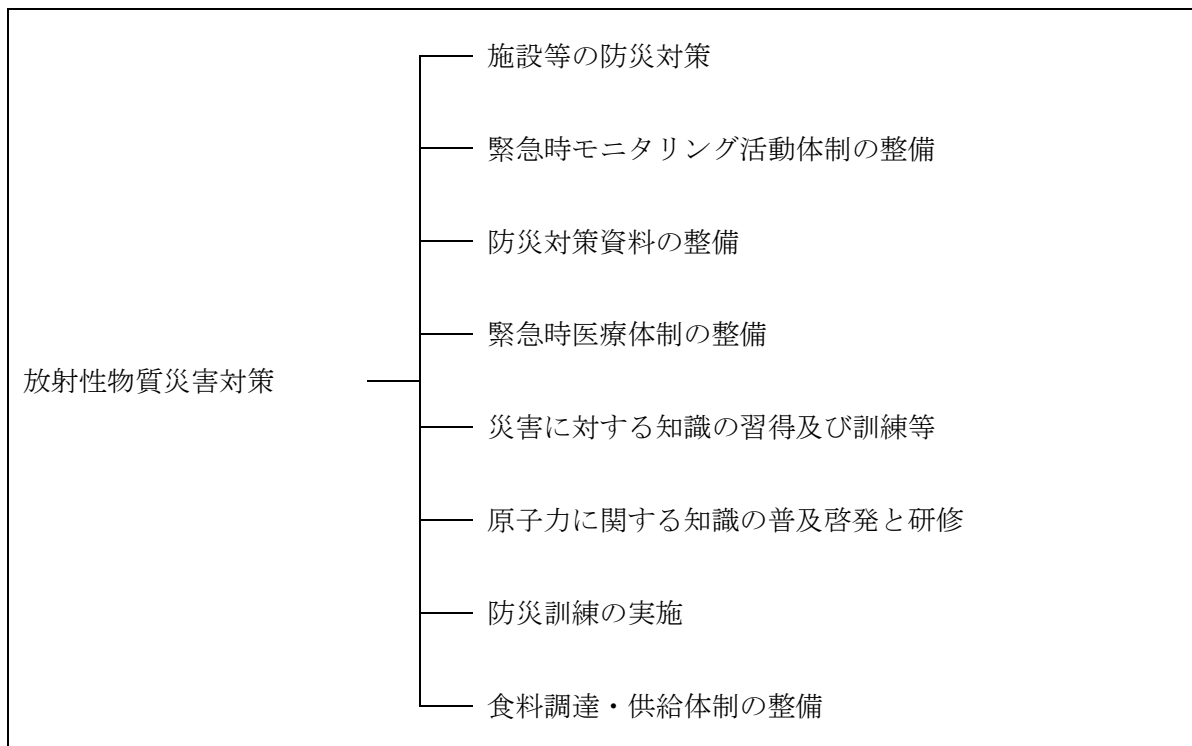
なお、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく原子力災害の発生及び拡大の防止については、原子力災害対策計画に基づき、必要な対策を進める。（以下「応急対策」についても同様）

2 実施担当班

本部班	消防総務班	消防署班
秘書広報班	消防予防班	
医療対策班	救急指令班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 施設等の防災対策

放射性物質を取り扱う事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。

- ア 施設の不燃化等の推進
- イ 放射線による被ばくの予防対策の推進
- ウ 施設等における放射線量の把握
- エ 自衛消防体制の充実
- オ 通報体制の整備
- カ 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施

キ 防災訓練等の実施

(2) 緊急時モニタリング活動体制の整備

ア 平常時における環境放射線モニタリングの実施

市及び県は、平常時の環境放射線量等のデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする。また、モニタリングポスト測定データを、年間を通じホームページ等に掲載し、情報を公開する。

イ モニタリング体制の確立と機器及び放射線防護服等の整備

市及び県は、平常時又は緊急時における県下、市下の環境に対する放射性物質若しくは、放射線の影響を把握するための体制の整備を図るとともに、放射線測定器の整備維持と操作の習熟に努め、放射線防護服等の整備を図る。

(3) 防災対策資料の整備

岐阜労働局、市及び県は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。

(4) 緊急時医療体制の整備

市、県及び医療関係機関は、関係職員に対し、研修への参加等により放射線障害、被ばく患者の取扱い等の知識、技術の取得に努める。

市及び県は、原子力災害等の発生時において、放射性物質又は放射線による汚染、被ばく若しくはそのおそれのある者を覚知したときに搬送する緊急被ばく医療機関をあらかじめ把握しておくなど、受け入れ体制の整備に努める。

放射性物質を取り扱う事業者は、放射線被ばく者の措置について放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

(5) 災害に対する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や放射線に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害発生時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

(6) 原子力に関する知識の普及啓発と研修

ア 市民に対する知識の普及と啓発

市及び県は、国、原子力事業者及び防災関係機関等と連携を図り、市民に対し以下に掲げる事項等について継続的な普及と啓発に努める。なお、関連する専門的な用語について、理解を深めるため分かりやすい表現を用いるよう努める。

- a 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- b 原子力施設の概要に関すること
- c 原子力災害とその特性に関すること
- d 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- e 屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の予防服用等、緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

イ 防災対策要員の研修

市及び県は、原子力災害の対策業務に携わる者に対して、専門家招聘による講習会及び関係機関が行う研修等の活用により、次に掲げる事項について研修を実施する。

- a 原子力防災体制に関すること
- b 原子力施設の概要に関すること
- c 原子力災害とその特性に関すること
- d 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

- e モニタリング実施方法及び機器に関すること
- f 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- g 緊急時に国、市及び県が講じる対策の内容に関すること
- h 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- i スクリーニング、安定ヨウ素剤予防服用等に関すること
- j その他緊急時対応に関すること

(7) 防災訓練の実施

市及び県は、原子力事業所の所在する近県と連携し、災害応急体制の設置運営訓練、緊急時情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練等を実施する。なお、可能な限り実地に近いかたちの防災訓練を行うとともに、訓練の実施後にはその結果を評価して必要な改善を行う等、防災体制の更なる改善を図る。

(8) 食料の調達・供給体制の整備

東海農政局は、災害時における食料の調達、供給体制の整備に努める。

第35節 危険物等保安対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 災害において危険物等関係施設における漏洩等の被害があること
- 漏洩・爆発等危険の場合かなり広範囲にわたる避難が必要になること

1 方針

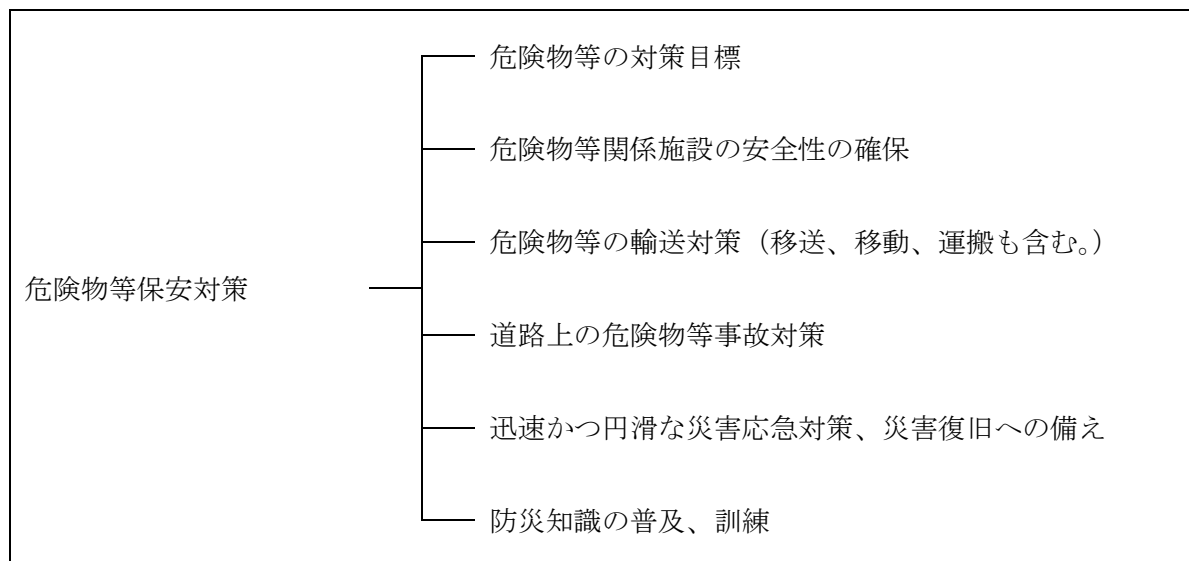
危険物等の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	救急指令班
秘書広報班	消防総務班	消防署班
環境衛生班	消防予防班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 危険物等の対策目標

発災時における振動や火災により、危険物等関係施設において、爆発、有毒ガスの漏洩等が発生した場合、従業員はもちろん、施設周辺の地域住民に大きな危険性をもたらす。危険物等関係施設、危険物等輸送車両に関し、事故発生等による流出又は火災等の発生による危険を防除するため、消防機関は資機材等を駆使して災害の軽減を図る。

なお、各施設の管理者は、安全管理に努めるとともに、危険防除、必要な場合の従業員及び付近住民の安全避難に万全を期す。

(2) 危険物等関係施設の安全性の確保

ア 危険時の通報

危険物等関係施設事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨市（消防署）

及び警察署に通報する。

イ 緊急措置

中部近畿産業保安監督部、市は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずる。

ウ 規制、立入検査等

危険物等関係施設事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。また、市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

市、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

エ 教養、指導

市及び危険物関係施設事業者団体は、危険物等関係施設事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図る。

オ 安全性の向上

市及び危険物等関係施設事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

(3) 危険物等の輸送対策（移送、移動、運搬も含む。）

市は、危険物等の輸送等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、危険物等の輸送の安全化のための予防計画に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行い、車両火災の予防などについて指導する。

(4) 道路上の危険物等事故対策

ア 岐阜県内の高速道路における危険物等事故対策

岐阜県高速道路における「危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル等」により対応する。

イ 道路管理者による防除活動

道路管理者は、危険物等の漏洩・流出が認められたときは関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

ウ 市及び警察署による防除活動

市及び警察署等は、危険物等の漏洩・流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(5) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

県、市、危険物等関係施設事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

b 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

県、市、危険物等関係施設事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

b 防災関係機関相互の連携体制

県、市、危険物等関係施設事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

また、危険物等関係施設事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

c ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関及び県警察等関係機関で市に必要な応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進する。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

b 医療活動関係

市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市は、あらかじめ、危険物等関係施設事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

c 消火活動関係

市及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

市、県及び危険物等関係施設事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

エ 緊急輸送活動関係

市、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。

オ 危険物等の漏洩流出時における防除活動関係

市は、危険物等が漏洩流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、

災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

危険物等事業者団体等は、大量流出・漏洩した場合に備えて、防除資機材の整備を図る。

カ 避難受入れ活動関係

市は、避難場所、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

キ 施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等関係施設事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

ク 防災業務関係者の安全確保関係

市は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

ケ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

コ 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

市、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等は、相互に連携した訓練を実施する。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

市、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等が訓練を行うにあたっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

サ 災害復旧への備え

市、県、危険物等関係施設事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(6) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

市は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

また、危険物等関係事業所の所有者、管理者等に対し、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、危険物等に関する資格取得者や従業者に対し、火災予防運動、危険物安全週間等の機会をとらえて講習会の開催等を通じて、危険物等に関する知識や防災意識の向上等保安教育の強化に努める。

市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく

作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用する。

イ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導	<p>○ 消防法第4条及び第16条の5の規定により、石油類及毒物・劇物を保有する事業所に立入り、危険物施設の位置、構造、設備の状況並びに危険物の取扱いの状況が法令の技術上の基準に適合しているか否かを査察する。また、毒物・劇物については、消防法第9条の3の規定に基づく届け出の適否及び毒物・劇物の取り扱い、保管状況等を査察する。また必要に応じ、市及び県が関係機関・団体等と連携して、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう指導する。また、高圧ガス保安法第62条の規定により、高圧ガス関係事業所に立入り、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため立入検査する。また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条の規定により、液化石油ガス関係事業所に立入り、同法律の施行に必要な限度において立入検査する。また、火薬類取締法第43条の規定により、火薬類関係事業所に立入り、同法律の施行に必要な限度において立入検査する。</p> <p>○ 公害関係法に係る有害物質使用特定工場の立入調査を随時行い、届出の確認、耐震状況、使用状況等について指導し有害物質の公共用水域及び地下水等への漏洩防止に努める。</p> <p style="text-align: center;">[消防本部・市民生活部]</p>	県 市
自主防災体制の確立の指 導	<p>必要に応じ、県及び市が関係機関・団体等と連携し、各施設管理者に対し、次のとおり自主的な防災体制確立を指導する。</p> <p>(1) 危険物については、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び消防法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を、毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第5条（登録基準）等の規定を遵守し、施設等の保全に努めるよう指導する。</p> <p>高圧ガスについては、高圧ガス保安法第1条（目的）に従い、高圧ガスの保安に関する自主的な活動の促進に努めるよう指導する。</p> <p>液化石油ガスについて、液化石油ガスの保安の確保及び</p>	県 市

	<p>取引の適正化に関する法律第1条（目的）に従い、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正に努めるよう指導する。</p> <p>火薬類について、火薬類取締法第1条の目的に従い、火薬類の災害を防止するよう指導する。</p> <p>(2) 消防法第8条（消防計画作成義務）及び消防法第14条の2（予防規程義務）等の規定による防災体制、高圧ガス保安法第26条（危害予防規程）及び高圧ガス保安法第27条（保安教育）等の規定による自主保安体制、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条（保安業務）等の規定による保安体制、火薬類取締法第28条（危害予防規程）及び火薬類取締法第29条（保安教育）等の規定による保安体制を、常に事業所の操業実態に合ったものとするよう指導する。</p> <p>(3) 隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を指導するとともに、消火薬剤、流出油処理剤、中和剤等の備蓄の推進を指導し、自衛消防力及び保安体制を強化する。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	
<p>危険防除のための 消防力等の強化</p>	<p>危険物等が地震等により施設周辺の地域住民に大きな危険性をもたらすおそれがある。これらの特異的災害の危険を防除するため、化学車両、救助工作車両等の装備、隊員の安全確保のための防護服の配備、有毒ガス等漏洩探知器の配備等を推進する。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	<p>市</p>
<p>保安教育の強化並びに 防災意識の向上</p>	<p>危険物等関係事業所の所有者、管理者等に対し、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、危険物等に関する資格取得者に対し、火災予防運動、危険物安全週間等の機会をとらえて講習会の開催等を通じて、危険物等に関する知識や防災意識の向上等保安教育の強化に努める。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	<p>県市</p>

第36節 林野火災対策

1 方針

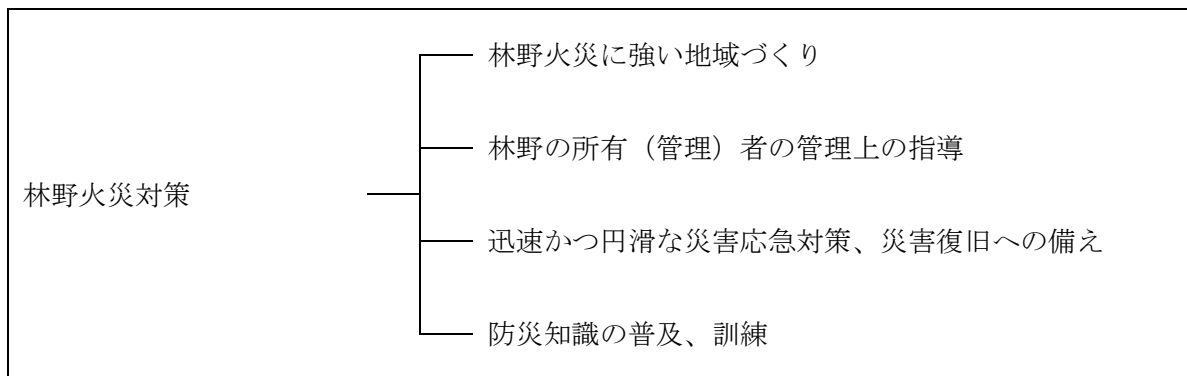
火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対応するため、林野火災に強い地域づくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施担当班

本部班	農政班	救急指令班
秘書広報班	消防総務班	消防署班
医療対策班	消防予防班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 防火林道、防火森林の整備

市は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施する。

イ 火の使用制限

県及び市町村は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有（管理）者は、各務原市火災予防条例の定めるところにより火の使用制限を行う。

ウ 森林保全管理活動の促進

林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

(2) 林野の所有（管理）者の管理上の指導

市は、林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し必要な施業を行うよう指導する。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

- b 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
- イ 災害応急体制の整備関係
 - a 職員の体制

市は、災害の状況に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。
 - b 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。
- ウ 救急・救助及び消火活動関係
 - a 救急・救助活動関係

市は、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
 - b 消火活動関係

市は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (4) 防災知識の普及、訓練
 - ア 防災知識の普及

市は、火災予防運動、山火事予防運動等を通じて、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。
 - イ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
 - ウ 市民の防災活動の環境整備

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
林野火災予防の啓発 指 導 及 び 訓 練	<p>消防本部は、林野火災予防として「山火事予防運動」の期間を中心とし、林野火災予防啓発活動を実施し森林愛護及び防火思想の普及に努める。</p> <p>また、林野の所有者に対し火災予防の指導を積極的に行う。</p> <p>なお、県防災ヘリコプターの参加を要請し、林野火災を想定した消火訓練を定期的実施する。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	市

第37節 大規模な火事災害対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 突発的な大規模災害時における消火活動の同時多発
- 建築物の密集地域における出火危険のきわめて大きいこと
- 地域における住民・事業所等の協力による初期消火活動の重要性
- 既成市街地における建物の過密化と老朽化
- 農地の宅地化等都市的土地利用の進展

1 方針

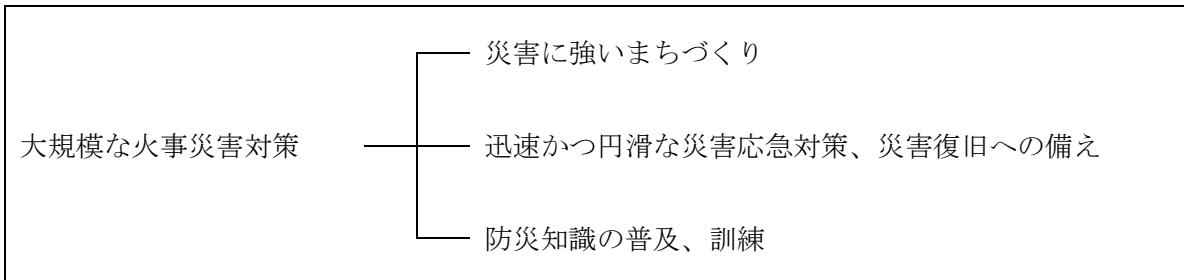
多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施担当班

本部班	住宅対策班	救急指令班
土木第一班	医療対策班	消防署班
土木第二班	消防総務班	消防団班
都市計画班	消防予防班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 災害に強いまちづくり

ア 災害に強いまちの形成

- 市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、既成市街地の再整備・拠点市街地の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。
- 市、県、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

イ 火災に対する建築物の安全化

a 消防用設備等の整備、維持管理

市、県、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努める。

b 建築物の防火管理体制

市、県、事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

a 市及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

b 市、県、事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全対策が施されたガス機器等の使用などによる火災安全対策の充実を図る。

エ 一般住宅に対する防火指導

a 火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火もその可能性は大である。消防本部は、一般住宅の所有者等の承諾を得て住宅防火査察等を行い、火災予防に万全を期す指導強化を図る。

b 地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年防火クラブ及び企業の自衛消防隊組織等を通じて、一般家庭の市民や企業の従業員等に、消火器具・消防用水・消防用設備の取扱い指導を徹底し、初期消火活動の重要性を認識させ、有事における消火活動の円滑化を図る。

オ 危険物等関係施設の防火体制、安全性確保の指導

a 危険物等関係施設の所有者・占有者に対し、自主保安体制の確立・保安要員の適正な配置・危険物取扱作業従事者等に対する保安教育などを計画的に実施し、当該危険物等関係施設等の安全確保に努めるよう指導する。

b 危険物等関係施設に対して年間査察計画に基づき立入検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項については助言又は指導の徹底を図る。

c 火災予防条例に規定される指定数量未満の危険物・指定可燃物等の貯蔵及び取扱いについても所有者・占有者に対し助言又は指導する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火事災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多

様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

b 通信手段の確保

市は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図る。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

b 防災関係機関相互の連携体制

市、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

b 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

c 消火活動関係

市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

エ 緊急輸送活動関係

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

オ 避難受入れ活動関係

市は、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容の市民に対する周知徹底を図るための措置

を講じる。

指定緊急避難場所については、市は、木造住宅密集地帯外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

カ 施設、設備の応急復旧活動関係

市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

キ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

市、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

ク 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

市、県、県警察、事業者、防災関係機関、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施する。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

市、県、県警察、事業者及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

(3) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

市は、火災予防運動、防災週間等を通じて、市民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

イ 防災関連設備等の普及

市は、市民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

ウ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
都 市 計 画 マスタープランに おける位置付け	市における土地利用の基本方針となる、都市計画マスタープランにおいて、都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ建築物の不燃化、土地利用の誘導その他多様な手法の活用により「まちの防災ブロック化」を総合的に推進するよう位置付ける。 [都市建設部]	市
道路・河川・鉄道沿線 の延焼遮断機能 施策の推進	道路・河川・鉄道の有する延焼遮断機能を強化するため、沿道の不燃化、緩衝緑地整備、難燃性樹木による街路樹整備等の施策を総合的に推進する。 [都市建設部]	国 県 市
防火・準防火地域の 指 定	家屋密集地帯で災害の危険性のある区域について、防火地域又は準防火地域の指定・拡大を図り、地域内の建築物の防火性能を強化する。 [都市建設部]	市
都市再開発事業の推進	駅前広場の拡張、街路の拡幅、その他公共スペースの確保のため、再開発事業を推進する。 [都市建設部]	市
土地区画整理事業の 推 進	中心市街地の住宅密集地区や住工混在地区の解消、周辺市街地における無秩序な市街地の拡大防止等の観点から現在施行中もしくは計画中の土地区画整理事業について、引き続き推進に努める。 また、生活基盤整備や都市機能が整った新市街地の整備をめざし、施行地区や施行方法についての調査を行う。 [都市建設部]	市
防災まちづくり計画の 樹 立	防災まちづくり計画を樹立するため、「既成市街地の再整備」、「拠点市街地の整備」等、防災に強いまちづくり計画を具体化する。 [都市建設部]	市
一般住宅に対する防火 指 導	(1) 火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占めている。消防本部は、一般住宅の所有者等の承諾を得て住宅防火査察等を行い、出火防止に努めるとともに、通常での火災予防にも万全を期す指導強化を図る。 (2) 地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年防火クラブ及び企業の自衛消防隊組織等を通じて、一般家庭の市	市

	<p>民や企業の従業員等に、消火器具・消防用水・消防用設備の取扱い指導を徹底し、初期消火活動の重要性を認識させ、有事における消火活動の円滑化を図る。</p> <p>[消防本部]</p>	
防火対象物の防火体制の強化推進	<p>(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険度が高い。このため、消防法の規定する防火管理・防災管理が必要な対象物には、防火管理者・防災管理者を選任するよう徹底指導する。</p> <p>また、消防法に基づく消防用設備の完全設置を行うよう指導強化を図る。</p> <p>(2) 立入検査の指導強化</p> <p>消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途・規模等に応じ、計画的に立入検査を実施し常に市内の防火対象物の実態把握に努めるとともに、火災発生危険の排除を図り予防対策の効果的指導を行うよう努める。</p> <p>[消防本部]</p>	市
危険物等施設の防火体制、安全性確保の指導	<p>(1) 危険物等関係施設の所有者・占有者に対し、自主保安体制の確立・保安要員の適正な配置・危険物取扱作業従事者等に対する保安教育などを計画的に実施し、当該危険物等関係施設等の安全確保に努めるよう指導する。</p> <p>(2) 危険物等関係施設に対して年間査察計画に基づき立入検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項については助言又は指導の徹底を図る。</p> <p>(3) 火災予防条例に規定される指定数量未満の危険物・指定可燃物等の貯蔵及び取扱いについても所有者・占有者に対し助言又は指導する。</p> <p>[消防本部]</p>	県市
建築確認同意制度の活用	<p>市は、建築物の新築・増改築等計画の段階で防火上の観点からその安全性を確保できるよう、消防法の規定や建築基準法の防火に関する規定の効果的な運用を図り、防火対策の徹底に努める。</p> <p>[都市建設部・消防本部]</p>	市
市消防団の活用	<p>消防団は市民に対する出火防止の広報、初期消火、救急救助活動、常備消防隊への協力、情報収集並びに伝達等をその任務としているが、これらの任務を充分発揮できる資機材が不十分である。市消防団の機能的活用を図るため、次のことに努める。</p> <p>(1) 消防団の任務遂行が機能的かつ効果的に発揮できる消</p>	市

	<p>防車両及び資機材等の計画的導入を図る。</p> <p>(2) 各種訓練を定期的実施し団員の融和と団結を図り、資質向上に努める。</p> <p>(3) 消防団の定員確保に努める。</p> <p>[消防本部]</p>	
--	---	--

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

基本的 考 え 方	<p>市は、市民の生命・安全の確保を図るため、適切な救援救護対策を実施する責務を課せられている。</p> <p>この節においては、水害その他の災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、「本部」としての指揮命令系統の確立を最優先として行うよう「緊急初動体制」の迅速な立ち上げから「災害対策本部」「現地連絡所」の設置に関する手順、副本部長による各「部門」内の要員・資機材等の柔軟な運用調整の実施、配備基準による「職員の動員・配備」のための手順、そして市域が甚大な被害を受けたため職員の参集率が低く市単独では適切な対応が不可能と認められる場合の「応急活動体制」に関する事項について記載する。</p> <p>特に「職員の配備・動員」に関して、大規模な災害が発生した場合には、勤務時間内外を問わず、全ての職員が所定の場所に参集すべきことが自動的に発令されたものとする旨を定めている。あわせて現地連絡所（各地域における防災活動拠点となる、緑苑小学校以外のすべての市立小学校と稲羽中学校、緑陽中学校に設置）及び本庁舎への「緊急初動特別班」の編成・配置により、大規模で同時多発的な被害の発生した事態に際しても迅速な対応を行えるよう、また二・三次的被害の未然防止を図れるよう配慮している。</p> <p>なお、市域が甚大な被害を受け、職員自身が被災し、参集率が低いことにより、市単独では適切な対応が不可能と認められる場合の「応援協力の要請」に関しては、本章第5節「災害応援要請」による。</p>
--------------------	--

第1項 方針

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者など、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第2項 応急活動体制

1 災害事態等における体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に市がとる体制は、次の4段階に区分する。各体制の配備等の基準は、「災害等事態における体制区分等」に示す。

(1) 警戒準備体制

災害発生のおそれがあり、気象情報等への警戒が必要な事態で、防災対策課長（不在時は防災対策係長又は防災対策課長が指名する者）が一部職員をもって警戒準備室を設置する。

(2) 警戒本部体制

災害発生のおそれがあり、最大の警戒が必要な事態で、市長公室長（不在時は防災対策課長）が一部職員をもって警戒本部を設置する。

(3) 第1 災害対策本部体制

市域の数地域に災害が発生し、又は一部市民の避難が必要な事態で、市長（不在時は副市長）が一部職員をもって災害対策本部を設置する。

(4) 第2 災害対策本部体制

全市域に災害が発生又は甚大な災害が発生し、総力による応急措置が必要な事態で、市長（不在時は副市長）が全職員をもって災害対策本部を設置する。

2 各部の警戒体制

各部長は、災害が発生し又は発生するおそれがあると認めるときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める風水害被害相当の配備体制が指令されたものとして、必要な職員の配備、警戒活動の実施その他の応急措置を講ずる。

あわせて市長もしくは副市長に対し必要な指示の要請、状況説明その他を行うとともに、市長の指示に備える。

3 防災所管部のとるべき措置

(1) 防災対策課長が、勤務時間外に災害情報を収受したときは、本庁当直者に必要な指示を行った後、市長公室長に連絡の上直ちに登庁し「緊急初動特別班」を指揮し本部設置までの初期応急活動を行う。

(2) 市長公室長が、勤務時間外に災害情報を収受したときは、副市長に連絡の上直ちに登庁し「警戒本部」又は「災害対策本部」の設置を市長に要請する。

(3) 勤務時間内にあっても前各号に準じて措置する。

(4) 本庁宿日直者は災害情報を収受したとき、直ちに防災対策課長に連絡するとともに、防災対策課長の指示により「緊急初動特別班」指名職員へ動員の連絡を行う。

4 緊急初動特別班

基 本 的 考 え 方	<p>大規模な災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには「一刻を争う」対策の実施が必要とされる。また市長に事故があるなど様々な不測の事由により市長が不在であることも十分想定される。そのような場合、市長との連絡がとれ指示が発せられるまでの間、無為に過ごすことは許されない。本庁舎にある各部長及び各職員は、あらかじめこの計画で定める手順に従い、直ちに「本部」としての指揮命令系統の迅速な確立を最優先課題として、必要な応急措置を講ずるとともに、具体的な救援対策プランを策定し実施する必要がある。</p> <p>また、災害時には、平常時の職員配置のままでは、各現場における迅速かつ適切な対応が困難となることが予想されるため、特別要員の配置等の準備措置が必要となる。そのため市域に一定程度以上の被害発生が想定される風水害等により局地的な災害が発生した場合に備えて、勤務時間内外を問わず、あらかじめ指名する職員をもって「緊急初動特別班」を編成・配置し対応する。</p> <p>なお、風水害等による災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害対策本部（以下、「本部」という）を設置するまでの間は、この計画に定める体制により災害応急活動を行う。</p>
----------------------------	--

勤務時間内外を問わず、緊急事態発生時において迅速な初動体制を確立するため、警戒本部又は本部の設置に先立ち、「緊急初動特別班」を組織する。「緊急初動特別班」の活動は、以下のとおり行う。

(1) 夜間・休日等勤務時間外の場合

ア 本庁舎に配置する「緊急初動特別班」

- ① 「緊急初動特別班」指名職員は、風水害時等特に必要と思われる場合は、防災対策課長の指示により参集する。
- ② 「緊急初動特別班」指名職員は、参集後直ちに市長公室長、防災対策課長、防災対策官、企画総務部総務課長もしくは先着上位職員の指示に基づき「緊急初動特別班」を編成し本部設置までの初期応急活動を行う。
- ③ 「緊急初動特別班」は、警戒本部又は災害対策本部の設置により必要な引継ぎを行った後本部要員として活動する。
- ④ 「緊急初動特別班」の要員は、防災会議の幹事、本部事務局員を含み各部長が指名する。

イ 現地連絡所に配置する「緊急初動特別班」

- ① 参集から初期応急措置を行うまでの手順については、本庁舎の場合と同様とする。
- ② 当該地域に避難所が開設される期間中、引き続き地域における防災対策拠点としての活動を行う。

(2) 勤務時間内の場合

勤務時間内において、災害が発生した場合もしくは災害発生のおそれがある場合は、本庁内に「緊急初動特別班」体制を確立し、市長公室長の指揮により警戒本部もしくは本部設置までの初期応急措置を実施する。また、市長公室長は、各小中学校に配置する「緊急初動特別班」要員に対し、出勤を指示し現地連絡所の開設等必要な対策に従事させる。

(3) 緊急初動特別班の編成等

ア 緊急初動特別班の要員は、原則として、本庁舎又は現地連絡所設置予定施設（小中学校 18校）最寄在住職員のうちあらかじめ指名する職員とする。

イ 本庁舎及び現地連絡所における緊急初動特別班の編成等は、概ね以下に示すとおりとする。

○ 風水害時 本庁 55 人・消防本部 7 人・現地連絡所 36 人

直 行 場 所		配 置 部 署 ・ 要 員	風 水 害 時
市 役 所 ・ 本 庁 * 市長公室長の指揮のもとに配置に付く	市長公室	防災対策課	5 人
		人 事 課	1
	企画総務部	総 務 課	3
		管 財 課	1
		企画政策課	1
		財 政 課	1
		情報推進課	1
	市民生活部	税 務 課	1
		市 民 課	3
		環境政策課	2
	健康福祉部	福祉総務課	3
		社会福祉課	2
		高齢福祉課	2
		介護保険課	3
		子育て支援課	2
		健康管理課	2
	産業活力部	商工振興課	2
		農 政 課	2
		いきいき楽習課	2
	都市建設部	建設管理課	2
		用 地 課	2
		都市計画課	2
		道 路 課	2
		河川公園課	2
		建築指導課	2
	水 道 部	水道総務課	1
下 水 道 課		1	
教育委員会	総 務 課	2	
消 防 本 部	総 務 課	2	
	救急指令課	5	
現地連絡所	小中学校 18	1 箇所 2 名 (所長・所長補佐) 必要に応じて 9 名	36

(4) 緊急初動特別班の任務

本 庁 舎	<p>ア 職員に対する動員指示の連絡 ※風水害時等特に必要と思われる場合には、防災対策課長の指示により参集する。</p> <p>イ 地域防災無線の利用その他の方法による情報収集</p> <p>ウ 参集途上の報告・調査員派遣その他の方法による情報収集</p> <p>エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡</p> <p>オ 警戒本部又は災害対策本部設置の準備</p> <p>カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備</p> <p>キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備</p> <p>ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備</p> <p>ケ その他市長公室長、防災対策課長、防災対策官、企画総務部総務課長又は先着上位職員の指示した事項</p>
現 地 連 絡 所	<p>ア 電話もしくは伝令の派遣等による発生直後の本庁舎への状況報告 （※ 被害の有無も含めて、発生直後の状況を1時間以内に報告）</p> <p>イ 各地域における防災活動拠点としての現地連絡所の開設 （「各務原市災害対策本部現地連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺市民にその存在を明らかにすることが第1の任務である。）</p> <p>※ 要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと</p> <p>ウ 地域内防災関係機関との連絡</p> <p>エ 地域内の市民の避難誘導</p> <p>オ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力</p> <p>カ 災害初期の地域内の情報収集連絡及び広報活動</p> <p>キ その他防災対策課長、防災対策官、企画総務部総務課長又は先着上位職員の指示した事項</p> <p>（注意） 第1の任務は、それぞれの配備場所において、市民や関係機関からの通報や情報の受付、とりまとめにあたることであり、それぞれの配備場所を決して「無人」にしないこと。</p>

5 警戒本部

風水害等による災害が発生するおそれがあり、最大の警戒が必要な場合は、警戒本部を設置する。警戒本部設置後に災害対策本部を設置する必要が生じた場合は、本部を設置するまでの間の配備及び災害応急対策の実施は警戒本部により行う。

警戒本部は、市長公室長を本部長とし市長公室次長又は市長公室長が指名する者を副本部長とする。警戒本部の組織及び事務分担並びに設置に関する事項は、本部の規定を準用する。

第3項 災害対策本部

基 本 的 考 え 方	<p>大規模な災害が発生した場合、市長は、自らを本部長とする災害対策本部（現地連絡所を含む）を設置し、救援・救護活動を行う。これは市の全組織をあげて災害対策活動にあたらせるために、また、法が定めるあらゆる権限を行使するために必要不可欠な手続きである。</p> <p>したがって、市長が不在もしくは市長に事故あるときにおいては、副市長、企画総務部長もしくは先着上位の職員が本部を設置する。</p> <p>災害対策本部を設置するもう一つの「意義」は、平常時に踏むべき手順が省略される等緊急性を要する非常時にあって、その決断に伴う責任を市長が本部長として負う旨を明確にし、各級職員が状況のいかなる展開に際しても迅速で適切に対処し得る態勢を確保することにある。</p>
----------------------------	--

市は、市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災対法の規定により市災害対策本部を設置し、災害が発生するおそれが解消し、又は災害応急対策をおおむね完了したと認めたときはこれを廃止する。

市は、市の地域内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、市災害対策本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに市災害対策本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難勧告等の発令も含め市民への周知・伝達を図る。

また、市長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

なお、災害対策本部等の運営の方法、配備体制等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

1 設置基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置する。

<ol style="list-style-type: none">(1) 市に気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風等の警報・特別警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき(2) 市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水、火事、爆発その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき(3) その他市長が本部を設置し総合的応急対策を行う必要があると認めたとき 例えば、以下のような場合がある。<ol style="list-style-type: none">① 市役所その他公共機関に災害による大きな被害が報告されたとき② 市域に災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
--

2 本部の設置場所

本部の設置場所は原則として市役所（本部員会議室：本庁舎4階大会議室）内とする。ただし庁舎内に設置することが不可能な場合は、以下の順位にしたがい設置する。

第1位	産業文化センター	那加桜町2丁目	(平成5年建築)
第2位	総合福祉会館	那加桜町2丁目	(昭和60年建築)
第3位	中央図書館	那加門前町3丁目	(平成3年建築)

3 設置又は廃止の決定

(1) 設置の決定

本部設置の決定は、市長が設置基準及び「災害等事態における体制区分等」の事態区分に基づき、必要な配備体制を指令することにより行う。ただし、市長不在の場合は副市長又は市長公室長が設置の決定を代行する。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。また、市長公室長以外の部長並びにその他の職員は、本部設置の必要があると判断したときは、以下のとおり行う。

なお、普段から市長、副市長が同時に不在とならないよう努める。

ア 本部組織に基づく本部員にあてられている者（以下「部長等」という）は本部を設置する必要があると認めたときは、市長公室長を通じ市長に本部の設置を要請する。

イ 市長公室長は、他の部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、副市長を通じ市長に本部設置を要請する。

ウ 市長公室長は、非常事態にあつて上記の協議を行う時間のないときは、直ちに本部設置を市長に要請する。

(2) 廃止の決定

本部長（市長。以下同じ）は、市の地域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは本部を廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

4 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、市長公室長は直ちに以下のとおり電話その他適当な方法により通知する。設置の通知においては、あわせて情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市役所本庁舎内各部・課	防災対策課長	地域防災無線・庁内放送・庁内電話 職員緊急メール 口頭その他迅速な方法
各部出先機関	各部主管課長	地域防災無線・ファクシミリ・電話 職員緊急メール 口頭その他迅速な方法
消防本部消防長・消防団長	防災対策課長	地域防災無線・ファクシミリ・電話 口頭その他迅速な方法
市民	広報課長	同報無線・広報車・報道機関 口頭その他迅速な方法
県知事	防災対策課長	地域防災無線・県防災行政無線 ファクシミリ・電話 口頭その他迅速な方法
各務原警察署長		
その他市防災会議委員		
近隣市町村長		
報道機関	広報課長	ファクシミリ・電話・口頭又は文書

(2) その他

本部が設置されたときは、市本庁舎入口（市本庁舎被災の場合は本部を設置した建物の見やすい場所）に「各務原市災害対策本部」の標識板等を掲げる。また本部長室、本部員会議室、同事務局、現地連絡所、避難所、拠点救護所等の設置場所一覧を明示するなどして市民等の問い合わせの便宜を図る。

5 組織・運営等

本部の組織及び組織の運営は、各務原市災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところに基づき以下のとおり行う。

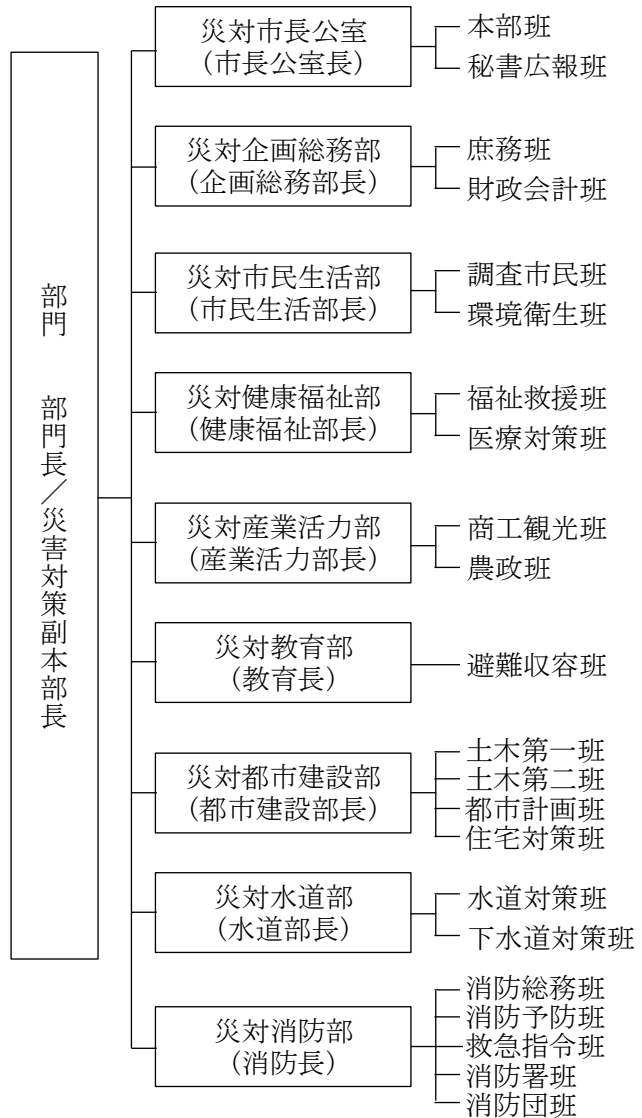
(1) 組織

ア 災害対策本部組織図

災害対策 本部長	市長
災害対策 副本部長	副市長

本部 員 会 議	災害対策 本部員	市長公室長 企画総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 産業活力部長 都市建設部長 水道部長 教育長 教育委員会 事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選管・監査 事務局長
	局長	防災対策課長
本部 事務 局	本部 事務局長	災害対策本部条 例施行規則第5 条第4項による

現地 災害 対策 本部	現地災害 対策 本部長	災害対策 副本部長
	災害対策 本部その 他の職員	災害対策本部員 その他の職員か ら災害対策本部 長が指名する者



イ 本部長、副本部長及び本部員

本部設置時の職名	平常時の職名	主 な 任 務
本 部 長	市 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議、本部員会議の議長となること 2 避難の勧告・指示、警戒区域の指定を行うこと 3 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと 4 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 5 本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること 6 本部長室又は本部員会議室に在席もしくは所在を明らかにしておき、適宜休養・睡眠をとること
副 本 部 長	副 市 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長が不在もしくは本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること 2 部門長として、担当部（本部組織図参照）に関する情報をつねに掌握し本部長に適切なアドバイスをを行うこと 3 部門長として、担当部間の職員・資機材等の過不足調整を行うこと 4 本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう本部長の交替要員となること
本 部 員	(本部組織図参照)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部長もしくは副本部長として、担当部の職員を指揮監督すること 2 本部員会議の構成員として、本部長を補佐すること 3 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は、災害対策本部員会議の順序とする。 4 部の職員に過度な負担・責任がかからないよう、明快な指示を行うとともに、応援職員その他の交代要員の確保により適宜休養・睡眠をとらせること

※ 副本部長は各部記載の職員又はその都度部長が指名する職員をいう。

ウ 本部員会議

災害対策本部の基本方針及び各部長単独では決定が困難な問題を協議するため、本部長は随時本部員会議を招集する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。なお、本部員に事故ある場合は、当該部の副部長又は次席責任者が代理として出席する。

エ 本部員会議事務局

本部員会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部員会議事務局を置く。本部員会議事務局は、災対市長公室長、本部班長、同班員及び各部本部事務局員により構成する。

オ 本部事務局（オペレーションルーム）

災害情報の収集・分析、災害対策に係る見積り・計画の案出、防災関係機関等との連絡・調整、各部、各班の連絡等に関する事務及び本部員会議の庶務に関する事務を行い、災害事態への対処を的確に実施するため、災害対策本部条例施行規則第5条により、本部に本部事務局を置く。

本部事務局は、本部事務局長及び本部事務局員により構成する。

本部事務局員は、各部の課長1名及び係長相当職2名を基準とし、本部員、各部の課長又は本部事務局長の判断又は要請により、増減することができる。本部事務局の事務分掌は、以下のとおり。

- ① 本部員の補佐（状況により本部員会議への参加を含む。）
- ② 災害に関連する各種情報の収集、分析に関すること
- ③ 防災関係機関等との連絡、調整に関すること
- ④ 本部員会議決定事項等の各部等への指示、連絡に関すること
- ⑤ 各部等からの報告事項の本部員への報告に関すること
- ⑥ 本部員会議事務局、他部及び部内各班の連絡調整に関すること。
- ⑦ 部内職員の動員、配備のとりまとめ
- ⑧ 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめ
- ⑨ 所管施設の災害予防（避難を含む）及び災害復旧対策のとりまとめ
- ⑩ 本部会議及び各部の庶務に関すること。

カ 現地災害対策本部

本部長は、開発住宅団地等において崩壊その他の危険のおそれがあり、迅速な避難勧告・指示の発令並びに誘導體制の確立が必要と認めるとき、もしくはその他の事由により本部長が必要と認めるときは、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を置く。この場合、本部長は現地本部長に対し避難に関する本部長権限の委譲を行うなど、現地本部が適切に対処するために必要な措置を講ずる。

なお、現地本部長は副本部長又は本部員のうちから、現地本部職員は災害対策本部職員のうちからそれぞれ本部長がその都度指名する。

キ 防災関係機関派遣の情報連絡員（リエゾン）

防災関係機関派遣の情報連絡員（リエゾン）は、アドバイザーとして事務局に参加するとともに、相互の密接な連携・情報交換に努める。また、状況により、本部員会議に参加することができる。

ク 各部の編成及び事務分掌

部門名	部・班名		事務分掌
	部名	班	
		各部共通任務	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に必要な要員の確保に関する事 2 職員の参集状況、参集時に収集した被害状況等の災害対策本部への報告に関する事 3 部に関する情報の収集及び調査並びに災害対策本部への報告に関する事 4 災害対策本部、各部及び部業務関係機関との連絡調整に関する事 5 部内の応援調整及び他部への応援に関する事 6 部内の業務継続計画の策定及び実施、見直しに関する事 7 部に関する防災啓発及び広聴に関する事 8 部内に必要な資機材、車両等の調達、調整に関する事 9 部内の災害対応記録の取りまとめに関する事
		各班共通任務	<ol style="list-style-type: none"> 1 班の災害対応マニュアルの策定及び見直しに関する事 2 班の業務に必要な応援協定等の締結に関する事 3 管理施設の災害対策に関する事 4 所管する施設の指定管理者との災害時利用及び対応についての調整に関する事 5 所管する施設の被害状況の調査に関する事 6 班の災害対応記録に関する事 7 班の受援に関する事

部門名	部・班名			事務分掌
	部名	班	班員となる 平常時課名	
本部 総務部 門長 （副市長）	災対市長公室長 （市長公室長）	本部班		1 防災会議委員その他防災関係機関との連絡調整 2 災害対策本部の設置、運営の統括 3 現地連絡所の設置、運営の統括 4 避難の勧告・指示その他本部長命令の伝達及び総合調整 5 関連情報の収受及び情報収集活動全般の統括 6 防災行政無線及び地域防災無線の管理、統制活用 7 災害対策従事職員の動員、安否確認及び派遣 8 災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊健康管理その他のバックアップ業務 9 国・自衛隊、県への要請、他自治体等との相互協力・応援並びに民間協力団体等への協力要請 10 受援体制の統括及び外部受援者との連絡調整 11 災害救助法適用の申請 12 前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整 13 本部員会議の庶務への協力
		班長 防災対策課長 （防災対策官） 副班長 人事課長	防災対策課 人事課	
		秘書広報班		広報課 まちづくり 推進課 秘書室
班長 広報課長 副班長 まちづくり 推進課長				

部門名	部・班名		事務分掌	
	部名	班		班員となる 平常時課名
本部 総務部門 部門長 副市長 市長	災害対策総務部 部長 (企画総務部長) 副部長 (議会議務局長)	庶務班		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時救援物資等輸送ネットワークの計画及び連絡調整 2 臨時ヘリポート開設の計画 3 災害時の応急的空地利用の調整 4 避難所収容者名簿及び要搜索者名簿の作成に関すること 5 所管する施設の避難所開設、運営 6 市全体の災害対応記録の取りまとめ 7 庁舎の業務継続計画に基づく資機材の確保 8 庁舎その他市有建築物等の修理 9 災害対策本部の設営 10 災害対策本部におけるトイレの確保 11 災害時の車両の確保、配車及び資材、労力の輸送 12 災害対策に係る資機材及び物品の調達、配置 13 災害時の情報システム及び情報機器の管理 14 災害対策本部における情報ネットワークの確保 15 現地連絡所の設置、運営の統括への協力 16 市議会議員との連絡調整
		班長 総務課長	総務課	
		副班長 企画政策課長 情報推進課長 管財課長 議会議務局長 総務課長	企画政策課 情報推進課 管財課 議会議務局 選挙管理委員会 事務局兼監査事務局	
		財政会計班		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策関係の予算及び決算 2 災害経費の支払い 3 災害対策に係る工事の契約 4 義援金の募集・受付・配付への協力
	班長 財政課長	財政課		
	副班長 契約経理課長 会計課長	契約経理課 会計課		
	災害対策市民生活部 部長 (市民生活部長)	調査市民班		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査、その他災害情報の収集 2 被害状況等の撮影及び記録 3 罹災(被災者)台帳の作成 4 家屋等の被害調査 5 罹災証明書の発行 6 被災者等への租税の減免等 7 国民健康保険料の減免等 8 公共施設の被害状況調査への協力 9 広報活動への協力 10 要配慮者の救助・援助の協力 11 遺体の埋葬・火葬に伴う事務への協力 12 がれき解体に伴う事務への協力
		班長 税務課長	税務課	
		副班長 市民税課長 資産税課長 市民課長 医療保険課長	市民税課 資産税課 市民課 各サービスセンター 医療保険課	

部門名	部・班名			事務分掌
	部名	班	班員となる 平常時課名	
本部総務部門 部門長（副市長）	災対市民生活部部长（市民生活部部长）	環境衛生班		1 災害時の環境保全 2 ごみの収集及び処理（がれきを含む） 3 し尿の収集及び処理 4 仮設トイレの設置及び管理 5 遺体の処理（検視後の安置及び埋火葬） 6 被災地等における食品衛生 7 防疫活動 8 その他環境衛生に関すること 9 愛玩動物の収容対策
		班長 環境政策課長	環境政策課 クリーンセンター 北清掃センター	
本部総務部門 部長（健康福祉部部长） 副市長	災対健康福祉部部长（健康福祉部部长）	福祉救護班		1 要配慮者の救助・救援 2 要配慮者用の備蓄食料、備蓄品対策 3 避難行動要支援者の避難、誘導 4 要配慮者の安否確認、避難誘導等の支援対策 5 福祉避難所及び所管する施設の避難所開設、運営 6 福祉避難所の受入れ調整 7 福祉避難所における避難者の支援 8 その他の要配慮者の支援 9 災害救助法適用後の実施 10 災害見舞金及び災害弔慰金の支給 11 災害援護資金の貸付 12 被災者生活再建支援金に関すること 13 被災世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付け 14 社会福祉施設の被害情報の調査、取りまとめ報告 15 社会福祉協議会・ボランティア団体等との連絡・調整 16 災害時における応急保育の実施 17 被災園児の避難・救護 18 義援金の募集・受付・配分の計画 19 身元不明遺体に関すること 20 拠点救護所の設営に関する協力 21 医療器材・薬品等の調達に関する協力 22 その他医療、助産、救護に関する協力
		班長 福祉総務課長 副班長 社会福祉課長 子育て支援課長 高齢福祉課長 介護保険課長	福祉総務課 社会福祉課 子育て支援課 高齢福祉課 介護保険課	

部門名	部・班名		事務分掌
	部名	班 班員となる 平常時課名	
本部 総務部門 部門長（副市長）	災対健康福祉部長 （健康福祉部長） 班長 健康管理課長	医療対策班	1 拠点救護所の設営 2 市医師会等との連絡・調整 3 医療器材・薬品等の調達 4 その他医療、助産、救護 5 遺体の検案 6 被災者の健康管理 7 要搜索者名簿の作成への協力 8 遺体の収容への協力
		健康管理課	
	災対産業活力部部長 （産業活力部部長） 班長 商工振興課長 副班長 観光交流課長 産業政策室長 いきいき 楽習課長	商工観光班	1 食品、日用品その他救助救援物資の確保・調達・受入並びに配付 2 物資配送拠点等の設置、運営 3 物資配送に必要な資機材の調達 4 所管する施設の避難所開設、運営 5 公共施設以外の帰宅困難者対策 6 要配慮者（外国人）の支援対策 7 外国人相談所の開設・運営 8 商工業、観光施設の被害調査及び応急復旧 9 被災商工業者等に対する融資斡旋 10 被災者への職業の斡旋 11 商工会議所等関係団体との連絡調整 12 社会教育関係団体等との連絡調整 13 避難者の誘導及び収容への協力 14 避難所の開設・運営への協力 15 現地連絡所の運営への協力 16 応急給水活動への協力
商工振興課		観光交流課 産業政策室 いきいき楽習課	
	班長 農政課長	農政班	1 主要食料その他救助救援物資の確保・調達・受入並びに配付 2 農作物、農業用施設等の災害対策 3 治山、林業施設の災害対策 4 畜産等の災害対策 5 病虫害に関すること 6 その他農林業の災害応急・復興対策 7 農協等関係団体との連絡調整 8 被災者への職業のあっ旋への協力 9 応急給水活動への協力
		農政課	

部門名	部・班名			事務分掌
	部名	班	班員となる 平常時課名	
本部総務部門 部門長（副市長）	災対教育部部長（教育長）	避難収容班		1 避難者の誘導及び収容 2 避難所の開設・運営の統括 3 協定等に伴う広域避難の受入れ調整 4 学校職員の避難所運営への支援、協力 5 被災児童・生徒の避難・救護 6 災害時における応急教育の実施 7 被災児童・生徒に対する学用品の支給 8 炊き出しの実施 9 文化財等の災害調査及び復旧 10 現地連絡所の運営への協力 11 応急給水活動への協力 12 拠点救護所の開設への協力 13 災害時物資集積場所の開設への協力 14 仮設住宅建設用地の確保のための協力 15 臨時ヘリポートの開設への協力
		班長 教育委員会 総務課長 副班長 学校教育課長 青少年教育 課長 文化財課長 スポーツ課長	教育委員会 総務課 学校教育課 青少年教育課 文化財課 スポーツ課 社会教育施設 社会体育施設 教育センター	
土木救援部門 部門長（副市長）	災対都市建設部部長（都市建設部長）	土木第一班		1 道路、橋りょう、河川等の災害対策 2 緊急輸送道路の確保 3 水防活動の全般 4 地すべり、がけ崩れの災害調査及び復旧 並びに危険区域等の安全確保 5 建設業者団体等との連絡調整 6 湛水地域の排水 7 災害時の交通規制実施への協力
		班長 建設管理課長 副班長 用地課長	建設管理課 用地課	
		土木第二班		
		班長 道路課長	道路課	
		都市計画班		1 災害復興に係る都市計画 2 都市計画施設の災害対策 3 水防活動の全般 4 倒壊建物生き埋め被災者の救出 5 危険建物・区域等の安全確保 6 宅地造成等の災害予防、復旧指導 7 要配慮者の救助・救援の協力 8 行方不明者の搜索、遺体の収容への協力 9 臨時ヘリポートの開設への協力
		班長 都市計画課長 副班長 河川公園課長	都市計画課 河川公園課 土地活用推進室	
		住宅対策班		1 倒壊建物生き埋め被災者の救出 2 危険建物・区域等の安全確保 3 被災建物応急危険度判定の実施 4 被災住宅の応急修理 5 応急仮設住宅用地の確保及び設営 6 その他被災者向住宅供給に関すること 7 市営住宅に関すること 8 要配慮者の救助・救援の協力 9 行方不明者の搜索、遺体の収容への協力
		班長 建築指導課長	建築指導課	

部門名	部・班名		事務分掌	
	部名	班		班員となる 平常時課名
土木救援部門 部門長 (副市長)	災対水道部部長 (水道部長)	水道対策班		1 水道施設の点検、整備及び復旧 2 緊急時用水及び飲料水の確保 3 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水 4 水道施設の災害対策 5 管工事関係業者団体等との連絡調整
		班長 水道総務課長 副班長 水道施設課長	水道総務課 水道施設課	
		下水道対策班		1 下水道施設の点検、整備及び復旧 2 倒壊建物生き埋め被災者の救出への協力 3 行方不明者の搜索、遺体収容への協力
		班長 下水道課長	下水道課	
災 対 消 防 部 長 (消 防 長)		消防総務班		1 警防本部の庶務に関する事 2 災害経過及び活動状況の記録に関する事 3 公務災害に関する事 4 消防応援部隊の支援に関する事 5 消防団の連絡調整に関する事
		班長 消防本部 総務課長	消防本部総務課	
		消防予防班		1 防火対象物の資料の確保に関する事 2 警防活動の資料確保に関する事 3 危険物の資料の確保、対策に関する事
		班長 消防本部 予防課長	消防本部予防課	
		救急指令班		1 消防機械器具の確保及び応急整備に関する事 2 資機材及び支援物資の調達に関する事 3 人員、資機材等の輸送に関する事 4 消防応援部隊の対応に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 6 災害通信の指令及び統制に関する事 7 情報通信装置の維持管理に関する事 8 救急医療の通信及び連絡に関する事 9 消防応援要請の伝達、事務に関する事
		班長 消防本部 救急指令課長	消防本部 救急指令課	
		消防署班		1 警防活動、災害対応 2 警防本部への活動報告 3 災害状況の把握 4 駆け込み対応に関する事 5 消防団との連携に関する事
		班長 消防署長	消防署	
消防団班		1 避難者の誘導及び救出に関する事 2 行方不明者の情報収集及び搜索 3 被災者の情報収集及び救護 4 消防署との連携に関する事 5 自治会・自主防災組織との連携に関する事		
班長 消防団長 副班長 消防団副団長	第一分団～ 第十分団 音楽隊分団・ 女性分団			

(2) 本部の運営等

ア 本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、すみやかに本部員会議を開催する。

a 報告事項

副本部長及び本部員は、ただちに本部に参集し各部の配備態勢と緊急措置事項を報告する。

b 協議事項

本部員会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長もしくは副本部長並びに本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

- 本部員会議の協議事項 —————
- 本部の非常配備態勢の切替え及び廃止に関する事
 - 避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事
 - 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関する事
 - 災害救助法の適用に関する事
 - 激甚災害の指定に関する事
 - 災害対策に要する予算及び資金に関する事
 - 国・県等への要望及び陳情等に関する事
 - その他災害対策の重要事項に関する事

イ 本部員会議室の開設並びに運営上必要な資機材等の確保

災対市長公室長は、本部設置が決定されたときは、次の措置を講ずる。

a 本部員会議室等の開設

- 本部員会議室開設のために相当スペースの部屋を確保する。
- 本部員会議事務局員及び防災関係機関派遣の情報連絡員（リエゾン）が入室する部屋を確保する。

b 本部員会議室開設に必要な資機材等の準備

- 各務原市災害対策図板（各種被害想定図を含む）の設置
- パソコン、プロジェクタ、スクリーン、被害状況図板・黒板等の設置
- 住宅地図等その他地図類の確保
- 携帯ラジオ・テレビの確保
- コピー機等の複写装置の確保
- ビデオ・ICレコーダ、カメラ等の記録装置の確保
- 防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- 懐中電灯その他必要資器材の確保

c 通信手段の確保

以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

- 県防災行政用無線
- 各務原市地域防災無線
- 携帯電話
- 臨時電話
- ファクシミリ
- インターネット

d 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のために必要な措置を講ずる。

ウ 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部員、副部長、情報連絡員（リエゾン）及び災害対策本部員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。

※ 各務原市災害対策本部条例 (資料編資料 8-4)

※ 災害対策本部の標識等 (資料編資料 8-6)

第4項 現地連絡所の設置

基 本 的 考 え 方	<p>大規模な地震災害が発生した場合、災害発生直後から避難所が開設される期間中（災害発生直後から2週目までを目途とする）、避難所となる緑苑小学校を除く全小学校、稲羽中学校、緑陽中学校に「現地連絡所」を設置する。「現地連絡所」は、避難所に一時避難した市民並びにその他の市民のための徒歩圏内における身近な「市本部の窓口」として各種書類の交付・受付を行うなど、本庁舎本部各部の果たす役割を補完するとともに、きめの細かい情報収集活動及び広報活動を行うための拠点となる。</p> <p>あわせて、副次的な効果としてその設置により市機関の健在を市民に知らせひいては社会秩序の一時的混乱が迅速な収束に向けて着実に活動していることを事実をもって示す。</p>
----------------------------	---

1 現地連絡所を設置するとき

現地連絡所を設置するとき	現地連絡所の設置場所
(1) 震度5弱以上の地震が発生したとき (自動発令)	(1) 緑苑小学校を除く市立全小学校、稲羽中学校、緑陽中学校（全18箇所）
(2) その他本部長が必要と認めたとき	(2) 避難所が開設された施設 (3) その都度本部長が指定する施設

2 現地連絡所の所員

現地連絡所の所員は、あらかじめ指名しておく。

また、「緊急初動特別班」班員職員は、特に夜間・休日等の勤務時間外において、震度5弱以上の地震が発生したことを知ったときは連絡を待たず、あらかじめ定める施設に自主的に参集し現地連絡所の所員とし初期対応を行う。

なお、情報収集活動や広報活動等の現地連絡所の業務への参画と、行政と市民、行政と学校とのパイプ役としての役割を担っていただくことを目的として、自治会連合会長と一次避難所が開設される小中学校の教頭が、現地連絡所副所長に就任している。

第5項 国の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

1 非常災害対策本部

国は、非常災害が発生し、その規模等により、内閣総理大臣が特別に必要と認めたときは、国務大臣を本部長とし、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員を構成員とした非常災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置に関する計画の実施などを行う。

また、災対法の規定により、非常災害現地対策本部を非常災害対策本部長の定めるところにより、非常災害対策本部に置くことができる。

2 緊急災害対策本部

国は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、内閣総理大臣が特別に必要と認めたときは、閣議にかけ、内閣総理大臣を本部長とした緊急災害対策本部を設置することができる。

所掌事務は、非常災害対策本部の例に準ずる。

また、災対法の規定により、緊急災害対策本部に緊急災害対策本部長の定めるところにより、緊急災害現地対策本部を置くことができる。

さらに、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域について災害緊急事態の布告を発することができる。

この災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会を開くいとまがないときは、緊急措置をとるため法に規定された項目について政令を制定することができる。

3 連絡調整

市は、国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第6項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要な組織を設置し、その運営等についても防災活動に即応するよう定めるものとする。

第7項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織は、第6項「指定地方行政機関」の防災組織に準ずるものとする。

第2節 災害対策要員の確保

1 方針

大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	下水道対策班
秘書広報班	農政班	消防総務班
庶務班	避難収容班	消防予防班
財政会計班	土木第一班	救急指令班
調査市民班	土木第二班	消防署班
環境衛生班	都市計画班	消防団班
福祉救援班	住宅対策班	
医療対策班	水道対策班	

3 実施内容

(1) 災害対策要員の確保

災害対策要員の動員は、それぞれの配備体制により実施する。

ア 配備体制の時期及び内容

災害に対処するため本部長は、災害の状況により別に示す配備体制のうち必要な体制を指令する。なお、本部長は災害の状況その他必要があると認めたときは、特定の部又は課に対し種別の異なる配備体制を指令することができる。

※ 災害等事態における体制区分等

イ 動員の手続

職員の動員の手続は、人事課長が行う。各部長は、あらかじめ部内各課の活動要領を定めるとともに、部所属の職員に対して周知徹底しておく。また、勤務時間外にも必要な指示の連絡を行えるよう課員の住所・連絡方法について定め周知徹底しておく。なお、緊急を要する場合で電話不通時には、「緊急出動報」が発令されたものとする。

ウ 動員の区分及び動員人員

各部長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し任務分担を明らかにしておく。

a 所属動員

(自らの勤務場所に参集)

- ① 課長補佐相当職以上で各部の副部長、連絡員となる職員
- ② 応急対策上欠くことのできない次の職務を担当する職員
 - 本部員会議事務局要員となる職員
 - 各部の庶務担当職員
 - 各部において業務の遂行上必要な職員

b 指定動員（勤務場所と異なる、あらかじめ指定した場所へ参集）

- ① 本庁舎の「緊急初動特別班」要員として指名された職員

- ② 現地連絡所の「緊急初動特別班」要員として指名された職員
- ③ 避難所要員として指名された職員
- ④ 公共施設管理保安要員として指名された職員
- ⑤ 業務の遂行上必要な職員
- c 直近動員（勤務場所と異なる、あらかじめ指定した直近の場所へ参集）
 - ① a、b以外で、自らの居住地に最も近い現地連絡所に指定される施設及びその他課長が指定する施設に参集するよう指名された職員
 - ② a、b以外で、所属する部局の出先機関へ参集するよう指名された職員

4 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ順次「災害応急対策班」を編成するとともに次の措置を講ずる。

(2) 職員動員の報告

各部課は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を所属部長を通じて、災対企画総務部庶務班長（総務課長）に報告する。

庶務班長は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、災対市長公室長（市長公室長）を通じて、本部長に報告する。報告の時期については、本部長（市長）が特に指示した場合は除き体制の発令から60分ごととする。

※ 職員動員に関する様式 (様式編様式 1)

(3) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外することができる。

勤務時間内における遵守事項
① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
② 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
③ 全ての行事、会議、出張等を中止する。
④ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
⑤ 災害現場に出動した場合は、腕章（別記様式）を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用する。
⑥ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をす

※ 災害対策本部の標識等 (資料編資料 8-6)

5 各部の配備・動員計画

- (1) 各部長は、所管の部の「非常配備体制動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知をする。

- (2) 各部の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

ア 勤務時間外動員用職員名簿	(様式編様式 1-1)
イ 非常配備体制別配備人員名簿	(様式編様式 1-2)
ウ 職員参集(予定・報告)表	(様式編様式 1-3)
エ 職員動員伝達系統表	(各部で使用のもの)

- (3) 各部長は、作成もしくは修正した計画を随時市長公室長に報告する。

なお、市長公室長は、各部長から報告された配備・動員計画の写しを適切に管理するとともに、その都度部内担当者に周知し非常時の動員連絡に万全を期する。

6 自主参集(勤務時間外の場合)

- (1) 災害が発生し、その災害が「災害等事態における体制区分等」に定める事項に該当することを知ったとき、又は体感その他により該当することが推定されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に参集する。
- (2) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長もしくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- (3) 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業等に適する服・ヘルメット・長靴等着用、食料1食分水筒及びラジオとする。
- (4) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

各種災害等が発生したときの体制・配備等は下表を基準とする。

表 災害等事態における体制区分等

体制区分	事態区分	体制の基準 (体制をとる課)	配 置 場 所			
	風 水 害		市役所	出 先 機 関	現 地 連 絡 所	避 難 所
警戒準備 体制	大雨注意報 洪水注意報 又は 大雨警報 洪水警報 強風注意報の発表	警戒準備室の設置 市長公室防災対策課 消防本部救急指令課 都市建設部各課	○ 関係 課内	×	×	×
	気象情報等の収集と状況・推移の監視					
警戒本部 体制	大雨警報 洪水警報 暴風警報 の発表かつ災害発生 の可能性が極めて高 いと予想	警戒本部の設置 災対各班の行動計画 記載の業務遂行可能 な体制（目安として 全職員の約1割動員、 必要に応じ体制を強 化）	○ 4階 大会議 室	×	△	△
	災害の発生について最大の警戒を実施すると ともに非常態勢へ移行準備					
第1災害 対策本部 体制	市地域に災害が発生 又は 大雨特別警報 暴風特別警報 土砂災害警戒情報 の発表	災害対策本部の設置 災対各班の行動計画 記載の業務遂行可能 な体制（目安として全 職員の約3割動員必 要に応じ体制を強化）	○ 4階大 会議室	△	○	○
	局地的又は数地域に災害が発生等					
第2災害 対策本部 体制	第1災害対策本部体制 で対応できない災害 の発生	災害対策本部の設置 全職員	○ 4階大 会議室	○	○	○
	全市地域又は激甚な災害が発生					

凡例 ○：体制をとる △：市長公室長の指示による ×：自宅待機

(2) 防災関係機関との相互協力

ア 市は、防災関係機関と災害対策上必要な資料を交換するなど平素より連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。

イ 市及び防災関係機関は、市に本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため本部連絡員の派遣など必要な措置をとる。

(3) 災対法第71条に基づく従事命令等

災害応急対策実施のための要員が一般の動員、災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

ア 従事命令等の種類と執行者

従事命令等は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消 防 作 業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、 消防機関の長
災 害 救 助 作 業	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災対法第71条	県知事 市町村長(委任を受けた 場合のみ)
	協力命令	災対法第71条	県知事 市町村長(委任を受けた 場合のみ)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災対法第65条第1項	市町村長
		災対法第65条第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

イ 従事命令等の対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消 防 作 業	火災の現場付近にある者
水 防 作 業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (災害救助法及び災対法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災 害 応 急 対 策 全 般 (災対法による市町村長、警察官、自衛官の従事命令)	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災 害 緊 急 対 策 全 般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

ウ 従事命令の執行

警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をする。

- a 災対法第 65 条第 2 項に基づいて執行したときは、市長に通知するとともに所轄警察署長に報告する。
- b 災対法第 65 条第 3 項に基づいて執行したときは、市長に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。
- c 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条に基づいて執行したときは、警察署長に報告し、順序を経て公安委員会に報告する。
- d 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条第 1 項に基づいて執行したときは、部隊の指揮官に報告し、順序を経て当該自衛官の属する災害派遣命令者に報告する。

(注) 警察官、自衛官が執行する従事命令は、災対法を適用する程度の災害時にあつては、災対法による執行が警察官職務執行法及び自衛隊法に優先する。

エ 公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、「公用令書」を交付する。なお、県知事（県知事が市長に委任をした場合は市長を含む。）が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要ない。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

- a 災害救助法による従事命令（様式 3 号）
- b 災害救助法による従事命令の取消命令（様式 4 号）
- c 災害対策基本法による従事、協力命令（様式 5 号）

d 災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令（様式6号）

e 災害対策基本法による従事、協力命令の取消命令（様式7号）

オ 実費弁償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、公用令書にかかり実費を要したときは、実費弁償請求書（様式8号）により実費分を弁償する。

カ 損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助（県知事命令）	災対法（県知事命令）	市町村長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	「非常勤消防団員等」及び「災害に伴う応急措置に従事した者」にかかる損害賠償の各条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	様式9号	様式10号	市で定める様式

キ その他

a 従事台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、「従事者台帳」（様式11号）を作成整備する。

b 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、必要な書類を添付して県知事に届け出る。

(4) 惨事ストレス対策

ア 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3節 ボランティア対策

基 本 的 考 え 方	<p>災害時におけるボランティア活動は、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な救援ニーズと市の救援サービス供給能力低下というアンバランスを是正するために行われる。また、一時的に混乱状態に置かれた市民に対して、いつときも早い復興への意欲・自立を促すために行われる。したがって質・量両面において、ボランティア活動は迅速かつ圧倒的な供給体制をもって実施されることが重要である。特に、災害発生初期においては、「ボランティア要員の供給」が最優先されなければならない。確かに各団体や個人が思い思いにボランティア活動を開始し、地域や個人ごとに「サービスの偏り」のあることは望ましいことではない。しかし、それを恐れるあまり救援活動の開始そのものが遅れるようならば「サービスの不公平」以上に、多くの市民が孤立無縁の状態のまま放置されるという点でデメリットが大きい。</p> <p>市本部においては、災対健康福祉部長が市各部長等と連携・協力して、必要かつ十分なボランティア活動実施のための拠点設置スペース、設備、資機材等の提供その他のバックアップに努める。また、市社会福祉協議会は、総合福祉会館等において、提供を受けたスペース、救援物資、コピー機・印刷機・電話などの使用可能な機材・設備、専門的能力を持つ要員等を活用して、避難所在住の被災者及び支援を必要とする市民に対し、必要な支援サービスが供給されるよう努める。</p> <p>なお、各部があらかじめ協定する団体・事業所については、それぞれの部が必要な専門的能力を要する要員の受入・活動の調整を行う。</p>
----------------------------	---

1 方針

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

2 実施担当班

福祉救援班

避難収容班

3 実施内容

(1) 市の活動

市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

災対健康福祉部長は、必要と認めたときは、本部長の指示の有無に関わらず、以下のとおり災害時ボランティア受入体制を確立する。

項 目	手順その他必要事項
市社会福祉協議会への要請	① 災害時ボランティア体制確立の要請 ② 市内被害状況に関する情報の提供 ③ 市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への協力要請	① 災害時ボランティア体制に関する広報活動の要請 (災対市長公室長) ② 場所・資機材・設備・活動資金等の提供協力の要請 (災対市長公室長、災対教育部長) ③ その他の協力要請 (その他各部長)
報道機関対応	① 報道機関へのボランティア体制に関する放送枠確保の要請 ② 周辺市報道機関各支局への災害時ボランティア体制に関する放送枠、紙面確保等の要請
ボランティア対策班の編成	① 市社会福祉協議会との連絡調整 ② 市各部、防災関係機関、NPO・NGO等ボランティア団体との連絡調整 ③ 市民対応

(2) 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

(3) 市社会福祉協議会の活動

市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市災害対策本部等との協議の上、災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターの運営は市災害対策本部及び県社会福祉協議会等と連携を図り、実施する。

(4) 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行う。

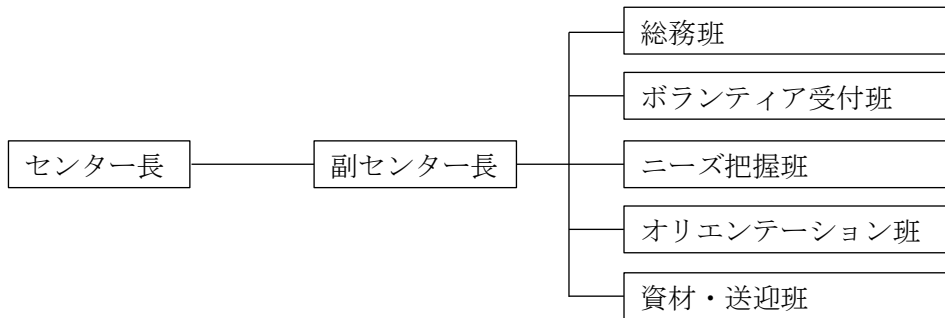
(5) ボランティア活動の推進

ア ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

市は、ボランティアセンターの設置の協議及び運営について支援を行う。

市はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援する。



班 名	業務内容
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡調整及び被災状況の把握 ・自治会、民生委員児童委員、ボランティア団体、県社会福祉協議会との連絡調整及び協力要請 ・災害ボランティアセンター全体の掌握 ・経理事務 ・関係物品の調達、管理 ・関係書類の作成、整理 ・各種報告書、掲示物などの作成 ・ウェブサイトや情報紙の作成などの広報 ・定例会議等の運営 ・生活福祉資金貸付相談 ・救護、安全衛生面の管理
ボランティア受付班	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア受付 ・ボランティア保険加入手続き ・ボランティア相談 ・名札作成
ニーズ把握班	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ受付（電話・訪問） ・活動紹介票の作成 ・ボランティア募集人員の確定 ・介護保険事業者協議会ボランティアチーム（K-CAT(仮称)）との連携 ・外国籍住民、視覚・聴覚障がい者・児への通訳依頼
オリエンテーション班	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション（活動上の注意） ・活動報告書のまとめ
資材・送迎班	<ul style="list-style-type: none"> ・資材の数量などの管理、安全管理 ・ニーズにあった資材の選定、数量の手配 ・資材の貸出、返却 ・資材のメンテナンス ・車両に関すること

(6) 要請すべき活動項目

市が、災害時ボランティアセンターにおいて、協力を要請すべき活動項目は、そのつど必要に応じて各担当部長が決めるが、おおむね次のとおりとする。

- ア 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送
- イ 発生後初期の避難所における運營業務への協力
- ウ 被災者に対する炊出業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- エ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- オ 高齢者、障がい者等要配慮者の安否確認業務への協力
- カ 高齢者、障がい者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
- キ 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- ク 地域における生活関連情報の収集及び被災者への提供
- ケ 管内の仮設住宅入居者向「生活便利ガイド」の編集・作成

- コ その他被災者が行う生活再建への協力（資金面を除く）
- サ 市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向資料の作成等）
- シ 市が行う災害時における情報収集活動への協力

第4節 自衛隊災害派遣要請

1 方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、県知事は、自衛隊に対し、自衛隊法の規定により部隊の災害派遣を要請する。

2 実施担当班

本部班

3 実施内容

(1) 災害派遣要請の基準

災害に際し人命又は財産を保護するための応急対策の実施が対策本部の職員等の動員だけでは不可能もしくは困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合にその派遣を要請する。

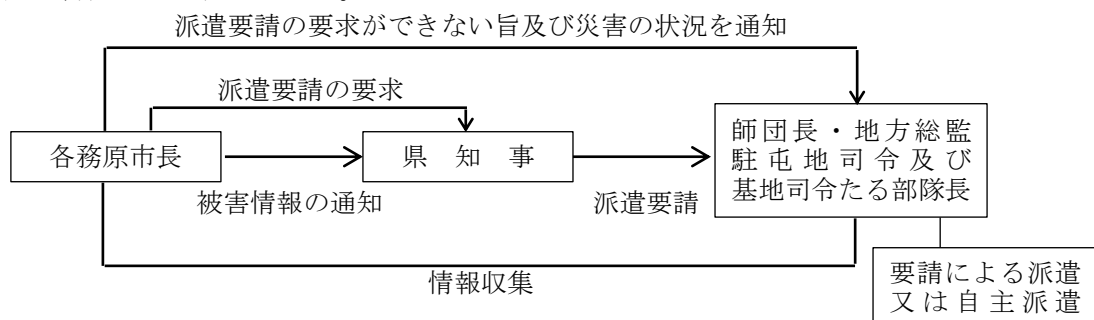
なお、現行自衛隊法（第83条）及び災害対策基本法（第68条の2）では出動について以下の6つの場合を定めている。

- ① 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ② 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ③ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ④ 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- ⑤ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがない場合に、自衛隊が自主的に派遣する場合
- ⑥ 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 災害派遣の要請

県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、必要があれば直ちに要請する。

また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。



- (3) 災害派遣要請を受けることができる者
- a 陸上自衛隊第10師団長（陸上自衛隊第35普通科連隊経由）
 - b 航空自衛隊第2補給処長
 - c 海上自衛隊横須賀地方総監

(4) 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊が実施する救援活動の具体的な内容は、以下のとおりである。

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
要員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な要員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他の臨機の措置等	① その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ② 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市長又は警察官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(5) 災害派遣要請の手続き

ア 要請手続

- a 本部長は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を要請しようとする場合は、岐阜県災害時広域受援計画に基づき、県防災課に次に掲げる事項を把握できた範囲で明らかにし、自衛隊に対する派遣要請書により要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- | |
|--|
| ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ その他参考となるべき事項 |
|--|

※ 自衛隊の災害派遣要請に関する様式 (様式編様式 3)

b 緊急避難、人命救助の場合、自体が急迫し、県知事に対し災害派遣要請の依頼を行ういとまがないときは、直接下記へ通知する。ただし、事後速やかに所定の手続きを行う。

表 緊急の場合の連絡先

部 隊 名 等	連 絡 責 任 者 (電話番号)	
	時 間 内 (平日) ~17:00	時 間 外
① 陸上自衛隊第35普通科連隊 (守山) 第2科	第35普通科連隊第2科 052-791-2191(内線4821)	部隊当直幹部 052-791-2191(内線4509)
	FAX 052-791-2191(内線4839)	
	岐阜県防災情報システム 防災電話 652-701(事務室) 防災FAX 652-719	
② 航空自衛隊岐阜基地	第2補給処企画課運用班 382-3225 (直通)	基地当直幹部 382-1101 (内線2225)
	岐阜県防災情報システム 防災電話 653-701(事務室) 653-703(当直室)	
	防災FAX 653-719	

イ 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、地震による災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 災害派遣部隊の活動拠点候補地

名称	所在地	面積 (㎡)
各務原市民公園	各務原市那加門前町3-1-1	65,315
各務原市総合運動公園	〃 下中屋町974	328,262
各務原市民プール・ 各務原市少年自然の家	〃 鵜沼小伊木町4-300	90,285
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	各務原市下切町5-1	81,480

エ 災害派遣部隊の受入措置

本部長(市長)は、県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入措置を行う。

表 災害派遣部隊の受入手順

項 目	活 動 内 容
準 備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに、必要な資器材等の確保・調達を行う。派遣部隊の待機所、車両、器材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。なおこの場合、他の機関と重複競合しないよう重点的・効率的な作業を分担するよう配慮する。
受 入 れ	派遣部隊が到着した場合は職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。なお、派遣部隊の仮泊予定地として市内の公共空地进行を緊急に確保する。
県 へ の 報 告	災対市長公室長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県防災課に報告する。
派 遣 部 隊 の 撤 収 要 請	派遣部隊の撤収要請は県知事が本部長（市長）及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長（市長）は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって県知事に対しその旨報告する。ただし文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡しその後文書を提出する。

(6) 経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。

- a 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- b 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- c 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費
- d 市、県が管理する有料道路の通行料

イ その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

(7) 派遣部隊撤収時の手続

市長等は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」（様式3号）を提出するものとする。

県知事は、上記の撤収要請依頼を受けたときは、すみやかに「自衛隊の撤収要請書」（様式4号）により要請を行う。

(8) その他

ア 連絡幹部の派遣

県は、災害派遣の要請を要するような災害の発生が予想されるとき又は県が警戒体制をとったときは、自衛隊との連絡を密にするものとし、調整により自衛隊から連絡幹部の派遣を受け、情報交換、部隊の派遣等に関して連絡調整を図る。

- イ 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項
 - a 派遣要請は、「災害派遣要請依頼書」にその旨を明示
 - b 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ実施

第5節 災害応援要請

基本的 考 え 方	<p>災害時において、被害程度が甚大であり市職員のみをもってしては対処しえないと判断された場合は、全壊家屋・死傷者の「数」や被害の「具体的な状況」の把握ができない場合であっても、迅速に県その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体・事業所等への応援・協力の要請が行われなければならない。</p> <p>また市長、管理職職員・責任者の参集が遅れた場合であっても、駆けつけた職員の判により必要な要請手続きが行われる必要がある。しかし、災害発生直後の混乱期に、各部各課及び各人が個々に対応した場合、各機関・団体等に対する要請が重複したり適時適所に行われないなどの混乱が生ずるおそれがある。</p> <p>そのため、あらかじめ「応援の要請」を行うべき具体的基準を例示し、そのめやすを明らかにする。また応援の要請・受入の窓口について以下の3分野にあらかじめ役割分担を定める。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 市の計画に定める民間団体・事業所……各担当部2. ボランティア ……市社会福祉協議会災対健康福祉部（健康福祉部）3. 他市町村、県、国の機関 ……災対市長公室（市長公室）
--------------------	--

第1項 災害応援要請

1 方針

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

2 実施担当班

本部班	消防総務班
福祉救援班	救急指令班

3 実施内容

(1) 広域的な応援

ア 防災関係機関相互の応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行うものとする。なお、応援の受け入れについては、「岐阜県災害時広域受援計画」に基づく。

イ 県による応援要請

a 応援協定に基づく応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定等に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

b 他の市町村に対する応援要請

市は、市域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。

県は、市に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して市を応援することを求める。

c 県による指示

県は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき市に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村に対し市を応援するよう指示する。また、市町村から応急措置の実施について応援の要求があったときも同様の措置をとる。

d 指定行政機関等に対する要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。

ウ 経費の負担

国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておく。

(2) 消防活動に関する応援要請

ア 相互応援協定に基づく応援要請

市は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、当該市町村に応援を求める。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求める。

また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求めるものとする。なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、市の指揮の下に行動する。

(3) 応急措置の代行

県は、災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

国土交通省等は、被災により、市を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行う

ことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

(4) 市による応援要請

【とりまとめ責任者】

区 分	職 名		役 割 の あ ら ま し
県その他防災機関	正	災対市長公室長	他市町村、県、国の機関への要請、受入の窓口となる。また民間団体に関する要請・受入の総合調整を行う。
	副	本部班長	
民間団体及び事業所	正	各所管部長	医師会、建築・土木業関係団体、スーパー、物流業者等各部が所管する団体・事業所への要請、受入の窓口となる。
	副	各所管部担当班長	
ボランティア	市社会福祉協議会		センター本部を総合福祉会館内に置く。本部は市民ボランティア、市外からのボランティアの受入窓口、活動の拠点となる。
	正	災対健康福祉部長	市本部としての連絡・調整窓口となる。
	副	福祉救援班長	

第2項 県との相互協力

1 方針

- (1) 市は、県と災害対策上必要な資料を交換する等平素より連絡を密にし、災害時には一層この強化に努めるとともに、市域内の災害応急対策の円滑な実施を図る。
- (2) 本部長は、市域内の災害が市の総力をもってしても万全を期し難い場合は、県又は他市町村長等の協力について、県知事及び他市町村長等に協力を要請する。
- (3) 本部長は、県知事に対して応援又は職員派遣の斡旋を求める場合には、岐阜県防災課に対し必要事項を記載した文書をもって要請する。ただし緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し事後速やかに文書を送付する。なお、県を通じた協力・応援の要請及び受入れについては、災対市長公室長が調整統括する。

要 請 の 内 容	事 項
被災者の移送	ア 被災者の他地区への移送を要請する理由 イ 移送を必要とする被災者数 ウ 希望する移送先 エ 被災者の収容に要する期間 オ その他必要な事項
応援又は応急措置の実施 (県各部局)	ア 災害の状況 イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量並びに職種別要員 エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） その他必要な事項
応援の斡旋 (他市町村・指定地方行政機関)	ア 災害の状況 イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） カ その他必要な事項
職員派遣の斡旋 (他市町村・指定地方行政機関)	ア 派遣の斡旋を求める理由 イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項
放送の依頼 (NHK岐阜局、岐阜放送ラジオ・テレビ) 各社	ア 放送依頼の理由 イ 放送事項 ウ 希望する放送日時・送信系統 エ その他必要な事項

(4) 県知事から他市町村等への協力を指示されたときは、自らの応急対策に支障のない限り、積極的に協力する。

2 派遣職員の経費負担

法令に基づく国、都道府県及び他の市町村からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、以下の表のとおり法令に基づき行う。

表 法令に基づく国、都道府県及び他市町村からの派遣職員の経費負担

	給与等の種別	給与等支払者	経費負担
国	俸給、俸給の特別調整額、 初任給調整手当 扶養手当、遠隔地手当、期末手当、 勤勉手当、暫定手当、 寒冷地手当、薪炭手当 公務災害補償又はこれらに相当するもの 退職年金、退職一時金その他共済制度による給付	国	国が派遣した職員に対して支給した額及び国が負担した負担金のうち派遣職員の額について、派遣を受ける県又は市町村が負担
	退職手当		国において負担
	通勤手当、特殊勤務手当、 時間外勤務手当、休日勤務手当、 夜間勤務手当、宿日直手当、 定時制通信教育手当、産業教育手当 又はこれらに相当するもの 災害派遣手当 旅費	派遣を受ける 県、市町村	派遣を受ける県又は市町村が負担
都道府県・市町村	給料手当（退職手当を除く） 旅費 退職年金、退職一時金その他共済 制度による給付	派遣した 都道府県・ 市町村が支給	派遣を受ける県又は市町村が負担
	退職手当		派遣した都道府県・市町村が負担

第3項 他市町村・防災関係機関等との協力

1 協定市及び県内他市町村との協力

現在、市は福井県敦賀市と「災害時等の相互応援に関する協定」、神奈川県綾瀬市と「災害時における相互応援に関する協定」、宮城県塩竈市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結している。

また県及び県内市町村との間についても、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」、「岐阜圏域における越境避難に関する協定」を締結している。

協力の要請にあたっては、把握できた範囲で次の事項を明らかにして、各市町村へとりあえず口頭、電話等をもって要請し後日書により改めて処理する。

表 応援要請の内容・事項等

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	備考
ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 オ 被災者の一時収容のための施設の提供 カ その他災害に際し特に必要と認める事項（※）	ア 被害の状況 イ 応援を要する応急措置の種類 ウ 応援を要する職種別人員及び資器材等の品名、数量 エ 応援を要する場所及び期間 オ 広報活動の実施を要請する場合における広報文 カ その他応援に関して必要な事項	○要請時に明らかにすべき事項は把握できた範囲でよい ○要請時に明らかにすべき事項は可能な限り、希望優先順位を付け加えること
※ 例えば、以下のようなものが想定される。 ○ 行政境界地域等における災害時広報活動 ○ 病院、産院その他医療施設の斡旋 ○ ごみ、がれき、し尿の処理に関して必要な要員、車両機材、施設の提供 ○ 避難行動要支援者対策を実施するために必要な要員、車両機材、施設の提供		

※ 災害時等の相互応援に関する協定

(資料編資料 18)

2 その他市町村への協力要請（災対法第67条に基づく要請）

市長は、上記協定市町村の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、協定外の市町村長に対し、応援を要請する。

なお協定締結市以外の市町村への協力の要請については、災対市長公室長が各部の要請・市の状況等を踏まえ「応援希望項目リスト」を作成・送付の上行う。ただし、直接他市町村より応援の申出があった場合もしくは緊急やむを得ない事情により、そのいとまがない場合には直接要請し、事後速やかに災対市長公室長に報告する。

3 民間団体及び事業所との協力

(1) 協力を要請する業務

災害時に業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は以下のとおりである。

- ア 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
- イ 災害に関する予警報、その他の情報の地域内市民への伝達
- ウ 災害時における広報活動への協力
- エ 震災時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- オ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動への協力
- カ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- キ 被害状況調査への協力
- ク 道路交通規制・被災地域内の秩序維持への協力
- ケ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- コ 応急仮設住宅の建設等の業務への協力
- サ 生活必需品の調達等の業務への協力
- シ その他市が行う災害応急対策業務への協力

(2) 協力要請の方法

災害時における協力要請にあたっては、可能な限り以下の事項を明らかにして行う。

- ア 活動の内容
- イ 協力を希望する人数
- ウ 調達を要する資器材等
- エ 協力を希望する地域及び期間
- オ その他参考となるべき事項

(3) 業種別団体組織及び事業所

災害時に協力すべき団体及び事業所との協定締結を進める。

※ 協力団体等

(資料編資料 19)

第6節 交通応急対策

第1項 交通応急対策

1 方針

災害により道路、橋りょう等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	土木第二班
秘書広報班	農政班	
福祉救援班	土木第一班	

3 実施内容

(1) 輸送道路の確保

基本的考え方	市道は、市をはじめとする防災関係機関が避難誘導、救助、消火等、災害発生直後の緊急を要する活動を行う上で、また、救援物資、対策要員の輸送を円滑に行う上で、必要不可欠なものである。しかし、災害発生直後における道路の確保対策の実施は、限られた時間、限られた要員、限られた資機材・車両によらざるを得ず、最も効果的な要員・資機材・車両の運用を行うことが必要である。
--------	---

ア 道路の確保順位

災対都市建設部長は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次により確保する。

- a 市は、国・県と連携し、市土木防災協会、市土木研究会、市新土木組合、グリーンパーク推進協会の協力を得て、指定路線のうち第一順位の路線から順次確保する。
- b 市土木防災協会、市土木研究会、市新土木組合、グリーンパーク推進協会は、市からの依頼がなくとも、各区分ごとに定めた複数の会員（施工業者）に道路の確保のための作業を開始するよう指示する。ただし、この場合、事後速やかに災対都市建設部長に連絡する。

	No.	路 線 名	区 間	管理者
第 1 順 位	1	東海北陸自動車道	市内全区間	中日本
	2	一般国道 21 号	市内全区間	国
	3	主要地方道江南関線（県道 17 号）	市内全区間	県
	4	主要地方道春日井各務原線（県道 27 号）	市内全区間	県
	5	主要地方道川島三輪線（県道 93 号）	市内全区間	県
	6	一般県道松原芋島線（県道 180 号）	全線	県
	7	一般県道一宮川島線（県道 115 号）	全線	県
	8	一般県道一宮各務原線（県道 114 号）	川島河田町地内、河田橋	県
	9	市道 1 級川 1 号線	全線	市
	10	主要地方道芋島鵜沼線（県道 95 号）	市内全区間	県
	11	一般県道岐阜各務原線（県道 152 号）	岐阜市境～市道那 816 号線(旧国道)	県
	12	一般県道下中屋笠松線（県道 178 号）	市内全区間	県
	13	市道 1 級那 837 号線（北洞西市場線）	全線	市
	14	市道 2 級那 141 号線（那加中通り）	那加前洞新町地内	市
	15	飛行場通り （市道 1 級那 813 号線、稲 802 号線）	全線	市
	16	稲羽本通り （市道 1 級稲 803 号線、稲 804 号線、稲 286 号線）	全線	市
	17	いちょう通り（市道 1 級蘇南 100 号線、蘇南 1 号線、那 819 号線）	全線	市
	18	市道 1 級 蘇北 558 号線	全線	市
	19	市道 1 級蘇北 560 号線、蘇北 559 号線	全線	市
	20	市道 1 級鵜 49 号線（各務原駅前通り）	全線	市
	21	市道 2 級鵜 698 号線（鵜沼宿街道）	全線	市
	22	緑苑環状道路（市道 1 級鵜 435 号線、鵜 561 号線、鵜 1109 号線）	全線	市
	23	市道 1 級鵜 691 号線（みどり坂）	全線	市
	24	市道 1 級那 816 号線（旧国道 21 号）	全線	市
	25	市道 1 級那 804 号線（かえで通り）	全線	市
	26	市道那 450 号線	全線（金属団地アクセス）	市
	27	市道那 692 号線	全線 （旧岐阜各務野高校岐女商校舎アクセス）	市
	28	市道稲 253 号線	全線（総合運動公園アクセス）	市
	29	市道蘇北 735 号線、蘇南 53 号線 （旧 一般県道六軒停車場線）	全線	市
	30	一般県道長森各務原線（県道 205 号）	市内全区間	県
	31	一般県道一宮各務原線（県道 114 号）	川島除く全区間	県
	32	一般県道岐阜那加線（県道 181 号）	市内全区間	県

	No.	路 線 名	区 間	管理者
第 1 順 位	33	市道鶉 1200 号線	全線	市
	34	市道 2 級那 351 号線	全線	市
	35	市道 2 級蘇北 396 号線	全線	市
	36	市道蘇北 433 号線 (山田寺通り)	全線	市
	37	市道 1 級蘇南 4 号線	全線	市
	38	市道 1 級鶉 41 号線 (産業通り)	全線	市
	39	市道 2 級稲 805 号線	全線	市
	40	市道 2 級鶉 1004 号線	全線	市
	41	市道稲 551 号線	全線	市
	42	市道 2 級稲 288 号線	全線	市
	43	市道稲 108 号線	前渡西町 6 地内 (稲羽東小アクセス)	市
	44	市道 2 級各 6 号線	全線 (各務小アクセス)	市
	45	栄通り (市道 1 級蘇北 484 号線、蘇南 2 号線)	全線 (蘇原第一小アクセス)	市
	46	市道 1 級鶉 869 号線ほか	全線 (陵南小アクセス)	市
	47	市道鶉 1210 号線、鶉 1226 号線 (八木山通り)	全線 (八木山小アクセス)	市
	48	市道 2 級鶉 1082 号線 (伊木山通り)	全線 (鶉沼第一小アクセス)	市
	49	市道那 234 号線	那加石山町地内 (那加第一小学校アクセス)	市
	50	市道那 261 号線	那加野畑町地内 (那加第一小学校アクセス)	市
	51	市道 2 級那 842 号線	全線	市
	52	市道蘇北 333 号線ほか (蘇北 276、330、743 号線、各 47 号線)	全線	市
	53	市道蘇北 84 号線	全線	市
	54	市道稲 676 号線	全線	市
	55	市道稲 685 号線	三井東町地内	市
	56	市道各 443 号線	全線	市
	57	市道鶉 36 号線	全線	市
	58	市道稲 1 号線	前渡東町 6 地内	市
59	市道鶉 824 号線	全線	市	
60	市道各 416 号線	全線	市	
61	市道稲 926 号線	全線 (各務原大橋含む)	市	
62	市道蘇北 770 号線	全線	市	
63	市道蘇北 390 号線	全線	市	
64	市道鶉 1087 号線	市道鶉 1082 号線～ 主要地方道春日井各務原線	市	
65	市道 2 級鶉 941 号線	全線	市	
66	市道稲 422、499 号線	市道稲 286 号線まで	市	

イ 道路管理者の対応

道路管理者は、交通の障害となっている道路上の放置車両について、緊急通行車両の通行ルートを確認するため、緊急の必要がある場合、管理する道路の区間を指定して以下のとおり実施することができる。

- a 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して、移動を命じることができる。
- b 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することができる。その時やむを得ない限度において車両を破損することができる。

(2) 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市に通報する。通報を受けた市は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報する。

(3) 災害時交通規制実施体制の確立

ア 交通管制区域の指定

a 交通管制区域の指定

各務原警察署長は、直ちに県公安委員会に市全域及びそのつど必要と認める区域について、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う区域（以下「交通管制区域」という）として、指定するよう要請する。

災対市長公室長は、災害の発生その他により必要があると認めた場合は、把握した限りの被害状況を本部長及び各務原警察署長に報告するとともに、交通管制区域の指定に関し照会確認する。併せて対策要員の確保、管制本部要員の派遣その他必要な措置をとる。

なお、通行の禁止又は制限の対象、期間の設置については、「災害時交通規制の実施」による。

b 交通管制区域の指定に関する広報

各務原警察署長は、県公安委員会より交通管制区域指定の連絡を受けた場合は、直ちにその旨を市災害対策本部長、各道路管理者その他関係機関に通知する。また市民等に対し周知するため、警察の車両等による広報、ラジオ・新聞・テレビ局その他報道機関に対する協力要請、道路情報板による広報等を行う。

災対市長公室長は、各務原警察署長より交通管制区域指定の連絡を受けた場合は、速やかにあらゆる広報手段を使い、その周知徹底に努める。

イ 管制本部の設置

各務原警察署長は、その所管する区域において、災害対策基本法第76条に基づく交通管制区域の指定が行われた場合は、各務原警察署に管制本部を設置する。管制本部には、警察職員及び各道路管理者を本部要員として、また県トラック協会各務原協議会、市土木防災協会、市土木研究会、市新土木組合、警備保障業者、公共輸送機関事業者（鉄道・バス）、日本通運岐阜支店その他物流業者の代表者をオブザーバーとして、それぞれ要員を派遣するよう要請する。

ウ 要員の確保

a 各務原警察署

各務原警察署長は、緊急通行車両の通行確保を最優先事項として、要員を確保し管制本部並びに交通規制実施のために必要な部署・地点に配置する。また、必要に応じて、地区交通安全協会、警備保障業者等との応援協定に基づき交通誘導の実施等を要請する。

なお、緊急活動用道路が確保され、要員に余裕があると判断された場合は、速やかに被

災者の救出救助活動その他の活動に従事させる。

b 市（災対市長公室長）

災対市長公室長は、緊急活動用道路の確保を最優先事項として、要員を確保し、管制本部との連絡・調整窓口となる対策班、市域に関する交通情報を収集・分析するための情報班その他必要な班編成を行う。

c 国・県・中日本高速道路株式会社

国・県・中日本高速道路株式会社は、各所管道路に関し、緊急活動用道路の確保を最優先事項として、要員を確保し、管制本部との連絡・調整窓口となる対策班、市域に関する交通情報を収集・分析するための情報班その他必要な班編成を行う。

エ 広域的な協力・連携その他必要な措置

a 警察法第60条に基づく援助の要求

各務原警察署長は、明らかに各務原警察署管内で事態に対処することが可能な場合を除き、直ちに隣接する岐阜中、岐阜南、岐阜羽島、関、加茂の各警察署（県内）に協力を求めるとともに、警察法第60条に基づく援助の要求を行うよう、県警本部長に要請する。

b 災害対策基本法第67条に基づく応援の要求

市（災対市長公室長）は、交通管制区域指定が行われた場合、隣接市町に対し、被災地域内への一般車両の進入禁止に関する広報、道路啓開のために必要な要員・資機材等の派遣など必要な応援協力を要請する。

c その他広域的な協力・連携の要請

各務原警察署長、各道路管理者及び市（災対市長公室長）は、道路の交通管制を実施するために必要と認める場合は、関係機関・事業所・団体などに広域的な協力・連携を要請する。

(4) 災害時交通規制の実施

基
本
的
考
え
方

災害発生直後の救援救護活動において、物資・資機材・要員の輸送をいかにして迅速かつ適切に行うかは極めて重要な課題である。「輸送」は、「情報の伝達・収集」と並び、いわば災害発生直後の救援救護活動を支える「基盤」であり、この2つのどちらが欠けても効率的で円滑な応急対策の実行は著しく困難となる。

しかし、同時多発的で大規模な災害発生時には、多くの道路・橋りょう・信号機・交通標識等の破損、停電による信号機・交通標示板の停止、建物の倒壊・駐車車両等による交通障害物の発生など、市域内外の広い範囲にわたり道路交通の混乱の生ずることが予想される。そしてまた、応急対策要員となるべき防災機関職員自身が少なからず被災し、当面は限られた参集職員をもって対応せざるを得ないことが予想される。災害時における「輸送」を適切に行うべく必要となる「道路の交通確保」は、第一義的には警察機関が責任を負うべき任務であるが、以上のような二律背反の事態をふまえると、警察機関単独で担うことは困難であると想定される。

同時多発的で大規模な災害発生直後には、広い範囲にわたり、道路・橋りょう等の損壊や倒壊・落下物による通行障害、信号機等の機能停止などさまざまな交通障害の生ずることが予想される。そのため、阪神・淡路大震災においても、一般車両が国道2号、43号、山手幹線等の東西方向の幹線道路に集中し、消防、警察、自衛隊等の緊急出動車両の多くが大渋滞に巻き込まれ、時間との勝負となった消火、救出、救命搬送等の初期緊急対策活動は困難をきわめた。

また、大規模な災害発生後3日目以降については、食料、飲料水、日用雑貨など大量の救援物資やたくさんの救出・救援活動派遣要員・ボランティア等が全国から被災地へ集中、被災により減少した道路の交通容量を大幅に上回る緊急通行車両で道路は大渋滞した。その一方で「帰りトラック」の空車が目立ったこと、当初各区役所を物資の配送拠点としたため救援物資の幹線輸送ルートと端末輸送ルートの動線が整理されず錯綜したことなど、非効率的な輸送対策の運営もそうした状態に拍車をかけた。

したがって経済復興や市民の生活再建を促進する観点からは、少なくとも復興期においては一般車両の交通こそむしろ優先的に確保する必要がある。

ア 発災直後の交通規制

a 計画方針

- ・ 消防、警察、自衛隊等の緊急自動車等の通行確保を最優先とする。
- ・ 原則として、交通管制区域における一般自家用車両の通行は、全面的に禁止する。
- ・ 要所に交通管制地域外からの一般車両の進入を禁止するための検問所を設置する。

b 期間の設定

発災直後の交通規制の実施期間はそのつど管制本部が定めるが、おおむね災害発生後48時間目までとする。

c 規制除外対象車両の設定

発災直後の交通規制の除外対象車両は、そのつど管制本部が定めるがおおむね以下のとおりとする。

- 消防、警察、自衛隊等の緊急自動車（道路交通法施行令第13条）
- その他防災機関が使用する緊急通行車両
- その他管制本部が必要と認める車両
- ※ 例えば、重傷病者が病院への搬送のために、また避難行動要支援者が移動のために、それぞれ乗車している車両

d 交通規制の内容

- ・ 交通規制は、大地震発生と同時に走行中の全車両を道路の左側に寄せて停車させ、道路中央部分を緊急通行車両等の通行路として確保する等の必要な措置を状況により別命のあるまで現場の警察官が要所において継続する。
- ・ 隣接市町に通ずる幹線道路については、交通遮断線を設定しその手前に相当の距離をとり、要所に検問所を設ける。検問所には緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い交通をはじめとする秩序の維持を図る。
- ・ 地域内の幹線道路の各交差点においては、要員を派遣し信号機が作動する場合は、幹線優先の操作を行うとともに、交通整理員を配置し緊急活動用車両の通行を確保する。
- ・ 混乱している交差点、主要道路等の近傍に公園、空地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容し、緊急車両のための車線を確保する。
- ・ 交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他の障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路、橋りょう等の応急補修、復旧、機能確保にあたる関係機関（電気・通信・鉄道等を含む。）と緊密な連絡を保持して、その作業の進行状況と併せ交通の確保を図る。
- ・ 災害対策基本法第76条の規定に基づく災害現場における緊急通行車両の確認は、各務原警察署長が行う。確認を受けた車両使用者には、同法に定める「標章及び証明書」を交付する。

※ 緊急通行車両確認認証証明書の様式及び標章 (様式編様式 4)

イ 復旧期における交通規制

a 計画方針

- ・ 要所に交通管制地域外からの一般車両の進入を禁止もしくは制限するための検問所を設置する。
- ・ 幹線道路については、緊急自動車専用車線を少なくとも1車線確保する。
- ・ 幹線道路について、出入専用車線、代替バス専用車線等の指定を行う。また道路容量の絶対量の不足を補い限られた道路の有効利用を図るため、昼夜間時間帯別の規制対象車両の指定を行う。
- ・ 幹線道路の各交差点においては、信号機が作動する場合は、幹線優先の操作を行うとともに、交通整理員を配置し緊急活動用車両の通行を確保する。

b 期間の設定

復旧期における交通規制の実施期間はそのつど管制本部が定めるが、おおむね災害発生後3日目から14日目までとする。

c 規制除外対象車両の設定

復旧期における交通規制の除外対象車両は、そのつど管制本部が定めるがおおむね以下のとおりとする。

——終日規制除外対象とすべき車両——

- 消防、警察、自衛隊等の緊急自動車（道路交通法施行令第13条）
- 防災機関が使用する緊急通行車両
- 生活支援物資輸送車両
- 公共交通バス
- 復旧工用車両
- 復旧資材輸送車両

——夜間のみ除外対象とすべき車両——

- 被災地外へ脱出する一般自家用車両
- 報道機関関係車両

d 救援物資等の大量輸送の効率化を図るための交通規制

- ・ 幹線道路については、緊急自動車専用車線を少なくとも1車線確保する。
また、あわせて可能な場合は、代替バス専用車線を1車線確保する。
- ・ 東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ及び国道21号にアクセスする道路並びに主要地方道江南関線、主要地方道川島三輪線、主要地方道春日井各務原線等については、道路容量が不足するなど管制本部が必要があると認める場合には、必要な区間を一方通行として指定するなどの措置をとり、非被災地からの物資・支援要員を輸送するための出入動線の簡略化を図る。
- ・ 被災地外へ脱出しようとする被災者の一般自家用車両に関しては、夜間時間帯について、規制除外対象車両とする旨を広報し、幹線道路において、その通行を確保する。

ウ 平常時交通管制体制への移行

a 計画方針

- ・ 通常の生産活動・商業活動に不可欠な物資の輸送車両の通行を確保する。
- ・ 要所に交通管制地域外からの一般車両の進入を禁止もしくは制限するための検問所を設置する。
- ・ 地域内の幹線道路の各交差点においては、整理員を配置し優先通行車両の通行を確保する。

b 期間の設定

災害発生後15日目以降については、平常時交通管制体制への移行を漸次行う。

c 規制対象除外車両の設定

平常時交通管制体制への移行期における交通規制の除外対象車両は、そのつど管制本部が定めるがおおむね以下のとおりとする。

——終日規制除外対象とすべき車両——

- 消防、警察、自衛隊等の緊急自動車（道路交通法施行令第13条）
- 防災機関が使用する緊急通行車両
- 復旧資材輸送車両（緊急度の高い資材）
- 通常の生産活動・商業活動に不可欠な物資の輸送車両

- 公共交通バス
- 被災地外へ脱出する一般自家用車両

——夜間のみ除外対象とすべき車両——

- 生活支援物資輸送車両
- 復旧工事用車両
- 復旧資材輸送車両（緊急度の低い資材）
- 報道機関関係車両

d 経済復興、市民の自立支援を促進するための交通規制

- ・ 交通規制は、道路交通法施行令に基づく緊急自動車を除き、原則として通常の生産活動・商業活動に不可欠な輸送車両、公共交通代替バスの通行を優先して確保する。
- ・ 隣接市町に通ずる幹線道路のうち主要な地点について、交通遮断線を設定しその手前に相当の距離をとり要所に検問所を設ける。検問所には、時間帯別規制対象車両リスト標識の設置、被災地内幹線道路の復旧状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。

エ 運転者のとるべき措置

a 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- ・ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ・ 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ・ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

b 避難のために車両を使用しないこと。

c 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等内に在る運転者は次の措置をとること。

- ・ 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所。
- ・ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ・ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わないときや、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(5) 道路啓開等

ア 緊急啓開作業の内容

緊急道路に関する緊急啓開作業の実施内容は、被害の状況に応じて、各道路管理者が管制本部と十分協議し定めるが、災害発生初期においては、おおむね以下のとおり行う。

a 応急復旧目標

原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるように応急復旧を行う。

b 応急復旧方法のあらまし

- ・ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端に移動し堆積する。
- ・ 鉄骨性構造物は、切断し、道路端等へ移動し堆積する。
- ・ 路上駐車及び放置自動車の撤去については、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。
- ・ 路面の陥没及び亀裂については、土砂充填、アスファルトパッチング等を施し、自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。
- ・ 橋りょう取付部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な擦り付け工事等により、自動車走行に支障のない程度に応急復旧を施す。
- ・ がけ崩れにより生じた崩壊土については、重機械（ブルドーザー等）により崩壊土の除去を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止する。又は、路側に崩土防止柵を設置する。

(6) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施担当班又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

——緊急通行車両の範囲——

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- b 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- c 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの
- d 災害時の応急教育に関するもの
- e 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- g 犯罪の予防、交通規制、その他の災害地における秩序維持に関するもの
- h 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 確認手続等

市において使用する車両のうち事前届出のない車両の確認手続に関しては、災対企画総務部長が県本部（防災班又は警察部交通規制班）あるいは県支部（総務班又は各務原警察署）に対し所定の書類を持って要請する。

なお、緊急やむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受け、事後に必要な書類を提出する。

※ 緊急通行車両確認証明書の様式及び標章 (様式編様式 4)

(7) 報告等

ア 報告通知

各機関は、交通規制を行ったときは、関係機関へ報告又は通知をする。

イ 報告事項

各機関は、報告通知等にあたっては、次の事項を明示して行う。

- a 禁止、制限の種類と対象
- b 規制する区間又は区域
- c 規制する期間
- d 規制する理由
- e 迂回路の道路、幅員、橋りょう等の状況等

(8) 交通管制実施のための施設の確保

基本的 考 え 方	被災により大幅に減少することが想定される道路容量のもとで、しかも限られた時間内に、最も効果的な市域の自動車交通管制（コントロール）を行うためには、相応の施設・設備等が必要である。
--------------------	---

ア 信号・標識等の確保

- a 各務原警察署長は、緊急活動用道路を確保するために必要な信号・標識等を次により確保する。

- ・ 各道路管理者及び交通安全施設その他関係団体・業者の協力・連携を得て、指定路線のうち第一順位の路線から順次信号機を確保する。

- b 県警本部長の指示がない場合で、大規模な災害が市域に発生したときは、あらかじめ定める路線区間ごとに復旧班を編成し、信号機の保守点検を行う。また停電により使用できないときは、主要交差点に可搬式自家発電機を設置し緊急給電する。なお、以上の措置をとった場合は事後速やかに県警本部長に連絡する。

- c 管制本部としての決定に基づき、各道路管理者及び交通安全施設その他関係団体・業者の協力・連携を得て、各種専用車線（レーン）指定、速度制限・右左折禁止・一方通行の指示その他の道路標識、通行止看板、セーフティコーン等の設置に関し、指定路線のうち第一順位の路線から順次行う。

- イ 災対市長公室長は、交通管制区域内でとられる交通規制措置について、迂回ルート等の案内看板を製作し、主要地点に設置するとともに、緊急迂回等ルートマップを作成し市本部各部、関係機関及び市民に配布しその周知徹底に努める。

ウ 出入規制等実施のための拠点施設

災対市長公室長は、市域に交通管制区域指定の連絡があったときは、以下のとおり関係各部長に出入規制実施のための施設の設置を要請する。災対市長公室長は、関係各部長から設置完了の連絡を受けたときは、速やかに管制本部に報告する。これにより国道21号市町境部並びに東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジにおける出入規制実施に万全を期する。

- a 配送拠点の設置の要請

- ・ 要請先部長名

本部組織上職名	平常時職名
災対産業活力部長	産業活力部長

・ 配送拠点設置予定地

区分	設置場所名称	所在地	主要アクセス道路
各務原地区 (JR線北部)	県立各務原高校	蘇原新生町地内	国道21号 主要地方道江南関線 県道長森各務原線 市道蘇北770号線
各務原地区 (JR線南部)	川崎重工業格納庫	蘇原三柿野町地内	主要地方道江南関線 国道21号
各務原地区 (JR線南部)	J Aぎふ各務原 集出荷場予冷施設	鵜沼各務原町地内	国道21号 市道鵜941号線

・ 配送拠点の利用について

配送拠点の利用対象車両は、各務原市対策本部にあてた国・県・日赤並びに各自治体・団体組織・企業その他からの救援物資のための車両とする。

b 生活・復興関連物資積替中継拠点設置の要請

・ 要請先部長名

本部組織上職名	平常時職名
災対産業活力部長	産業活力部長

・ 積替中継拠点設置予定地

区分	設置場所名称	所在地	主要アクセス道路
江主 南要 ・地 関方 線道	西側地域	各務原市 総合運動公園	東海北陸自動車道 国道21号 国道156号 主要地方道江南関線
	東側地域	各務原市民プール	鵜沼小伊木町4丁目 地内 国道21号 主要地方道江南関線

ウ その他の施設

災対市長公室長は、市域に交通管制区域指定の連絡があったときは、以下のとおり関係各部長に出入規制実施のための施設の設置を要請する。

a 路上障害物の仮置場

災対都市建設部長は、災対市長公室長からの設置要請の連絡を受けた場合、災対市民生活部長と協力して、道路啓開作業により収集された路上障害物の仮置場を国道21号その他緊急活動用幹線となる道路の沿道適地に確保する。これにより「緊急通行車両」の標章が交付された車両のうち、非被災地への帰途「空車」の状態にあるものに路上障害物の搬送・処理協力を要請する。

b 被災者用臨時駐車場

災対産業活力部長は、災対市長公室長からの設置要請の連絡を受けた場合、関係各部長

と協力して、住宅を失った被災者で駐車スペースを必要とする市民のための臨時駐車場を適地に確保する。これにより路上駐車のを減少を図るとともに、一般車両の当面の利用自粛協力を得る。なお、駐車場用地は、市営・民営の一時駐車場をあてるほか、民有空地のうち仮設住宅建設用地としての利用は困難だが、仮置駐車場としての利用受諾が可能なものを借り受ける。

c 退避スペースの確保

災対産業活力部長は、災対市長公室長からの設置要請の連絡を受けた場合、関係各部長と協力して、国道 21 号その他車線が十分に確保できない場合の緊急活動用道路沿道適地に車両退避スペースを設置する。これにより緊急通行車両による交通渋滞時の「緊急自動車」の通行を確保する。

(9) 代替交通手段の確保

基本的考え方	<p>現在市域には、岐阜市・名古屋都心部・他市町村との重要な輸送ルートとして、JR 高山本線、名鉄各務原線、名鉄バス、岐阜バスの合計 4 社の鉄道もしくは路線バスが運行されている。大規模な災害時には、これらの鉄道・路線バスが運行停止もしくは困難となる事態が予想される。その場合、市民の生活再建を促し地域社会の経済復興を促す観点から、バスの復旧もしくは代替バスの迅速な運行開始が要請される。</p>
--------	--

ア 公共代替バス

災害時交通管制を適切に行うために必要な代替交通手段としてのバス運行を次のとおり確保する。

- a 管制本部としての決定に基づき、各道路管理者及び交通安全施設その他関係団体・事業者の協力・連携を得て、バス専用車線（レーン）指定を行う。
- b 災対市長公室長は、バス会社 2 社に対し、バスの運行について、共同方式により行うよう要請する。

イ 貸出用自転車の提供

災対市長公室長は、市域に交通管制区域指定の連絡があったときは、以下のとおり災対産業活力部長に対し関係各部長と協力して、市民向けに貸出用自転車の提供サービスを行うよう要請する。

a 貸出用自転車の確保

災対産業活力部長は、災対市長公室長からの設置要請の連絡を受けた場合、各務原商工会議所その他関係団体・事業者に、保有自転車を市民向け貸出用自転車として提供するよう要請する。

b 貸出用自転車ステーションの設置

災対産業活力部長は、貸出用自転車の貸出及び返納の受付・保管を行う拠点を、関係各部長の協力を得て、市本庁舎・現地連絡所、避難所、医療機関、鉄道駅等必要な施設・箇所に配置する。

c 貸出用自転車体制の運営・回収

貸出用自転車の回収は、可能な限り簡略化するものとするが、最小限の回収業務をボランティアの協力により行う。そのため、災対産業活力部長は、市ボランティアセンター本部に対し貸出用自転車ステーションの運営・自転車の回収その他必要な業務を行うよう協

力要請をする。

第2項 輸送手段の確保

基本的考え方	応急対策活動において、「輸送」は、「情報の伝達・収集」と並んで、いわば災害応急対策活動を支える基盤であり、この2つのどちらが欠けても効率的で円滑な応急対策は実行不可能となる。しかし大規模な災害発生時には、被災により、動員可能な要員・車両は平常時に比べかなり減少する。また利用可能な道路も限られるものと想定しておく必要がある。
--------	--

1 方針

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

2 実施担当班

本部班	農政班	住宅対策班
庶務班	避難収容班	
商工観光班	都市計画班	

3 実施内容

(1) 災害時輸送業務実施体制の確立

基本的考え方	市が本庁舎本部・現地連絡所体制のもと、災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、本庁舎本部及び救援物資・要員等集積拠点において、輸送手段としての車両を確保する必要がある。そして、災害発生後の混乱の中で、限られた輸送用車両や輸送要員の効率的な運用を図るためには、本部及び各「拠点」において車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールする体制が確立される必要がある。
--------	--

ア 市の役割

災対企画総務部長は大規模な災害その他により必要と認めた場合は、本部長の指示の有無に関わらず、以下のとおり災害時輸送業務実施体制を確立する。

a 災害発生後とるべき主な措置

項 目	手順その他必要事項
県トラック協会 各務原協議会への連絡	① 災害時輸送業務実施体制確立の要請 ② 市内被害状況に関する情報の提供 ③ 市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への連絡	① 災害時輸送業務実施体制における市有車両の現在状況の把握及び運用上のルールの確認（全部長） ② 場所・燃料・資器材・設備・活動資金等の提供もしくは調達に関する協力の要請 （災対企画総務部長、災対産業活力部長、災対都市建設部長、災対教育部長） ③ ヘリコプター・舟艇に関する協力の要請 （災対企画総務部長、災対産業活力部長） ④ その他の協力要請 （その他関係各部長）
緊急通行車両の確認手続き	① 各務原警察署長への災害時輸送業務実施体制確立の通知並びに協力要請 ② 各務原警察署長への緊急通行車両確認に関する手続の要請 ③ 災対企画総務部長への連絡 （緊急通行車両リストの送付等）
緊急業務調整班の編成	① 県トラック協会各務原協議会との連絡調整 ② 市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ 市民対応
災対企画総務部輸送班の編成	① 災対企画総務部管理の市保有車両の確保 ② 市各部、防災関係機関との連絡調整

b 燃料の調達

災対企画総務部長は、市保有車両及び協力車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。調達は、市内の供給業者又は石油等販売業組合等の関係機関に対して、あらかじめ定められた方法により供給を要請し行う。

c 市有車両運用上のルール

・ 輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、おおむね以下の順とする。

<p>——輸送対象の優先順位——</p> <p>① 被災者の避難・救出のための対策要員、資機材及び被災者の輸送</p> <p>② 医療・助産における対策要員、資機材及び被災者の輸送</p> <p>③ 病院用上水・飲料水の供給のための輸送</p> <p>④ 対策上の拠点となる公共施設の応急復旧のための要員及び資機材の輸送</p> <p>⑤ 救助・救援物資の輸送</p>
--

- ⑥ 死体の捜索及び処理のための輸送
- ⑦ 埋葬のための輸送
- ⑧ その他災害対策に必要な要員及び物資の輸送

・ 配車手続等

- ① 災対企画総務部長は、本部長の指示に基づき、各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- ② 車両の運行に必要な要員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。
- ③ 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

※ 市保有車両一覧

(資料編資料 21)

イ 県トラック協会各務原協議会の役割

県トラック協会各務原協議会は、災対企画総務部長から災害時輸送業務実施体制確立の要請を受けた場合は、以下のとおり輸送業務に関する応援協力活動を行う。

a 各車両集結拠点への配置

県トラック協会各務原協議会は、あらかじめ定める計画に基づき会員各社に対し車両・要員の本庁舎並びに各「輸送拠点」(川崎重工業格納庫、県立各務原高校、J A ぎふ各務原集出荷場予冷施設)への集結を指示し、加盟会員が有する車両・要員を輸送対策に従事させる。

b 運営体制

本庁舎内に県トラック協会各務原対策本部、各「輸送拠点」内に同対策支部を置く。各対策支部の要員はそのつど県トラック協会各務原協議会責任者が決めるが、あらかじめ災害時輸送業務実施計画に基づき各「輸送拠点」ごとに定める管内会員業者をもってあてる。なお、県トラック協会各務原対策本部は、災対企画総務部との連絡・調整にあたりとともに本庁舎管内における協会提供の車両・要員による輸送業務のとりまとめを行う。

c 本部組織のめやす

県トラック協会各務原対策本部及び同対策支部の構成は、そのつど県トラック協会各務原協議会責任者が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

班	役 割 項 目
コ ー デ ィ ネ イ ト 班	① 市（本部）各担当班からの輸送業務実施要請の受付 ② 車両・運行要員の運用計画の作成・調整 ③ 会員各社との連絡・調整 ④ 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
バ ッ ク ア ッ プ 班	① 市、防災関係機関との連絡調整 ② 燃料、資機材等の調達・保管 ③ 資金管理、伝票整理その他財務に関すること ④ 食事の提供、睡眠スペースの確保 ⑤ その他本部・支部機能維持業務に関すること

※ 県トラック協会岐阜支部交通事故防止対策委員会各務原協議会会員名簿

（資料編資料 22）

ウ 車両以外の輸送手段

道路・橋りょう等の損壊等により車両による輸送が困難な場合、もしくは、著しく緊急性を要する場合等には、災対企画総務部長は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

なお、各機関への要請については、本章第5節「災害応援要請」の定めるところにより行う。

a 航空機（ヘリコプター）による輸送 ※自衛隊、県防災課、他自治体、川崎重工業、セントラルヘリコプターサービス
b 鉄道による輸送 ※JR東海・JR貨物・名古屋鉄道
c 舟艇による輸送 ※木曾川・長良川下流漁業協同組合

※ 協力団体等

（資料編資料 19）

(2) ヘリコプター離着陸場等の確保

基本的考え方	大規模な災害が発生した場合、国は全省庁的な災害救援体制を組むとともに、陸、海、空の3つの輸送ルートにより全国からの救援物資や救援活動要員の輸送にあたる。県もまたそうした計画のもとで広域的航空輸送基地としての各務原飛行場を含め県全域を結ぶ陸と空の2つの緊急輸送ルートを確保する計画である。
--------	---

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

ア 臨時ヘリポートの開設

a 開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示もしくは本部長の指示による。災対企画総務部長及び関係各部長は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等の把握並びに開設・運営のために必要な措置を講じておく。

b 主な開設予定地

市の行う災害応急対策の活動拠点となり、また車両集結拠点ともなる本庁舎本部、医療救護対策本部（医師会本部）、ボランティアセンター本部並びに「輸送・物資集積拠点」に最寄りの臨時ヘリポート開設予定地は、以下のとおりである。

設置場所名称	所在地	ヘリコプター機種の適否				拠点施設名
		OH-6	UH-1	V-22	CH-47	
市民公園	那加門前町 3丁目1-1	○	○	×	×	本庁舎 ボランティアセンター本部 ※総合福祉会館
						医療対策本部 ※産業文化センターの場合 合
那加中学校運動場	那加東亜町 地内	○	○	○	○	※准看護学校の場合
総合運動公園	下中屋町 地内	○	○	○	○	物資積替中継拠点 (総合運動公園) ※消防活動上の臨時離着 陸場として活用予定
岐阜基地既設 ヘリポート	那加官有地 無番地地内	○	○	○	○	物資搬送拠点 (川崎重工業格納庫)
各務原高校	蘇原新生町 地内	○	○	○	○	物資搬送拠点 (各務原高校)
川島小中学校 グラウンド	川島河田町 1040-7	○	○	○	○	物資搬送拠点
川島スポーツ公園 グラウンド	川島小網町 2146-1	○	○	○	○	物資搬送拠点
岐阜県消防学校 グラウンド	川島小網町 2151	○	○	○	○	※消防活動上の臨時離着 陸場として活用予定

※ 臨時ヘリポート設置予定地一覧及び発着場指定基準

(資料編資料 23)

(3) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

ア 基本的事項

市の、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施

設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを一時集積配分拠点とする。

a 取り扱い物資

- ・ 市からの救援要請を受けて、他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- ・ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ・ 義援物資集積所から被災市町村に配送される義援物資
- ・ 医薬品

b 広域物資輸送拠点等における業務

- ・ 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- ・ 避難所等の物資需要情報の集約
- ・ 配送先別の仕分け
- ・ 小型車両への積み替え、発送

（注）大型車両による輸送は原則として広域物資輸送拠点等までとする。

bの配送先別の仕分け、小型車両への積み替え、発送については、ボランティアを積極的に活用する。

c 避難所等への輸送

避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける市が実施する。

イ 災害時物資配送拠点の確保

災対産業活力部長は、災害発生によりその必要があると認めたときは、次の3施設を災害時物資配送拠点として提供するよう各施設の管理者に要請するとともに、複数の職員を配置するなど必要な措置を講ずる。また、災対産業活力部長は、各該当施設の運営に関して、ボランティア要員の提供・呼び掛けについてもあわせて要請する。

区分	設置場所名称	所在地	主要アクセス道路
各務原地区 (JR線北部)	県立各務原高校	蘇原新生町地内	国道21号 主要地方道江南関線 県道長森各務原線 市道蘇北770号線
各務原地区 (JR線南部)	川崎重工業格納庫	蘇原三柿野町地内	主要地方道江南関線 国道21号
各務原地区 (JR線南部)	J A ぎふ各務原 集出荷場予冷施設	鵜沼各務原町地内	国道21号 市道鵜941号線

ウ 積替中継拠点の確保

交通管制区域内においては、原則として一般大型車両の通行は禁止される。しかし、食料や生活必需品の供給を円滑に行うためには、民間事業者の早期開業が不可欠となる。そのため、災対産業活力部長は、緊急物資確保対策の一環として、単独で被災地周辺部に物流拠点を確保できない事業者向けに必要な物資等積替作業を行えるよう、積替中継拠点を以下のとおり確保する。

a 初動措置

災対産業活力部長は、交通管制区域の指定が行われ、その必要があると認めたときは、災害時積替中継拠点として提供するよう各施設の管理者に要請する。あわせて、各務原商工会議所等関係団体にその旨を連絡する。

b 拠点管理要員

災害時積替中継拠点を開設・管理するため、災対産業活力部長は、部の職員を複数配置するなど必要な措置を講ずる。また、各該当施設の運営に関して、各務原商工会議所等関係団体に対し、ボランティア要員の提供・呼びかけに協力を要請する。

c 設置予定場所

区 分		設置場所名称	所在地	主要アクセス道路
江主 南要 ・地 関方 線道	西側地域	各務原市 総合運動公園	下中屋町地内	東海北陸自動車道 国道 21 号 国道 156 号 主要地方道江南関線
	東側地域	各務原市民プール	鵜沼小伊木町 4 丁目 地内	国道 21 号 主要地方道江南関線

(4) 輸送業務の業者委託

基本的考え方	<p>災害時における輸送業務の業者委託は、第一に、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な物資及び要員の輸送ニーズと、市の輸送能力の被災による低下というギャップを埋めるために行われる。第二に、道路の交通容量低下という特殊な条件下において、幹線動線と端末動線の区分けをはっきりさせることで、物資輸送に伴う車両動線の簡略化を図るために行われる。したがって、以下に示すとおり大規模な災害が発生した場合においては、大きな支障がない限り業者委託により、輸送活動の合理化を図り、被災市民に対する救援サービスの迅速かつ網羅的な提供に努める。</p>
--------	---

ア 基本の方針

災害時における輸送業務の業者委託は、以下の2点を基本方針として行う。

<p>a 業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託することができる。</p> <p>b 業者の選定にあたっては、輸送品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有するとともに、全国的な事業所ネットワークを有する業者もしくは同等の機能を発揮することが期待できる業者を担当部があらかじめ把握しておく。</p>

イ 業者委託の例示

業務の遂行上の大きな支障の有無を判断するために、「業者委託になじむもの・なじまないもの」を以下に例示する。

a 業者委託になじむもの

- 避難所における被災者向け弁当
- 避難所における炊出しに必要な食材・燃料等
- 避難所において被災者に供給する日用品・軽衣料等
- 要配慮者の避難所から福祉避難所への移送

b 業者委託になじまないもの

- 病院・避難所に対する飲料水・上水の供給
- 重傷患者の救命のために必要な後方支援病院への移送
- 危険地域から避難所への被災者の緊急避難

第7節 通信の確保

1 方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

2 実施担当班

本部班	庶務班	避難収容班
秘書広報班	調査市民班	

3 実施内容

(1) 通信の確保

ア 情報通信手段の機能確保

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

市、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

西日本電信電話株式会社は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

イ 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

ウ 各種通信施設の利用

a 各種通信メディアの活用

市及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行う。

b 非常通信の利用

市及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

c 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

エ 指定電話・連絡責任者の指定等

a 指定電話

市各部及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。なお、指定電話は、あらかじめ「災害時優先電話」としてNTTに登録しておく。

b 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各1名ずつ）を定める。連絡責任者は、各所属及び各部・

防災関係機関相互の通信連絡を統轄する。

c 通信事務従事者

市各部は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ通信事務従事者を指名し市長公室長に報告しておく。通信事務従事者は、連絡責任者の統括のもと、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

d その他

市各部及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに市防災会議（事務局：市長公室防災対策課）に修正の報告を行う。

- ※ 災害時連絡先 (資料編資料 9-1)
- ※ 災害時優先電話一覧表 (資料編資料 9-2)

オ 本部事務局員又は情報連絡員（リエゾン）の派遣

a 市の各部

市の各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、本部事務局員を本部員会議事務局（責任者：防災対策課長）に派遣する。

b 防災関係機関

防災関係機関に対して、市災害対策本部との連絡のため、情報連絡員を本部員会議事務局に派遣するよう要請する。なお、情報連絡員は連絡用無線機、携帯電話等を可能な限り携行し所属の機関との連絡にあたる。

(2) 有線通信施設による通信

<p>基 本 的 考 え 方</p>	<p>災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。</p> <p>そのため、市及び防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに、受信専用電話を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。</p> <p>災害時の市本部と各部出先機関及び防災関係機関との通信連絡に利用する有線通信手段は、原則として、以下の順位による。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) F A X等の利用（N T T公衆回線） (2) 非常・緊急通話の利用（N T T指定電話） (3) 携帯電話等移動系通信機器の利用 (4) 小・中学校パソコン通信の利用（インターネット） (5) 警察電話・消防電話の利用 <p>また、災害により市の有線通信施設が被害を受け不通になった場合は市地域防災無線、県防災行政無線、各機関・事業所専用の有線電話もしくは無線電話その他利用可能な設備によるか、又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。</p> <p>なお、市地域防災無線については、必要に応じて、各務原市防災行政用無線管理運用規程に基づき無線通信の統制を行う。</p>
--	--

ア 災害時に利用可能な有線通信網

市の市域において、災害時に利用可能な有線通信網には、次のものがある。

① 電話（N T T公衆回線）	⑤ 警察電話（警察業務専用回線）
② 電話F A X（N T T公衆回線）	⑥ 消防電話（消防業務専用回線）
③ 非常・緊急指定電話（N T T公衆回線）	⑦ 鉄道電話（各鉄道業務専用回線）
④ 市庁舎・中央図書館・少年自然の家 小・中学校パソコン通信（インターネット回線）	

イ 有線通信網の利用方法

a F A X等の優先利用

災害対策本部・市各部出先機関・現地連絡所並びに防災関係機関間の指令の伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

b 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話もしくは指定電話相互間の通話がいずれも不能もしくは困難な場合は、以下のとおり、非常又は緊急通話（電報）として他に優先して取扱うよう請求し利用する。

※ 公衆通信設備の優先利用に関するあらまし（資料編資料 11）

c 警察・消防・鉄道電話の利用

警察・消防・鉄道電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関間を結ぶ業務用の専用回線である。そのため、これらの利用については、ほかに通信連絡の手段がなく緊急を要する場合において要請する。

ウ 有線通信が途絶した場合の措置

a 県・近隣市町及び防災関係機関との連絡

県防災行政無線を利用して行う。なお商用電源停止時の非常電源として発電機が配置され、常時通信が確保されるよう備えている。また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、情報連絡員（リエゾン）が携行する携帯無線機を活用する。さらに必要に応じて、市地域防災無線（携帯型・車携帯型）及び伝令の派遣等による。

b 市各部（出先機関）との連絡

サービスセンターその他の市出先機関、現地連絡所及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は市地域防災無線（携帯型・車携帯型）により行う。また、伝令（自転車・オートバイ利用もしくは徒歩）派遣、県ハイヤー協会無線（タクシー無線）・アマチュア無線その他適当な手段により行う。

c 非常通信の利用について

災害時有線通信が被害を受け使用不能となり、しかも市の地域防災用無線による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図ることができる。

① 警察事務、消防事務、電気事業を行う期間の保有する無線
② その他県非常無線通信協議会構成員の保有する無線

③ その他の無線（例：流通業者、運輸業者のMCA無線）

(3) 無線通信施設による通信

ア 無線通信の運用

a 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に、本部においては、災対市長公室長が市防災行政用無線管理運用規程に基づき、おおむね次のとおり通信の統制を行う。

・ 無線機器の管理

——無線機器管理の原則——

- ① 携帯局の集結（携帯局は、本部班にいったん集結させる。）
- ② 携帯局の搬出（集結した携帯局の搬出・使用は、災対市長公室長が指示する。）

・ 通信の統制

携帯局からの通話は、すべて本部に対して行うものとする。その他以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

——通信統制の原則——

- ① 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ② 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- ③ 子局間通信の禁止の原則（子局間通信の必要があるときは統制者の許可を得る）
- ④ 簡潔通話の実施の原則
- ⑤ 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

b 通信の制約に対する対応策

——対応策事例——

- ① 使えないとき
当然、代替の通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。
- ② 混雑しているとき
混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても、緊急を要するときは、冒頭に「至急」「至急」と呼び他の局にあげてもらおうようにする。
また、通話は簡潔明瞭に終らせるよう心掛ける。
- ③ 聞き取りが困難なとき
周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。

また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。
無線機は、1 m 動かしただけで受信状態が大きく変化することもある。

※ 各務原市防災行政用無線管理運用規程

(資料編資料 12)

(4) インターネット等による通信

(5) 急使による通報

上記 (1) から (4) までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡する。

(6) 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。

通信の発受記録及び文書による連絡は、本章第9節「災害情報等の収集・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定める。

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

1 方針

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する情報を市その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

2 実施担当班

本部班	住宅対策班	救急指令班
秘書広報班	水道対策班	消防署班
土木第一班	下水道対策班	消防団班
土木第二班	消防総務班	
都市計画班	消防予防班	

3 実施内容

(1) 警報等の発表及び解除

ア 気象警報等

岐阜地方気象台は、気象業務法第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表する。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。

気象警報等の種類

種 類		概 要
特別 警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表
警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明

種 類	概 要	
	記される。	
大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	
洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	
注 意 報	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	着 氷 (雪) 注 意 報	著しい着氷(雪)により通信線や送電線などへの被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表
	融 雪 注 意 報	融雪により浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	霜 注 意 報	早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表
	低 温 注 意 報	低温により農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想されたときに発表
	洪 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
気 象 情 報	岐 阜 県 気 象 情 報	24 時間先から 2～3 日先までを対象とする予告情報として注意を喚起する必要がある場合や、注意報・警報の補完情報として、気象現象の推移、観測成果等を具体的に解説し周知する必要がある場合などに発表
	岐 阜 県 記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測・解析した場合に発表
	岐 阜 県 竜 巻 注 意 情 報	雷注意報の発表中に、竜巻等による激しい突風のおそれが高まった場合に発表

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山 口市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、 笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神 戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大 野町、池田町、北方町

注：警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

イ 洪水予報・水防警報の種類・発表基準

各務原市域において、法の規定に基づき、発令される洪水予報、水防警報等は木曾川を対象に中部地方整備局木曾川上流河川事務所が単独で発表する水防警報、岐阜地方气象台・名古屋地方气象台と共同で発表する洪水予報がある。また、この他、境川及び新境川を対象に県岐阜土木事務所が単独で水防警報と避難判断水位到達情報を発表する。

なお、水防警報等の種類・発表基準及び根拠とする法律並びに市域に関する水防警報等は以下のとおりである。

a 洪水予報・水防警報の種類・発表基準

※ 洪水予報・水防警報等に関する資料 (資料編資料 16)

b 根拠法

種 別	根 拠 と す る 法 律 条 文
水 防 活 動 用 警 報 等	気象業務法第 14 条の 2
洪 水 予 報	水防法第 10 条
水 防 警 報	水防法第 16 条
避 難 判 断 水 位	水防法第 13 条

ウ 市内の雨量観測所位置

設 置 者	設 置 場 所	責 任 者
市	西部方面消防署	救急指令課長
	東部方面消防署	救急指令課長
	西部方面消防署尾崎出張所	市長公室防災対策課長
	東部方面消防署みどり坂出張所	
	北清掃センター	
東ライフデザインセンター	/	
岐阜県		蘇原観測所
		上戸排水機場
国(国土交通省)	国土交通省木曾川第一出張所	

エ 通報基準

a	1時間雨量が20 mmを超えたとき
b	3時間雨量が50 mmを超えたとき
c	6時間雨量が60 mmを超えたとき
d	12時間雨量が80 mmを超えたとき
e	24時間雨量が100 mmを超えたとき
f	連続雨量が80 mmを超えたときは毎時間ごと

オ 観測所名及び水防団待機水位・氾濫注意水位等

河川等名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	計画高水位
木曾川	犬山市	5.80 m (25.90)	9.20 m (29.30)	14.21 m (34.31)
新境川	新那加橋(県道) 3.45 km 地点	2.40 m (22.21)	2.80 m (22.61)	4.06 m (23.87)
境川	馬橋(岐阜市蔵前)	10.00 m	10.20 m	—

カ 通報基準とその間隔等

a	水防団待機水位に達したときから、この水位を下るまでの間 30 分毎
b	氾濫注意水位に達したとき
c	最高水位に達したとき
d	氾濫注意水位を下ったとき
e	水防団待機水位を下ったとき

キ 市が行う雨水出水特別警戒水位到達情報

市は、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するも。

ク 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報が発表された後、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに岐阜地方气象台と岐阜県により共同で発表される防災情報である。市長が市民への避難勧告などを適時適切に行えるように支援するとともに市民の自主避難の判断材料にも利用できるよう市町村単位で発表される。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域などの土砂災害危険箇所の情報の収集は、災対都市建設部長が関係各部長・防災関係機関及びその他協力団体等と連携・協力して行う。

ケ 火災警報

市は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとる。

なお、市において、気象状況を把握するため、気象観測器具（湿度計、風速計）を設け、その観測に努める。

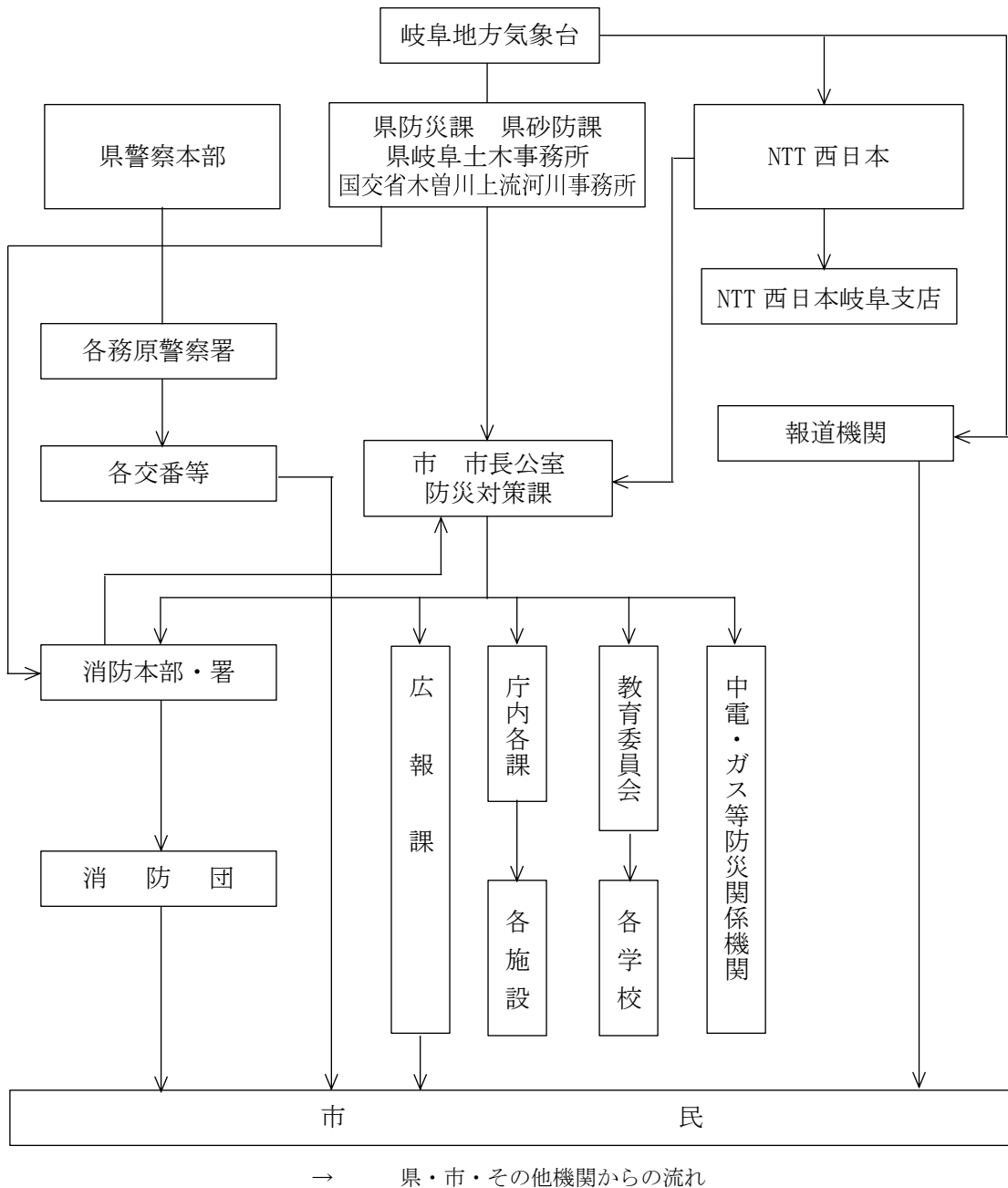
(2) 気象予・警報の受領・伝達

気象庁が発表する地震情報、緊急地震速報及び気象に関する注意報・警報・特別警報等並びに県から特別警報に準ずる気象現象の受領及び伝達は、防災対策課長（災害対策本部設置後は災対市長公室本部班長が行う。以下同じ。）が担当する。

防災対策課長は、地震情報・緊急地震速報・注意報・警報・特別警報等を受領した場合、必要に応じ市長公室長に報告し、速やかに市長、副市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。特に特別警報の発表又は県から特別警報に準ずる気象情報の伝達を受けたときは、速やかに市民に伝達する。勤務時間内における受領・伝達系統は、以下に示すとおりとする。また、本部が設置されていない場合の、勤務時間外における受領・伝達は、本章第1節「活動体制」に準じて行うが、救急指令班が受領し必要と認める場合は、速やかに防災対策課長に通報する。

a 気象警報等

勤務時間内における気象情報等の受領・伝達系統



b 洪水予報・水防警報等の受領・伝達

洪水予報・水防警報等の受領・伝達については、気象等注意報・警報に準じて、防災対策課長（災対市長公室本部班長）が担当する。また、国及び県からの水防時の連絡系統は、以下に示すとおりである。

※ 勤務時間内における気象情報等の受領・伝達系統（上図）

c 浸水想定区域への洪水予報等の受領・伝達

洪水被害を最小限にとどめるために、水防法第15条では特に浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置について定めている。浸水想定区域ごとの洪水予

報等の伝達方法は、以下に示すとおりである。

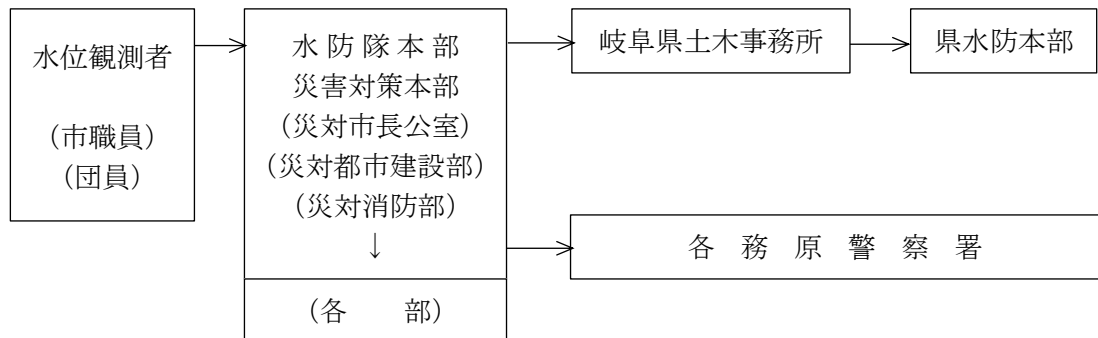
- ※ 浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法 (資料編資料 16)
- ※ 避難場所に関する資料 (資料編資料 16)
- ※ 避難対象区域内における高齢者、障がい者、乳幼児等
要配慮者が利用する施設の名称及び所在地 (資料編資料 16)

d 水位情報の収集・伝達

水位情報の収集は、都市建設部（災対都市建設部）及び消防団が行う。なお、水位情報は、30分毎の当該河川水位値とする。水位情報の通報系統、河川水位標の水防団待機水位・氾濫注意水位等並びに通報の基準、間隔は以下のとおりである。

なお、市長公室防災対策課（本部班）は、国や岐阜県が提供している河川情報、雨量情報に係るウェブサイトを活用し、木曽川管内の雨量・水位その他の河川管理に関する情報の収集をあわせて行う。

・通報系統



e 国、岐阜県が提供しているウェブサイトからの情報の収集・伝達

実施担当者

応急対策を実施するため各務原市が必要とする河川・流域総合情報の収集・伝達については、市長公室防災対策課（災対市長公室本部班）が担当する。

防災対策課長は、その必要があると認める場合は、国や岐阜県が提供しているウェブサイトから収集した雨量・水位その他河川・流域に関する情報を、市長、副市長、消防長及び市長公室長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。なお、受領及び伝達系統並びに要領については、気象情報等に準じて行う。

(3) 異常現象発見時の対策

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた場合又は自ら知ったときは直ちに防災対策課長へ伝達する。

防災対策課長は、受領した事項について、県防災課、気象庁岐阜地方気象台その他の関係機関並びに庁内各関係課に通報する。なお、通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される。

ア 気象

- ・突風、竜巻
- ・強い降雹(こうひょう)
- ・激しい雷

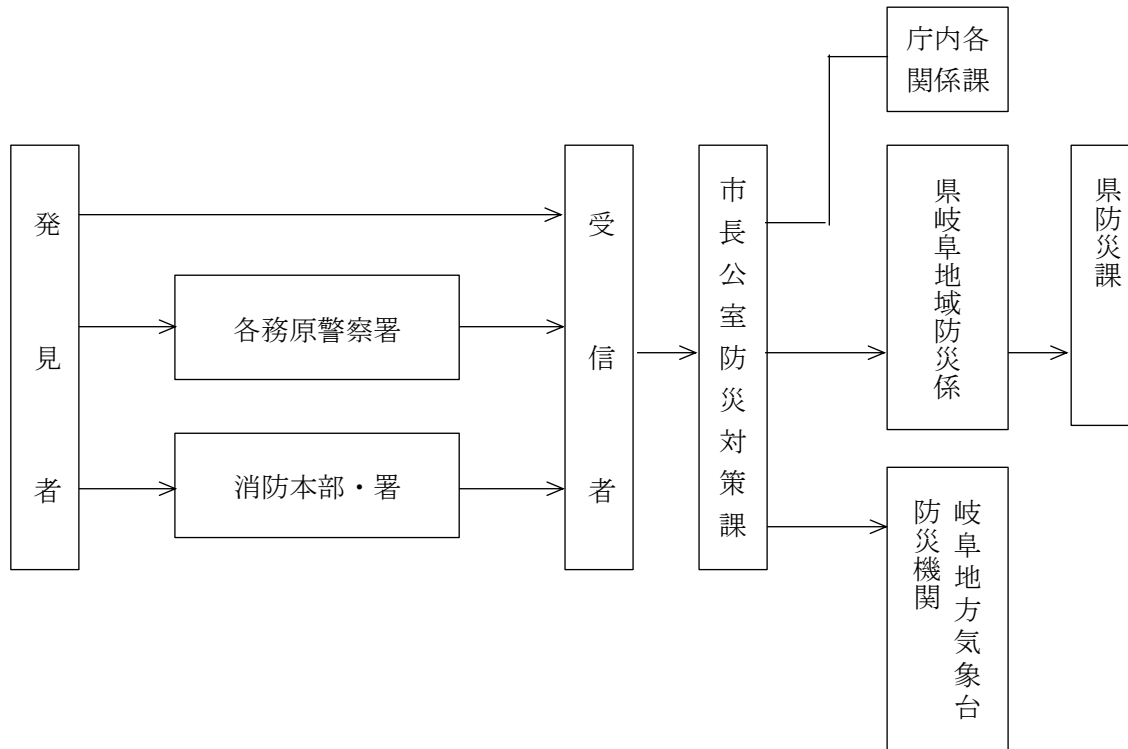
イ 水象

- ・河川又はため池等の異常な水位上昇
- ・異常な湧水
- ・洪水

ウ 地象

- ・地すべり（土塊の移動）
- ・がけ崩れ、山くずれ
- ・転石、落石が頻繁に起こる場合

異常気象発見時の「市」を経由する通報の流れ



※ 気象情報の種類と発表基準

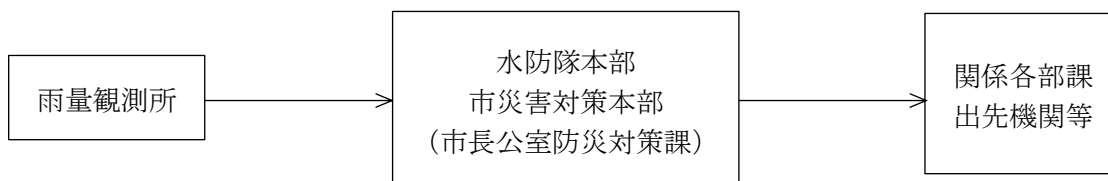
(資料編資料 15)

(4) 雨量観測による気象状況の把握

ア 雨量情報の収集・伝達

消防本部（本部設置後は、災対消防部）は、岐阜地方気象台より大雨注意報が発表されたときは、降り始めより60分ごとの雨量情報を雨量観測所より収集する。通報系統、雨量観測所、市長公室防災対策課（本部設置後は、災対市長公室本部班）に対する雨量情報の通報基準は、以下のとおりである。なお、市長公室防災対策課（本部班）は、国や岐阜県が提供している河川情報、雨量情報に係るウェブサイトを活用し、木曽川管内の雨量・水位その他の河川管理に関する情報の収集をあわせて行う。

a 通報系統



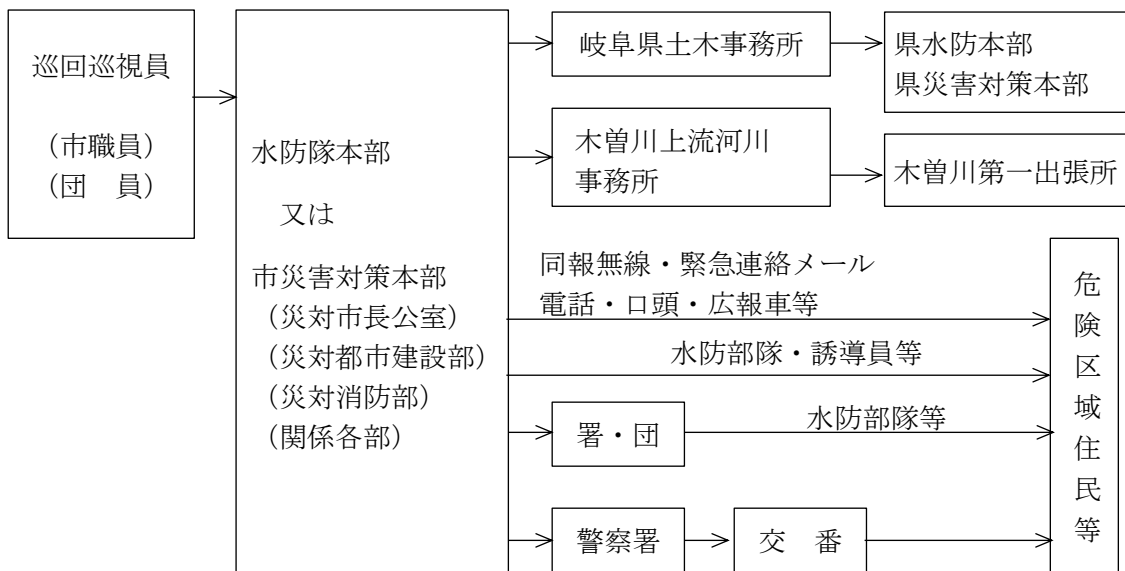
(5) 災害危険箇所等の情報

基本的考え方	<p>災害危険箇所等としては、各河川堤防に係る水防注意箇所、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及び山地災害危険地区がある。</p> <p>そのため、市本部は防災関係機関と連携し、巡回監視及びセンサー設置等による警戒監視体制を確立し、災害危険箇所等の情報収集に努める。特に出水時やかなりの降雨量があるときにおいては、避難・広報・救出その他必要な体制を強化し行う。</p>
--------	--

ア 堤防情報

堤防情報の収集は、災対都市建設部長が関係各部長・防災関係機関並びに協力団体等と連携・協力して行う。なお、堤防情報の通報系統、危険箇所は以下のとおりである。

a 通報系統



b 情報を収集すべき危険箇所

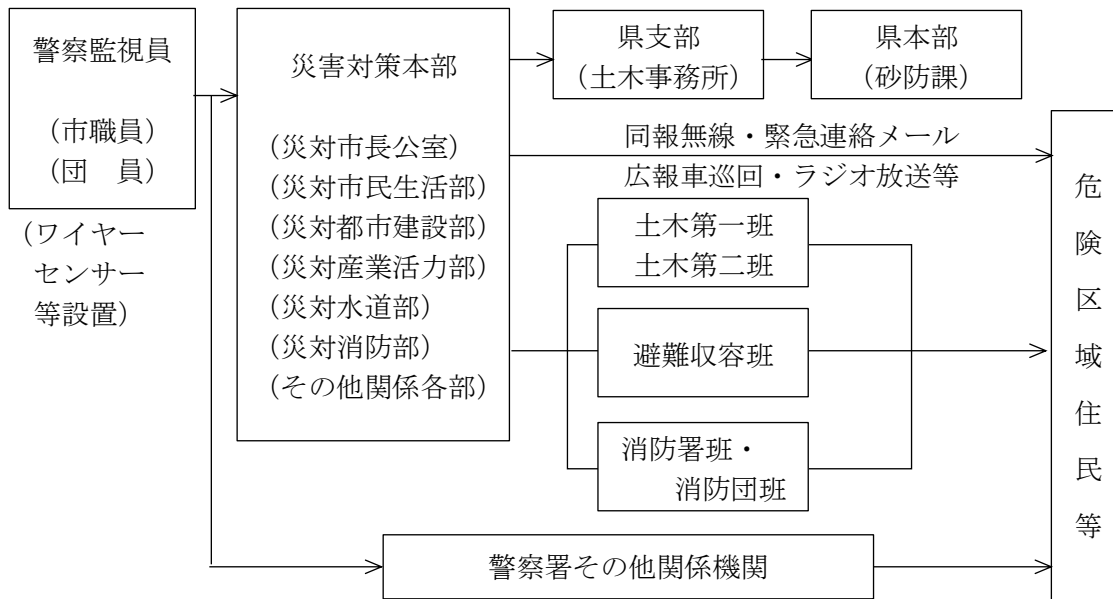
※ 重要水防箇所

(資料編資料 6)

イ 土砂災害危険箇所の情報

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域などの土砂災害危険箇所の情報の収集は、災対都市建設部長が関係各部長・防災関係機関及びその他協力団体等と連携・協力して行う。なお、情報の通報系統及び情報を収集すべき危険箇所は以下のとおりである。

a 通報系統



b 情報を収集すべき危険箇所

※ 土砂災害危険箇所

(資料編資料 7)

第9節 災害情報等の収集・伝達

1 方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や市等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 実施担当班

本部班	調査市民班	下水道対策班
庶務班	水道対策班	

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡手段

基本的考え方	災害発生後、最優先で行うべきは市民の生命を守ることであり、また被害を最小限にとどめるための適切な応急対策を講ずることである。そして、第二に被災地の市民に対してはもちろん、被害を免れた地域の市民に対しても適切な広報活動を展開して、市民の不安を解消し一刻も早く復旧事業への協力体制を築くことである。そのためには「災害の全体像」を最優先で把握しなければならない。この場合のポイントは、「スピード」であり必ずしも「詳細さ」を要しない。
--------	---

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

ア 情報の収集

市は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、市民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある場所で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の市民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

市は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、地震災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、小型無人機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行う。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、市及び県は、それぞれの所管する道路のほか、電信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡

する。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

また、市及び県は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

イ 情報の連絡手段

市は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告する。

県は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステム、画像監視カメラ等を活用し、画像による被害状況の把握を行う。

(2) 被害状況及び防災情報の収集

基本的 考え方	<p>災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。</p> <p>その場合の情報の収集・伝達活動上大事なポイントは次の4点である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>第1に即時報告（直ちに。「連絡なし」は最悪の事態と想定）</p><p>第2に重要報告（被害推定指標施設、対策基幹施設等の情報）</p><p>第3に定時報告（「変化なし」も重要な情報）</p><p>第4に情報源（未確認情報やデマ情報もそれとして重要な情報）</p></div> <p>壊滅的な被害を受けた地区に関する情報は多くの場合、かなりの時間の経過後本部の知るところとなる。また、被害のない地区に関する情報については、特に指示しない限り報告されないことになりがちである。この場合「連絡なし」がいずれの故なのか本部に判断するすべはない。そのため、この項では大規模な災害発生後1時間以内に「被害の有無に関する」情報を第一報として、本部に寄せるようルール化している。これにより本部は市域の全地区に関する「被害の全体像」を1～2時間以内に把握することができる。</p>
------------	---

ア 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき内容をまとめておく。災害発生後直ちに収集すべき情報は、別記「報告の様式」に基づくが、おおむね次のとおりとする。

———災害発生後、直ちに収集すべき情報———
① 市民等の安否に関する情報
○ 各地区における市民の安否
○ 各地区における避難行動要支援者の安否

- 各地区における児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者
- ② 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
 - 庁舎（本庁舎、出張所、各部出先機関及び現地連絡所設置施設）
 - 消防本部・署、警察署・交番、自衛隊、その他国・県の施設
 - 電話、水道、電力、下水道等ライフライン施設
 - その他協力団体・事業所の協力可能能力の現況
- ③ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
 - 病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
 - 学校、文化・体育施設等の避難所相当施設
 - 総合福祉会館・保育所・老人ホームその他要配慮者向施設
 - その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
- ④ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
 - 木曾川・新境川・大安寺川等河川堤防、がけ・急傾斜地・土砂災害警戒区域等
 - 住宅密集地、大規模商業施設・工場、危険物取扱施設等
- ⑤ 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
 - 東海北陸自動車道、国道21号及び主要地方道江南・関線（立体交差部）
 - 幹線道路、その他重要な道路、橋りょう・陸橋、トンネル、信号等
 - 川崎重工（格納庫）、民間

- ※ 各務原市の報告等様式 (様式編様式 2)
- ※ 被害程度推定のための公共施設建築年度一覧 (資料編資料 13)
- ※ 報告の区分、時期、留意事項及び様式

イ 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部（現地連絡所を含む）の所管業務に基づいて、所属の職員及び配備された職員があたる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次の表のとおりである。

表 市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
市	各施設を所管する課（管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 ○ 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ○ 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況
	職務上の関連部（課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農・商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 ○ その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 ○ 関連施設等の対策実施のための協力可能能力の現況 ○ 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況

	災対市民生活部 (調査市民班)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災発生状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 主要な道路、橋りょう、トンネル、信号等の被災状況 ○ 救急・救助活動の必要の有無及びその状況 ○ 住家の被害その他の物的被害 ○ 電気・ガス・電話・水道その他の被害 ○ 防災対策基幹施設・事業所・団体等の対策能力の現況 ○ 災害地市民の動向及び要望事項 ○ 現地活動実施上の支障要因等の状況 ○ その他本部長が必要と認める特命事項
	参集職員・防災 モニター(市民・ 職員)からの 情報集約	※ 災害発生直後 1~2 時間においては比較的電話がつながりやすい。また職員の参集のたびに途上の情報も同時にもたらせられる。初期においては、災対市民生活部が電話・面接等により上記について聴取し地図上に集約し全体像を視覚化する。
	緊急初動特別班 災対市長公室 (現地連絡所からの報告のとりまとめによる)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地連絡所からの報告のとりまとめ 例えば、各地区における火災発生状況、避難の必要の有無及びその状況、主要な道路、橋りょう等の被災状況、救急・救助活動の必要の有無及びその状況、救助救護基幹施設の現在状況、電気・電話・水道の供給状況、災害危険箇所等の現在状況
	災 対 消 防 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての人的被害(他で調査した人的被害の集計) ○ 住家の被害(物的被害) ○ 火災発生状況及び火災による物的被害 ○ 危険物等関係施設の物的被害 ○ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○ 避難道路及び橋りょうの被災状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項
	各 務 原 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ○ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ○ 犯罪の防止に関しとった措置その他必要ある事項
	県(ヘリコプター)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の空からの被害状況把握に関する市への通報
	その 他 の 防 災 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、すでにとった措置 ○ 災害に対し今後とろうとする措置その他必要ある事項

(3) 災対市民生活部による災害情報の収集

ア 災害情報収集活動の実施

災対市民生活部長(市民生活部長)は、本部が設置されたとき、もしくはその必要があると認めるときは、本部長の指示の有無にかかわらず部職員による災害情報収集活動を実施する。

なお、本部長は、災害地の実態を把握し災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ災対市民生活部長に対して、災害地調査の実施を命ずる。

イ 調査の実施要領

a 実施体制

災害情報収集調査実施のための班の構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、おおむね以下のような体制で行う。

表 災対市民生活部の班編成の目安

活動項目の目安	班数	1班あたりの構成員	構成員となる課
連絡・集計	1	職員 8名	税務課、市民税課、
災害情報収集	10	職員 2名	資産税課、市民課、
防災モニター等担当	1	職員 8名	医療保険課

b 調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

<p>———災害発生後、直ちに収集すべき情報———</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅密集地をはじめとする延焼火災発生の有無及び状況 ○ 住宅密集地をはじめとする大規模避難の必要の有無及び状況 ○ 主要道路、橋りょう、トンネル、信号機等の被害の有無及び状況 ○ 住宅密集地をはじめとする大規模救急・救助活動の必要の有無及び状況 ○ 各部が行う応急措置の実施状況 ○ 電気・ガス・電話等ライフライン機関の行う応急措置実施状況 ○ 鉄道機関の行う応急措置実施状況 ○ その他本部長が必要と認める特命事項 <p>———災害発生後2日目以降に収集すべき情報———</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の原因（二次的原因） ○ 被害状況 ○ 応急措置状況 ○ 災害地市民の動向及び要望事項 ○ 現地活動実施上の支障要因等の状況 ○ 本部長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項
--

c 実施要領

- ① 災害発生直後に行う調査については、災害の拡大要因となる情報や救援対策実施上重要な情報の把握を第一に行う。また、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて、直ちに本部あて報告する。
- ② 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果を災対市長公室長がとりまとめ本部長へ報告する。
- ③ 調査は、災対消防部員並びに消防団員・警察官その他防災関係機関職員及び各地域の自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て、実施する。

(4) 情報のとりまとめ

ア 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区 別	情 報 の 総 括 責 任 者	
	災 害 対 策 本 部 職 名	平 常 時 職 名
総 括 責 任 者	災 対 市 長 公 室 長	市 長 公 室 長
取 扱 責 任 者	本 部 班 長	防 災 対 策 課 長

イ 各部から本部長への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部長へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。なお、被害情報の第1報（安否に関する情報）は災害発生後1時間以内に行う。

※ 報告の区分、時期、留意事項及び様式

ウ 被害状況のとりまとめ

災対市長公室長は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

- | |
|--|
| <p>a 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
 ※ すべての情報は図上に整理し「被害の全体像」の視覚化に努める。</p> <p>b 至急確認すべき未確認情報の一覧</p> <p>c 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧
 ※ 例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」</p> <p>d 情報の空白地区の把握
 ※ 大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。</p> <p>e 被害軽微もしくは無被害である地区の把握</p> <p>f 応急対策実施上利用可能な施設・要員・資機材の把握
 ※ 以上については、図上に明記し視覚化する。</p> |
|--|

表 報告の区分、時期、留意事項及び様式

報告の区分	報告の時期	留意事項	報告の様式
発生当日の速報報告	被害情報 覚知後、直ちに報告。以後当日に関しては、1時間毎に報告	◎ 人的被害・建物施設被害の程度 ※ 橋りょう・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に。 ※ 把握した範囲で迅速性を第一に。 ※ 部分情報、未確認情報も可。ただし、その旨及び情報源を明記のこと。	市第1号様式
	措置情報 応急措置実施後直ちに報告。以後実施の都度報告	◎ 災害応急態勢、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎ 対策要員の人身に係る事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項	市第1号様式 ※対策項目ごとに所定の様式
	要請情報 必要と認めるその都度即時	◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項	市第2号様式
4日目以降の定期報告	被害情報 被害状況が確定するまでの間毎日10時までにとりまとめて報告	◎ 発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告 ◎ その他必要と認める事項 ※ 全壊、流失、大規模半壊、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告	市第1号様式 ※被害項目ごとに所定の様式
	措置情報 災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までにとりまとめて報告	◎ 災害応急態勢、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎ 対策要員の人身に係る事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項	市第1号様式 ※対策項目ごとに所定の様式
	要請情報 災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までにとりまとめて報告	◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項	市第2号様式

- ※ 各務原市の報告等様式 (様式編様式 2)
- ※ 被害状況判定の基準 (資料編資料 14)
- ※ 被害程度推定のための公共施設建築年度一覧 (資料編資料 13)

(5) 被害状況等の調査、報告

ア 被害状況等の報告方法

県は、市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災対法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日消防応第111号、以下「即報要領」という。）による報告を一体として消防庁に行うとともに、応急対策終了後20日以内に災対法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

なお、人的及び物的被害の状況把握にあたっては、県警察、医療機関等による被害状況把握結果との整合性を十分確保する。特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、県警察、市等と密接に連携しながら適切に行う。

市は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告する。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つ。なお、被害の調査が、被害甚大でその市においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその市単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。県においては、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力しあるいは立会をさせ、被害情報等の把握に努める。

市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係への共有を図る。

イ 一定規模以上の災害

市は、即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、市は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

ウ 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該

登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式1号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 (様式2号)
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね 確定したとき (様式2号)
確定（詳細） 調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した 20日以内 (様式2号)

(注) 毎日定時に報告を必要とする場合は、県がその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

(6) 県（災害対策本部）への報告

ア 報告すべき事項

<ul style="list-style-type: none"> a 災害の原因（※ 浸水、土砂崩れ…等の別） b 災害が発生した日時 c 災害が発生した場所又は地域 d 被害状況（被害の程度は、認定基準に基づく） e 既にとられた措置及び今後とろうとする措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置状況 ・ 主な応急措置の状況 (日時、場所、活動要員、使用資機材等) ・ その他必要事項 f 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 g その他必要な事項
--

イ 報告の実施手順

a 担当者

県（災害対策本部）への報告は、本部長の指示に基づき、災対市長公室長が行う。

なお、法令の定めに従いそれぞれ所要の報告については、各部長が県担当部あて行う。

b 報告の方法

① 報告は、県被害情報集約システム、県防災行政無線（ファクシミリ）もしくは公衆電話ファクシミリその他により行う。

② 通信施設が使用できない場合は、通信可能な施設まで伝令を派遣し報告する等、あらゆる手段をつくして報告するように努める。

③ 報告すべき被害の程度については、住家被害・人的被害及び幹線道路被害その他の公共土木施設被害を優先して報告する。

c 報告先

勤務時間内	県岐阜地域防災係（岐阜県庁4階） TEL 058-272-1119(直通) FAX 058-278-2524 県防災行政無線衛星系 111-3-400-2-3293、3292 県防災行政無線地上系 111-400-2-3293、3292 県防災行政無線FAX衛星系 3-400-737 県防災行政無線FAX地上系 400-737 衛星携帯電話 090-7317-4014 メールアドレス c11117@pref.gifu.lg.jp
勤務時間外	災害情報集約センター 県防災行政無線衛星系 111-3-400-2-2746、2747 TEL058-272-1034 県防災行政無線地上系 111-400-2-2746、2747 県防災行政無線FAX衛星系 3-400-725～728 県防災行政無線FAX地上系 400-725～728

ウ 報告の区分及び様式

災対市長公室長が県に行く被害情報等報告の区分及び様式は、次のとおりである。

表 災対市長公室が県に行く被害情報等報告の区分及び様式

報告の区分	報告の時期	留意事項	報告の様式
即時報告 (第一報)	覚知後直ちに報告 災害の当初段階で災害概況速報として報告する	○人的被害及び住家被害を重点にする ○被害状況が十分把握できない場合であっても第一報は迅速性を第一に報告する ○部分情報、未確認情報も可	市第1号様式 ※県の様式は県資料
概況調査報告 (定時報)	発生後毎日定時に報告	○災害概況速報として報告した情報を含め、確認された事項を報告する ○全壊、流出、大規模半壊、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する ○被害の状況が十分把握できない場合であっても、毎日定時に迅速な概況調査報告に努める	県の様式 ※県資料
中間調査報告	被害の状況がおおむね確定したとき	○概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する	
確定 (詳細) 調査報告	被害確定後3日以内	○災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告 ○被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする	県の様式 ※県資料

- ※ 各務原市の報告等様式 (様式編様式 2)
- ※ 被害状況判定の基準 (資料編資料 14)

エ 災害救助法に基づく報告

災害救助法が適用された場合、法に基づく救助措置について、所定の報告事項をそれぞれ県報告主管部に報告する。

なお、災害救助法に基づく報告の実施については、本章第15節「災害救助法の適用」の定めるところにより行う。

※ 第15節「災害救助法の適用」

(7) 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行う。

(8) 事態が切迫している場合の措置

ア 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとる。なお、県に報告することができない場合には、国（総務省消防庁 TEL 昼 03-5253-7527、夜 03-5253-7777、FAX 03-5574-0135）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について連絡する。

イ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合には、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

ウ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

(9) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

(10) 情報の共有化

市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

(11) 通信連絡系統

災害時の市本部を中心とする通信連絡系統図は、次のとおりである。

(12) 関連情報の収集・伝達

基 本 的 考 え 方	<p>平成 27 年現在、人口の約 26%にあたる 3.7 万人の市民が他市町村の事業所・学校へ通勤・通学している。反面市内の事業所・大学・高校等に 2.5 万人の他市町村在住者が通勤・通学してきている。そのため市域や名古屋・岐阜市方面を含む周辺地域が大規模な災害に襲われた場合、災害直後から「市民や市内へ通勤・通学する他市町村在住者の安否に関する情報」に対するニーズがかなり大量に発生する。また、電気・ガス及び上下水道など生活に密接した施設の復旧状況に関する情報に対するニーズも同様に高まる。</p> <p>こうした状態に対して、なんら対応策を講じないまま、放置した場合には、市や各防災機関へ問い合わせが殺到し電話の輻輳状態や防災機関としての機能低下をまねく主要な要因のひとつとなるおそれがある。そのため、市は、市民に対して、電話等による問い合わせを行わないよう協力を呼びかけるとともに、この項で定める手順に従い、各関係機関から収集した情報や過去の災害事例等によりライフライン施設に関する復旧状況情報の提供に努める。なお、市職員の 2 割強は他市町村在住者であり、災害対策本部要員として、心置きなく活動に従事できるよう、あわせて留守家族に関する安否情報の提供に努める。</p>
----------------------------	---

ア 近隣・周辺市町村の情報

岐阜市を含む近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達は、災対市長公室長が行う。

特に行政境界地域における緊急避難関連の情報並びに通勤・通学者の帰宅困難状況や安心は、速やかに本部長、副本部長に報告するとともに、各部長に伝達する。伝達を受けた各部長は、部内の職員に周知するとともに、防災関係機関や協力団体等と連携・協力して、その内容に応じた適切な措置を講ずる。近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統については、以下のとおり行う。

※ 近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統

イ 生活関連施設の復旧状況情報

電気、ガス、水道、下水道など生活に密接した施設の復旧状況に関する情報については、災害発生直後から市民の最も関心の高いものであり、問い合わせ等が殺到し電話の輻輳状態や災害対策本部としての機能低下をまねくおそれがある。

そのため、市は、これらのニーズに応えるため、窓口を 1 箇所にとりまとめ、各関係機関から収集した情報や過去の災害事例等により逐次復旧の見通しに関する復旧状況情報の提供に努める。また、市民に対して、電話錯綜を避けるため電話等による問い合わせを行わないよう協力の呼びかけを徹底する。

なお、生活関連施設の復旧状況情報の収集及び過去の災害事例等による提供情報の作成は災対市長公室本部班長が担当する。また生活関連施設の復旧状況情報の収集・受領・伝達系統については、近隣・周辺市町村の情報に準じて行う。

ウ 名古屋市に関する情報

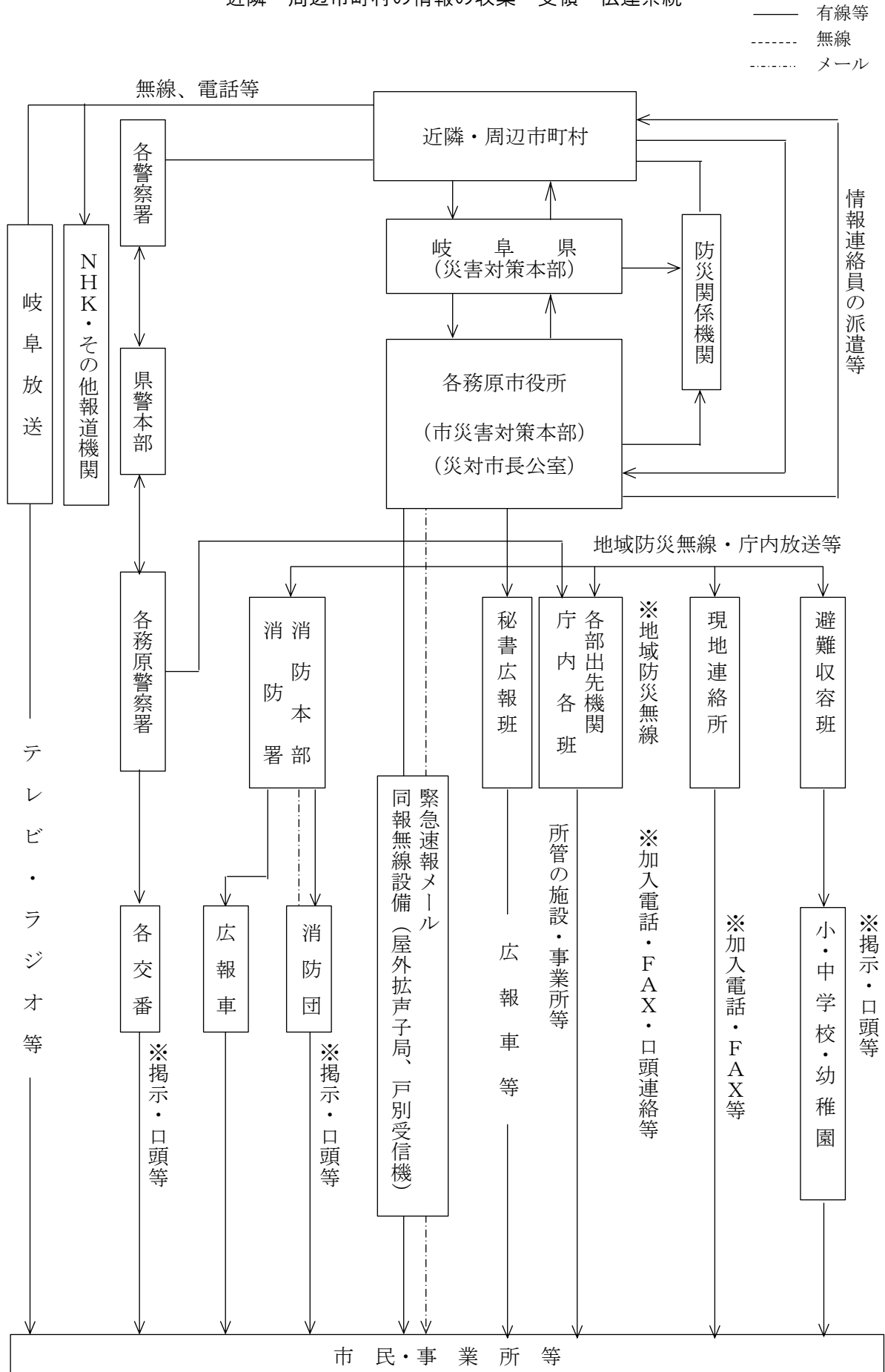
a 収集実施担当者

災対市長公室本部班長は、災害が発生しその必要があると認めた場合は、以下の手段により、主に名古屋市に通学又は通勤する市民の帰宅困難状況や安心情報の収集を中心として情報収集を行い、市が行う広報活動や「災害時総合相談窓口」の開設時等における基礎的資料としての活用を図る。なお、名古屋市の情報の伝達系統については、近隣・周辺市町村の復旧状況情報に準じて行う。

b ラジオ等による情報収集

本部班長は、災害が発生し、その必要があると認めた場合は、情報聴取専従要員をそれぞれ配置し、ラジオ（NHK・岐阜放送その他民間AM・FMラジオ局）による名古屋市に関する安心情報その他の放送内容の聞き取り・記録を行う。

近隣・周辺市町村の情報収集・受領・伝達系統



第10節 災害広報

基 本 的 考 え 方	<p>大規模災害発生時において、災害そのものによる被害以上に懸念されるのは二次的被害・混乱の発生である。第1に阻止すべきは火災の発生であるが、第2に電話の輻輳状態の発生、第3に交通渋滞の発生、第4にデマ等によるパニックその他の地域社会秩序の混乱があげられる。市民が電話に殺到するのは、いうまでもなく防災機関に救援を求めるためであり、「家族や知人の安否」に関する情報のニーズが高まるためである。同様に交通渋滞の発生も1995年阪神・淡路大震災では、比較的被害の軽かった西部地区からの通勤用車両が大きな原因のひとつとなった。デマ等の発生もまた救援救護対策、復旧対策、余震対策等の状況に関する情報及び生活関連情報へのニーズがいかにかの証しに他ならない。</p> <p>これらは、公的な機関により市域に関する「災害の全体像」、ライフライン施設の「被害の有無や復旧見込み」、当面の応急的な「救援救護活動の実施状況」「デマ等の打消」等に関する情報が供給され、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」を無くしていくことによってのみ解消される。</p> <p>そのため、市は、防災関係機関、報道機関その他の事業所・団体及び市民との連携・協力により、災害時広報体制を速やかに確立し、被災地の市民だけでなく被害を免れた地域の市民や全国各地の人々を含めた総合的な広報活動を行う。</p> <p>この場合、特に「災害時における広報活動」のもつ特殊性として、次の3点に留意して行うことが重要である。すなわち情報の周知とデマ発生防止の観点から</p> <ul style="list-style-type: none">○ 情報は「繰り返し供給」されること○ 可能な限り「文字情報の形で併せ供給」されること○ 活動のもつ二次的な効果としての「アピール効果」が意識されること <p>以上3点である。特に、本部長はできる限り速やかに市民の前にその健在であることを示し、多くの支援が寄せられ着実に応急対策を講じていることを伝えることにより、市・県及び国への信頼の強化・積極的な協力を促すよう「アピール効果」の最大限の発揮に努める。</p>
----------------------------	--

1 方針

市民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

2 実施担当班

本部班

秘書広報班

避難収容班

3 実施内容

(1) 災害広報の実施

基 本 的 考 え 方	<p>災害時における広報活動は、災害発生直後から急激に高まる圧倒的な情報ニーズを満たすために行われる。また一時的に混乱状態に置かれた市民に対して、冷静な判断力の回復と現実的な復興への意欲を促すために行われる。</p> <p>したがって、質・量両面において、広報活動は迅速かつ圧倒的な供給体制をもって実施されることが重要である。</p> <p>特に、災害発生初期においては、「情報の供給」が最優先されなければならない。各防災関係機関が供給する情報に「不統一」のあることは望ましいことではないが、それを恐れるあまり、広報活動の開始そのものが遅れるようならば、「情報の不統一」以上に、「情報の供給開始の遅れ」の方がむしろ事態の悪化を放置するという点で、デメリットが大きい。</p> <p>市本部においては、災対市長公室長（市長公室長）が防災関係機関、報道機関、その他市内関係機関・事業所・団体等と連携・協力して、必要かつ十分な広報活動用資料の作成・提供に努める。また現地連絡所においては、提供を受けた広報資料について、コピー機、印刷機、館内放送、掲示板など、使用可能な機材・設備を活用して、避難所在住の被災者及び担当地区の市民に周知されるよう努める。</p> <p>市が行う災害時の広報活動については、その果たすべき意義を踏まえるとともに、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分ける必要がある。そのため災対市長公室長は、広報活動用資料の配布に際しては、状況を判断の上適切な広報手段を明記するよう努める。</p> <p>なお、NHK・民間テレビ・ラジオ各社に対する緊急警報放送の要請は、原則として県を經由して行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、災対市長公室長が本部長の指示に基づき直接要請する。</p>
----------------------------	---

県、市及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする市民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

ア 県及び市町村の広報する災害に関する情報

a 県と市との役割分担

(県の役割)

- ・被災地の外に対する広報
- ・広域に及ぶ広報

(市の役割)

- ・地域住民に向けての広報

b 広報の手段

市、県は、情報伝達にあたって、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等

を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

c 広報の内容

災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難勧告・指示等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他市民生活に関する事など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つ。

イ 防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて市及び県と連携し、又は、報道機関の協力を得る。

(2) 災対市長公室の役割

災対市長公室長は、大規模な災害発生等によりその必要があると認めたときは、本部長の指示の有無に関わらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。

役 割 項 目	手順その他必要事項
広 報 活 動 用 資 料 の 作 成	① 各部からの資料のとりまとめ並びに収集 ② 広報活動用資料作成（A4 又はB4 サイズ） ③ NTTファックス、インターネット、電子メール、伝令等による各部及び現地連絡所・避難所への配布
「広報かかみがはら災害生活情報」発行体制の確立	① 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む） ② 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） ③ 災害発生2日目以降必要に応じ随時発行
要配慮者向広報体制の確立	① 市社会福祉協議会との連携 a 外国語・手話通訳ボランティアの確保 b 翻訳・点字ボランティアの確保 ② 要配慮者向広報資料の作成 ③ 要配慮者向巡回広報公聴チームの編成 *洪水時に注意する事項 浸水想定区域内における要配慮者が利用する施設への広報 ※施設の名称・所在地（資料編資料 35）
報 道 機 関 対 応	① 各報道機関に対し、共同記者会見所・臨時記者詰所の開設及び報道協力の要請
広 報 活 動 の 編 成	① 広報車巡回等による広報活動 ② 住宅密集地への広報活動 ③ その他緊急広報を必要とする地域への広報活動
同報無線設備を通じた市民への広報活動	大規模な災害発生等によりその必要があると認めたときは、本部長の指示の有無に関わらず、同報無線設備を通じて市民への広報活動を行う。

(3) 現地連絡所の役割

現地連絡所は、災対市長公室から提供を受けた広報活動用資料を活用し避難所在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり広報活動を行う。

役 割 項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
広 報 活 動 資 料 を 使 っ た 広 報 活 動	① 現地連絡所員による自治会長等への情報伝達 (緊急の場合は口頭伝達等による) ② 現地連絡所員による担当地域内における広報活動 ③ 現地連絡所員による避難所内における広報活動 (館内放送、口頭伝達等による)
「広報かかみがはら災害生活情報」 の配布	① 現地連絡所担当者が担当地区内に掲示・配布 ② 現地連絡所担当者が避難所内で掲示・配布

(4) 主に広報すべき情報項目

市は、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項	広 報 手 段
(1) 被害の状況が静穏化した段階の広報 ア 被害情報及び応急対策実施状況に関すること ① 被災地の状況 ② 救護所、避難所の開設状況 ③ 応急給水の実施状況 (給水拠点の位置、給水実施予定等) ④ 応急給食・その他の救援活動の実施状況 ⑤ ごみ・がれきの収集方法その他 イ 安心情報 ① 「……………地区は被害なし」 ② 「……………小学校児童は全員無事に……………へ避難」 ③ その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報 ウ 生活関連情報 ① 水道の復旧状況 (その他施設の被害状況、水質についての注意等) ② 電気、ガス、下水道の復旧状況 ③ 食料品、生活必需品の供給状況 ④ 食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 エ 通信施設の復旧状況 オ 道路交通状況 カ バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 キ 医療機関の活動状況 ク その他必要な事項 (2) 風水害時の広報 ア 洪水予報・水防警報・土砂災害警戒情報 イ 河川の状況が注意を要する場合は、風呂水を捨てない等河	テレビ・ラジオへの 広報協力依頼 広報かかみがはら 災害生活情報 ビラ 掲 示 災害時総合相談 窓口の開設 ※各部職員で構成され る総合窓口を本庁舎 内に設置

<p>川への負荷の軽減のための協力を市民に呼びかける。 その他地震災害の場合に準じて行う。</p> <p>※避難勧告の伝達サイレンは水防計画第6章第8「水防信号」による。</p>	
---	--

ア 同報無線設備（屋外拡声子局、戸別受信機）の利用

災対市長公室長が広報文を作成し災害対策本部より市民に対し一斉通報する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
<p>緊急伝達</p> <p>a 避難の指示 b 火災の発生に関する情報 c 木曾川・新境川・大安寺川等の堤防に関する情報 d 土砂災害に関する情報 e その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること ○ 音量を考慮すること ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す
<p>時期を限定した伝達</p> <p>a 災害に関する情報 b 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 c 安心情報 d 生活関連情報 e 通信施設の復旧状況 f 道路交通状況 g 医療機関の活動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること ○ 音量を考慮すること ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す

イ 広報車の利用

災対市長公室長が広報文を作成し各地域巡回により行う。災対市長公室長は必要に応じ他の部の車両や市内事業者・団体等からの調達により必要地域へ広報車を出動させ広報活動を実施する。なお広報車による広報は音声のみによらずビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。

また、他の部の車両の動員については、災対企画総務部長を通じて要請する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
<p>緊急伝達</p> <p>a 避難の指示 b 火災の発生に関する情報 c 木曾川・新境川・大安寺川等の堤防に関する情報 d 土砂災害に関する情報 e その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること ○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ○ 音量・音質・共鳴を考慮 ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す ○ 車両をゆっくり運行させる

時期又は地域を限定した伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること ○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ○ 音量・音質・共鳴を考慮 ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す ○ 車両をゆっくり運行させる
a 災害に関する情報	
b 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況	
c 安心情報	
d 生活関連情報	
e 通信施設の復旧状況	
f 道路交通状況	
g 医療機関の活動状況	

ウ 市職員の口頭での伝達

現地連絡所の要員が各管内地区において行う。また本庁周辺地区については、災対市長公室職員が行う。広報車の活動が不可能な地域もしくは特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。また必要な場合は、あわせて警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること ○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ○ 音量・音質・共鳴を考慮 ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す ○ 不確実なことは言わない
a 避難の指示	
b 火災の発生に関する情報	
c 木曾川・新境川・大安寺川等の堤防に関する情報	
d 土砂災害に関する情報	
e その他	
避難所での情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること ○ 被災者が精神的に不安定な状態にあることをふまえ次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ○ 音量・音質・共鳴を考慮 ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す ○ 不確実なことは言わない ○ ビラ・チラシなどの印刷物をあわせて配布するよう努めること
a 災害に関する情報	
b 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況	
c 安心情報	
d 生活関連情報	
e 通信施設の復旧状況	
f 道路交通状況	
g 医療機関の活動状況	

エ 「緊急速報メールサービス」の利用

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社が提供する「緊急速報メール」サービスを利用し、市域にある携帯電話機に対して避難の指示など市民の生命に被害が生じるおそれのある緊急情報を一斉に配信する。なおこのサービスは、事前のメールアドレスなどの登録は不要である。

オ 市施設における掲示等

災対市長公室長は、「広報かかみがはら災害生活情報」を災害発生後2日目を第一号として1日1回ずつ定期的に発行（印刷物配送又はFAX送信による）するよう努める。これにより情報の空白時間帯や空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。なお、発行された「広報かかみがはら災害生活情報」は、本庁舎においては災対市長公室職員が、また現地連絡所並びにその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

カ 隣接市町への広報依頼

災対市長公室長は、隣接市町との境界部にあたる地域の市民への広報活動で、上記の手段では不十分もしくは適切でないとは判断される場合については、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。

キ 緊急警報放送等の要請

本部長は、災害の発生により必要と認める場合は、民間テレビ・ラジオ各社の協力のもと、緊急警戒放送を実施する。また、災対市長公室長は、災害時の広報活動実施において、ラジオ・テレビの放送機能を積極的に活用する。なお、ラジオ、テレビに対する緊急警報放送(※1)の要請については、県計画に基づき原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要請し要請後速やかに県へ報告する。

※1 避難の勧告又は指示、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要がある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時における放送要請に関する協定」（県知事と県内ラジオ局との間で締結 ※2）に基づき、「緊急警報放送」を要請することができる。

※2 協定に基づく電話による要請方法

ク 広報文例

災対市長公室長は、広報資料の作成にあたっては、以下の文例をもとに適宜決定する。
なお、災対市長公室長は、防災訓練や市民（自主防災組織代表者等）との交流を通じて、情報項目の補充、聞き取り間違いの少ない適切な言い回しへの改訂に努める。

災害種別・区分	情報項目	例文番号
台風・水害時	・気象情報の情報伝達	1-1 1-2
	・被害の状況	3
	・火災発生の状況	4
	・安心情報	5
	・交通の状況	6
共通 (避難・救護)	・避難準備の周知	7
	・避難の指示、誘導	8
	・救護対策の周知	9
	・罹災者の避難収容場所の周知	10
	・防疫・保健衛生に関する周知	11

※ 災害時の広報文例

(資料編資料 17)

(5) 報道機関との連携

基本的 考 え 方	<p>隣接する岐阜市には県内を聴取エリアとするNHK岐阜放送局がある。その他民間ラジオ放送（AMラジオ局）、各新聞社の本社もしくは支局などがあり当市の庁内にも記者クラブが置かれている。</p> <p>そこで、報道機関については、大規模災害時における市民への情報連絡手段のひとつとして位置付け有効な活用を図るとともに、災害時の取材活動が災害対策本部の活動の支障にならないよう、臨時に定めるルールを守るよう協力を要請することとする。以下には、報道機関への発表、協力の要請について、そのあらましをあげる。</p>
--------------------	---

県及び市は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請する。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をする。

特に、大規模災害発生のおそれがあるとき、県は県域放送局に対して、市民の避難行動につながるよう、現地の状況や避難勧告等の発令状況、避難所の開設状況など、きめ細かな放送を要請する。

また、県は県域放送局等に対して、大雨・災害関連情報の提供に努める。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

ア 市の発表

a 本部設置前

市長又は市長公室長の指示により、市長公室広報課長が報道機関に対する連絡窓口となり、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

b 本部設置後

本部設置後については、災対市長公室を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。発表は原則として本部長が共同記者会見方式で行う。

なお、災対市長公室長は、本部が設置された場合、市本庁舎内に特設の臨時記者詰め所及び共同会見場を設置する。

イ 消防本部（署）の発表

消防本部（署）の行う警戒防御に関する発表は、本部長が行う共同記者会見の場で、指定する職員が行う。

ウ 各務原警察署の発表

報道の公正を期するため、担当の職員を定めて行う。また、あらかじめ発表内容を市（本部）へ通報する。

エ 緊急警報放送等の要請

市は、ラジオ、テレビについて緊急時における情報連絡手段として有効に活用する。

なお、ラジオ、テレビに対する緊急放送の要請については、県計画に基づき、原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告する。

a 県への要請

防 災 課

1 防災行政無線	衛星系 111-3-400-2-2746、2747	地上系 111-400-2-2746、2747
2 防災行政無線 FAX	衛星系 3-400-725～728	地上系 400-725～728
3 一般加入電話	058-272-1125	

b 岐阜放送局への要請

	常	時
	※ファックスを最優先利用	
	電話 F A X 058-262-1267	
1 一般加入電話	電話 058-264-4611	
	一般加入電話による場合は要請先を確認する。	

c 岐阜放送への要請

	常	時
	※ファックスを最優先利用	
	電話 F A X 058-262-7191	
1 一般加入電話	電話 058-264-1181	
	一般加入電話による場合は要請先を確認する。	

オ 防災関係機関との連携

各防災関係機関派遣の情報連絡員（リエゾン）に対し、次の事項に重点を置いて連携し広報活動を実施するよう要請する。

a 各務原警察署

警察署は、市本部（消防署含む）その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主な広報事項	広報手段
① 被害の規模及び区域	広報車
② 避難場所及び避難経路の状況	パトカー
③ 交通機関の被害状況	立看板、横断幕
④ 交通規制の実施状況（一般車両の通行禁止など）	垂れ幕等の掲示
⑤ 主要幹線道路、橋りょうの被害状況及び復旧の見通し	テレビ・ラジオ
⑥ 治安状況及び犯罪の防止活動	市への依頼
⑦ その他デマ情報の防止など	（広報紙等）

b N T T西日本岐阜支店

N T T西日本岐阜支店は、災害のため通信が途絶したとき、もしくは利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。

主な広報事項	広報手段

① 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 ② 通信の途絶又は利用制限の状況 ③ 通信の途絶又は利用制限をした理由 ④ 利用制限をした場合の代替となる通信手段 ⑤ 利用者に協力をお願いする事項 ⑥ その他必要な事項	テレビ・ラジオ 新聞等の媒体 広報車 チラシ 窓口案内掲示 市への依頼 (広報紙等)
--	--

c 中部電力各務原営業所

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。また停電の状況、復旧予定時間等については、市本部に通報するとともに、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

主な広報事項	広報手段
① 第1段階（安全、危険防止） ア 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄りの事業所へ通報すること イ 無断昇柱、無断工事をしないこと ウ 地震発生時は、使用中の電気器具のコンセントを切ること エ 屋外に避難する場合は、基（メイン）のブレーカーを切にすること ② 第2段階（被害状況） ア 停電区域 イ 停電事故復旧状況 ウ 停電事故復旧見込み ③ 市民対応窓口の確立 需要家からの電話による事故通報や復旧見通しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受付はもとより、本店、支店などの能率的受付体制を確立しておく。	HP等 テレビ・ラジオ 新聞等の媒体 広報車 チラシ 窓口対応 (営業所等) 市への依頼 (防災無線・広報紙等)

d 東邦ガス

軽被害地域については可能な限り供給が継続されるよう大・小2段階のブロック化が実施されている。各ブロックについては、必要に応じて要員を速やかに派遣し、手動操作により供給停止措置をとる体制がとられている。

以上のとおり、分離操作等により被害の大きな地域へのガス供給は停止され、それ以外の地域へのガス供給は継続される計画であるが、ガスによる災害を防止し市民の不安解消を図るため、以下の表のとおりサービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区を巡回し周知する。

主な広報事項	広報手段
① マイコンメーターが作動してガスが出ない場合	広報車

<ul style="list-style-type: none"> ・ すべてのガス栓、口火等を閉める ・ 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをゆっくりと押しこみすぐ手を離してランプの点灯を確認する。 ・ 手を離して約3分間待つ（マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。ランプの点滅が消えるとガスを使うことができる） <p>② 供給を停止した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、東邦ガスから連絡があるまで待つこと ・ ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめ東邦ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと <p>③ 供給再開時の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること ・ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと ・ 内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず最寄の事業所に連絡すること ・ ガスの使用再開時に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄の事業所に連絡すること 	<p>消防署、警察署、報道機関等への協力要請</p> <p>市への依頼 (広報紙等)</p>
--	--

e 公共交通機関

各公共交通機関においては、おおむね次の事項に重点を置いて広報活動を実施し、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

主な広報事項	広報手段
<p>① 駅では、地震被害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について放送案内を行う</p> <p>② 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める</p>	<p>構内放送 車内放送 職員口頭 掲示等</p> <p>市への依頼 (広報紙等)</p>

(6) デマ等の発生防止対策

市及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をとる。

(7) 被災者等への広報の配慮

市等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握で

きる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮する。

(8) 市民の安否情報

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「Web171」及び携帯、PHS版災害用伝言板サービスを提供し、市民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。

(9) 総合的な情報提供・相談窓口の設置

市等は、市民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

(10) 広報活動用資機材及び要員の確保

基本的 考 え 方	<p>災害時に必要とされる広報活動を迅速かつ適切に行うためには、情報を整理し広報活動用資料の形に編集するための要員や、紙・インクその他の印刷用材料や巡回広報活動を行うために必要な宣伝カー・ハンドマイク・スピーカー等の器材を大量に確保する必要がある。そのため、災対市長公室は、あらかじめ広報車に転用可能な拡声器付車両や編集要員としての人材を有する市内の事業所・団体等を把握するとともに、災害発生時に迅速に協力要請するために必要な連絡方法その他について、取り決めておくものとする。また、市民に対して広報活動用ボランティアへの参加を呼びかける。</p>
--------------------	---

ア 拡声器付車両・資機材等の調達

a 市保有現在量の把握

災対市長公室長は、本部長の指示の有無に関わらず、その必要があると認めたときは、災害時広報活動に使用可能な市保有拡声器付車両の状況について把握するとともに、関係各部長の協力を得て、紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

b 調達

市保有現在量では対応が困難な場合や拡声器付車両・スピーカー装置等機材については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達により、迅速な対応を図る。

・ 調達可能な団体・業者等

調達可能な団体・業者等については、おおよその調達可能品目、数量等をあらかじめ把握しておくものとする。

・ 拡声器付車両等の待機・準備

拡声器付車両及びスピーカー装置等機材を保有する団体・業者等は、災害が発生しその必要があると認めるときは、市からの要請がある場合に備え、供給可能数を待機させる。

- ・ 費用の負担

車両・機材の調達に要する費用については、燃料・修理代を実費負担する。また、その他消耗品については、市が通常行うところによる。

イ 編集補充要員の確保

a 編集ボランティア

市内の事業所及び市社会福祉協議会に対し編集作業スタッフの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人・聴覚障がい者向広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼びかける。

b 県・他市町村職員の応援派遣要請

広報資料編集作業要員としての県・他市町村職員の応援派遣を本部長に対し要請する。

ウ 広報活動要員の確保

a ボランティア

車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳要員について、市社会福祉協議会に要員派遣を要請するとともに、市民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

b 県・他市町村職員の応援派遣要請

広報活動要員としての県・他市町村職員の応援派遣を本部長に対し要請する。

※ 本章第5節「災害応援要請」参照

(11) 災害時総合相談窓口の設置

基本的 考 え 方	<p>災害時総合相談窓口の開設は、第1に被災から立ち直るための支援の窓口を1箇所にとどめることにより、各種救援サービスの受給を容易にするとともに、カウンセリング係を置き、無用なトラブルや不満の発生を未然に防止するために行われる。あわせて、災害による精神的・物質的打撃を受けた被災者の「こころのケア対策」の一環としても行われる。</p> <p>第2のねらいとして、各部が担当する救援対策に関する被災者のニーズを適切かつ迅速に把握するための「場」を設定し、過不足ない救援サービスの実施を期する。</p> <p>そして、第3のねらいとして、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序への信頼を回復し生活再建への着手を促すために行われる。</p> <p>ここでは、あわせて、市が行う臨時市民相談所の開設、県及びその他防災関係機関が行う災害相談についても、それぞれの役割分担、手順等のあらましをあげる。</p>
--------------------	---

ア 災害時総合相談窓口の開設

a 開設担当部

災対市長公室長は、市域に大規模な災害が発生していると認めた場合並びにその他必要と認める場合には、本部長（市長）の指示の有無に関わらず、ただちに本庁舎内に災害時総合相談窓口開設を行う。

また開設着手とあわせて、各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、関係機関・団体等への協力要請、現地連絡所への各種資料・申請用紙の配付その他必要な措置をとるよう要

請する。

b 災害時総合相談窓口の設置概要

災害時総合相談窓口の設置概要は、以下のとおりである。

事 項	留意事項・その他	
設 置 場 所	高齢者や障がい者の便宜を考慮し本庁舎1階に設置する。	
担 当 者	開設・調整業務	設置施設担当部職員
	相 談 業 務	各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり。
	災 対 市 長 公 室	保険・法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談
	災対企画総務部	要搜索者名簿の閲覧
	災対市民生活部	罹災証明書の発行、税の減免、解体申請に伴う権利関係の確認 遺体の埋葬許可、国民年金、国民健康保険、環境衛生、環境保全
	災対健康福祉部	福祉全般、医療・健康
	災対産業活力部	救助物資全般、職業の斡旋、農業・商工業相談全般、外国人
	災対都市建設部	道路・橋りょう・河川施設 建物危険度判定、仮設住宅等住宅救援対策全般 災害復興に係る都市計画、建築指導事務
	災 対 水 道 部	水道、下水道
	災 対 教 育 部	教育相談、文化財
	災 対 消 防 部	罹災証明
カウンセリング	災対市長公室職員もしくは専門ボランティアの協力を得て行う	
※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請		

イ 臨時市民相談所の開設

災対市長公室長は、必要と認める場合、本部長の指示に基づき、避難所、現地連絡所又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情などの積極的な聴き取りに努める。

ウ 県による相談窓口の設置の広報

市は、県により設置される相談窓口の広報を実施する。

県民相談チームの設置

県は、県民からの相談に応ずるため、県民相談窓口として県庁に「県民相談チーム」を設置する。

エ 災対消防部並びに防災機関による災害相談

a 各務原警察署

警察署は、警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

b 災対消防部

災対消防部長は、災害鎮圧後、各消防署と消防出張所等のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、消防相談にあたる。

c その他防災関係機関

本部長は、必要に応じて、電気、ガスその他の防災関係機関に対して、市の災害時総合相談窓口及び臨時市民相談所への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

第11節 消防・救急・救助活動

基本的 考 え 方	<p>火災その他の二次災害の発生を最小限度に留め、限られた時間内に迅速・的確な救助・救急活動を行うべき任務を負っている消防本部・署、警察署、ライフライン施設所管の各機関は、庁舎が被災し職員自らが少なからず被災者となる中で、平常時に増して限られた要員、車両・資器材等をもってあたらなければならない。</p> <p>そのため、市（消防本部・署を含む）並びに警察署・中部電力・東邦ガスその他の防災関係機関は、第一に活動要員・各種車両・消防水利及び救出用資機材の確保を最優先で行う。第二にそれぞれに行う措置が二次災害の防止につながるよう事前通報その他相互の緊密な連携を行う。第三にすみやかに広域的な応援部隊の派遣要請を行うとともに、その受入れに万全を期す。</p>
--------------------	--

1 方針

災害発生に伴う火災から市民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 実施担当班

本部班	都市計画班	消防予防班
秘書広報班	住宅対策班	救急指令班
土木第一班	下水道対策班	消防署班
土木第二班	消防総務班	消防団班

3 実施内容

(1) 出火、延焼の防止

ア 出火等の防止

市は、出火等を防止するため市民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期する。

イ 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

ウ 延焼の防止（火災防ぎよ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くす。

市は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の活用を図る。

(2) 市の消防活動の目標

消防活動の基本目標は人命の安全確保である。大規模な地震発生時には、火災の多発、建物の倒壊等により極めて大きな人命の危険が予測される。消防は、その全組織機能を駆使して、避難の安全確保と市街地・密集地を中心とした市街地大火の発生防止に努め、また、倒壊建物等において生き埋めになった市民の救出活動も併せて行う。

(3) 市の消防活動

基本的 考え方	市消防団を含め、その全機能をあげて、避難の安全確保と住宅密集地を中心とした都市大火の発生防止に努め、また倒壊現場等において生き埋めになった市民の救助活動にあたる。あわせて市民や事業所に対し救助活動への協力、初期消火活動とその後の出火防止の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。
------------	--

ア 災対消防部の活動態勢

a 消防震災対策本部、消防署対策部及び職員参集状況

災対消防部は、消防本部に「消防震災対策本部」を、各消防署に「消防署対策部」をそれぞれ設置するとともに、勤務中の消防職員をもって初期活動を行う。また非番、公休者は別命を待たずに所定の部署に参集する。災対消防部長は、参集職員の参集状況に応じて当務部隊に合流させ部隊の増強を図る。

b 防災関係機関等との連携

災対消防部は、ガス漏れや通電再開による出火並びに放火を防止するため、東邦ガス・LPガス・中部電力・NTT並びに警察署等に対し部内に連絡担当班を設け各防災関係機関との連携・協力を万全を図る。

c 指令通信体制の確立

救急指令課は通信設備の機能試験を行い、指令通信体制の確立にあたる。

また、各消防隊に指令し各消防署管轄の被害状況を速報させる。

イ 消防隊の活動態勢

a 消防署対策部の開設

各消防隊の災害活動を統括的に処理させるため、各消防署に「消防署対策部」を開設する。

b 消防隊の出動体制の確立

- 消防活動は各務原市消防災害出動計画に基づき行うこととし、火災が多発したときは事象に応じて各消防署隊が、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 震災消防活動体制が確立した場合は、消火活動と並行して救助、救急活動を行う。
- 延焼火災が少ない場合は、救助、救急活動を主力に活動する。

c 部隊の運用

- 地震に伴う火災、救助・救急等の災害発生件数、規模等により消防震災対策本部並びに、各消防署対策部の指示に基づき部隊の運用及び現場活動を行う。
- 地震発生後1時間を経過しても「災害の全体像」が掌握できない場合は、防災アセスメント等の事前計画により災害重要地点への効率的な部隊運用を図る。

ウ 情報収集等

a 各消防署対策部は、岐阜県防災ヘリコプターによる上空偵察の情報や119番の通報情報、

高所や主要地域への偵察派遣による市内の状況把握に努め、いち早く「災害の全体像」集約に全力を傾け、参集消防職員・消防団員の被災地派遣の効率的運用を図る。

- b 救急指令課の通信システムを活用し、円滑な情報伝達管理を行う。
- c 市災害対策本部派遣の連絡員と相互に連絡を取り合い、知り得た災害情報の交換を行うとともに、他の防災関係機関へも職員を派遣し連携のために必要な連絡体制を確保する。

エ 消防団の活動

消防団長及び副団長は発災後の応援活動の万全を期するため、消防本部に震災非常配備体制が発令された場合は、団長が本部長となり各消防署隊と綿密な連携を保ち、消防団警戒活動及び応援活動を指揮統括する。

a 出火の防止

居住地付近の市民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼び掛ける。出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

b 情報の収集

各分団隊ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を団本部もしくは消防署に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても報告をする。その他必要な情報収集報告を行うとともに、市災害対策本部長もしくは団本部長に伝達等を定期的に行う。

c 消火活動

分団受持区域内において消火活動を行うが、特に消防署の出動不能又は困難な地域における消火活動を行う。また主要避難路の確保のための消火活動について、単独もしくは消防署隊と協力して行う。

d 消防署隊への応援

消防署（出張所）の消防署隊応援要員として、消火活動等の応援をするとともに、道路障害物排除等の活動を行う。

e 応援救護

市民と一体となって要救助者の救出を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い安全な場所への搬送を行う。

f 避難誘導等

避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを地域内の市民に伝達するとともに、他部職員、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。また、避難場所の防護活動を行う。

※ 各務原市の消防力等の現況 (資料編資料 24)

※ 消防本部・署及び消防団の部隊編成計画 (資料編資料 25)

オ 自主防災組織等の消火活動

a 出火の防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の使用停止、ガス・電気の使用停止等を呼び掛け、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

b 消火活動

市民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう

努める。また倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

カ 消防水利の確保

消防水利は、原則として水道消火栓の損壊を前提とし、以下のとおり確保する。

なお、自然流下地域及び谷状の低地にある場合は、直径 250 mm 以上の管についている消火栓については使用を試みる。

a 河川等の自然水利

河川・湖沼等が現場直近にある場合活用するが水利から 1.4 km（震災時のポンプ隊の活動範囲を 280 m とみなし最高 5 隊中継して送水するものと想定）以内にあたる場合、活用可能とする。なお木曾川、境川、轟川、大安寺川等については、無限水利とし大火災の発生等、通常の消防水利では水の絶対量が不足する場合の事態に備え整備を図っている。

b 防火水槽・貯水槽・プール等

防火水槽等、水利容量に制限のある水利については、40 m³ 防火水槽に 1 隊、100 m³ 防火水槽に 2 隊の配置を原則として活用する。ただし、充水措置ができる場合はこの限りではない。また、貯水池・プール等はそれぞれの容量に応じ 40 m³ 1 隊を基本とし、充水措置が可能なものはそれに応じた隊数を算出基礎とする。

c 充水措置

防火水槽等、水利容量に制限のある水利を利用する場合は、部署隊数、貯水容量から使用可能時間（1 隊 3 口放水の場合、40 m³ 防火水槽に 2 隊部署すると約 12 分、100 m³ 防火水槽に 4 隊部署すると約 15 分で使用不能となる）を判断し早目に充水措置を行う。充水源としては、火点後方の防火水槽、池、河川、用水、プール、井戸、ビル受水槽等、利用可能なすべての水利を活用する。

d 災対水道部への協力要請

災対水道部は消防隊の要請があった場合は、可能な限り職員を出動させ、給水車等による充水措置、制水弁の開閉による増水の手配（消火栓使用の場合）等、消防水利の確保に協力するよう努める。また消火活動に使用後の防火水槽への充水体制を速やかに確立する。

キ 応援消防隊の受入れ

消防災害対策本部長（災対消防部長）が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、消防相互応援協定、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定等に基づき他市町村の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについては、おおむね以下のとおりとする。（詳細については、岐阜県緊急消防援助隊受援計画、各務原市受援計画に準じて実施する。）

a 応援消防隊の集結場所の指定

b 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

c 添乗署員の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現地への出動にあたっては、各車両 1 名ずつ署員を添乗させる。

d 宿舎の確保

派遣された他市町村の応援消防隊職員の宿舎については、市が確保する。なお、必要に応じて県（防災課）に協力を要請する。

e 経費の負担

経費の負担については、協定に基づき行うが、概ね以下のとおりとする。

- ・ 応援市町村等が負担する経費
 - ① 人件費、消費燃料等の経常的経費
 - ② 応援隊職員が応援業務により負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- ・ 発災市町村等が負担する経費
 - ① 応援市町村等の要請に係わる消防用資機材等の調達経費
 - ② 応援活動が長期にわたる場合の燃料の補給、食糧、消火薬剤等の支給に要する経費

※ 消防応援協定（一覧）	（資料編資料 26）
※ 岐阜県広域消防相互応援協定書	（資料編資料 27-1）
※ 岐阜県緊急消防援助隊受援計画	（資料編資料 27-2）
※ 各務原市受援計画	（資料編資料 28）
※ 岐阜県防災ヘリコプター応援協定書	（資料編資料 29）

(4) 危険物等関係施設における災害拡大防止措置

ア 危険物等施設の所有者の措置

- a 施設の異常を早期に発見するための点検の実施
- b 危険物等の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置
- c 異常が見られ災害が発生するおそれのあるときの消防、警察、市町村への通報、付近住民への避難の周知
- d 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

イ 消防機関及び県警察の措置

- a 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施
- b 警戒区域の設定、広報活動の実施、市民の立入制限、退去等の命令
- c 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施
- d 県警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

ウ 県の措置

- a 他の市町村に対する応援の求め、必要に応じた自衛隊派遣の要請
- b 流出防止資機材、化学消火薬剤等の必要な資機材の確保

(5) 負傷者等の救出及び救急活動

ア 消防機関、県警察等による救出・救急活動

消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

a 救出活動

- ・ 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早

期発見に努める。

- ・救出活動を阻害するがれき、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

b 救急活動

- ・消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行う。
- ・道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

c 相互協力

消防機関及び県警察は消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力する。

イ 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力する。

ウ 応援要請

県は、市の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、応援活動の全国的な調整を行う。

市は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

エ 応援部隊の指揮

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮する。

オ 救助・救急活動の目標

消防資器材、要員等を活用し人命救助・救急活動を実施して、人命の安全確保に努める。なお、消防本部・署をはじめ市各部が災害現場に出動するまでの間は、消防団並びに自主防災組織等地域住民が救助作業を実施する。また市各部が到着後は、市が行う救出作業に協力する。

(6) 市の救助・救急体制

ア 災対消防部

- a 災対都市建設部と連携し、あらかじめ締結する協定に基づき業種別団体、事業所に対しブルドーザー、クレーン車等建設用機械などの重機材及び作業員の派遣協力を要請する。
- b 救急指令課は、多数の傷病者が予測されるため、あらかじめ医療機関に診療の可否、収容能力等の調査をする。
- c 消防応援隊、警察、自衛隊等の応援部隊に現有消防勢力への合流の指示等、救助・救急活動の重要地域への割振りを行う。
- d 救助・救急活動の詳細な現場からの報告を地図上に明記し、具体的に記録し災害の実態把握に努め、応援消防力の派遣優先順位等を考慮しておく。また「被害の全体像」が掌握できないときは、防災アセスメント等による事前計画に基づき指定される重要災害地点に主力を注ぐ。

イ 災対都市建設部

- a 災害発生後ただちに、参集した部の職員のうちより救出活動班を編成する。
救出活動班の出動現場については、被害の状況に応じて、各部長が相互に連絡・調整の

上決定する。

- b あらかじめ締結する協定に基づき各部所管の業種別団体・事業所に対し、ブルドーザー・クレーン車などの建設用機械、エアジャッキ・チェーンソーなどの救助用器具及び作業員の派遣協力を要請する。

ウ 災対市長公室

- a 警察署その他関係機関に対し救出活動専門部隊の災害出動を要請する。
- b 必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣出動を要請する。
- c その他関係各部に対し、必要な協力要請を行う。

(7) 消防隊の活動

- ア 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊等が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- イ 救助活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、無線等により消防震災対策本部に要請する。
- ウ 救急活動にあたっては、現場救護所を設置し医療関係機関、消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。
- エ 傷病者の搬送は、救命処置を要する重傷者を最優先とし、救急資器材を有効に活用して医療機関へ搬送する。
- オ 重傷の判定はバイタルサイン（血圧、脈、呼吸状態、尿量・色）のチェック等により行う。

(8) 消防団の活動

- ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救護活動を行う。
- イ 消防署、警察署、自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、必要な活動に協力従事する。

(9) 活動及び出動の原則

- ア 救助は、救命処置を必要とする者を最優先し軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動要員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。また消防職員が不足しかつ貸出可能な救助用資器材がある場合は、市民のうちより適当な者をリーダーとして選び資器材を貸与の上市民自らが救助活動を実施するよう要請する。
- イ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を最優先して実施する。
- ウ 傷病者の救急搬送は救命を必要とする者を優先とし、安全な医療機関もしくは、後方医療機関に搬送する。
- エ 救急処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行わせる。
- オ 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し、救護活動を行う。
- カ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。
- キ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

(10) 各務原警察署の活動

各務原警察署の警察官は、あらかじめ計画された計画に基づき、市、消防署隊、日赤等防災

機関と積極的に連携し負傷者等の救出救助に万全を期し、次のことを重点的活動とする。

ア 救出救助活動は激甚被災地及び学校、不特定多数の人が集合する場所及び造成団地等の山際方面のがけ崩れ、山崩れ箇所を重点に実施する。

イ 救出した負傷者は、応急救護処置を施したのち、医療救護班へ引き継ぎ、緊急を要する場合は、直接病院等の医療機関へ搬送も行う。

ウ 救出・救護活動にあたっては、保有する装備・資器材等を有効に活用するとともに、二次的災害を防止する。

エ 警察官は恐慌状態になっている地域や市民に対して、秩序や安全を確保するため次のことを実施する。

- a 救助・救急活動の現場周辺の交通規制
- b 必要に応じ立入禁止区域の設定、監視等を実施する。
- c 救出者の救出時における状況記録作成
- d 震災による死傷者等の事故原因の調査

(11) 市民・各事業所の果たすべき役割

市民・各業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防隊・警察官・自衛隊等の救出救護活動に協力し自ら地域を自衛する活動を行う。また市や消防隊等の防災関係者から消火・救助救急活動等のため必要な建設用機械・資器材の要請があった場合は、積極的に提供に努める。

(12) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 水防活動

1 方針

洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全を期す。

2 実施担当班

本部班	農政班	土木第二班
秘書広報班	土木第一班	都市計画班

3 実施内容

(1) 水防活動

基本的考え方	<p>市域において木曾川やその他の河川の護岸堤防が被災した場合には、復旧工事が完了するまでの期間中に、大雨や台風の襲来があり得るものと想定しておく必要がある。</p> <p>洪水、台風等による風水害の発生が懸念される場合に、これを警戒・防御し、その被害を軽減するために行う水防活動の実施については、「各務原市水防計画」並びに「木曾川右岸地帯水防事務組合水防計画」によることとなる。そして、事態の推移によって、水防対策本部体制によっては対応が困難となり、水防管理者（市長）が必要があると認めるときは、災害対策本部体制に切り替えて対応することとなる。</p> <p>なお、水防計画に特に定めのない事項については、「各務原市地域防災計画」のそれぞれ該当する節により行う。</p>
--------	--

ア 非常配備体制

災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合、水防に関する応急対策を強力に推進するための隊員の非常配備体制は、次のとおりとする。

区 分	発 令 基 準	体制（動員）内容	活 動 内 容
警戒体制	1 各務原市に大雨及び洪水等の注意報が発表され被害が予想されるとき 2 上記注意報のいずれかが警報に切り替わると予想されるとき 3 その他本部長が必要と認め当該配備を命じたとき。	災対各班の行動計画記載の業務遂行可能な体制（目安として全職員の1割動員） 必要に応じ警戒本部もしくは災害対策本部の設置	1 気象情報の収集を行うとともに河川等の増水及び危険箇所（特に重要水防箇所等）の巡視を実施する
第1水防隊本部体制	1 市に大雨・洪水警報、大雨特別警報及び国土交通大臣又は岐阜県知事より水防警報が発表され、市域に被害の発生が予想されるとき。 2 市に土砂災害警戒情報が	災対各班の行動計画記載の業務遂行可能な体制（目安として全職員の3割動員、必要に応じ体制を強化）	1 情報（気象情報を含む）の収集を行うとともに、河川等の堤防、その他危険箇所の巡視警戒

	発表されたとき。 3 その他本部長が必要と認め当該配備を命じたとき。	災害対策本部の設置	にあたり、その状況によっては早期の水防活動を実施する
第2水防隊 本部体制	事態が切迫し、水防活動が予想され、又は、事態の規模が大きくなって第2配備では処理できないと考え、本部長がこの体制を命じたとき。	全職員 災害対策本部の 自動設置	情報（気象情報を含む）の収集はもとより、河川等の堤防その他危険箇所の嚴重な警戒にあたるとともに迅速な水防活動を実施する

※各務原市より上流域の市町村にのみ大雨、洪水の各注意報、警報が発表された場合は必要に応じて上記体制をとる。

イ 現場指揮本部の設置

水防対策本部長は、水防活動の指揮統制及び関係機関との連絡を図るため、必要と認めるときは、水防現場に現場指揮本部を設置するとともに、現場指揮本部の指揮者を指名する。

現場指揮者は、現場指揮本部に標識を掲げ位置を明確にするとともに、水防隊本部と密接な連絡をとり、水防活動の迅速かつ的確な指揮伝達に努めなければならない。

ウ 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所において、水防隊長は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

エ 水防隊本部員の留意事項

- a 水防隊本部員は、常に気象状況あるいは消防、水防信号等に注意し、災害の発生又は発生のおそれがあるときは、速やかにそれぞれの配備場所につき、又は待機しなければならない。
- b 水防隊本部員は、自らの配備時期を常に確認しておく。
- c 非常配備発令後は、その場所を離れることなく、配備体制をとらなければならない。
- d 配備された者は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その場所を離れてはならない。
- e 交替者は、あらかじめ自己の職務を確認し、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

オ 安全配慮

水防活動に従事する者は、安全確保に留意して活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も活動者自身の安全は確保しなければならない。

※ 水防警報等に関する資料

(資料編資料 16)

(2) 湛水排除

市又は土地改良区は、河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水路等の下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

第13節 県防災ヘリコプターの活用

基本的 考え方	大規模な災害が発生した場合、国は全省庁的な災害救援体制を組むとともに、陸、海、空の3つの輸送ルートにより全国からの救援物資や救援活動要員の輸送にあたる。県もまたそうした計画のもとで広域的航空輸送基地としての各務原飛行場を含め県全域を結ぶ陸と空の2つの緊急輸送ルートを確保する計画である。
------------	---

1 方針

災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 実施担当班

本部班	農政班	住宅対策班
庶務班	避難収容班	
商工観光班	都市計画班	

3 実施内容

(1) 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動

県知事は、市長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。）から防災ヘリコプターによる支援の要請があり、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による支援を行う。また、県知事は、市域内に災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災ヘリコプターを出動させる。

- a 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合
- b 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合
- c 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合
- d その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

(2) 防災ヘリコプターによる支援の要請

市は、防災ヘリコプターによる支援の要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。

- a 災害の種類
- b 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- c 災害発生現場の気象状態
- d 離着陸を伴う場合においては離着陸予定
- e その他必要事項

(3) 防災ヘリコプターの運航体制

その他防災ヘリコプターの運航体制等については、岐阜県防災ヘリコプター支援協定、岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱の定めるところによる。

第14節 災害救助法の適用

基 本 的 考 え 方	<p>災害のため大規模な被害を生じた場合の救助は、災害救助法（以下「救助法」という。）により国の責任において行われるものであり、都道府県知事は、国の委任に基づき国の機関として救助の実施にあたることとなっている。災害救助法の適用をうけるための基準は、別に示すとおり全・半壊住宅数によることとなっている。しかし、被害が甚大であればあるほど被害状況に関する報告は滞りがちとなることが経験的に知られている。全・半壊住宅の「数」の把握に時間をとり救助の要請が遅れるようなことがあってはならない。</p> <p>そのため、市長は大規模な災害が発生した場合については、明らかに被害の程度が一定の基準を超えると推定されるため、全・半壊住宅の「数」の把握ができない場合でも、被害の「大」なることをもって、躊躇なく救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての県知事の）救助の実施の決定を求める。</p> <p>これにより、被災者個人の基本的な生活権の保護と各務原市全体としての社会秩序の保全を図るとともに、対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。</p> <p>なお、各部長は、その所掌する救助活動の実施状況について、初期活動から救助活動が完了するまでの間、毎日記録し、整理し本部長に報告する。</p>
----------------------------	---

第1項 災害救助法の適用

1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

2 実施担当班

本部班

3 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市町村長が行うことができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に伴い県知事が定めることとされており、県及び市町村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市町村は一時繰替支弁することがある。

また、市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。

(2) 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。市に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

表 救助法の適用基準

区分	人口 平成27年 国勢調査	1号適用 (市内の住家滅 失世帯数)	2号適用 (県内の住家滅 失世帯数 2,000世帯以 上のとき)	3号適用 (厚生労働大臣と事前に 協議を必要とする)	4号適用
各務原市	144,690人	100世帯以上	50世帯以上	※1 ※2	※3

※1 (災害救助法施行令第1条第3号前段)

県下の被害世帯数が9,000以上あり、かつ各務原市内の被害世帯数が多数であるとき。

※2 (災害救助法施行令第1条第3号後段)

災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救助を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

・厚生労働省令で定める特別の事情

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。

※3 (災害救助法施行令第1条第4号)

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じ、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

・厚生労働省令で定める基準

1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に援助を必要とするとき。

2 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。

(3) 滅失（罹災）世帯の算定

ア 滅失（罹災）世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失住家	1世帯＝全壊（全焼・流出）	住家	1世帯
滅失住家	1世帯＝半壊（半焼）	住家	2世帯
滅失住家	1世帯＝床上浸水、土砂の堆積により 一時的に居住できない状態に なった住家		3世帯

(注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

イ 被害程度の認定

救助法の認定に際しては、住家の被害の程度の認定が重要な要素となる。
滅失、半壊等のおおよその基準は、次のとおりである。

表 住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 全焼 流出	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部(壁、柱、梁、屋根又は階段をいう。半壊・半焼の場合も同じ)の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。
大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損壊割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のも。
住家の半壊 半焼	住家の損壊が甚しいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、損壊又は焼失した床面積が延面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	上記2項目に該当しない場合であって、浸水が住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの
<p>※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。 ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>	

(4) 救助法による救助の実施

ア 災害報告及び救助実施状況の報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に伴い「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の3段階があり、そのつど県知事に報告する必要がある。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、毎日記録し、整理し県知事に報告する必要がある。

イ 救助の程度、方法及び期間

救助法による救助の程度、方法及び期間は以下のとおりである。

※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表 (資料編資料 20)

(5) 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事に全面的に委任されている。救助は、災害の発生と同時に迅速に行われなく

てはならないため、県では以下のとおり救助に関する職権の一部を市町村長に委任している。

したがって、各務原市の行う災害救助法に基づく救助活動については、県知事の補助又は委任による執行となる。なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が応急措置を実施する。

表 災害救助法の適用後の救助の種類及び実施者

救助の種類	実施者
避難所の設置及び収容	市本部
炊き出しその他による食品の給与	市本部
飲料水の供給	市本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	県本部（確保・輸送）及び 市本部（調査、報告、割当て、配分）
医療	県本部・日赤・市本部（医療班派遣） 市本部（その他）
助産	
学用品の給与	県本部（確保・輸送）及び 市本部（調査、報告、割当て、配分）
災害にかかった者の救出	市本部
死体の埋葬救助	市本部
応急仮設住宅の建設	市本部
災害にかかった住宅の応急修理	市本部
死体の捜索	市本部
死体の処理	市本部
障害物の除去	市本部
※ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障をおよぼしているもの	

※ 岐阜県地域防災計画による。

(6) 被害状況の把握及び報告

ア 市

市が被災した場合、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、市は、直接、国に対して緊急報告を行う。

イ 県

県は、関係市町村等と連携をとり、速やかに被害状況の把握を行うとともに、把握した被害状況を国に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は、概数による緊急報告を行う。

(7) 災害救助法の適用

ア 救助法の適用要請

災害に際し、市域内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、救助法適用を県知事に要請する。

イ 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には市長は救助法の規定による救助に着手しその状況を直ちに県知事に報告しその後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない。また、災害救助期間の延長等特例申請については、岐阜県地域防災係を経由し県防災課を通じて行う。

(8) その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引による。

第15節 避難対策

基 本 的 考 え 方	<p>延焼火災の拡大、ガス等の流失拡散、浸水、がけ崩れ等により、安全を脅かされている市民や来訪者に対して、市長は避難の勧告又は指示を発令し危険地域から安全地域（あらかじめ指定する「一時退避場所」又は同等の機能を期待し得るオープンスペース並びに「避難所」）へ避難させる責務と権限をもつ。</p> <p>しかし年齢や体力その他異なった条件をもつ個人が集団として混乱なく避難するためには、相当の手順、消防・警察等の各機関の役割分担に関する取り決めが必要である。特に、通勤・通学やショッピング・レジャー等を目的として来訪する不特定多数の人たちからなる昼間時の施設における避難対策については、施設管理者が安全避難措置を行うべき責務を有しているのであり、各施設管理者から市本部長に対する避難完了報告のルール化を行うことが必要である。また、市は被災した市民や一時市内に滞在せざるを得ない来訪者に対して、一時的な滞在施設（「避難所」）を提供する責務をもつ。現行の災害救助法において避難所の開設期間は「1週間以内」とされている。これは、一般に学校等の施設を一時的に利用し避難所とするため、本来居住を目的としない施設における集団生活は精神的・体力的に「1週間がガマンの限度」であり、その後の対策については「仮設住宅の提供により対応すべきである」という考え方に基づく。しかし、これまでの大規模災害事例を見た場合、避難所の開設期間が「1週間以内」でおさまることは稀であり、時には半年以上の長期にわたる事例も見られる。これは、避難所の開設期間が、閉鎖後の受け皿となる「仮設住宅の提供」その他の救援対策項目と整合するよう設定されていないがための結果と見ることができる。</p> <p>この計画では、そうしたこれまでの災害事例をふまえ、避難所の開設期間（目標）を「災害発生後2週目までの14日間」とするとともに、プライバシーへの配慮・要配慮者の生活維持のための条件確保等、ある程度の「居住性の向上」を図ることを避難所運営の基本方針とする。</p> <p>なお、避難所閉鎖以後の受け皿となる応急仮設住宅等代替住居への入居開始時期については、発生後15日目を目標とする。</p>
----------------------------	--

1 方針

- (1) 風水害及びその他災害発生時に備え、住宅が密集する市域の各地域から2kmの範囲内に「一時退避場所」を確保する。「一時退避場所」は、面積10ha以上の空地を有することをめやすとして、市・県・国並びに民間の公園・学校等を指定する。また、各地域の一時集結場所として、街区公園等を利用する。
- (2) 木曾川等の洪水氾濫時にそなえ、「避難所」を危険が想定される全地域に関して確保する。「避難所」は、3階建以上の非木造構造であることをめやすとして、市・県・国並びに民間の学校等施設を指定する。
- (3) 地震・水害等により住家においては生命の安全が確保できない場合、もしくは居住不可能になった場合の、一時的滞在施設として、「避難所」を確保する。
- (4) 市公共施設やスーパー・鉄道駅など不特定多数の人が利用する施設における災害発生時の避難措置は、各施設の管理者が対応するとともに、避難完了の報告を市本部長に報告するルー

ル化する。また、市は、避難措置の有無の判断その他必要な措置をとるために必要な情報の提供に努める。

- (5) 誘導は市職員、消防団、自主防災組織、自治会等により行う。あわせて要所に警察署署員を配置し、安全な避難行動を確保できるよう協力を要請する。
- (6) 災害発生後の指定施設の被災状況や避難収容状況に応じて、避難所相互の調整を行う。

2 実施担当班

本部班	都市計画班	救急指令班
調査市民班	住宅対策班	消防署班
福祉救援班	消防総務班	消防団班
避難収容班	消防予防班	

3 実施内容

(1) 避難の勧告又は指示

基本的考え方	<p>災害対策基本法では、災害応急対策の第一次的な責任者である市長は「避難」の「勧告」「指示」並びに警戒区域の設定による当該区域からの「退去」又は「立入の制限」を行うことができると定めている。法律の趣旨は、主に次の2点であると理解される。</p> <p>(1) そのまま放置すれば、災害により人の生命又は身体に危険が及ぼすと判断されるため、市としての「保護」責務を果たすため行う。</p> <p>(2) 市に課せられた「保護」責務として、災害による人の生命又は身体に対する危険を防止するため、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置を講ずるに伴って、「立退き（の勧告又は指示）」「退去」又は「立入の制限」が必要な場合に行う。例えば、洪水時における「ダムの貯水を暫時放流」や「河川堤防の破壊による流水の一部放流」措置を講ずる場合などがある。</p> <p>そのため、「避難」の「勧告」「指示」もしくは「警戒区域」の設定による損害賠償義務は生じないとされている。</p> <p>以上のようなことをふまえ、市長（本部長）は、緊急を要する場合において、第1に関係市民への避難の勧告・指示の周知徹底、第2に関係機関への速やかな通報を行い、市民の生命・身体を災害の危険から保護するという「市の責務」を果たす。</p>
--------	---

ア 勧告・指示の対象者

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

a 市長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要

と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。(災対法第60条第1項)

市は、市民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示(緊急)夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

市は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。

指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を逸することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

b 県知事の代行措置

県知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長に代わってその事務を行う。(災対法第60条第5項)

c 警察官の措置

警察官は、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の市民等に対し避難のための立ち退きの指示を行う。(災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項)

d 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民等に対し避難の指示を行う。(自衛隊法第94条第1項)

e 水防管理者の措置

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の市民に対し、避難のため立ち退くことを指示する。(水防法第29条)

f 消防長又は消防署長の措置

消防長又は消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で人命に危険が著しく切迫していると認めるときは市民に避難の勧告・指示を行う。

※ 「勧告」と「指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合に対応している。

「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強いものと一般に受けとめられることを期待して発表する。災害対策基本法その他の根拠法規により勧告・指示を行うべき権限のある者は以上のとおりであるが、「勧告」は、原則として災害応急対策の第一次的な責任である市長(本部長)のみが行うことができる。その他のものはいずれも市長の指示による場合もしくは緊急避難的な措置として「指示」を行う。

そのため、市長以外のものが緊急避難的な措置として「指示」を行った場合は、実施後ただちにその旨を市長(本部長)に通知しなければならない。ただし、警察官職務執行法により避難等の措置を講じた場合は、公安委員会に報告しなければならない。

イ 指示等の対象者

避難の勧告・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立ち退き」を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

ウ 勧告・指示の伝達等

a 関係地域内住民等への伝達

避難の勧告・指示を発令した場合は、同報無線、地域防災無線、緊急速報メール、拡声器付広報車、サイレン、職員・消防団員による巡回等により伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、報道機関等の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。

なお、避難措置解除の連絡は、避難の勧告・指示の伝達に準じて行う。

b 隣接市町等関係機関への通報

本部長（市長）が避難の勧告・指示を行ったとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、災対市長公室長は、次の要領により、関係機関等へ連絡する。

・ 隣接市町（防災担当）

地域住民が避難のため隣接市町内の施設をやむを得ず利用する場合は想定される。

また避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町に対しても連絡しておくものとする。

・ 県の関係機関

警察署、その他の県関係機関に連絡し協力を要請する。

・ 学校施設等の管理者

災対教育部長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し協力を要請する。

c 県への報告

災対市長公室長は、避難の措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県知事（防災課）に報告する。

- | |
|---------------|
| ① 発令者 |
| ② 発令の理由及び発令日時 |
| ③ 避難の対象区域 |
| ④ 避難地 |
| ⑤ その他必要な事項 |

エ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。なお、県への報告については、避難の措置及びその解除に準じて行う。

a 本部長（市長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し本部長（市長）が発令するいとまのないときは、災対企画総務部長、災対都市建設部長、災対教育部長その他の関係部長が実施する。この場合、事後ただちにその旨を本部長（市長）に報告しなければならない。

b 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、事後ただちにその旨を本部長（市長）に報告しなければならない。

c 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、災対市長公室長、災対企画総務部、災対都市建設部、災対健康福祉部、災対消防部その他関係部が連携し、警察署、保健所等の防災関係機関の協力を得て実施する。

d なお、災害の発生により警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなも

のが想定される。

——警戒区域の設定が必要とされる場合——

- ① 土砂災害危険地域
 - ※ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
 - ※ 宅地造成地崩壊危険箇所
 - ※ 山地災害危険箇所
 - ※ その他担当部長が必要と認める箇所
- ② 倒壊危険のある大規模建物周辺地域
- ③ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- ④ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- ⑤ 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域
- ⑥ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

オ 火災警戒区域の設定

ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し又は命令で定めるもの以外の者に対してその区域からの退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。

(2) 避難の勧告又は指示内容

避難の勧告又は指示は、下記の内容を明示して行う。

- a 避難対象地域（町丁目名、施設名等）
- b 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- c 避難路
- d 避難の勧告又は指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- e その他必要な事項（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

(3) 避難勧告等の解除

市は、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(4) 避難措置等の周知

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを勧告し、又は指示をし、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡する。

イ 市民等に対する周知

市は、避難の勧告又は指示を行った場合は、本章第10節「災害広報」により市民への周知を実施する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

また、市は、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の緊急的な安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、安全確保措置を指示することができる。

(5) 避難場所及び避難所の開設・運営

ア 避難場所及び避難所の開設場所

市は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズに配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館、ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

市及び県は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等の利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

イ 指定避難所の周知

市長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

ウ 指定避難所における措置

指定避難所における市長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- a 被災者の受入れ
- b 被災者に対する給水、給食措置
- c 負傷者に対する医療救護措置
- d 被災者に対する生活必需品の供給措置
- e その他被災状況に応じた応援救援措置

エ 指定避難所の運営管理等

市は、避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策

の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、指定避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。また、外国人への対応について十分配慮する。

市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

オ 県有施設の利用

県は、市長の要請に応じ、被災者を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供し、施設管理者は、市長が行う受入れ活動に協力する。

カ ボランティアの活用

市は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努める。

県は、市の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあっせんをする。

(6) 市における避難所の開設・運営

基 本 的 考 え 方	<p>大規模な災害が発生した場合、多くの市民が住む場所を失うと想定される。そのため市は、災害発生直後から避難所を開設する。この場合、避難所が果たすべき役割は、以下の4点である。</p> <p>第1にすでに住宅を失った人、住宅が倒壊するおそれがあると不安な人たちへの一時的宿泊場所の提供。これにより、あわせて災害による精神的ダメージの緩和を期待する。</p> <p>第2に水道やガス、電気の停止により炊事が困難になった人たちへの食料の供給拠点となる。また、衣料・雑貨等の日用品を供給する。この場合、避難所に入っていない周辺地区の人たちに対しても同様に供給する。</p> <p>第3に地区における市本部の窓口（「現地連絡所」又は避難所事務所）として、広報資料の配布や仮設住宅入居申込用紙の交付・受付を行う。</p> <p>第4に拠点救護所が併設され、避難所入所者や周辺地区住民の健康管理、応急的な医療サービスを行う。</p>
----------------------------	--

ア 開設・運営の担当者

避難所の設置場所は、一般の避難所として第一に緑苑小学校を除く市内全小学校及び稲羽

中学校、緑陽中学校、第二に緑苑小学校、前記以外の中学校、高校及び市立体育館等、福祉避難所として第一に福祉センター等、第二に特別養護老人ホーム等であるが、収容しきれない場合は、予備避難所としてあらかじめ指定する市内の公共施設のうちから加えて開設する。

開設及び運営の実務については、当初は現地連絡所員が各施設の管理責任者・勤務教職員と協力して実施する。その後、災対教育部長が、災対健康福祉部長等関係各部長と協力して、それぞれの施設に複数の職員を派遣して担当させる。

また、避難所は、災対健康福祉部、災対産業活力部、災対都市建設部、災対水道部等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、避難所内で各活動場所の指定等の調整業務は各避難所責任者が行う。

なお、さらに避難所が不足する場合には、県並びに関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。

※ 避難所一覧表

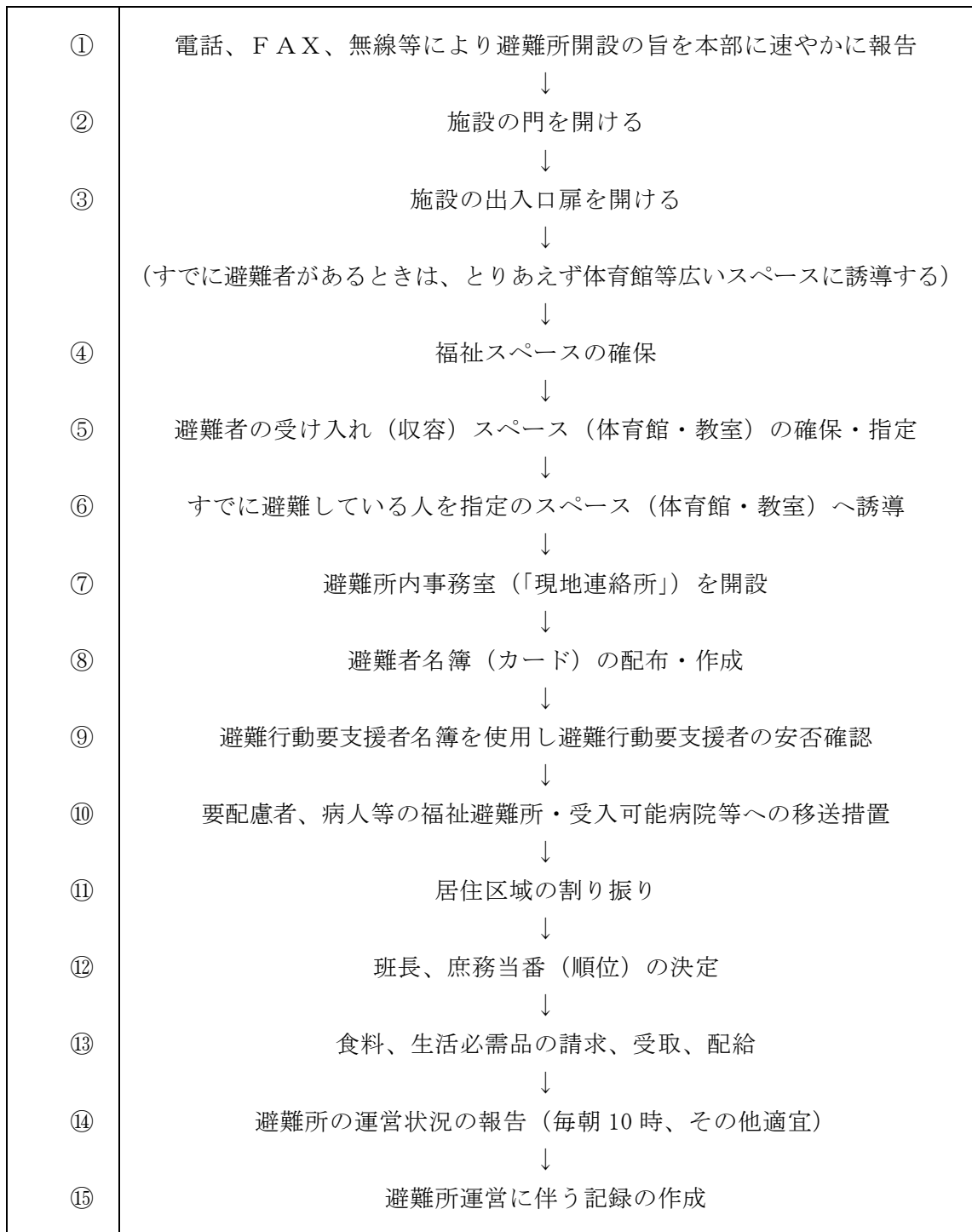
(資料編資料 35)

イ 開設期間のめやす

避難所の開設期間は、災害発生後14日間を目標とする。なお、その後の救援措置は、応急的な住宅供給により行う。

ウ 開設から運営までの手順

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。



エ 開設・運営時の留意事項

a 開設時の留意事項

・開設

避難所の開設は、原則として、本部長の指示により行う。ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合には、本部長又は災対教育部長からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、「現地連絡所員」又は居あわせた当該施設所属職員(学校教職員を含む)が施設入口(門)の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所

開設の準備を行う。特に、すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。そののち、速やかに受入れスペース（体育館・教室）の確保・指定を行うよう努める。

また、高齢者、障がい者等避難所生活において特別な配慮を必要とする避難住民のため、福祉避難所（一次）を開設する。なお、一般の避難所から福祉避難所（一次）への移動については、家族及び地域のボランティアの協力により実施する。

・福祉スペース及びその他区画の指定

避難した市民の受け入れスペース（体育館・教室）の指定にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。

あわせて事情の許す限り自治会・自主防災組織等の協力を得て地域ごとに体育館・教室（スペース）を割り当て、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、教室内世帯別等スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

・報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに災対教育部長に対して、電話（FAXもしくは口頭）、無線もしくは伝令によりその旨を報告する。

災対教育部長は、各避難所の開設を確認後、その旨災対市長公室長に報告するとともに、災対市長公室長に対し、避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

災対市長公室長は、災対消防部長、県（健康福祉部）並びに警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡する。なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

———県等へ連絡すべき事項———

- ① 避難所開設の日時、場所、施設名
- ② 収容状況及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

・所内事務室の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」（「現地連絡所」）の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお避難所開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。また事務室には、避難所の運営に必要な用品（パソコン、避難所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

b 運営上の留意事項

・避難者名簿の作成

避難者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。避難者収容記録簿は、集まった避難者名簿（カード）を基にしてできる限り、早い時期に作成し、事務室内に保管するとともに、災対教育部長を通じ、災対市長公室長へ報告する。

・居住区域の割り振り

スペース（体育館・教室）の割り振りは、可能な限り地域地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。ただし、小学校・中学校については、避難所の円滑な運営並びに学校再開等の観点から以下の施設を使用しないよう徹底する。

—— 一般避難者の収容に使用しないスペース ——

- ① 学校の教育機能及び避難所の管理機能の確保の観点から、校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等
- ② 病弱者、負傷者等の保護及び医療活動を確保する観点から、保健室、和室等
- ③ 物流拠点機能等の確保の観点から、校庭

・居住区域の代表者（班長）の役割

各居住区域は、適当な人員（20人程度をめやすとする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示し、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

- ① 市（本部）からの指示、伝達事項の周知
- ② 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- ③ 物資の配付活動等の補助
- ④ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑤ 災対水道部が行う消毒活動等への協力
- ⑥ 施設の保全管理

・食料、生活必需品の請求、受取、配給

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち不足分については、災対教育部長に報告し、災対産業活力部長へ調達を要請する。

また到着した食料や物資を受け取ったときは、そのつど、避難所物品受払簿に記入の上、各居住区域ごとに配給を行う。

・要配慮者優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

避難所滞在者に対しては、特に要配慮者最優先ルールの徹底を図る。また、夜間の安眠環境を維持するため館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない、室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

・被災者の移送

① 要配慮者・病人等の移送

福祉避難所（一次）では避難生活を送ることが困難な要配慮者については、災対健康福祉部長に要請し福祉避難所（二次）（老人保健施設等）もしくは病院等へ移送する。

やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地もしくは

は小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

② 被災者の他市等への移送

災対教育部長は、被害が甚大なため、市内の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長へその旨報告し、他市町村等の避難所への移送を要請する。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地もしくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

③ 他市町村等からの被災者の受け入れ協力

災対教育部長は、本部長より他市町村等からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。また、本部長は、県知事より他市町村からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

・避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに災対教育部長へ報告する。なお、本部長に対する報告は、災対教育部長が、正午までに取りまとめて行う。また、傷病人の発生等、特別の事情のある時は、そのつど必要に応じて、報告する。また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

・女性の視点での避難所運営

例えば女性専用の更衣室やトイレ、授乳スペースの確保、女性の職員からの物資配布など、女性の視点での避難所運営に努める。

c 学校教職員の協力

避難所となった施設の学校教職員は教頭を中心に、避難所開設当初1週間をめやすとして、市職員と協力し、避難所の管理・運営を行う。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で、災対教育部長の要請により協力する。

- ※ 避難所一覧表 (資料編資料 35)
- ※ 避難所運営のための様式 (様式編様式 6)

(7) 避難路の通行確保

基本的考え方	<p>現在、市のどの地域においても、ほぼ2 kmの圏内に「一時退避場所」もしくは相当程度のオープンスペースが確保されている。そのため、広域的な延焼火災が発生しても、整然とした避難誘導が実行できれば、市民・来訪者の安全は十分確保される。したがって、避難路及び避難場所(避難所をふくむ)の安全をいかに確保し、混乱を生ずることなく避難誘導を行うかが重要な課題となる。</p>
--------	--

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

ア 災対消防部の任務

災対消防部長は、避難の勧告又は指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害

の規模、道路、橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長（市長）及び警察署に通報する。また、市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等を活用し、円滑な避難誘導できるよう協力する。また、付近にいる消防団員に対して市民の誘導・避難の勧告・指示の伝達の徹底にあたるよう指示する。避難勧告・指示の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、避難道路の安全確保に努めるとともに、避難場所周辺への延焼防止及び飛び火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

イ 警察署の任務

警察署は、避難の勧告・指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するなど、被害の規模や態様により、必要な部隊を派遣し、現場における責任者、管理者等と連携して避難・誘導の措置を講ずる。避難誘導員は、避難者の混乱による事故の発生を防ぐため広報活動を積極的に行う。また、自治会、防犯協会等のリーダーに対し要配慮者優先の避難・誘導方法を指導するとともに、取り残された者等について必要な避難措置をとる。さらに、避難所、一時退避場所等における警察官の巡回活動を強化するなど、関係機関の職員等と密接に連絡をとりながら、避難所等の秩序保持及び避難者の不安感の解消に努める。

(8) 避難の誘導

基本的考え方	<p>市域に洪水等により著しく危険が切迫しているときはあらかじめ指名する市職員（現地連絡所員）が、緑苑小学校以外の各小学校及び稲羽中学校、緑陽中学校に参集し避難所が開設される。</p> <p>また、消防本部・署並びに警察署はそれぞれ避難場所、避難路の安全確保のため必要な要員を配置する計画である。</p>
--------	--

避難措置の実施者は、避難勧告等を発令するとともに、市民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

ア 避難の誘導を行う者

a 危険地域における誘導

洪水等により著しく危険が切迫しているため、避難の勧告・指示が本部長より発令された場合において、災対教育部長及び災対消防部長は、あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する。

派遣された職員は、本部長からの指示・情報等の収受にあたるるとともに、警察官、消防

団員、自主防災組織等の協力により市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

b 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパーその他大型店舗等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし学校、幼稚園、保育所、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

c 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

※ 第20節 (4)「来訪者・入所者等の避難」参照

イ 避難誘導時の留意事項

a 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとするが、平常時よりおおよそ次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくよう広報に努める。なお、自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので中止させる。

- ① 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
 - ② 食料（1人2食分位）、飲料水（1人分2～3L）、衣類（タオル・下着類）、救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
 - ③ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
 - ④ 貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと
 - ⑤ 紙おむつ、おんぶひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先
- ※ 家族のなかに要配慮者の方がいる世帯

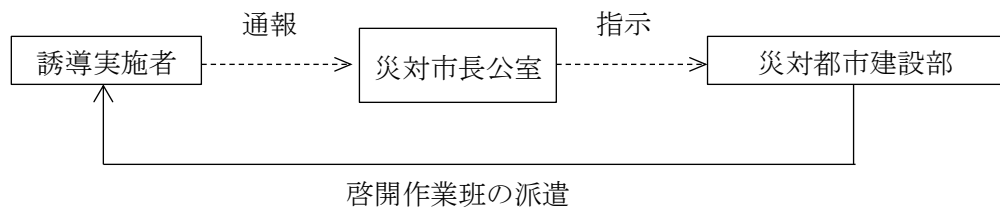
b 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことをめやすとする。

——避難の誘導時に留意する事項——

- ① 避難の誘導は、病弱者、高齢者、幼児、障がい者その他単独で避難することが困難な人（要配慮者）を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。
- ② 交差点や橋りょう・トンネル等の混雑予想地点においては、避難行動要支援者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。
- ③ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定する。なお避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。
- ④ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、災対市長公室長を経由し、災対都市建設部長に対して、避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。

《道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ》



ウ 避難の完了報告

避難の誘導にあたった市職員は、安全な地域・施設への避難を完了させたのち、完了報告を速やかに行う。

(9) 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は市の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- ア 避難指示（緊急）等の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- カ 地域内居住者の避難の把握

(10) 避難先の安全管理

市及び県警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

(11) 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

市及び県は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、

迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

ア 被災者への仮設住宅等の供給

a 入居者の選定

災害救助法適用後の仮設住宅の入居者の選定は、市が県知事の補助機関として、以下のとおり行う。

・ 資格基準

入居の対象となる者は、災害により住家が全焼、全壊又は流失し現に居住する住家がない者であり、かつ自らの資力によっては、住宅を確保することのできない者であること。なお「災害時、現実には、法適用市町村に居住していることが明らかであれば良い」とされており、災害時における住民登録の有無は問わない。

・ 入居者予定者の選考

入居者予定者の選考は、災対都市建設部長が災対都市建設部職員、関係各部職員、自治会長（代表者）、民生委員等による協議会を開催しその意見を聞いて行う。なお、この場合、高齢者や障がい者が偏って入居することのないよう留意する。また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民は同一地域の仮設住宅に入居できるよう配慮する。

・ 県への報告

入居予定者を選定した後、様式2号の「応急仮設住宅入居該当世帯調」により県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

b 応急仮設住宅の管理

災害救助法適用後の仮設住宅の管理は、県知事の補助機関として市が、以下のとおり行う。災害救助法が適用されない場合においては、これに準じて行う。

・ 災対都市建設部長が入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め行う。

なお、家賃は無料、維持補修は入居者負担、供与期間は工事完了の日から2年以内とする。

・ 様式3号による「応急仮設住宅入居者台帳」を作成し、入居誓約書とともに整備保管しておく。なお、入居者台帳は、その写しを県支部総務班を経由して県本部防災班に提出する。

・ 応急仮設住宅はあくまでも一時的な使用に耐える最小限度の仮設建物であるため、被災者向け公営住宅の建設、その他住宅の斡旋を行うなどして、市は、その早期解消に努める。

- ※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表 (資料編資料 20)
- ※ 応急仮設住宅建設予定地調 (資料編資料 40)
- ※ 市内建設業者調 (資料編資料 41)

(12) 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

市及び県は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(13) 行政区域を越えた広域避難の支援要請

市及び県は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難受入れ関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は他の都道府県に広域避難の受入れに関する支援を要請する。

(14) 広域一時滞在

ア 市町村の役割

被災した市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請又は、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 県の役割

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災した市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

ウ 国の役割

国は県及び市が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災した市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、当該市町に代わって行うこととなる県に代わり、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

(15) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第16節 食料供給活動

基本的
考え方

大規模な災害が発生した場合、住家損壊等により炊事が困難になるだけでなく、道路の損壊等やライフライン機能の停止等により市域の広い範囲で「食品の供給」機能がマヒするものと想定される。県防災計画は、被災した市民（県民）に対して県知事が行う救助業務のうち、食品の供給については市町村長が一次的に対応すべき業務と位置づけ市長が行うことと定めている。

1 方針

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

そのため市域における市民等に対する応急食品供給活動は、関係各部、県・国（農林水産省）及びトラック協会の協力を得ながら災対産業活力部が以下の4点を行う。

- ①食品調達から復旧状況に応じた平常時供給体制への移行までの全体計画を管理するための体制を災対産業活力部内に確立する。
- ②災害により自宅で炊飯等が不可能になった場合を含め被災者となった市民すべてに対し最小限度必要な量の食品の供給を行う。
- ③病院・要配慮者入所施設等を対象として、その施設機能を維持するために必要な食品を供給する。
- ④災害発生後可能な限り速かに、スーパー、コンビニエンスストア、一般食料品店等の再開を支援し、平常時食品供給機能の早期復旧を図る。

なお、市の災害対策従事者に対する食品の確保・調達についても災対産業活力部が行う。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	避難収容班
庶務班	農政班	

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、市が行う。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて市長が実施する。

ただし、被災地域において実施できないときは、県若しくは隣接市町村が応援又は協力をして実施する。

県は、市における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する食料物資を確保し輸送する。

イ 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が

供給されるよう努める。

(2) 災害時食品供給体制の確立

市域に大規模な災害が発生していると認めた場合並びにその他必要と認める場合には、災対産業活力部長は、本部長（市長）の指示の有無に関わらず、部内に災害時食品等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。具体的には、災害発生直後における最低限度の生命を維持するために必要な食品の緊急供給から、平常時食品供給機能の迅速な復旧にいたるまでの、3つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急食品供給活動実施のために必要な体制を確立する。

時 期 区 分	支 援 事 項
災 害 発 生 直 後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模店舗における営業時間延長の弾力的運用 ○ 大規模店舗における電気・ガス・水道・電話の優先的復旧 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後 4日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活支援物資車両」としての認定 ○ 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送車両等の終日規制除外対象認定 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達 ○ 緊急融資の斡旋

ア 食品の輸送

食品供給に関する輸送業務は災対産業活力部長が以下のとおり行う。

a 輸送体制

災対産業活力部長は、市において調達した食品、県から支給を受けた食品及び全国各地から寄せられる物資については、その物流動線を簡略化するため、以下に定める集積・配送拠点に集積する。その上でそれぞれ供給が必要な避難所・病院等施設へ搬送する。

なお輸送業務は、災対企画総務部及びトラック協会の協力・応援を得て、災対産業活力部がすべて行う。

b 食品の集積・配送拠点

食品の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。なお、災害の状況によって市内に設置することが困難もしくは適切でないとき、近接市町村・県・関係機関並びに事業所・団体等に協力を要請し、市域外で、交通及び運営要員確保に便利な公共施設その他で、保管・仕分け・配送業務を行うのに必要なスペース・設備・通信手段等を有する場所を選定する。

区 分	食品集積・配送拠点	所 在 地	主要アクセス道路
各務原地区 (JR線北部)	県立各務原高校	蘇原新生町地内	国道21号 主要地方道江南・関線 県道長森各務原線 市道蘇北770号線
各務原地区 (JR線南部)	川崎重工業格納庫	蘇原三柿野町地内	主要地方道江南・関線 国道21号

各務原地区 (JR線南部)	JAぎふ各務原 集出荷場予冷施設	鵜沼各務原町地内	国道21号 市道鵜941号線
------------------	---------------------	----------	-------------------

イ 需要の把握（被害状況の把握）

災対産業活力部長は、災対市長公室長、災対健康福祉部長、災対教育部長等関係各部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食品の応急的供給の実施が必要な地域、供給活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

——必要数の把握の分担——

- a 市本部・現地連絡所並びに災対消防部への被害情報による概数の把握
- b 災対教育部が集計した避難所収容者名簿による把握
(乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数)
- c 災対市民生活部が関係各部、関係機関、自治会等市民組織の協力を得て集計した住宅残留者の把握
- d 各部の協力を得て、災対産業活力部が集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む）

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項についてあわせて本部長へ報告する。

——本部長への報告事項——

- a 応急食品供給対象地域、施設、人口、量の概数
- b 応急食品供給体制に関する現況
- c 応急食品供給開始時期
- d 応急食品供給所（拠点）の設置（予定）場所

ウ 応急食品供給所（拠点）の設定

応急食品の供給は、原則として、各家庭への個別配布ではなく応急食品供給所の設定による拠点配布方式で行う。応急食品供給所へは、市の車両及びトラック協会の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し各施設運営担当者が市民への配布活動にあたる。

応急食品供給所（拠点）は、災対産業活力部長が災対市長公室長の意見を聞いて設定するが、原則として、避難所設置施設となる小・中学校とする。

エ 応急食品供給実施に関する広報

応急食品供給所を設定したときは、設置場所その他食品供給に関する注意事項が被災地市民に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。

- a 災対市長公室に対し、応急食品供給に関する資料を提供し被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。
- b 応急食品供給に関する市民からの問い合わせ、要望等のとりまとめ役を被災地の自治会、自主防災組織もしくは代表となる市民に依頼する。またその旨を掲示物に添書する。
- c 設定した場所及びその周辺に「応急食品供給所」と大書した掲示物を表示する。
- d 応急食品供給の停止に関しては、事前広報を徹底する。

(3) 市民への食品供給の実施

ア 応急食品の供給

a 供給食品

供給する食品は、災害発生後3日目（最大9食）までは、カンパン、缶詰弁当又はアルファ米とする。また4日目以降は、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行う。

なお、乳幼児（1歳半未満）に対しては、調整粉乳とする。

b 供給基準

応急食品の供給基準は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|------|--------------------------|
| ① | カンパン | 1食あたり1パック5枚 |
| ② | 米 穀 | 1食あたり精米 200 g 以内 （※1、※2） |
| ③ | 食パン | 1日あたり 200 g（約半斤）以内 |
| ④ | 調整粉乳 | 乳幼児1日あたり 150 g 以内 |

※1 ただし通常の配給ができない場合の配給については、1日あたり米穀（精米換算）400 g 以内とする。

※2 ただし救助作業に従事する場合にあっては米穀（精米換算）1食あたり300 g 以内とする。

c 供給の対象者

応急食品供給実施の対象者は、次のとおりとする。

- | | |
|---|---|
| ① | 避難所に収容された者 |
| ② | 住家の被害が全焼、全壊、流失、大規模半壊、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者 |
| ③ | 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者 |
| ④ | 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者 |
| ⑤ | 災害応急対策活動従事者 |

イ 炊き出し方式による応急食品の供給

学校給食センター・各学校給食調理施設の利用が可能な場合で、災対教育部長が認めた場合は炊き出し方式によることができる。その場合、災対産業活力部は、米穀・副食用食材・調味料・燃料その他の供給を行い、炊き出し業務は、災対教育部が、学校教職員（県が任命権限をもつ者）、日赤奉仕団、女性防火クラブ、自主防災組織、その他の防災ボランティアの協力を得て行う。なお災対産業活力部長がその必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊き出し業務を委託することができるものとする。

ウ 業者委託による弁当類の供給

市職員の出勤状況や道路の復旧状況等により、災対産業活力部長がその必要があると認めた場合は、業者委託方式による弁当類の供給を行うことができる。その場合、以下の点について留意する。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ○ | 子供向、一般成人向、高齢者向の少なくとも3種類のメニューとする。 |
| ○ | 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。 |
| ○ | 各応急食品供給所ごとの、対象者別必要数については、業者が各担当者よ |

りそのつど聴取する。
○ 食中毒等を起こすことのないよう衛生管理に万全を期する。

エ 医療機関・福祉施設等への食品の緊急供給の実施

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症重度心身障がい児・者施設及び介護保険施設等の福祉施設への食品の緊急供給は、必要の有無を確認の上、災対産業活力部長が関係各部長と連携しながら応急供給計画をたて、部の車両及びトラック協会の応援協力により行う。特に、「中継拠点病院」となる東海中央病院については、要請の有無の如何に係らず、災害発生後ただちに、災対健康福祉部長を通じて、食品の確保状況を照会するなどして、食品の確保に万全を期す。

※ 中継拠点病院施設

※ 市内の医療機関等施設一覧 (資料編資料 31)

※ 市内の社会福祉施設一覧 (資料編資料 44)

(4) 食品等の確保

ア 各部・関係機関・団体等の連携

災対産業活力部長は、災害時食品等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下のような事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事 項	要請先 (部)	要請先 (関係機関・団体等)
米穀等備蓄物資の確保 及び食品の調達	—	県農政部 県健康福祉部 (岐阜県地域防災係) 県商工労働部 (岐阜県地域防災係) ぎふ農業協同組合 各務原商工会議所 生活協同組合コープぎふ、 イオンリテール(株)、(株)バロー、 マックスバリュ中部(株) (株)赤ちゃんデパート水谷 大規模店舗・スーパーその他
応急食品供給所の確保・運営	災対教育部	県教育委員会 (岐阜教育事務所) 避難所設置施設所管機関等
炊き出し実施用資機材の確保	—	自衛隊 県防災課 レンタル業者・民間給食業者 外食レストランチェーン業者 その他
応急食品供給所への輸送業務	災対企画総務部	県トラック協会各務原協議会
応急食品供給実施に関する広報	災対市長公室	ラジオ・テレビその他報道機関

※中部経済産業局：経済産業省所管の食品製造業・流通業等の大手、全国業者組織への依頼仲介

県健康福祉部：県が備蓄する食品の放出依頼

県農政部：農林水産省及び県所管の農業団体への依頼仲介

県商工労働部：県所管の食品製造業・流通業大手、県内業者組織への依頼仲介

県教育委員会：県立高校等教育委員会所管の施設が避難所となった場合

イ 食品等の確保

災対産業活力部長は、関係各部長・県農政部・県健康福祉部（岐阜県地域防災係）と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに市内協定業者からの調達ルート、県からの米穀等調達ルートを活用し応急食品を確保する。確保すべき目標設定のめやすは、以下のとおりとする。なお平素より各家庭において3日分程度の備蓄を行うよう奨励する。

事 項	1人当たり1日量 ※下記のうちいずれか1	時 期 区 分
初期応急食品の確保	カンパン 2～3 缶	災害発生後 3日目まで
	缶詰弁当 2～3 缶	
	アルファ米 2～3 パック	
	調整粉乳 150 g 以内	
復旧期応急食品の確保	米穀（精米）600 g 以内 その他 必要量	災害後 4日目以降 14日目まで
	弁当類 2～3 食	
	調整粉乳 150 g 以内	
災害応急対策活動従事者用 病院・要配慮者等入所施設	必要量	災害対策体制中随時

(5) 副食、その他資機材等の確保

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、市において行う。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県若しくは隣接市町村において確保輸送し、あるいは確保のあつせんをする。

また、必要に応じて県及び市は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達する。

応急食品供給所の確保・運営	災対教育部	県教育委員会（岐阜県教育事務所） 避難所設置施設所管機関等
炊き出し実施用資機材の確保	—	自衛隊 県防災課 レンタル業者・民間給食業者 外食レストランチェーン業者 その他
応急食品供給所への輸送業務	災対企画総務部	県トラック協会各務原協議会
応急食品供給実施に関する広報	災対市長公室	ラジオ・テレビその他報道機関

(6) 応援等の手続

市において、炊き出し等食品の給与ができないとき又は物資の確保ができないときは、県に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援等を要請する。

(7) 食品衛生

市は、炊き出しにあたっては、常に食品衛生に心掛ける。

県は、炊き出しを開始したときは、職員を派遣し、実施期間中食品衛生について指導監視を行い、食中毒症状を呈する者が発生した場合は、直ちに医師による診察を受けさせて、速やかに原因究明の調査を行うとともに再発防止に努める。

(8) 平常時食品供給機能の復旧支援

災害発生直後については、市の行う応急食品の供給活動に地域格差や絶対量の不足などが生ずることは避けられない。また、3～4日目ころになると、被災者は、混乱状態が収まり、気持ちの落ち着きとともに、細かなニーズへの対応が少ないことに対する不満が生ずる。一方、発生後1週間目ころには、全国各地からの応援部隊がかけつけ、道路・ライフライン機能、物資の供給機能など、ある程度復旧することが見込まれる。

そのため、以下のとおり、国・県・中部電力・東邦ガス・NTT等の関係機関及び各務原商工会議所その他の業者団体等の協力を得ながら、災害発生後、可能な限り速やかにスーパー、コンビニエンスストア、一般食料品店等の再開のための支援措置を講ずるとともに、道路・ライフライン機能等の復旧の状況に応じて、平常時食品供給機能の早期復旧のための支援措置を講ずる。

時 期 区 分	支 援 事 項
災 害 発 生 直 後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模店舗における営業時間延長の弾力的運用 ○ 大規模店舗における電気・ガス・水道・電話の優先的復旧 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後 4日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活支援物資車両」としての認定 ○ 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送車両等の終日規制除外対象認定 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達 ○ 緊急融資の斡旋

(9) その他

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第17節 給水活動

基本的 考え方	大規模な災害が発生した場合、施設損壊や停電等により市民生活に不可欠な「水の供給」が広範に停止するものと想定される。県防災計画は、被災者に対して県知事が行う救助業務のうち、飲料水の供給については市町村長が一次的に対応すべき業務と位置づけ市長が行うことと定めている。
------------	---

1 方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

そのため、市民等に対する応急給水活動と水道施設復旧作業を、関係各部、関連機関、市管工事組合等の協力を得ながら災対水道部が以下の4点を行う。

- ①水源確保から復旧状況に応じた供給量の拡大等までの全体計画を管理するための体制を災対水道部内に確立する。
- ②管轄の如何にかかわらず災害により飲料に適する水を得ることができない地域の市民すべてに対し最小限度必要な量の飲料水の供給を行う。
- ③病院・社会福祉施設等を対象として、その施設機能を維持するために必要な上水を供給する。
- ④水道施設の復旧を迅速に進めるなどにより、生活用水も含め供給量の段階的拡大を図る。

2 実施担当班

秘書広報班	商工観光班	水道対策班
庶務班	農政班	
福祉救援班	避難収容班	

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

給水の実施主体は、市であり、県はこれを応援する。

市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。

市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請する。

県は、市から要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行う。ただし、市における飲料水等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する給水応援を実施する。

イ 給水活動における配慮

市は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水

等が実施されるよう努める。

(2) 災害時給水体制の確立

市域に大規模な災害が発生していると認めた場合並びにその他必要と認めた場合には、災対水道部長は、本部長の指示の有無に関わらず、部内に水道施設の迅速な復旧、飲料水等の緊急供給のための応急給水源の確保及び応急給水活動実施のために必要な体制を確立する。

ア 災対水道部の体制

災対水道部長は、水道対策班に次の業務体制を構築する。

- ① 庶務
- ② 施設復旧
- ③ 管路復旧
- ④ 応急給水

イ 各部・関係機関・団体等の連携

災対水道部長は、おおむね以下のような事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

事 項	要請先（部）	要請先（関係機関・団体等）
給水拠点の確保・運営	災対市長公室 現地連絡所	自治会・自主防災組織等
応急給水用資器材の確保	—	県・市管工事協同組合
給水拠点への輸送業務	災対市長公室	飲料関係事業所等 県トラック協会各務原協議会
応急復旧用資器材・要員の確保	—	県・日本水道協会・他市水道事業体・市管工事協同組合
停電の早期復旧	災対市長公室	中部電力各務原営業所
通信回線の早期復旧 (電話・専用線)	災対市長公室	N T T 岐阜支店
応急給水・復旧に関する広報	災対市長公室	ラジオ、テレビ、その他報道機関

ウ 被害状況及び応急給水需要の把握

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される時は、災対水道部長は災対市長公室長及び関係部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努める。

また、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を定めるための需要調査を実施する。

<p>————被害状況把握の方法————</p> <ul style="list-style-type: none"> a 市本部・現地連絡所への報告 b 県災害対策本部への要請 c 市民からの通報 d 災対水道部の業務報告
--

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項について、あわせて本部長へ報告する。

<p>————本部長への報告事項————</p>

- a 給水機能停止区域、世帯、人口
- b 復旧の見込み
- c 応急給水体制に関する現況
- d 応急給水開始時期
- e 応急給水所（拠点）の設置（予定）場所

エ 応急給水実施に関する広報

応急給水所を設定したときは、設置場所その他給水に関する注意事項が被災地市民に対してもれなく伝わるよう以下のとおり広報活動を行う。

- a 災対市長公室長に対し、応急給水に関する資料を提供し被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。
- b 応急給水に関する市民からの問い合わせ、要望等のとりまとめ役を被災地の町会、自主防災組織もしくは代表となる市民に依頼する。またその旨を掲示物に添書する。
- c 設定した場所及びその周辺に「応急給水所」と大書した掲示物を表示する。

オ 応急給水用資器材の確保

応急給水活動に使用できる災対水道部の車両及び資器材は、以下のとおりである。

なお、不足する資器材等の調達は、関係各部・機関、県その他地方公共団体、自衛隊、飲料関係事業所等の応援を求める。

※ 水道部の車両・資器材・施設及び応急給水源 (資料編資料 36)

(3) 市民への飲料水供給の実施

ア 応急給水基準

災害発生直後における初期応急給水の量は、1人1日3Lとする。

なお必要以上の容器を持参し、規定を上回る応急給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求める。

(4) 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症重度心身障がい児・者施設及び介護保険施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無にかかわらず、災対水道部長が関係各部長と連携しながら応急供給計画をたて、給水タンク車その他小型動力ポンプ付水槽車をはじめとする市車両の運用により最優先で行う。

特に、「中継拠点病院」となる東海中央病院については、災害発生後ただちに、災対健康福祉部長を通じて、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期す。

※ 中継拠点病院施設

※ 市内の医療機関等一覧 (資料編資料 31)

※ 市内の社会福祉施設一覧 (資料編資料 44)

(5) 応急給水源の確保

ア 災対水道部は、大規模地震が発生した場合、水源地及び主要配水池等で速やかに応急給水源の確保を図る。

確保すべき目標設定のめやすは以下のとおりとする。

事 項	1人当たり1日量	時 期 区 分
初期飲料水の確保	3 L	災害発生直後3日目まで
復旧期飲料水・生活水の確保	10～20 L	発生後4日目以降14日目
移行期飲料水・生活水の確保	20 L～必要量	発生後15日目以降水道復旧まで
病院・要配慮者等入所施設	必要量	発生直後から水道復旧まで随時

イ 災対水道部は、関係各部・機関、中部電力等の協力を得て、水源地及び主要配水池・ポンプ場の早期復旧を行い、応急給水源の確保を図る。

ウ 応急給水源の給水量が水道水で確保困難な場合、災対水道部長は、関係各部・機関・井戸所有事業所等に協力を要請し、事業所井水、小・中学校プール、受水槽等を応急給水源として利用する。この場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入、煮沸消毒等を施すなど安全性に特に留意する必要がある。このため、生活水として利用し、飲料水は、水道水を利用する。

エ 震災時に備え、平素より各家庭においても飲料水を常備するよう奨励する。

(6) 給水の方法

市は、給水の方法について、あらかじめ策定した給水計画により実施する。非常用水源からの拠点給水あるいは給水車等で輸送する搬送給水とするが、内容等により臨機に対応する。給水は公平に行うものであるが、医療機関や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曾川水系緊急水利調整協議会と緊密な連絡をとり実施する。なお、木曾川水系以外の水系についても、木曾川水系に準じて実施する。

ア 車両輸送による応急給水

a 応急給水所（拠点）受水槽への搬送

飲料水等の応急給水所（拠点）受水槽への搬送は、災対水道部が関係各部・機関の応援協力を得て24時間体制で行う。必要な器材は、災対水道部が備蓄する給水タンク車、給水タンク、ポリタンク等や他部及び飲料関係事業所等からの応援流用したものを使用する。

b 応急給水所（拠点）での応急給水

応急給水所（拠点）での応急給水は、各家庭において、自ら持参した容器をもって、応急給水所となった施設の各部担当職員が避難所在住市民代表者、自主防災組織等の協力を得て行う。なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請し、市による応急給水活動全体に支障が生じないように留意する。また、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリ袋等を貸与するが、この場合も可能な限り、自主防災組織等に対する貸与のかたちをとって行うよう努める。

c 応急給水所（拠点）への搬送を効率よく行うため、災対水道部長は、災対都市建設部長及び警察署等と連絡をとり、道路状況を確認の上、応急給水活動を行う。

イ 仮設給水栓設置による応急給水

災害発生後3～4日目頃になると、気持ちの落ち着きとともに、生活水の需要も増し、車両輸送による応急給水が限界となってくる。また、各家庭から応急給水所（拠点）への距離への不満が生じるようになる。

よって、断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

a 消火栓等を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の応急給水拠点の周

辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

b 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置し応急給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、災対水道部長が災対市長公室長及び関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

(7) 自衛隊の災害派遣による給水

渴水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、市にあっては、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

(8) 水道施設復旧並びに生活用水の段階的供給の実施

災対水道部長は、水道施設の被害状況調査を速やかに行い、復旧計画を早急に立て、復旧用資器材・要員の応援要請を市管工事協同組合及び関連団体、他市水道事業体に行い、迅速な復旧を図る。この場合、災害発生後3~4日目ころからは、飲料水のほか、生活用水の需要も増してくるので、仮設給水栓の設置を考慮した復旧計画を立てる。

ア 復旧順序

- a 水源地の取水井設備から導水管、水源地場内設備・送水設備、送水管、配水池と水源の元から順次復旧を行う。
- b 配水本管及び連絡本管、受水池等の加圧系施設・設備及び送水管等の復旧を行い、市内の主要配水池への送水の迅速な復旧を図る。
- c 主要配水池への送水確保後、その他の配水池への復旧及び配水管及び配水管網の面復旧を行う。

※ この復旧順序は、原則を示す。被害状況等により最も迅速な復旧計画を立案することとする。

イ 復旧計画に沿った仮設給水栓による応急給水

配水池等への送水復旧予定に沿って、事前に応急給水所（拠点）等への配水池からの配水本管を復旧し、仮設給水栓を設置し、生活用水の需要にも応える復旧を図る。

ウ コントロール室の監視制御機能の復旧

水源地・受水池・配水池の水道施設・設備は、コントロール室の機能が不能となっても各施設単独で運転できる。しかし、コントロール室の集中監視制御機能が運転しているか否かでは、水道施設復旧のスピードに大きく影響する。

よって、テレメータの通信回線を管理するNTT及び関係業者等の協力を得て、コントロール室の早期機能復旧を図る。

エ 停電の早期復旧

水道施設の早期停電復旧を中部電力に要請するとともに、三井・西市場水源地の取水配電線路が損壊した場合、中部電力に応援を求め復旧する。

(9) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第18節 生活必需品供給活動

基本的考え方	<p>大規模な災害が発生した場合、住家損壊等により家財を失うだけでなく、道路の損壊等やライフライン機能の停止等により市域の広い範囲で「生活必需品の供給」機能がマヒするものと想定される。県地域防災計画は、生活必需品の供給については、確保・割当・配分・輸送を市が実施すると定めている。</p> <p>なお、災害救助法が適用された場合は県知事が確保・輸送を行い、市長は調査・報告・割当・配分を行う旨の役割分担を定めて対応すべき業務と位置づけている。</p>
--------	---

1 方針

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	消防予防班
秘書広報班	農政班	消防署班
庶務班	避難収容班	

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、市が市計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、市が実施する。ただし、市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、市における被災者に対する生活必需品の給与又は貸与が不可能であると認められる場合、県において生活必需品等の確保を行い、市に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は県が行う。

また、県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

なお、県は、市における生活必需品等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する生活必需品等を確保し輸送する。

イ 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供

与えられる賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

(2) 災害時生活必需品供給体制の確立

市域に大規模な災害が発生していると認めた場合並びにその他必要と認める場合には、災対産業活力部長は、本部長（市長）の指示の有無に関わらず、部内に災害時食品等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。

具体的には、災害発生直後における最低限度の生活を維持するために必要な生活必需品の緊急供給から、平常時生活必需品供給機能の迅速な復旧にいたるまでの、4つの時期区分に応じて、備蓄物資確保、民間からの調達並びに応急生活必需品供給活動実施のために必要な体制を確立する。

時 期 区 分	必要な措置のあらまし
災害発生直後 3 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食品等物資供給体制の確立・運営 ○ 第一次応急生活必需品の確保・供給 ○ 応急生活必需品供給実施に関する広報 ○ 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第一次）
災害後 4 日目以降 7 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食品等物資供給体制の運営 ○ 第二次応急生活必需品の確保・供給 ○ 応急生活必需品供給実施に関する広報 ○ 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）
災害後 8 日目以降 14 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食品等物資供給体制の縮小又は閉鎖 ○ 第三次応急生活必需品の確保・供給 ○ 応急生活必需品供給実施に関する広報 ○ 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）
災害発生後 5 日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食品等物資供給体制の縮小又は閉鎖 ○ 応急生活必需品停止及びその後の体制に関する広報 ○ 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第三次）

ア 各部・関係機関・団体等の連携

災対産業活力部長は、災害時食品等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下のよう
な事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事 項	要請先（部）	要請先（関係機関・団体等）
備 蓄 物 資 ・ 調 達 物 資 等 の 確 保	—	県健康福祉部（岐阜県地域防災係） 岐阜県地域防災係 日赤県支部 各務原商工会議所 生活協同組合コープぎふ、 イオンリテール(株)、(株)パロー、 マックスバリュ中部(株)、 (株)赤ちゃんデパート水谷 大規模店舗・スーパーその他
応 急 生 活 必 需 品 供 給 所 の 確 保 ・ 運 営	災対教育部	県教育委員会（岐阜教育事務所） 避難所設置施設所管機関等

毛布・布団・ベッド等寝具類、ストーブ・扇風機等冷暖房器具類の確保	—	県岐阜地域防災係 関連業者団体 レンタル業者・寝具業者 電器製品取扱業者その他
教養娯楽品の確保	—	書籍・運動具等関連業者団体 書籍・運動具等販売業者 書籍等レンタル業者
応急生活必需品供給所への輸送業務	災対企画総務部	県トラック協会各務原協議会
応急生活必需品供給実施に関する広報	災対市長公室	ラジオ、テレビその他報道機関

※ 中部経済産業局：経済産業省所管の製造業・流通業大手、全国業者組織への依頼仲介

※ 県健康福祉部：県が備蓄する生活必需品の放出依頼

※ 県商工労働部：県所管の製造業・流通業大手、県内業者組織への依頼仲介

※ 県教育委員会：県立高校等教育委員会所管の施設が避難所となった場合

(2) 生活必需品の確保

ア 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

イ 物資の調達

生活必需品の調達は、市において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

ウ 生活必需品等の確保

災対産業活力部長は、関係各部長・中部経済産業局・県健康福祉部（県岐阜地域防災係）・県商工労働部（県岐阜地域防災係）等と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに市内協定業者からの調達ルート、県・国等からの調達ルートを活用し応急生活必需品を確保する。なお、確保すべき目標設定のめやすは、以下のとおりとする。

事 項	品 目 例	時 期 区 分
第一次応急生活必需品の確保 (直後期)	○毛布（布団がない場合1人3枚） ○布団類（避難行動要支援者用優先） ○敷物（発泡スチロール製） ○外衣・肌着（中古でもよい） ○日用品（トイレトペーパー）	災害発生直後 3日目まで
※被災直後の最低限の生活を		

維持するために必要な物資	<ul style="list-style-type: none"> 一・ちり紙・生理用品・紙オムツ) ○冷暖房用品 (使い捨てカイロ・ストーブ・扇風機等) ○食器類 (箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等) ○光熱材料 (使い捨てライター・カセットコンロ等) 	
<p>第二次応急生活必需品の確保 (復旧期)</p> <p>※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○外衣・肌着 (新品に限る) ○身回品 (タオル・パンスト・靴下・サンダル等) ○日用品 (トイレットペーパー・ちり紙・ウェットティッシュ・生理用品・紙オムツ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等) ○冷暖房用品 (使い捨てカイロ・ストーブ・扇風機等) ○食器類 (鍋・箸・コップ・皿・缶切等) ○光熱材料 (使い捨てライター・カセットコンロ等) 	<p>災害後4日目以降 7日目まで</p>
<p>第三次応急生活必需品の確保 (移行期)</p> <p>※被災者の精神的安定とストレス発散のために必要な品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍・雑誌・マンガ・絵本類 ○スポーツ用品・ゲーム類等 ○その他教養娯楽品 	<p>災害後8日目以降 14日目まで</p>

※ 施設別備蓄品等一覧

(資料編資料 32)

※ 協力団体等

(資料編資料 19)

エ 生活必需品の輸送

本章第18節「食料供給活動」の規定を準用する。

オ 需要の把握 (被害状況の把握)

災害対策活動従事者を除き、本章第16節「食料供給活動」の規定を準用する。

カ 応急生活必需品供給所 (拠点) の設定

本章第18節「食料供給活動」の規定を準用する。

(3) 市民への生活必需品供給の実施

災害対策活動従事者を除き、本章第16節「食料供給活動」の規定を準用する。

(4) 平常時生活必需品供給機能の復旧支援

本章第16節「食料供給活動」の規定を準用する。

(5) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第19節 要配慮者・避難行動要支援者対策

基本的 考え方	<p>大規模な災害が襲った場合には、市域の各所で多数の市民が住宅を失ったり、そのままでは日常生活を維持できないような居住環境下に置かれる。</p> <p>そうした被災者の中には、高齢者・障がい者・乳幼児・外国人、そして人工透析者等の市民も当然に含まれる。さらに大規模な災害時には、福祉関係施設や職員も被災し、社会的介護・支援システムは混乱状態もしくは機能停止状態になる。</p> <p>そして、被災地内においては、ともすれば「強いもの勝ち」「早いもの勝ち」といった体力・知力に劣るものが片隅に押し除けられかねない無秩序な社会状態が出現してしまう。</p> <p>道幅の狭い、歩道の少ない、そして障害物が行く手をふさぐ「街中」を災害発生直後の混乱した事態の中でいかに安全な避難場所まで移動するか。階段や段差の多い、また洋式トイレの少ない避難所における滞在生活をなるべく他人の介護支援に頼ることなく、いかに過ごすか。</p> <p>また、時間の経過とともに、誰もが生命があり衣食住が足りていることに感謝した災害発生初期の段階を経て、精神的にも余裕ができ家族や自らの生活の復旧の手立てを考えるべき段階を迎えたとき、健常者がひとり去り二人去りする中で取り残された「要配慮者」は、災害発生前の生活状態にいかにして立ち戻るか。</p> <p>災害時における「要配慮者の救援」は、平常時のそれと異なるものとして措置される。すなわち平常時のようにその機能を回復するまでの、いわば「橋渡し」（「当面必要な対策」）として迅速かつ適切に行われることが要請されるのである。</p> <p>そのため、市は、市内福祉関係者・団体並びに市民・事業所・諸団体の全面的な応援・協力体制の確立により対処する。</p>
------------	--

1 方針

災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班	商工観光班
秘書広報班	医療対策班	避難収容班

3 実施内容

(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策

市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要

支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、避難支援等に携わる関係者として市計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

県は、市が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、市の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DCAT）の派遣を行う。

ア 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、おおむね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○「要配慮者」の安否確認・所在把握 ※「避難行動要支援者名簿」の有効活用 ○避難所その他所在地における応急的な介助支援 ○福祉避難所の確保並びに必要な移送措置 ○要配慮者受入可能病院の確保並びに必要な移送措置 ○避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○要配慮者向住宅供給ニーズの把握 ○要配慮者向住宅供給の推進 ○要配慮者向広報活動並びに相談業務 ○要配慮者支援体制の運営
住宅移転・帰宅等の準備措置 (避難所開設後期)	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○避難所その他所在地における巡回ケアサービス ○福祉避難所への移送措置 ○要配慮者受入可能病院の確保並びに必要な移送措置 ○要配慮者向住宅供給計画の作成並びに建設等 ○要配慮者向広報活動並びに相談業務 ○要配慮者支援体制の運営
住宅移転・帰宅等期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ○長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平常時地域福祉システムへの移行計画の検討

		○その他要配慮者に関する広報活動並びに相談業務 ○要配慮者支援体制の運営
--	--	---

- ※ 避難所一覧表 (資料編資料 35)
- ※ 市内医療機関等施設 (資料編資料 31)
- ※ 市内の社会福祉施設 (資料編資料 44)

イ 「要配慮者」対策実施体制

a 要配慮者支援体制

大規模な災害が市域を襲った場合、災対健康福祉部長は、関係各部長、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体等、市民と連携・協力し、「要配慮者」対策を統一的かつ適切に行うため、要配慮者支援体制を運営する。

b 役割分担

市、関係機関・団体及び市民の役割はおおむね以下のとおりとする。

- ・ 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役割のあらまし
市	<ul style="list-style-type: none"> ① 「要配慮者」の安否確認並びに安全確保 ※「避難行動要支援者名簿」の有効活用 ② 避難所その他所在地における介助支援の実施 ③ 福祉避難所及び受入可能病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 ④ 福祉避難所その他所在地の設備の補修・新設 ⑤ 福祉避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 ⑥ 災害時総合相談窓口の設置・運営 ⑦ 要配慮者向住宅供給ニーズの把握 ⑧ その他市民への対応
県	<ul style="list-style-type: none"> ① 「要配慮者」対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ② 福祉避難所及び要配慮者受入可能病院の確保のための支援 ③ 精神障がい者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置 ④ 人工透析対象者その他難病患者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置 ⑤ 災害救助法に基づく要配慮者向住宅供給計画の作成並びに建設 ⑥ 市が行う要配慮者向広報活動並びに相談業務に関する協力 ⑦ その他市が行う「要配慮者」対策への協力

国・防災関係機関	① 「要配慮者」対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ② 福祉避難所及び要配慮者受入可能病院の確保のための支援 ③ その他市が行う「要配慮者」対策への協力
市社会福祉協議会 その他各種団体・事業所	① ボランティアセンターの開設・運営 ② 「要配慮者」の安否確認並びに安全確保に関する協力 ※「避難行動要支援者名簿」の有効活用 ③ 避難所その他所在地の介助支援への協力 ④ 福祉避難所及び受入可能病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施の協力 ⑤ 被災者からの介助支援依頼への最大限対応 ⑥ 市が行う「要配慮者」向相談業務に関する協力 ⑦ その他市・県が行う「要配慮者」対策への協力

- ※ 避難所一覧表 (資料編資料 35)
- ※ 市内医療機関等施設 (資料編資料 31)
- ※ 市内の社会福祉施設 (資料編資料 44)

・ 市民の役割

項 目	役割のあらまし
地区復興委員会の結成・運営 又は自治会の運営	① 地域における「要配慮者」の安否確認並びに避難の支援 ※「避難行動要支援者名簿」の有効活用 ② 避難所その他地域における介助支援 ③ 福祉避難所及び専用病院への移送その他必要な措置の実施への協力 ④ ケア制度その他行政等支援メニューの説明 ⑤ 行政サービス各種申込書の配布 ⑥ その他「要配慮者」対策に必要な措置 ⑦ 行政・関係団体等との連絡・協議

ウ 福祉避難所の開設

a 福祉避難所（一次）

地域における身近な要配慮者避難所として、福祉センター等に福祉避難所（一次）を開設する。

b 福祉避難所（二次）

地域における拠点的な要配慮者避難所として、市内の老人保健施設等に福祉避難所（二次）を開設する。

なお、福祉避難所（二次）は、障がいの程度の重い者等、より専門性の高いサービスが必要とする要配慮者を対象とする。

※ 避難所一覧表

(資料編資料 35)

エ 災害時総合相談窓口の活用

高齢者や障がい者、日本語を解さない外国人、人工透析者等の「要配慮者」は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、健常者に増して、その移動や要望内容を表現し互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。そうした困難が市の行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを等しく受ける機会を奪う結果につながることはないよう市は措置する責務を有する。そのため、災対健康福祉部長は「要配慮者対策」の一環として、関係各部長と連携を図るとともに、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市本庁舎内に設置される災害時総合相談窓口に関し、「要配慮者」がサービスを支障なく受けられるよう必要な要員の確保その他の措置を講ずる。

(2) 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

ア 入所者の保護

a 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

b 臨時休園等の措置

保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、知的障害者通所更生施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

c 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市、県に連絡又は要請する。

d 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、市、県等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

e 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市、県に連絡しその応援を要請する。

f 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市、県に連絡しその支援を要請する。

g 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

イ 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、福祉避難所等として一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、福祉避難所等としての余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

(3) 高齢者・障がい者の救援

基 本 的 考 え 方	<p>「高齢者・障がい者の救援」の実施をきわめて困難なものにしているのは、それら対象者の心身の「制限」の「あり方」が、例えば肢体不自由、視覚障がい、心臓機能障がい・呼吸器機能障がい等の固定的臓器機能障がい、精神薄弱又は精神障がい等一様でない点にある。</p> <p>「高齢者・障がい者」の救援ニーズは、きわめて多様であり個別的なのである。</p> <p>しかし他方で多数の被災者に対する単純だがきわめて大量の救援ニーズ（例えば雨露がしのげる場所、水・食料）は、短時間に満たされる必要がある。この両者のギャップを埋めることは、行政単独では、到底不可能である。</p> <p>したがって、ここでは災害発生後の「高齢者・障がい者の安否、現在地の把握並びに介護保険施設等の施設への移送の要否」の確認から「福祉避難所での避難所生活」、「高齢者・障がい者やその家族・知人等を核として形成されている、多種多様な地域支援組織や全国的支援ネットワークとの連絡」そして「仮設住宅等における生活を無事に過ごすために必要な措置」に至るまでの4つの措置に関し、その実施手順、各部並びに県・関係機関・団体等との協力・応援体制等について、必要な取り決めを行う。</p> <p>なお、老人保健施設、身体・障がい者療護施設その他の施設入所者については、各施設の災害時対応計画による。</p>
----------------------------	--

■ 各時期区分における措置のめやす

「高齢者・障がい者の救援」の実施手順は、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○「要配慮者」の安否確認（保健所との連携） ※「避難行動要支援者名簿」の有効活用 ○「要配慮者安否不明者リスト」の作成 ○「要配慮者安否不明者」の再度安否確認 ○避難所等における「要配慮者リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして ○避難所等における応急的な介助支援措置の実施 ※生活環境条件チェック ※必要なケア要員派遣等在宅福祉サービスの充実 ※医療救護班による健康チェックの実施 ※歯科医師会による「入れ歯等」治療の実施 ○避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他 ○福祉避難所の開設及び必要な移送措置 ○要配慮者受入可能病院等の確保並びに必要な移送措置 ○各障がい者支援組織等との連絡・要請 ○要配慮者向特別仕様仮設住宅のニーズの把握 ○要配慮者向広報活動並びに相談業務窓口等の設置 ○関係各部・機関職員からなる要配慮者向応急ケアサービスチームの編成
第一期応急ケア対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※市民及び各避難所担当者からの要望への対応 ○避難所等におけるケアサービスの実施 ※必要なケア要員派遣等在宅福祉サービスの実施 ※各障がい者支援組織によるケアサービスの実施 ※ケースワーカーによる相談業務 ※医療救護班による健康チェックの実施 ※歯科医師会による「入れ歯等」治療の実施 ○福祉避難所・病院等への移送措置 ○要配慮者向特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等 ※グループホーム形式のものを含む ○第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 ○要配慮者向広報活動並びに相談業務窓口等の運営 ○関係各部・機関並びに各支援組織による要配慮者向応急ケアサービスの実施
第二期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期応急ケア対策計画の実施 ※仮設住宅及び入居待機者用施設における要配慮者向応急ケアサービスの実施 ※関係各部・各機関並びに各障がい者支援組織による要配慮者向長期ケアサービスチームの編成 ○第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談業務

■ 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす

高齢者・障がい者に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、必要なケアプランの作成、要員、資材、受入可能病院・福祉避難所その他の施設の確保については、災対健康福祉部長が以下をめやすとして応援を要請する。

項目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	県（健康福祉部、岐阜保健所、県土整備部、各務原警察署）、市社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員、障がい者支援組織（地域・全国）
高齢者・障がい者向けケアサービスプランの策定・実施	県（健康福祉部、精神保健福祉センター、岐阜保健所） 日赤県支部、社会福祉関係機関、市医師会、市社会福祉協議会 民生委員・児童委員、各障がい者支援組織（地域・全国）
その他介護・介助のためのマンパワーの確保	県（健康福祉部）、日赤県支部、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市医師会、市歯科医師会、社会福祉関係機関、社会福祉関係大学等教育機関
福祉避難所・受入可能病院等の確保	県（健康福祉部、精神保健福祉センター）、日赤県支部、市医師会 市養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設、障がい者施設等
移動・搬送	中部運輸局岐阜陸運事務所、福祉有償運送事業者、自衛隊 県乗用旅客自動車協会、各バス会社、市医師会、市社会福祉協議会、市介護保険、サービス事業者協議会、市養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設、障がい者施設等、その他施設、各障がい者支援組織（地域・全国）
医療サービス	県（健康福祉部・岐阜保健所・県総合医療センター）、日赤県支部 市医師会、市歯科医師会、市歯科技工士会
要配慮者向け設備の補修、設置・住宅設計等	県（環境生活部、健康福祉部、県土整備部）、（独）都市再生機構 市土木工業会、市土木協会、市土木研究会、市新土木組合、建築士会各務原支部、その他建築関係団体等、各障がい者支援組織

- ※ 高齢者・障がい者等の避難行動の特徴と配慮したい項目 (資料編資料 34)
- ※ 市内医療機関等施設 (資料編資料 31)
- ※ 避難所一覧表 (資料編資料 35)

ア 災害発生初期の緊急措置

災対健康福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、現地連絡所、関係各部、災対教育部及び関係機関・各障がい者支援組織、団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

・ 主な確認ルート

- 自主防災組織、民生委員・児童委員の調査に基づく報告
- 各種福祉団体等による調査に基づく報告
- 要配慮者支援体制による現認に基づく報告
- 福祉避難所、及び指定避難所の避難者名簿に基づく報告

- 各種支援組織による調査報告に基づく報告
- 岐阜保健所その他防災関係機関による調査に基づく報告

・ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 避難所単位
- 必要となる介護・介助要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別
※車椅子・つえ等介助用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

b 各種支援組織への連絡及び応援要請

各要配慮者に関わる市内、県内及び全国的要配慮者支援組織に対し、市内被災者への救援活動を開始するよう応援・協力を要請する。あわせて、以下のような受入措置を講ずるよう関係各部に協力を要請する。

- ① 総合福祉会館内に各種支援組織のためのスペース、事務用資機材、電話機等を確保し提供する。この場合、可能な限りボランティアセンター本部に隣接したスペースを確保する。
- ② 支援者に対し避難所別「避難行動要支援者名簿」を提供する。
- ③ 各部並びに現地連絡所・避難所等拠点施設に対し「各種支援組織リスト」を配布し最大限の協力を努めるよう要請する。
- ④ その他要配慮者向応急ケアサービスが実施できるよう、必要なバックアップ措置を講ずる。

c 一次避難所等における応急的な設備の補修、設置

- ① 洋式トイレのない場合の簡易洋式トイレの設置
- ② 踏み板の設置等段差の解消のための応急的な措置
- ③ 簡易ベッドの確保並びに供給
- ④ パーテーション（間仕切）、カーテン等の設置
- ⑤ 聴覚障がい者向広報伝達手段としての、掲示板等の確保

d 一次避難所における要配慮者専用スペースの確保

- ① 暑さ・寒さ対策が十分とられること
- ② 可能な限り少人数部屋であること
- ③ トイレになるべく近い場所であること
- ④ 避難所事務所もしくは救護所になるべく近い場所であること
- ⑤ 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと
- ⑥ 必要に応じ福祉避難所（二次）への移送措置をとること

e 福祉避難所（一次）の開設

- ① 現地連絡所員による福祉避難所（一次）の開設

- ② 要配慮者用相談窓口の設置
- ③ 介護職員、手話通訳者等の応援派遣
- ④ 災害対策本部へのマット・畳等の物資及び備品の要請

f 福祉避難所（二次）の確保

- ① 協定を締結している老人保健施設、障がい者施設等への避難所開設の要請
- ② 市各務原養護学校へ避難所開設の要請
- ③ 老人保健施設等への避難所運営職員等の派遣
- ④ 専門的人材や一般ボランティアの派遣
- ⑤ 県への市外老人保健施設、障がい者施設等への特別入所措置の支援要請
- ⑥ 県への市外老人保健施設、身体障がい者療護施設その他入所施設への特別受入の斡旋要請
- ⑦ 市施設のうち福祉避難所の指定・確保（ベッドが置ける施設）

g 福祉避難所（二次）への移送

- ① 要配慮者支援体制による移送措置
- ② 福祉有償運送事業者による移送措置
- ③ ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- ④ 各種支援組織による移送措置
- ⑤ 避難所入所者の協力支援による移送措置
- ⑥ 市内バス会社への依頼による移送措置
- ⑦ その他可能な手段による移送措置

※ 一次避難所から福祉避難所（一次）への移送については、原則として家族及び自主防災組織等で実施する。

イ 避難所開設期間中に必要な措置

災対健康福祉部長は、避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、災対教育部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 避難所その他所在地における設備等の補修・設置

避難所その他所在地における設備等の補修・新設については、前項「災害発生初期の緊急措置」に準じて行う。

b 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施

- ① 各支援組織による全般的なケアサービス
- ② ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務
- ③ 医師会、災対健康福祉部並びに県派遣保健班等との連携・協力による健康チェック
- ④ ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助
- ⑤ 各務原市歯科医師会、歯科技工士の協力による「入れ歯」チェックサービス
- ⑥ 老人保健施設、障がい者施設職員等の協力による「生活環境」チェックサービス

- c 福祉避難所の要請に基づく水・物資等の供給
福祉避難所の要請に基づく飲料水・生活用水・物資その他の供給については、本章第17節「給水活動」により行う。
- d 要配慮者向住宅の供給計画案の作成等
要配慮者向住宅の供給計画案の作成等については、本章第15節「避難対策」により行う。
- e 要配慮者向広報活動並びに相談業務
要配慮者向広報活動並びに相談業務については、本章第10節(6)「災害時総合相談窓口」により行うが、特に以下の点に留意して行う。

- ① 避難所や街頭における情報連絡が放送・拡声器等の音声情報に偏りがちになることをふまえ、聴覚障がい者向の伝達手段を併用すること
- ② 要配慮者は、多くの場合自らの意思の伝達上、それぞれに固有の特徴や困難さのあることをあらかじめ、全市職員に周知徹底すること
- ③ 年金・各種手当等受給のために必要な証書類を紛失した場合の再発行手続の簡略化
- ④ サービスを受けることを遠慮するあまり事態を悪化させてから結果的にサービスの必要量をふやし質的にもより困難なサービスが必要とされる事態を招きがちであることをふまえ、周囲の市民に理解・協力を得られるような配慮を行うこと

※ 高齢者・障がい者等の避難行動の特徴と配慮したい項目 (資料編資料 34)

ウ 第二期応急ケア対策計画の実施

災対健康福祉部長は、避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中に必要とされる措置について、関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

a 仮設住宅入居「要配慮者」向応急ケアサービス

- ① 仮設住宅団地内集会施設等への「24時間スタッフ詰所」の設置・運営
※ 災対健康福祉部職員のほか、関係各部職員、仮設住宅団地住民組織、ボランティア並びに各障がい者支援組織の協力を得て運営。要配慮者だけでなく入居者全体の生活環境向上のための活動拠点とする。
- ② 仮設住宅団地居住環境の向上
※ 段差・ぬかるみの解消、周辺地域における「車両の徐行呼びかけ」標識の設置、花壇づくりなどを行う。また、バザーその他のイベント等を実施するなど、入居者相互の交流を深めるように努める。
- ③ 市医師会並びに県派遣保健班等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策
- ④ ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、給食弁当の給付、在宅福祉サービスの提供、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向サービスの実施
- ⑤ グループホーム入居者への支援措置

b 入居待機者用施設その他の要配慮者向応急ケアサービス

- | |
|--|
| ① 仮設住宅早期入居のために必要な促進措置
② 以下「仮設住宅」の場合に準ずる |
|--|

c 福祉避難所（二次）等の「要配慮者」に関する措置計画の検討・実施

- | |
|--|
| ① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設、障がい者施設、通所施設等に関しては、平常時体制への移行時期等について確定する。入所者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる
② 医療施設等に関しては引き続き入院が必要なものは、必要な手続きをとり、また退所・院が可能になったものについては、仮設住宅の提供その他退院後のケアサービスについて必要な引き継ぎを行う |
|--|

d 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

災害時総合相談窓口設置期間中については、本章第10節「災害広報」により行う。また災害時総合相談窓口閉鎖後は、災対健康福祉部が窓口となり関係各部、関係機関・団体等の協力を得て行う。

(4) 人工透析患者・難病患者等在宅医療対象者の救護

基 本 的 考 え 方	<p>大規模な災害発生時には、在宅で定期的に人工透析治療を受けている者、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している者などが、在宅では治療の継続ができなくなる。それらの人々は決して多数ではないが、医療制度の改革、医療技術の進歩（医療機器の開発）などにより長期入院の解消が図られ、在宅で治療を受けている者の数は確実に増えつつある。また、これら「在宅医療対象」の方に必要な支援がなされない場合には、「生命にかかわる」こととなる。</p> <p>したがって、市が行うべき「在宅医療対象者の救援」のポイントは、第1に多様かつ個別的な安否の把握と必要な医療内容の把握及び現在地を確認すること、第2に医療機関の稼働状況を確認し受療の確保を図ることである。</p> <p>そのため、市は、「在宅医療対象者の救援」担当部を指定し、国・県・各関係機関並びに各種団体・企業等の支援・協力を得る。</p> <p>なお、病院等の施設入所者については、各施設の災害時対応計画による。</p>
----------------------------	--

■ 各時期区分における措置のめやす

市域を大規模な災害が襲った場合における「在宅医療対象者の救援」の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の 緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○「要配慮者」の安否確認（保健所との連携） ※「避難行動要支援者名簿」の有効活用 ○「要配慮者安否不明者リスト」の作成 ○「要配慮者安否不明者」の再度安否確認 ○県への難病患者等の受療状況、透析医療機関その他必要な医療機関の稼働状況の確認 ○透析医療機関その他必要な医療機関の確保並びに必要な移送措置 ○広報紙、報道機関等を通じた難病患者、患者団体への情報提供 ○公益社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークの活用 ○難病相談・支援センターの活用 ○関係各機関並びに各支援・相互扶助組織との連絡・支援本部設置の要請 ○「在宅医療対象者」向仮設住宅のニーズの把握 ○「在宅医療対象者」向広報の実施並びに相談業務窓口の設置 ○関係各部・機関並びに各支援・相互扶助組織への応急ケアサービスの要請 ○透析医療機関への水の供給 （福祉避難所（一次）に避難した場合） ○避難所等における「要配慮者リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして ○避難所等における応急的な支援措置の実施 ※ボランティア等の協力による必要なケア要員の派遣 ※在宅福祉サービスの提供 ※医療救護班による健康チェック
第一期応急 ケア対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○透析医療機関その他必要な医療機関の確保並びに必要な移送措置 ○「在宅医療対象者」向仮設住宅供給計画案の作成 ○「在宅医療対象者」向広報の実施並びに相談業務窓口の運営 （福祉避難所（一次）に入所した場合） ○避難所等における第一期応急ケア対策の実施 ※各機関並びに各支援・相互扶助組織によるケアサービス ※ケースワーカーによる相談業務 ※在宅福祉サービスの提供、ヘルパーの派遣 ※医療救護班による健康チェック
第二期応急	災害発生後	○第二期応急ケア対策計画の実施

ケア対策 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	15日目以降	※仮設住宅入居者向応急ケアサービス ※入居待機者用施設その他の「在宅医療対象者」向応急ケアサービス ※関係各部・機関並びに各支援・相互扶助組織による長期ケアサービスの実施 ○第二期ケア計画に関する広報並びに相談受付業務
----------------------------	--------	--

■ 応援要請先となる県その他関係機関・団体等のめやす

災対健康福祉部長は、「在宅医療対象者」の災害時における当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下をめやすとして応援・協力を要請する。

項目	要請先機関・団体等
難病患者	県（健康福祉部・岐阜保健所・県総合医療センター、県岐阜地域防災係） 日赤県支部、難病相談・支援センター、難病連、市医師会 市社会福祉協議会、市内バス会社、各支援・相互扶助組織
人工透析患者	県（健康福祉部・岐阜保健所・県総合医療センター、県岐阜地域防災係） 日本透析医会、日赤県支部、難病相談・支援センター、腎友会、市医師会 市社会福祉協議会、市内バス会社、各支援・相互扶助組織
てんかん患者	県（健康福祉部・岐阜保健所、県岐阜地域防災係） 日赤県支部、難病相談・支援センター、てんかん協会、市医師会 市社会福祉協議会、市内バス会社、各支援・相互扶助組織
食物アレルギー	県（健康福祉部・岐阜保健所、県岐阜地域防災係） 日赤県支部、市医師会、市社会福祉協議会 その他各支援・相互扶助組織

ア 災害発生初期の緊急措置

災対健康福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、災対水道部、関係各部並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

・ 主な確認ルート

<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織による調査に基づく報告 ○ 各種福祉団体等の調査に基づく報告 ○ 要配慮者支援体制による現認に基づく報告 ○ 保育所・幼稚園関係者による調査に基づく報告 ○ その他防災関係機関による調査に基づく報告

・ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

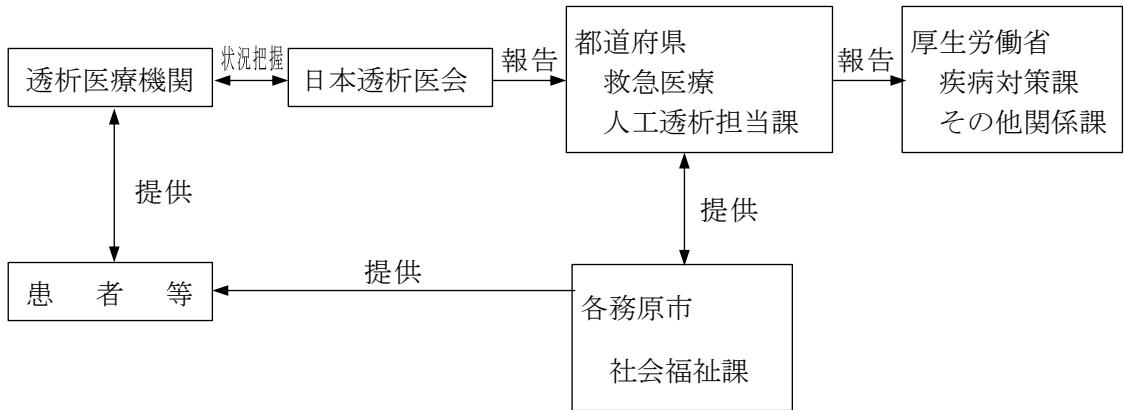
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所単位 ○ 必要となる支援要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別 ○ その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別 ※保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障がいの有無等

- b 関係機関並びに各支援・相互扶助組織への連絡及び支援対策本部の設置要請
本節(3)「高齢者・障がい者の救援」に準じて行う。
- c その他の事項
本節(3)「高齢者・障がい者の救援」に準じて行う。
- d 避難所開設期間中に必要な措置
本節(3)「高齢者・障がい者の救援」に準じて行う。
- e 第二期応急ケア対策計画の実施
本節(3)「高齢者・障がい者の救援」に準じて行う。

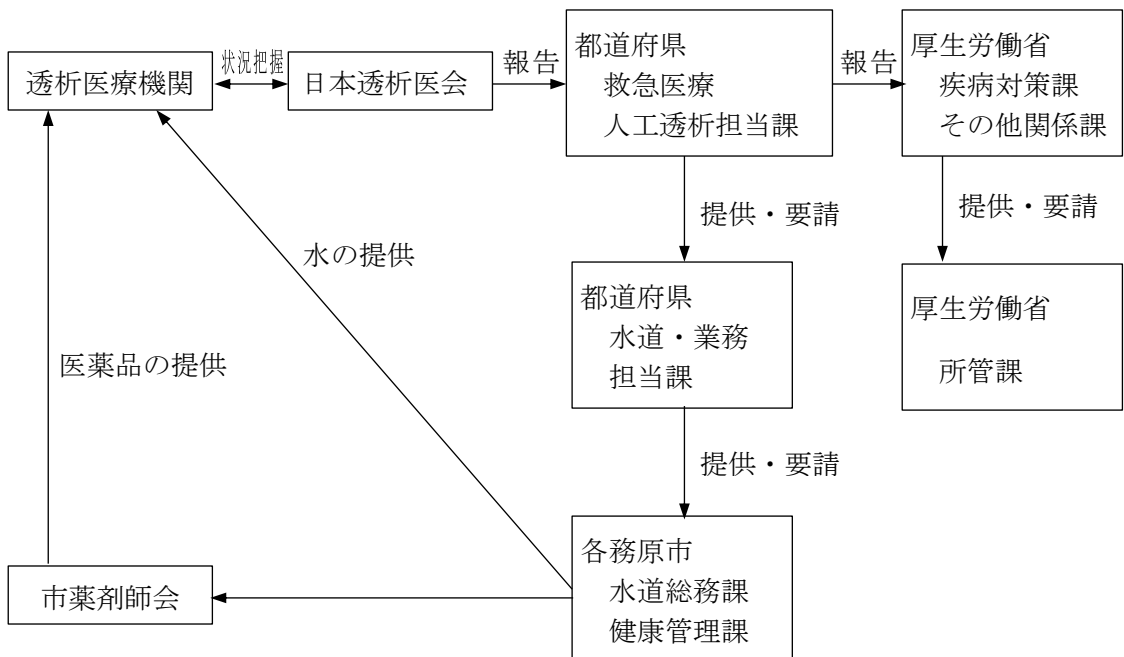
※ 高齢者・障がい者等の避難行動の特徴と配慮したい項目 (資料編資料 34)

イ 人工透析の提供体制

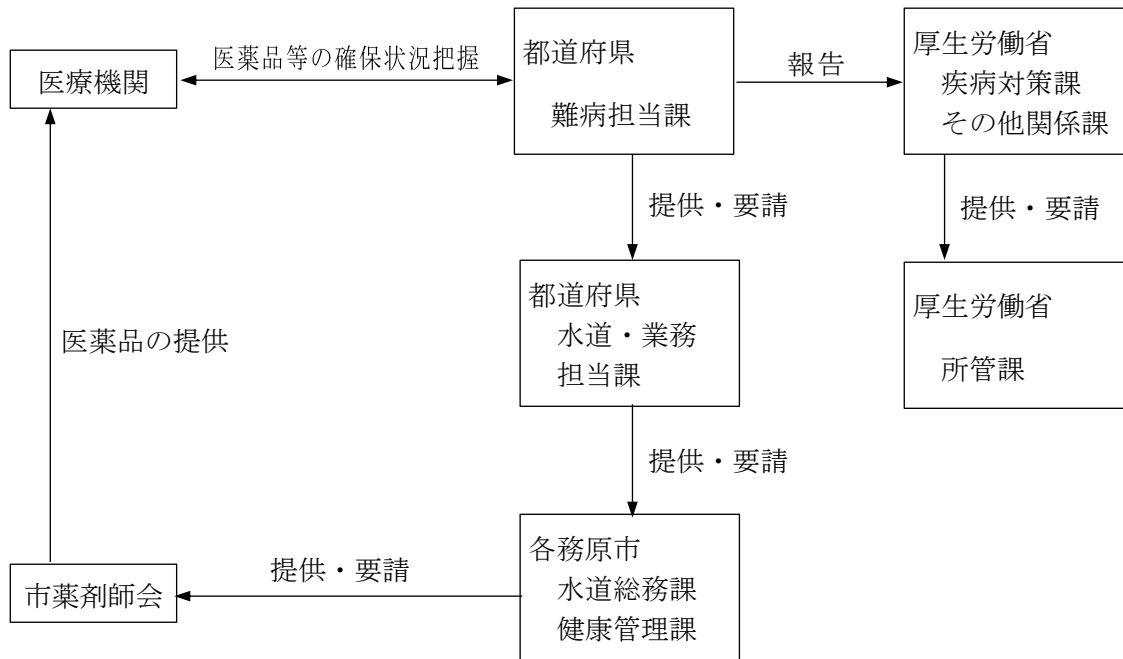
○情報収集及び連絡



○水、医薬品等の確保



ウ 難病患者への医療確保体制



(5) 乳幼児の救援

基本的考え方	<p>市域を大規模な災害が襲った場合には、住宅の倒壊その他の被害により多くの方が死傷し、あるいは生活の場を失う。住宅自体の被害が少ない場合でも、水道・ガス・電気・電話といったライフライン施設の機能停止や商業施設の被災等により、様々な生活上の制約を受ける。</p> <p>「乳幼児」が災害により受ける被害の表れは、第1に住宅の倒壊その他の被害による本人の死傷、保護者の死傷がある。そして、第2に「育児面における影響」がある。</p> <p>市が行う「乳幼児の救援」の担うべきポイントは、第1に保護者を失った「乳幼児の養育・養護」であり、第2に乳幼児が受ける「生活上の制約に関し可能な限り解消に努める」ことの2点である。以下には、災害発生後の「乳幼児の安否、所在地並びに乳児院等の施設への移送の要否」の確認から「小・中学校に開設された避難所生活を無事に過ごすために必要な応急措置」、そして「仮設住宅等における生活を無事に過ごすために必要な措置」に至るまでの3つの措置に関し、その実施手順、各部・機関・団体等との協力・応援体制等について、必要な取り決めを行う。なお、保育所・幼稚園その他の施設通所者については、各施設ごとの災害時対応計画による。</p>
--------	---

■ 各時期区分における措置のめやす

「乳幼児の救援」の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど関係各部並びに県・関係機関・協力団体等と連携・協議し、災対健康福祉部長が決める。なお、大規模な災害が発生した場合においては、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の緊急措置	災害発生後	○「乳幼児」の安否確認 ○「要保護乳幼児リスト」の作成
	7日目まで	○避難所等における「乳幼児リスト」の作成

		<ul style="list-style-type: none"> ※ケアサービス実施のための基礎データとして ○避難所等における応急的な支援措置の実施 ※生活環境条件チェック、ミルク・ほ乳瓶・簡易乳児用ベッドの供給、「こどもの精神的ケアについて」リーフレットの配布等 ※医療救護班による健康チェック ○親族による養育についての連絡調整 ○乳児院・児童養護施設等の確保並びに必要な移送措置 ○乳幼児対策に関する広報活動並びに相談業務窓口等の設置 ○関係各部・機関職員への乳幼児向応急ケアサービス実施の要請
第一期応急ケア対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等における第一期応急ケア対策の実施 ※保育所職員・ボランティア等による応急保育 ※保健師等による巡回保健指導 ※医療救護班による健康チェック ※精神科医・ケースワーカー等からなる「こころのケア」チームによる巡回相談業務 ○その他避難所等における応急的な支援措置の実施 ※市民及び各避難所担当者からの要望への対応 ○親族による養育についての連絡調整 ○要保護乳幼児の乳児院・児童養護施設等への移送措置 ○第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 ○乳幼児対策に関する広報活動並びに相談業務窓口等の運営 ○関係各部・機関職員による乳幼児向応急ケアサービスの実施
第二期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期応急ケア対策計画の実施 ※仮設住宅・入居待機者用施設入所者向応急ケアサービス(巡回保健指導、巡回相談業務等) ※健康診査の実施 ※公・私立保育所(園)運営に関する特別措置計画の検討及び実施 ※関係各部・各機関職員による乳幼児向長期応急ケアサービスの実施 ○第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

■ 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす

乳幼児に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、必要な要員、資材、乳児院・児童養護施設等の確保については、災対健康福祉部長が以下をめやすとして応援を要請する。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
-----	-------------------

安否・所在等の確認	県（健康福祉部・県岐阜地域防災係・中央子ども相談センター、岐阜保健所、県土整備部）、各務原警察署、自主防災組織
応急保育等のためのマンパワーの確保	県（健康福祉部）、日赤県支部、市社会福祉協議会、民生委員、市内幼稚園、保育所、社会福祉関係機関
乳児院・養護施設等の確保	県（健康福祉部・県岐阜地域防災係・中央子ども相談センター） 県（岐阜保健所、県総合医療センター） 日赤県支部、市内幼稚園・保育所
移動・搬送	県乗用旅客自動車協会、市内各バス会社 市社会福祉協議会
乳幼児医療サービス	県（健康福祉部、岐阜保健所、県立病院）、日赤県支部 市医師会、市歯科医師会

ア 災害発生初期の緊急措置

災対健康福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、災対教育部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

・ 主な確認ルート

- 自主防災組織による調査に基づく報告
- 各種福祉団体等の調査に基づく報告
- 要配慮者支援体制による現認に基づく報告
- 保育所・幼稚園関係者による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

・ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 避難所単位
- 必要となる支援要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別
- ※ 保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障がいの有無等

b 乳児院・児童養護施設等の確保

- ① 県への乳幼児入所施設への特別入所措置支援の要請
- ② 市施設のうち福祉避難所の指定・確保

c 避難所における専用スペースの確保

- ① 暑さ・寒さ対策が十分とられること
- ② 可能な限り少人数部屋であること
- ③ トイレになるべく近い場所であること
- ④ 避難所事務所もしくは救護所になるべく近い場所であること

d 避難所等における応急的な支援措置の実施

① 乳幼児向救援セットの配布

※内容の一例…粉ミルク、ほ乳ビン、離乳食、缶入飲料水、紙おむつ、
ウェットティッシュ、タオル、おんぶひも、下着、おもちゃ、こ
ろのケアに関するリーフレット等

② ポータブルトイレの確保並びに設置

③ パーテーション（間仕切）、カーテン等の設置

④ 簡易乳児用ベッドの確保並びに供給

e 乳児院・児童養護施設等への移送

① 要配慮者支援体制による移送措置

② ボランティアセンターへの依頼による移送措置

③ 避難所入所者の協力支援による移送措置

④ 県乗用旅客自動車協会への依頼による移送措置

⑤ 市内バス会社への依頼による移送措置

⑥ その他可能な手段による移送措置

イ 避難所開設期間中に必要な措置

災対健康福祉部長は、避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、災対教育部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 避難所その他所在地における応急的な支援措置の実施

各避難所担当者もしくは市民からの要望により乳幼児対策上、災対健康福祉部長が必要と認める場合における、避難所その他所在地における応急的な支援措置については、前項「災害発生初期の応急措置」に準じて行う。

b 保育所職員・ボランティアによる応急保育の実施

保育所職員・ボランティア保育士等により、各避難所内もしくは最寄保育所において、避難所開設期間中限りの「応急保育」を実施する。

c 保健師等による巡回保健指導の実施

① 市医師会並びに県派遣保健班等との連携・協力による健康チェック

② ヘルパー、ボランティアの派遣による育児支援

③ ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務

ウ 第二期応急ケア対策計画の実施

災対健康福祉部長は、避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中に必要とされる措置については関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

a 仮設住宅・入居待機者用施設内乳幼児向応急ケアサービス

「避難所開設期間中に必要な措置」に準じて行う。

b 健康診査の実施

県保健所、市医師会等の協力を得て、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施する。なお、この場合、相当の連絡・周知期間をもち実施するよう努める。また、親類・知人等へ疎開している場合についても、もれなく伝わるよう、報道機関・県・他市町村等の協力を要請する。

c 保育所（園）運営に関する特別措置計画の検討・実施

非常災害発生後の被災者の生活復興を促進するための、入所児及び非入所児の特別保育に関しては、関係各部、議会並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下の点に留意し検討・実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 保育所定員の特別拡大措置 ② 所得制限に関する特別緩和措置 ③ 保育時間の特別延長 ④ 保育者の特別増員措置もしくは過重負担にならないための応援体制の確立 |
|--|

d 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

災害時総合相談窓口設置期間中については、本章第10節「災害広報」により行う。また災害時総合相談窓口閉鎖後は、健康福祉部内におく乳幼児向長期応急ケアサービスチーム事務局が窓口となり関係各部、関係機関・団体等の協力を得て行う。

(6) 外国人の救援

基本的な考え方	<p>被災都市に生活するすべての人は、いわば「自己以外に頼るものがないサバイバルの世界に放り出された」も同然の事態となったのである。そのため、言葉や習慣の異なるために、より不自由さが増すのが「外国人」である。</p> <p>したがって、市が行うべき「外国人の救援」のポイントは、その保護の任にあたるべき外務省・各国大使館、国・県等関係機関に加え自身や家族・知人等を核として形成される、相互扶助もしくは支援のための地域的・全国的組織との連絡を迅速にとることであり、必要なリストや救援活動のための拠点を提供することである。</p> <p>そのため、市は、「外国人の救援」担当部を指定し、国・県・各関係機関並びに各種団体・企業等の支援・協力を得る。</p>
---------	---

■ 各時期区分における措置のめやす

市域を大規模な災害が襲った場合における「外国人の救援」の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「外国人」の安否確認 ○ 「外国人安否不明者リスト」の作成 ○ 「外国人安否不明者」の再度安否確認 ○ 避難所等における「要支援者リスト」の作成 ※通訳派遣のための基礎データとして ○ 関係各機関並びに各種団体との連絡・支援本部設置の要

		<p>請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通訳の確保 ○避難所等における応急的な支援措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ボランティア等の協力による必要なケア要員の派遣 ※避難所担当者及び「外国人」に対するリーフレットの配布 ○「外国人」向広報活動並びに相談業務受付窓口の設置
第一期応急ケア対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等における第一期応急ケア対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※各機関並びに各種団体によるケアサービス ※通訳の派遣 ○「外国人」向広報の実施並びに相談業務窓口の運営
第二期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期応急ケア対策計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※仮設住宅入居者向応急ケアサービス ※関係各部・機関並びに各種団体からなる長期ケアサービス ○第二期ケア計画に関する広報並びに相談受付業務

■ 応援要請先となる県その他関係機関・団体等のめやす

災対産業活力部長は、「外国人」の災害時における当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下をめやすとして迅速に応援・協力を要請する。

項目	要請先機関・団体等
外国人	岐阜県総合企画部、各務原警察署 県国際交流センター、各務原国際協会、市社会福祉協議会 新聞・テレビ・ラジオその他報道機関

ア 各種通訳の実施

県は、公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

イ 正確な情報の伝達

市と県は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

ウ 災害発生初期の緊急措置

災対産業活力部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、災対教育部並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 安否及び所在地の確認並びに移送の要否の把握

- ・ 主な確認ルート

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 各支援・相互扶助組織による調査に基づく報告 ② 各務原国際協会及び県国際交流センターその他防災関係機関による調査に基づく報告 |
|---|

・ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所単位② 通訳派遣要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別③ その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別 |
|---|

エ 避難所開設期間中に必要な措置

本節 (3)「高齢者・障がい者の救援」に準じて行う。

オ 第二期応急ケア対策計画の実施

本節 (3)「高齢者・障がい者の救援」に準じて行う。

※ 高齢者・障がい者等の避難行動の特徴と配慮したい項目（資料編資料 34）

第20節 帰宅困難者対策

1 方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

2 実施担当班

本部班	消防予防班	消防団班
商工観光班	救急指令班	
消防総務班	消防署班	

3 実施内容

(1) 市民、事業所等の啓発

市は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

(2) 避難所対策、救援対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供

市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

(4) 来訪者・入所者等の避難

基本的考え方	市長が行う避難の指示又は勧告は、災害の切迫により危険となった地域内に滞在するすべての人に対して伝達され、安全な地域への迅速な避難行動として実現されてはじめて、その目的が達成されたことになる。 市公共施設やスーパーその他の大型店舗など不特定多数の人が利用する公共的施設における避難対策については、市長の指示又は勧告を受けた各施設の管理者が所定の計画に基づき行うこととなる。
--------	--

ア 避難計画の策定

市の公共施設・市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により防災に関する責務を有する者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定する。特に自衛消防組織を有する施設においては、来訪者・入所者の避難計画を確立して

おくこととする。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員、来訪者の安全な避難対策を講じるように努める。

イ 避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難の勧告・指示が発令されたとき、もしくは自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、以下のとおり、市本部へ避難の完了報告を行うものとする。

a 市の施設の場合

各施設の管理者は、所管部又は最寄り消防署を通じて、避難の完了を報告する。なお連絡の方法は、一般加入電話、FAX、市地域防災無線もしくは伝令による。また市以外の施設については、FAXもしくは電話による。

b 市以外の施設、事業所等の場合

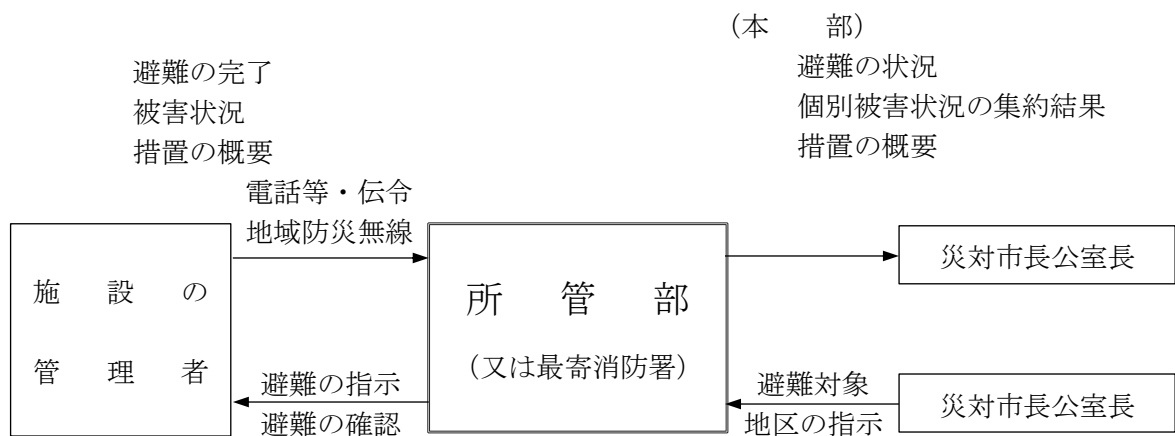
市以外の施設、事業所等の管理者は、以下の図のとおり所管部又は最寄り消防署を通じて避難の完了を報告する。なお連絡の方法は、FAX、電話もしくは伝令による。

ウ 避難完了報告のとりまとめ

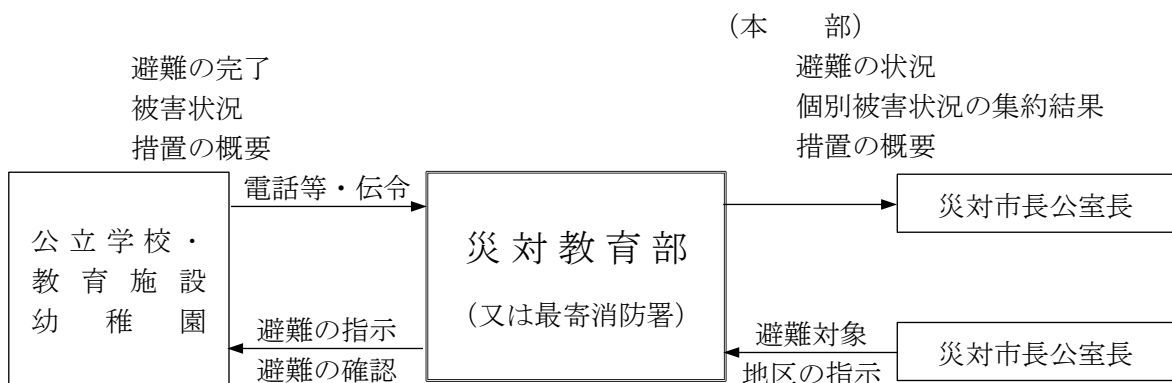
災対市長公室長は、各部長を通じて得られた市内の各施設の来訪者・入所者等の「避難の完了」報告を集約し、本部長（市長）へ報告する。

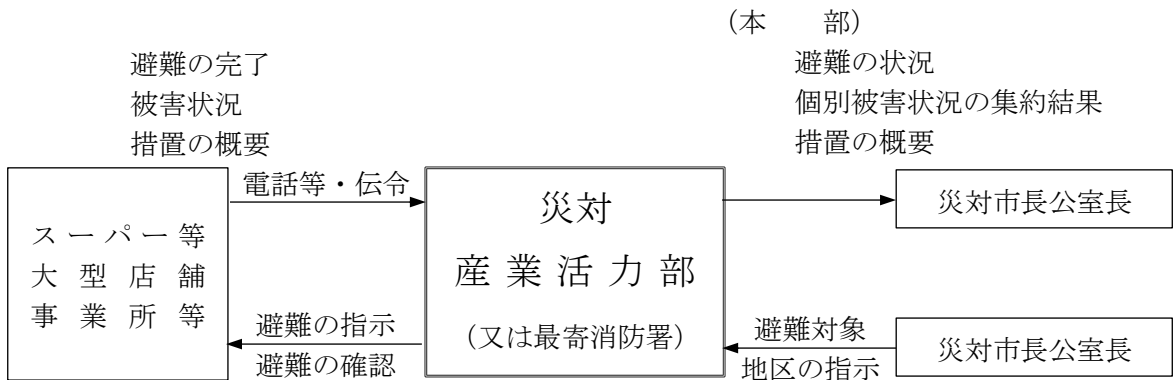
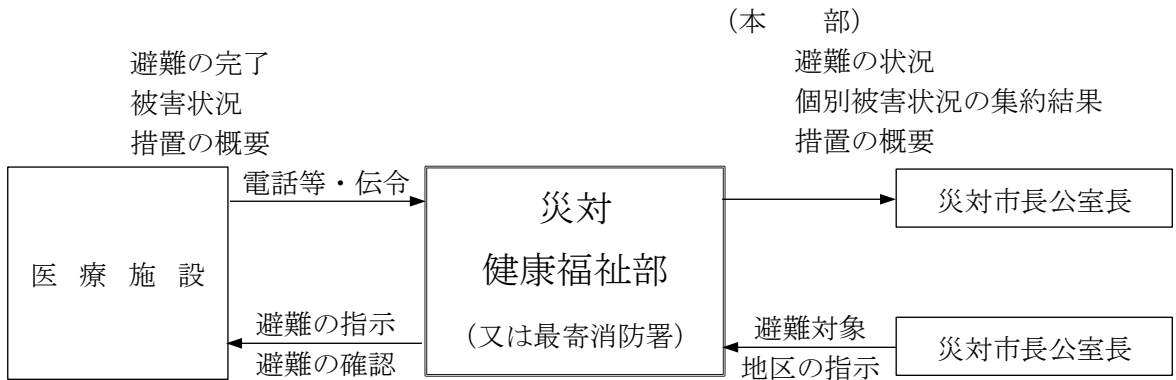
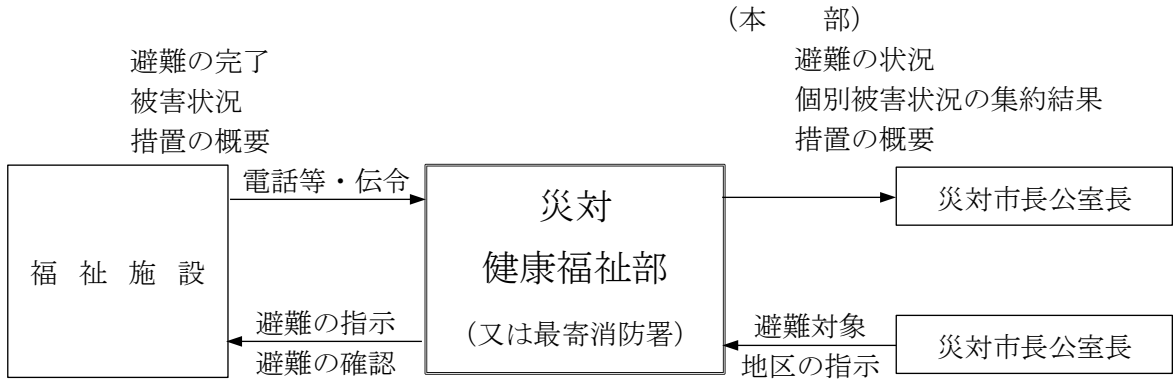
また、災害時広報における「安心情報」のデータ源としての活用を図る。

【市の施設】

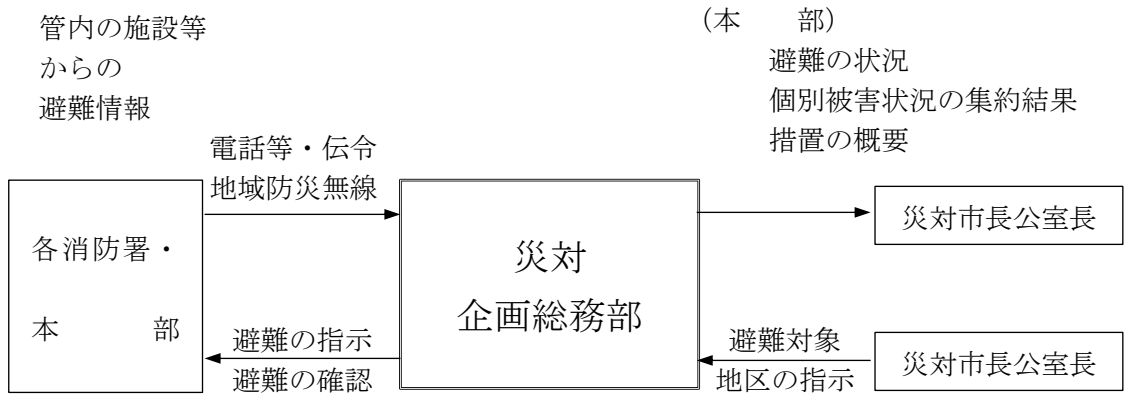


【市以外の施設】





【消防署経由ルート】



第21節 応急住宅対策

基本的な考え方	<p>同時多発的で大規模な災害が発生した場合には、市域の各所で多数の市民が住宅を失ったり、そのままでは日常生活を維持できないような居住環境下に置かれる。そして、時間の経過とともに、市民はただ生存だけを保証される災害発生初期の段階を経て、家族や自らの生活の復旧の手立てを考えるべき段階を迎える。</p> <p>この段階においては、避難所は解消され個人のプライバシーが守られた居住空間が保証されることが必要不可欠となる。そして、究極の目標ともいべき「まちの復興」のための都市計画策定・事業化へと進む。非常時における都市計画は、平常時のそれと異なり、まず「当面どうするか」について対処し、その後「全体計画」の策定という、順序で取り組むことが要請されるのである。したがって災害時における「住」対策は、被災した市民の「自助」及び「共助」努力を基礎としつつ行政の支援（「公助」）により「まちの復興」を実現していくための「当面必要な対策」として行われる。ふまえるべき基本的ポイントは次の4点である。</p> <p>第1に住宅の被害程度に関しその後災害があった場合にも居住可能か否かの判定の実施とその後の危険防止措置。災害発生直後の混乱した事態の中で、迅速に実施するため、いかに「多く」の判定要員等のスタッフと資器材等を確保できるかがポイントとなる。</p> <p>第2に判定結果をふまえ、補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量と費用の抑制」という観点から可能な限り補修するよう所有者等に協力を求める。また修復困難なものについては解体するが、「がれき処分」計画との整合性をふまえ広域的かつ段階的に行うよう所有者・関係機関・団体等の協力を求める。</p> <p>第3に迅速かつ相応量の住宅供給の確保。仮設住宅建設、公営住宅空家の確保とあわせて民間賃貸住宅の供給を促す。いかに「多く」の技術者・作業要員・資機材・被災地最寄用地を確保できるかがポイントとなる。</p> <p>第4にその他自主的復旧を促進するための支援措置。分譲マンション建替促進・支援措置など、当面は災害時総合相談窓口を中心とした相談業務を通じて対応し復旧計画上の検討課題とする。</p>
---------	---

1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、本章第15節「避難対策」の定める避難所の開設及び受入れによる。

災害時における「住」対策の実施にあたっては、以下の4点を基本指針とする。

- (1) 可能な限り現住宅の居住継続の方途を追求する。
- (2) 市民の自主的復旧を原則とする。
- (3) 民間活力を最大限活用する方途を追求する。
- (4) 行政は市民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。

2 実施担当班

秘書広報班	福祉救援班	土木第二班
調査市民班	避難収容班	都市計画班
環境衛生班	土木第一班	住宅対策班

3 実施内容

(1) 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位による。

対 象 種 別		内 容	
住 宅 の 確 保	1 自力 確保	(1) 自費建設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存 公営施 設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、又は目的外使用
		(2) 社会福祉施設への 入居	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫 資金融 資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市が仮設の住宅を供与する。
	5 公営 住宅建 設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住 宅 の 修 繕	1 自費修繕	被災者が自力（自費）で修繕する。	
	2 資金 融資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対しては市社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市が応急的に修繕する。	
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。		
障 害 物 の 除 去 等	1 自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。	
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市が除去する。	
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。	

(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

2 「住宅の確保」のうち、4 及び 5 の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

(2) 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市長が行う。

また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

市は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

ア 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国並びに市建築工業協同組合その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
住宅被災・避難期 (避難所開設期間)	災害発生後 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の被害状況の把握 ○建築物の応急危険度判定の実施及び危険防止措置 ○被災建物の補強又は補修・解体の実施 ○応急仮設住宅の建設 ○公営空家住宅の確保 ○民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） ○被災者向相談業務 ○災害時「住」対策推進会議の設置・運営
住宅供給・帰宅期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給 ○民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） ○余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施 ○被災者向相談業務 ○災害時「住」対策推進会議の運営

イ 災害時「住」対策実施体制

a 災害時「住」対策推進会議

災対都市建設部長は、市建築工業協同組合・県・国その他協力団体等・市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一かつ適切に行うため、災害時「住」対策推進会議を設置する。あわせて、各対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、推進会議の事務局を災対都市建設部内に置く。事務局要員は災対都市建設部及び関係各部職員をもってあてる。

b 役割分担

災害時「住」対策推進会議を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は、おおむね以下のとおりとする。

- ・ 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時「住」対策推進会議の運営事務 ② 建物被害状況に関する調査及び集計 ③ 応急危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施（修理・解体を含む） ④ 被災住宅の応急修理 ⑤ 応急仮設住宅設営用地の確保・建設 ⑥ 災害時総合相談窓口の設置・運営 ⑦ その他市民との対応

県	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成 ② 建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成 ③ 市の要請に基づく被災住宅の応急修理 ④ 市の要請に基づく応急仮設住宅の建設 ⑤ 応急仮設住宅設営用地確保のための協力 ⑥ 市が行う被災者相談業務に関する協力 ⑦ その他市が行う災害時「住」対策への協力
国・防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ② 建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成支援 ③ その他市が行う災害時「住」対策への協力
建築士会各務原支部 市建築工業協同組合 その他建築関係 団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急危険度判定作業実施の協力 ② 判定結果に基づき必要な措置実施への協力 ③ 市・県が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力 ④ 被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応 ⑤ 市が行う被災者相談業務に関する協力 ⑥ その他市が行う災害時「住」対策への協力

・ 市民の役割

項 目	役 割 の あ ら ま し
地区復興委員会の結成・運営	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災者の復興まちづくりに関する意見の集約 ② 被災者住宅への調査時の立ち会い ③ 被災者からの住宅修繕等の受付・集計・通知 ④ 融資制度その他行政等支援メニューの説明 ⑤ 行政サービス各種申込書の配布 ⑥ その他災害時「住」対策に必要な措置 ⑦ 発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 ⑧ 行政・関係団体等との連絡・協議

エ がれき処理計画等他の計画との調整

災害時「住」対策の実施にあたっては、用地・要員・資機材の確保等に関して、事前・事後の調整の場を想定しない限り、いわゆる「早いもの勝ち」状態となる。そのままでは、事態の推移に応じて、限られた用地・要員・資機材を適切に活用し最大限の効果を期待することが困難となる。そこで「調整」に関して、以下のとおり行うようとり決める。

a 調整機関等

調整は、原則として、用地に関しては、災対市民生活部長が、またその他の事項に関しては、災対市長公室長が行う。ただし災害時「住」対策推進会議もしくは合同部会限りで調整可能な場合は、これによる。

b 調整が必要な計画

災害時「住」対策計画との調整を行うべき計画は、そのつど本部長（市長）が定める。

計画名称	調整が必要となる項目	
	用 地	要員・資機材その他（関係機関・協力団体）
緊急輸送計画	臨時ヘリポート その他輸送拠点 駐 車 場 要 員 宿 舎	道路管理者、警察・消防機関 ライフライン所管部・機関、鉄道事業者 県トラック協会各務原協議会 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合、グリーンパーク推進協会 市建築工業協同組合、石油等販売組合
がれき処理計画	仮 置 場 機 材 置 場 要 員 宿 舎	警察、鉄道事業者 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合、グリーンパーク推進協会 市建築工業協同組合
公共土木施設 復旧計画	資機材置場 要 員 宿 舎	警察・消防機関、ライフライン所管部・機関 鉄道事業者 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合、グリーンパーク推進協会
ライフライン 復旧計画	資機材置場 要 員 宿 舎	道路管理者、警察・消防機関、鉄道事業者 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合
鉄道施設復旧計画	資機材置場 要 員 宿 舎	道路管理者、警察・消防機関 ライフライン所管部・機関 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合
災害廃棄物処理 実行計画	廃棄物仮置場	県（環境生活部）、各務原警察署 県トラック協会各務原協議会 その他輸送業者・団体、市土木防災協会 市土木研究会、市新土木組合 グリーンパーク推進協会 市建築工業協同組合、各務原砕石販売協同組合 一般廃棄物収集処理許可業者 浄化槽清掃許可業者その他関係業者

オ 災害時総合相談窓口の活用

災害時「住」対策の実施にあたっては、危険度判定結果をめぐる貸主と借主のトラブル、建築物の補修・解体、建て替えの場合の権利関係の調整業務等、法律の専門家や都市計画コンサルタントその他の専門家による助言もしくは協議斡旋等を必要とする場合が少なからず想定される。そのため、災対都市建設部長は、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、本庁舎内に設置される災害時総合相談窓口に、相談業務を行うための要員を確保するよう努める。

(3) 応急仮設住宅の建設

基本的考え方	<p>市域を大規模な災害が襲い多くの住宅が倒壊・焼失又は破損した場合、市は災害救助法の趣旨に基づき被災した市民に対する生活救援の一環としての応急的な住宅対策を行う。このとき留意する必要があるのは、単に経済的な問題にとどまらない。例えば、一時的に大量に発生する住宅需要に対して、緊急に提供可能な既存住宅をいかに大量に確保するか。また、新たに建設する仮設住宅等のための用地・資材・作業要員をいかに確保するか。また、高齢者や障がい者が居住する上で、必要な仕様・規格・付帯設備等を備えた住宅をどのように設定し確保するか。しかも以上のような課題は、すべて制約された時間と行政上のルールのもとに取り組み、解決される必要がある。</p> <p>以上の点をふまえ、市は、関係機関・団体等の協力により民間活力を最大限に活用しつつ、市民の自主的復旧がよりスムーズに進むよう必要な行政的支援を行うことで、被災者の住宅需要に対して、最大限の住宅供給確保を図る。</p>
--------	--

市は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、市において決定する。

なお、市は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておく。

ア 基本方針

災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設等住宅の供給は、県知事の補助機関として市が行う。そのため、大規模な災害が市域を襲った場合、災対都市建設部長は、関係各部長並びに県・国・市建築工業協同組合その他協力団体等と連携・協力し、以下のとおり行う。

a 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の状況によりそのつど決めるが、おおむね以下の2つの時期区分に基づき行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の 緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅の被害状況の確認・提供可能空家数把握 ○県営・(独)都市再生機構・公社住宅の被害状況確認並びに市内外提供可能空家数の把握 ○その他公共住宅空家の提供可能数の把握 ○暫時提供可能な民間保養所・社宅数の把握 (避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」) ○応急仮設住宅等入居希望状況の把握 ○応急仮設住宅建設用地の確保 ○応急仮設住宅建設業者・資機材等の確保 (レンタル・外国企業をも含む) ○応急仮設住宅建設計画の決定及び建設開始

住宅供給・帰宅促進 実施体制への移行	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○一時入居住宅・民間賃貸住宅の斡旋体制確立 ○被災者への一時入居住宅の提供業務開始 ○避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」指定及び提供体制の確立 ○応急仮設住宅提供体制の確立 ○民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置
-----------------------	--------------------------	--

b 市の役割

被災者向住宅の供給において、市が果たすべき役割については、災対都市建設部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
仮 設 住 宅 等 入 居 者 希 望 状 況 の 把 握	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所における調査 ② 災害時総合相談窓口における調査 ③ 民生委員等による調査（高齢者・障がい者等）
応 急 仮 設 住 宅 建 設 用 地 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市建設部所管の公園の被災後の現況の把握 ② その他市内未利用地の現況把握及び用地確保（各部長・関係機関・その他管理者）
一 時 入 居 住 宅 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内公共住宅空家の現況把握及び確保 ② 市外公共住宅空家の確保（県都市建築部等）
入 居 待 機 者 用 施 設 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内民間保養所・社宅のうち提供可能なもの ② 集会施設等市施設のうち転用可能なもの（各部長・関係機関・その他管理者）
被 災 者 向 住 宅 供 給 計 画 案 の 作 成	<ul style="list-style-type: none"> ① 総戸数及び募集区分別戸数案の作成 ② 面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成 ③ 供給実施計画案の作成
県 ・ 国 等 と の 協 議 並 び に 協 力 要 請	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮設住宅用地（国・県有地等）の提供要請（東海財務局・県総務部等） ② 建設業者・資機材等メーカーの広域的確保協力の要請（県都市建築部・県商工労働部） ③ 供給計画案の協議並びに供給実施計画決定（県健康福祉部） ④ 一時入居住宅提供その他の協力要請（その他各部長・関係機関）
市 建 築 工 業 協 同 組 合 そ の 他 協 力 団 体 等 へ の 要 請	<ul style="list-style-type: none"> ① 供給・斡旋等協力体制確立の要請 ② 供給実施計画案の作成に関する協力要請 ③ 県・国との協議状況に関する情報の提供
災 害 時 総 合 相 談 窓 口 ・ 地 区 復 興 委 員 会 等 に お け る 申 込 等 受 付 体 制 の 確 立	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合相談窓口担当職員・地区復興委員会等への必要事項周知及び入居申込用紙の配置 ② 市民からの入居申込・住宅提供申出等の受付

	③ 市民からの相談・苦情等の受付
被災者向住宅供給に関する 広報活動の実施	① 市による広報活動の実施 ② 報道機関に対する情報の提供及び報道の要請 (災対市長公室長)
被災者向住宅供給 対策班の編成	① 被災者向住宅供給実施計画に関する事務 ② 各部、防災関係機関、協力団体との連絡調整 ③ 一時入居住宅、仮設住宅用地等の確保

イ 仮設住宅等入居希望状況の把握

仮設住宅等入居希望状況の把握については、災害発生後7日目以内に、以下のとおり各部が分担して完了させる。なお、調査結果のとりまとめは災対都市建設部長が行う。

対象区分	担当部	手順その他必要事項
避難所に入所している 市民等	災対教育部	① 入居希望世帯数・世帯構成の把握 ② 建設地に関する希望状況の把握 (小学校通学区域内にこだわるか否か) ③ 段差の解消等仕様に関する希望内容
災害時総合相談窓口 において把握した希望者	災対都市建設部	
民生委員等が 把握した希望者	災対健康福祉部	① ※上記の① ② ③ ② 介護の要否・程度に関する希望内容

ウ 仮設住宅用地・資材等の確保

a 用地の確保

仮設住宅の供給は、被災者の生活再建支援施策の一環として行われるため、二次災害の危険のないことはもちろん、就業、通学その他生業の見通しの立つような立地条件であることが最優先となる。また遠隔地に建設したため申込みがなく入居しないまま空家となっている分については、救助費の国庫負担の対象とならない。用地の選定は、それらの点をふまえ災対都市建設部長が関係各部長・機関等の協力を得て、以下のとおり行う。

- ・ 用地の主な調達先

区分		管理者等	手続その他において留意すべき事項
市	市の公園	都市建設部	① 平坦な地形にあり、面積1,000㎡以上を有するものであることが望ましい。
	その他の市有未利用地	企画総務部	
県	県の公園等広い土地	県都市建築部	② 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。
	その他の県有未利用地	県総務部	
国有未利用地		東海財務局	① 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。 (国有財産法第22条第1項第3号) ② 所管する東海財務局に照会し提供を要請する。

(独)都市再生機構 その他公有未利用地	各管理機関	—
民有未利用地	各管理者	① 将来のトラブルを避けるため、 正規の賃貸借契約書を取り交す。 ② また、市、土地所有者、入居者の 三者による「即決和解」を民事訴訟法第356条第1項に基づき裁判所に申立て建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。

・ 用地選定上のめやす

<p>———建設地の条件———</p> <p>① 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと</p> <p>② 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと</p> <p>③ 就業、通学その他生活再建のための便利がよいこと</p> <p>④ 交通の便がよいこと</p>
--

b 資材等の確保

仮設住宅建設のための資材等の確保については、原則として請負業者が行う。

ただし、大規模災害時においては、混乱等により確保が困難と想定されるため、県本部（県土整備部その他の機関）が確保についての斡旋を行い又は確保して資材等を供給する。

なお、県から委任された場合、もしくは災害救助法が適用されないときで本部長（市長）が建設を決めた場合には、災対都市建設部長が関係各部長・機関・協力団体等の協力を得て、以下のとおり行う。

・ 資材等の主な調達先

区 分	調 達 先	備 考
プレハブ 住宅用資材	プレハブ建築協会	
	市建築工業協同組合	飯場小屋用プレハブの手持在庫分の転用
	レンタル業者団体	レンタル用プレハブの在庫分の提供要請
コンテナ	トラック協会各務原協議会	耐用年数の過ぎたものを活用し改造・転用する。
キャンピングカー	全国レンタカー協会	レンタル用キャンピングカーの在庫分の提供要請
	キャンピングカーメーカー・輸入業者等	

エ 仮設住宅等の建設もしくは確保

a 被災者向供給住宅の区分・仕様

被災者向に供給することが必要となる住宅の区分・仕様（案）は、入居希望状況調査結果に基づき、そのつど決めるがおおむね以下をめやすとする。

・ 面積区分と調達先

区 分	面積のめやす	主 な 確 保 ル ー ト
多人数世帯向住宅	39.6 m ² (12 坪)	○市営住宅空家 ○県営・(独)都市再生機構・公社・ その他公共住宅空家
少人数世帯向住宅	29.7 m ² (9 坪)	
単身者向住宅	19.8 m ² (6 坪)	○応急仮設住宅建設 ○民間賃貸住宅借上げ
介護付住宅	平均 23.1 m ² (7 坪)	○応急仮設住宅建設 ○民間賃貸住宅借上げ
入居待機者用施設	—	○暫時提供可能な民間保養所・社宅 ○待機者用施設としての転用もしくは建設

※資料：日本建築学会「1993年北海道南西沖地震災害調査報告」を参考に作成

・ 募集区分と仕様のめやす

募集区分と仕様及び各区分ごとの供給戸数については、希望状況、確保・建設状況等に依りて、そのつど決めるがおおむね以下をめやすとする。

なお、仮設住宅等の建設にあたっては、高齢者や障がい者に偏り住民自治組織の形成・活動が困難となることのないよう健常者の入居もあわせて行うこととし各建設地ごとに各区分タイプがバランスよく設置される計画案を作成する。

項 目		あ ら ま し
一時入居住宅	公営住宅、 (独)都市再生機構・公社 その他公共住宅	① 多人数世帯向住宅、少人数世帯向住宅とする。 ② 災害発生の日から3年間に限り、正規の入居資格要件の有無を問わない。
応急仮設住宅	世帯向け住宅 6人以上 大家族型	① 2DK 39.6 m ² (12 坪) ② 和室 6 畳・4.5 畳・居間兼用台所・便所・風呂・押入 ③ 冷蔵庫・洗濯機・ガスコンロ・湯沸し器付
	2~5人 小家族型	① 1DK 29.7 m ² (9 坪) ② 和室 5 畳・居間兼用台所・便所・風呂・押入 ③ 冷蔵庫・洗濯機・ガスコンロ・湯沸し器付
	1人 単身者型	① 1K 19.8 m ² (6 坪) ② 居間兼用台所・便所・風呂・押入 ③ 冷蔵庫・洗濯機・ガスコンロ・湯沸し器付

	<p>介護付住宅 (1~2人)</p>	<p>① 平均 23.1 m² (7 坪) ② 居間兼用台所・便所・押入 ③ 共同風呂、集会施設付設。ヘルパー等による入浴・給食等の毎日ケア・サービスを行う。 ④ 地域型住宅と位置づけ地元優先とする。</p>
	<p>民間賃貸住宅借上による供給</p>	<p>① 応急仮設住宅に準ずる取り扱いを行う。 ② 地域型住宅と位置づけ地元優先とする。</p>
	<p>入居待機者用施設</p>	<p>① 補欠待機者のうち希望するものを対象とする。 ② 市の施設のうち集会施設等で、和室・調理室を有する施設をあてる。 ③ 企業より暫時提供を受けた保養所・社宅等をあてる。 ④ 1,000 m²以下の公園のうち適当な立地条件を有する用地並びに賃貸借契約期間 1 年未満の用地に建設する仮設建築物をあてる。ただし、この場合以下のとおりとする。 ※ 平均 19.8 m² (6 坪) の 2 階建て寮タイプ ※ 共用トイレ・風呂、集会施設付き ※ 地元割当に限定する。</p>

※資料：日本建築学会「1993年北海道南西沖地震災害調査報告」を参考に作成

	<p>民間賃貸住宅の斡旋</p> <p>① 入居希望者のうち希望するものを対象とする。 ② 国・県と協議して、希望者の収入現況に応じて、家賃の一部補助を行う。 ③ 協力団体等の協力を得て、手数料等家賃以外の免除を行う。</p>
--	---

b 応急仮設住宅の建設

・ 設置主体

災害救助法適用後の応急仮設住宅の設置は、県知事の補助機関として市が行う。

ただし災害救助法が適用されないときで、本部長（市長）が特に必要と認めた場合、市において行う。

・ 建設の方法

災害救助法が適用された場合は、県・国と協議して決める。また災害救助法が適用されない場合で、市が行う場合は、本部長（市長）が決める。なお、現行災害救助法の適用に関する厚生労働省厚生労働事務次官通知に基づく取り扱いのあらまは以下のとおりであるが、1995年阪神・淡路大震災においては、「希望者全員に供給する」旨の特例措置がとられた。

① 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とする。

② 規模及び費用

1戸あたり床面積は 26.4 m² (8 坪)、1戸あたり設置費用については、国の定めによ

る。入居希望世帯の構成状況に応じて、供給住宅の仕様をいくつかのタイプに分けて建設を行うことができる。

③ 建設工事

災害救助法適用の如何に関わらず、応急仮設住宅の工事は、災対都市建設部長が市建築工業協同組合の協力を得て行う。ただし、市において実施困難な場合は、県支部総務班に県による建設を要請する。なお、この場合、市は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」（様式2号）に略図を添えて県支部救助班に提出する。県は、これを受け、支部管内業者もしくはプレハブ建築協会等の広域的協力を得て行うこととなっている。

(4) 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

(5) 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。

(6) 被災建物の補修・解体

ア 被災建物の補修

a 市・県が行う被災住宅の応急修理

・ 実施主体

災害救助法適用の場合は、県知事の補助機関として市が行う。ただし災害救助法が適用されないときで、本部長（市長）が特に必要と認めた場合も市において行う。

・ 修理の対象

災害救助法適用の場合は、県・国と協議して決める。また災害救助法が適用されないときで市が行う場合は、本部長（市長）が決める。なお、災害救助法の適用に関する厚生労働省厚生労働事務次官通知においては、「災害により住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者でありかつ自らの資力によっては応急修理ができない者であること」としている。

・ 修理の方法

災害救助法適用の場合は、県・国と協議して決める。また災害救助法が適用されないときで市が行う場合は、本部長（市長）が決める。なお、これまでの災害救助法の適用に関する厚生労働省厚生労働事務次官に基づく取り扱いは以下のとおりである。

① 修理の内容及び経費

修理は、居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分について、最小限度の応急的なものを行う。また1世帯あたりの修理の経費は、国の定める基準による。

なお、この費用の中には原材料費、労務賃、輸送費、工事事務費等の一切が含まれる。

② 修理の期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。なお、厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間延長を行うことができる。

③ 修理工事

市建築工業協同組合の協力を得て行う。

・ 修理住宅の選定

市が県の定める基準に従い修理予定者を選定し、県支部総務班を通じて、県本部防災班（危機管理部）に報告する。

b 被災者が行う補修に対する支援

市は、被災者が行う補修に対する支援として、おおむね以下のとおり行う。

・ 地区復興委員会等を通じた支援

（融資制度等既存もしくは新規行政支援メニューの充実並びに資料・申込書の提供等）

・ 市建築工業協同組合等協力団体等を通じた支援

（被災者の依頼に対するし最大限対応の要請、交通規制除外等各種緩和・優遇措置等）

イ 被災建物の解体

これまでの災害救助法の適用においては、被災建物の解体は所有者の責任において行い市町村はがれきの収集・運搬・処分を行うこととしていた。しかし、1995年阪神・淡路大震災では、「被災者負担の軽減を図る」とともに「倒壊その他による二次災害防止を図る」ため、特例措置として公費負担による被災建物の解体が実施された。以下には1995年阪神・淡路大震災方式で行う場合について示す。

・ 実施手順と役割分担

実施手順	担当部等	備考
申込受付、調査及び同意確認	災対市民生活部	a 課税台帳に基づく権利関係確認 b 現地調査 c その他市民対応
解体工事の依頼及び工事管理	災対都市建設部 ※建築物補修・解体対策班	a 申込書の整理・保管 b 解体作業実施計画の作成・進行管理 c 市建築工業協同組合等解体業者との連絡・調整 d 関連各部・関係機関との連絡・調整
がれきの搬送・処理	災対市民生活部	a 収集・処理作業実施計画の作成・進行管理 b 収集・処理業者等との連絡・調整 c 関連各部・関係機関との連絡・調整
環境保全のための監視・指導	災対市民生活部	a 公害防止等実施計画の作成・進行管理 b 環境保全等業者等との連絡・調整 c 関連各部・関係機関との連絡・調整

・ 対象となる物件

区分	備考
個人住宅・民間分譲マンション	—
賃貸マンション	中小企業基本法等に基づく中小企業者所有のもの

事業所等	※工業：従業員300人以下又は資本金3億円以下 小売業：50人以下又は5,000万円以下 その他略
------	--

ウ 市営住宅等の補修・解体

a 市営住宅等の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合には、市営住宅を所管する災対都市建設部長が市民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。なお、県営住宅、その他の公営住宅については、それぞれ所管する県都市建築部、県住宅供給公社、(独)都市再生機構が被害状況を緊急調査し、修理の必要な箇所については、迅速に応急修理にあたることとなっている。

- ・ 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- ・ 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに危害防止のため市民に周知を図る。
- ・ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

b 解体

市営住宅を所管する災対都市建設部長が必要と認めた場合、被災建物の解体対策に準じて行う。

(7) 障害物の除去

災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障をきたしているもののうち、次の条件に該当するものについて、障害物の除去を実施する。

ア 対象となる被災者(めやす)

- ① 自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者であること
※ 生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産をもたない失業者等
- ② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること
- ③ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
※ 本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない
- ④ 半壊又は床上浸水したものであること
※ 全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない
- ⑤ 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること

イ 除去の実施

① 災害救助法適用前

災対都市建設部長が優先度の高い箇所を指定し、関係各部、市建築工業協同組合等の協力により作業班を編成し実施する。

② 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合には、県(知事)の決定に基づき、関係各部、自主防災組織、市建築工業協同組合等の協力を得て、あらかし以下のような手順で行う。

- 市は、半壊及び床上浸水した全世帯のうち、世帯状況、市民税課税状況、被害状況等

を勘案し救助対象世帯を選定の上「障害物除去対象者名簿」を作成し、岐阜県県土整備部に報告する。

- 岐阜県県土整備部は、市からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定める。
- 除去作業は、第一次的には、市が保有する器具・機械を使用して市が行う。
- 労力、機械等が不足する場合は、岐阜県総合企画部に要請し、隣接市町からの派遣を求めさらに不足する場合は、県建設業協会に資器材・労力等の提供を求める。
- 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人件費等とし、国の定める基準による。
- 実施期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

なお、災害の状況により期間延長の必要があるときは、期間の延長を岐阜県県土整備部に要請し、協議する。

ウ 作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、以下の点について充分留意して行うものとする。

—————除去作業上の留意事項—————
① 他の所有者の敷地内で作業が必要な時は、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る
② 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、リサイクルのための分別、再度の輸送や事後の支障の生じないように配慮して行う
③ 障害物の集積場所については、廃棄すべきもの、再利用すべきもの及び保管すべきものを明確に区分し、また収集作業のしやすいよう関係各部と協議して、除去作業実施者が決める

※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表 (資料編資料 20)

(8) 低所得世帯に対する住宅融資

市は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金
- ウ 寡婦福祉資金の住宅資金
- エ 災害援護資金の貸付

(9) 生活保護法による家屋修理

市は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

ア 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

イ 土砂等の除去費

家屋修理費の一環としてアによる基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人件費等

ウ 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損するおそれがある場合は、国が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人件費

(10) 社会福祉施設への入所

市は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させる。

市は、被災者の避難状況等に鑑み、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

(11) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第22節 医療・救護活動

基 本 的 考 え 方	<p>同時多発的で大規模な災害が発生した場合には、市のほぼ全域で多数の傷病者が発生するとともに、市内医療機関や医療スタッフ自身も少なからず被災することが想定される。そのため災害時の医療救護活動において留意すべきポイントは、第1に災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な医療救護ニーズと市域の有する医療救護サービス提供能力低下というアンバランスな条件下で行われるということ。第2にクラッシュ症候群に代表されるように、高度医療機関におけるいつときも早い救命措置が市民の生命をひとりでも多く救うために施される必要があること。この2点である。したがって、第1に質・量両面において、医療救護活動は迅速かつ圧倒的なサービス提供体制をもって実施されること。第2に広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークを確立することが重要となる。特に、災害発生初期においては、「医療救護要員の提供」が最優先されなければならない。確かに各団体や医療スタッフ個人が思い思いに医療救護活動を開始し、地域や個人ごとに「サービスの偏り」のあることは望ましいことではない。しかし、それを恐れるあまり、医療救護活動の開始そのものが遅れるようならば「サービスの不公平」以上に、多くの重傷患者が救命処置を施されないまま放置されるという点で、デメリットが大きい。そのため、災害時の医療救護活動については以下のとおり行う。</p> <p>市本部においては、災対健康福祉部長が市各部等と連携・協力して、必要かつ十分な医療救護活動実施のための拠点設置場所、資金、資器材等の提供及び広域的な高度医療機関の確保並びに搬送体制の確立その他のバックアップに努める。</p> <p>また、各務原市医師会は、准看護学校のほか、産業文化センター・各現地連絡所等において、提供を受けたスペース、医薬品、コピー機・電話などの使用可能な機材・設備、専門的能力を持つ要員等（他地域からのボランティア受入れを含む）を活用して、緊急に救命処置を施すべき重傷患者の選別及び高度医療機関への搬送依頼を最優先で行う。次いで、その他医療救護を必要とする避難所在住の被災者及びその他の自宅滞在市民等に対し、必要な医療救護サービスの継続的な提供に努める。</p>
----------------------------	--

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。

2 実施担当班

本部班	避難収容班	消防予防班
庶務班	都市計画班	救急指令班
福祉救援班	住宅対策班	消防署班
医療対策班	水道対策班	消防団班
商工観光班	消防総務班	

3 実施内容

(1) 医療救護活動

基 本 的 考 え 方	<p>小規模な災害時においては、当然に県立病院を頂点とし、市内では東海中央病院をはじめとする医療機関により構成される一、二、三次の救急医療体制により適切に対応される。</p> <p>しかし、市域を大規模な災害が襲った場合には、各務原市だけでなく周辺の岐阜市等の医療機関についてもなんらかの被害を受けスタッフもまた被災者となる。また多くの被災者が重傷・軽傷の区別なく各病院に殺到し一時的な混乱に拍車をかけることも想定される。したがって、県の計画「災害拠点病院」に指定される医療機関も指定された役割を果たすことは事実上不可能となるものと想定される。そのため、この計画では、市内の病院施設並びに市外にある「災害拠点病院」等の高度収容医療能力を有する病院施設をあらためて以下のように位置付け収容医療機関を確保するよう定める。</p> <p>○中継拠点 …市域にある東海中央病院とする。中継拠点医療機関は各拠点救護所で 病院 重傷病の疑いのあると判断された被災者を受入れ応急的な救命措置を 施す。その後24時間経過観察を経て、入院治療の必要の有無・受入先 施設の特定を行うなどの「中継機能」を果たす。</p> <p>○後方 …市外にある「災害拠点病院」指定病院（県指定）に加えて、県外の高度 支援病院 収容医療能力を有するすべての病院とする。後方支援病院へはヘリコ プターによる搬送体制も確保されるため県以外の都道府県にある施設 はすべて受入先の対象となる。</p> <p>○要配慮者 …専門的な技術者や設備による介護・介助を必要とする高齢者や障がい 受入可能 者専用の病院等施設として確保する。各避難所等において、その必要が 病院 あると判断された高齢者・障がい者の転送受入先施設となる。</p>
----------------------------	--

市は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めるときは、県に応援を要請する。

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、医療等関係機関の協力のもと災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及びドクターヘリ等の派遣及び調整を行う。

ア 市の主な役割事項

災対健康福祉部長は、災害の発生により必要と認められた場合は、本部長の指示の如何に関わらず、以下のとおり災害時医療救護体制を確立する。

項 目	手順その他必要事項
各務原市医師会への連絡	① 災害時医療救護体制確立の要請 ② 市内被害状況に関する情報の提供 ③ 市本部体制の現況に関する情報の提供
市歯科医師会への連絡	① 災害時医療救護体制確立の要請 ② 拠点救護所への歯科医師派遣の要請
市薬剤師会への連絡	① 災害時医療救護体制確立の要請 ② 拠点救護所への薬剤師派遣の要請 ③ 医薬品・医療用資器材の提供協力の要請
拠点救護所の設置	① 各拠点救護所における設置場所の確保 ② 拠点救護所設営要員の派遣 ③ 精神科救護所の設置
関係各部長、県等への協力要請	① 災害時医療救護体制に関する広報活動の要請 (災対市長公室長) ② 場所・資器材・設備・水道水等の提供協力の要請 (災対教育部長・災対水道部長等) ③ 県により編成される医療班の派遣要請 (県健康福祉部) ④ その他の協力要請 その他各部長・関係機関)
収容医療機関の確保	① 市内収容医療機関の現況把握 ② 市外収容医療機関の確保(受入れ要請) (県健康福祉部・周辺市町村等)
搬送体制の確立	① 搬送拠点の確保(ヘリポートの確保) ② 救急車両他搬送用車両の確保 ③ ヘリコプターの確保(官・民) (県防災課・自衛隊等)
報道機関対応 ※災対市長公室長を通じて行う	① ラジオ・テレビ各社への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 ② 在庁記者クラブ各社、報道機関市内及び周辺各支局への災害時医療救護体制に関する紙面確保の要請
医療対策班の編成	① 市医師会等関係団体との連絡調整 ② 市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ 拠点救護所への医薬品・医療資器材・水等の提供 ④ 収容医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の提供 ⑤ 市民対応

イ 県により編成される医療救護班の派遣要請

市に災害救助法が適用されたときは、県地域防災計画に基づき、県(健康福祉部長)は、直轄医療班(県立3病院ほか)や日赤県支部・県医師会・東海北陸厚生局の協力・応援を得て、医療救護班を編成し、市本部長(市長)からの要請に応じて、派遣する。

また県（健康福祉部長）は、医療助産活動が必要と認めた場合に派遣する。

ウ 各務原市医師会の役割

市医師会は、災対健康福祉部長から、災害時医療救護体制確立の要請を受けた場合は、提供を受けたスペース、医療救護活動用資器材、設備、救援物資等を活用し、避難所在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり医療救護活動を行う。

a 運営体制

公立学校共済組合東海中央病院内に各務原市医師会医療救護対策本部を置く。本部要員はそのつど市医師会責任者が決める。また各務原市医師会医療救護対策本部は、市との連絡・調整にあたるとともに、市と連携し広域的な医療ネットワークの維持・運営を行う。

なお市医師会長は自ら必要と認めたときは市の要請を待たずに、医師会医療救護対策本部の設置、収容医療機関の受入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行うことができるものとする。この場合、市医師会長は直ちに災対健康福祉部長に通報するとともに、看護要員、事務連絡要員等の派遣を要請する。震災などにより通信連絡網が断絶した状態の場合、各務原市医師会員は最寄りの拠点救護所、避難所、災害現場等に出勤し、医療救護にあたる。

b 拠点救護所への要員派遣

各拠点救護所へ派遣する要員の編成については、医師会医療救護対策本部が決めるが、最小限の単位は、以下のとおりとする。

各拠点救護所あたり最小限編成		備 考
医 師	看護要員及び事務・連絡要員※	
3名	5名	※ 事務・連絡要員等は市職員等をもってあてる。

c 本部組織のめやす

各務原市医師会医療救護対策本部の構成は、そのつど市医師会責任者が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

班	役 割 項 目
本部班	① 市内外医療救護ボランティア申出の受付 ② 医療救護ボランティア希望者に対する研修・引継等 ③ 医療救護関係団体との連絡・調整 ④ 医療救護要員派遣計画の作成・調整 ⑤ 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
業務班	① 市、防災関係機関との連絡調整 ② 医薬品、医療資器材、物資の調達・保管 ③ 資金管理、伝票整理その他財務に関すること ④ 食事の提供、睡眠スペースの確保 ⑤ その他本部機能維持業務に関すること

エ 拠点救護所設置のめやす

a 設置場所

災対健康福祉部長は、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり各務原市医師会、各務原市歯科医師会、薬剤師、警察署等の協力を得て、拠点救護所を設置する。

- ① 那加中学校、稲羽中学校、鶴沼中学校、東海中央病院駐車場（計4箇所）
- ② 災害現場
- ③ その他本部長（市長）が必要と認めた場所

b 拠点救護所の開設及び運営

拠点救護所の開設及び運営実務は、災対健康福祉部長の指揮により医療対策班が行う。

- c 市薬剤師会の協力を得て、各拠点救護所に1名以上の薬剤師が常駐するよう努める。
- d 市歯科医師会の協力を得て、各拠点救護所に1名以上の歯科医師が常駐するよう努める。
- e 精神科救護所の設置

精神科救急医療サービスについては、精神科医療機関等の協力により、各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。あわせて必要と認める拠点救護所に精神科救護所を併設する。なお、県は保健所を拠点として精神科救護所（当初は24時間体制）、24時間電話による精神相談室等のこころのケア施設を設置するとともに、巡回精神科診療チーム等を派遣することとなっている。

オ 医療救護及び助産活動のめやす

a 活動のあらまし

医療救護及び助産活動は、原則として医療救護班が拠点救護所において、以下のとおり実施する。また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。なお、医療救護班は拠点救護所1箇所に対して、少なくとも医師3名以上が出勤し、開設中は、24時間体制で「区分の判定」及び救命処置その他の応急的医療救護・助産活動にあたる。

- ① 傷病者の蘇生
- ② 傷病者の傷害等の区分の判別（※1 トリアージ・タッグ）
- ③ 中継医療拠点・後方支援病院への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 傷病者に対する応急処置
- ⑤ 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- ⑥ 助産救護
- ⑦ 死亡の確認
- ⑧ 死体の検案

トリアージ・タグ

(災害現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施場所

バイタルサイン	意識	意識 刺激で覚醒する	意識している 刺激しても覚醒しない
	呼吸	回/分, 呼吸困難, 無呼吸	
	脈拍	回/分, 整, 不整, 触知せず	
	血圧	/ mmHg	

トリアージ区分	0	I	II	III
---------	---	---	----	-----

トリアージ・タグ

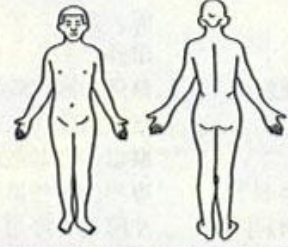
特記事項 (搬送・治療時に留意すべき事項)


.....

.....

.....

.....





※1 傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、後方医療施設（収容医療機関など）への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

b 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

c 助産について

・ 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

・ 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前、分べんの処理
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

※ 応急医療救護に関する様式 (様式編様式 5)

カ 中継拠点病院の確保

a 措置のあらまし

災対健康福祉部長は、本部長の指示があったとき、もしくは災害の発生により必要と認めるとき、以下のとおり中継拠点病院予定施設に対し要請する。

- ① 中継拠点病院予定施設の被災状況の把握
- ② 患者緊急受入れのためのベッド確保の要請
- ③ 患者緊急受入れのための要員確保の要請
- ④ 中継拠点病院としての機能を果たすために提供が必要な物資等の把握
(医薬品、医療用資器材、水、燃料、通信手段等)

b 中継拠点病院予定施設

災害時に中継拠点病院となる施設は、以下のとおりとする。

東海中央病院

キ 後方支援病院の確保

災対健康福祉部長は、本部長の指示があったとき、もしくは災害の発生により必要と認めるときは、県を通じて以下のとおり後方支援病院を確保する。

- ① 県指定災害拠点病院「基幹災害医療センター（県総合医療センター、岐阜大学医学部附属病院）、地域災害医療センター（岐阜赤十字病院、岐阜市民病院、松波総合病院、大垣市民病院、木沢記念病院、中濃厚生病院、中津川市民病院、県立多治見病院、高山赤十字病院、久美愛厚生病院）」への受入れ要請
- ② 県指定「災害拠点病院」以外で受入れ可能な総合病院・専門病院への受入れ要請
- ③ 近接県（愛知県、滋賀県、三重県、福井県、石川県、富山県、長野県）への受入れ要請
- ④ その他都道府県への受入れ要請

ク 要配慮者受入可能病院の確保

a 要配慮者受入可能病院の定義

要配慮者受入可能病院は、様々な介護・介助を必要とする高齢者や障がい者専用の病院として確保される。老人ホームや各避難所の専用スペースにおいて、入院治療の必要のある要配慮者が出た場合に、受入れ病院等施設となる。そのため、市内外において、高齢者や障がい者向けの医療設備・スタッフを有する病院等施設は、原則としてすべて対象とする。

b 措置のあらまし

災対健康福祉部長は、本部長の指示があったとき、もしくは災害の発生により必要と認めるとき、以下のとおり要配慮者受入可能病院を確保する。

- ① 市内要配慮者受入可能病院予定施設の被災状況の把握
- ② 患者緊急受入れのためのベッド確保の要請
- ③ 患者緊急受入れのための要員確保の要請
- ④ 要配慮者受入可能病院としての機能を果たすために提供が必要な物資の把握
(医薬品、医療用資器材等)
- ⑤ 県内で受入れ可能な専門病院等への受入れ要請
- ⑥ 近接県(愛知県、滋賀県、三重県、福井県、石川県、富山県、静岡県、長野県)への受入れ要請
- ⑦ その他都道府県への受入れ要請

c 市内要配慮者受入可能病院予定施設

災害時に要配慮者受入可能病院となる市内の施設は、精神病院、介護保険施設等とする。

※ 市内の医療機関等

(資料編資料 31)

(2) 重傷者等の搬送体制の確立

多数の患者が同時多発的に発生し、しかも市内の医療機関の医療救護サービス提供能力を著しく超えると判断される場合、災対健康福祉部長は以下の基本方針に基づき搬送体制を整える。

- ① 拠点救護所において、重傷者と判定されるものはすべて、別に定める中継拠点病院へ搬送する。
(第一次搬送)
- ② 中継拠点病院において、搬入された患者を診断し、必要な応急処置を施し、経過を24時間観察する。ただし、緊急を要すると判断される場合は、速やかに後方支援病院へ搬送する。
(第二次トリアージ)
- ③ 中継拠点病院において、24時間経過後、入院が必要と判断される患者は、適切な後方支援病院へ搬送する。この場合搬送途中での病変に対応するため、救急隊員に対し必要な指示を行う。また、必要により看護師を同乗させる。
(第二次搬送)

ア 搬送手段の確保

原則として、被災現場から拠点救護所までは、災対健康福祉部、災対都市建設部、災対環境水道部及び災対消防部(消防署救助隊・消防団)が、警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て車両もしくは担架による搬送を実施する。また拠点救護所から中継拠点病院及び後方支援病院(収容医療機関)への搬送については、以下のとおり車両もしくはヘリコプターを確保して行う。

- ① 消防署へ救急車両の配車・搬送を要請
- ② 消防署以外の救急車両類似車両を東海中央病院に集結させ搬送を要請
- ③ 市庁有車又は各拠点救護所担当職員が使用している自動車により搬送
- ④ 県・民のヘリコプターを可能な限り多数確保して搬送を要請
(県、民間航空事業者)

イ その他の留意事項

a 当日道路状況図の作成・配布

災対健康福祉部長は、災対市長公室長その他関係各部長の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々変化する市内の道路状況に関し、既製の地図を元にして「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。

b 搬送帰り車両の有効活用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用するよう運用に留意する。

(3) 医薬品・医療用資器材等の確保

ア 各医療救護班の対応

拠点救護所における医療救護及び助産活動に必要な医療資器材等の使用・調達確保については、原則として次のとおり行う。

- ① 市医療対策班は、各保管場所において市の現有医療資器材及び医薬品を確保し拠点救護所に携行する。
- ② 市の要請により、出動した各務原市医師会医療救護班が使用する医薬品、医療用資器材については、原則として市の用意した資器材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用する。その場合の使用消耗資材の費用については、市に請求する。
- ③ 県により編成される医療救護班は、原則として、自己が携行した医薬品、医療用資器材を使用する。

イ 不足のときの調達方法

災対健康福祉部長は、各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足したときは、市薬剤師会の協力により調達する。また、県健康福祉部に対して応援を要請する。

なお、輸血用血液が必要な場合については、県健康福祉部を通じて、日赤県支部（県赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の提供を依頼する。

また、災対市長公室長に対して、市民への献血の広報を要請する。

(4) 水その他の確保

ア 水

水は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。したがって災対水道部が給水タンク車その他の運用により最優先で提供する。特に、「中継拠点病院」となる東海中央病院については、災害発生後ただちに、災対健康福祉部が水の確保状況を照会し、災対水道部を通じて水の提供に万全を期す。

また、大量の水が必要なため人工透析医療施設についても、災対水道部が災対健康福祉部と連携しながら給水タンク車その他の運用により優先的に提供する。

イ 電気

電気は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。

そのため、電気の供給が停止した場合、中部電力が最優先で通電再開を行うよう、あらかじめ拠点救護所の設置状況、中継拠点病院について、その旨要請しておく。

特に、「中継拠点病院」となる東海中央病院については、災害発生後ただちに、災対健康福祉部が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、中部電力に対し、移動電源車の出動を要請する。また、各施設から要請があった場合は、災対産業活力部を通じて、自家発電機用の燃料の供給を行う。

ウ 電話その他の通信手段

電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に「中継拠点病院」において電話の使用が困難になった場合は、NTTに対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。また、必要に応じて、災対健康福祉部が地域防災無線を携帯した連絡員を派遣する。

(5) 平常時医療救護体制への移行

ア 移行時期のめやす

災害時医療救護体制の期間は、災害発生後14日目までをめやすとする。なお、当該現地連絡所が閉鎖された場合は、それ以前であっても、原則として拠点救護所も閉鎖する。

イ 移行に関する基本方針

災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、おおむね以下の基本方針に基づき行う。

- ① 災害発生後1週間については、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会会員も含めた拠点救護所体制による。
- ② 災害発生後1週間経過後については、避難所における拠点救護所を漸次縮小するとともに、各務原市医師会等市関係会員を拠点救護所要員からはずし、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また自身の診療所を再開することが可能な各務原市医師会等市関係会員については、その早期再開を促す。
- ③ 当該拠点救護所管内の診療所再開状況が50%を超えた時点で、当該拠点救護所を閉鎖する。

ウ 措置のあらまし

これまでの災害事例を見ると、災害発生当初においては外科的治療を要する患者が多数を占めるのに対して、災害発生後1週目以降は、長期の投薬、診療を必要とする慢性疾患患者に対する医療ニーズが大半を占めるようになる。慢性疾患の患者に対しては、一貫した治療が必要であり、災害発生前からの「かかりつけ医師」による診療がもっとも望ましい。

そのため、災対健康福祉部長は災対教育部長をはじめとする関係各部長、関係各機関と連携して、災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、おおむね以下のとおり行う。

(6) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、災害救助法施行細則等による。

第23節 救助活動

1 方針

市及び県警察は、災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に收容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請する。

2 実施担当班

本部班	都市計画班	救急指令班
土木第一班	住宅対策班	消防署班
土木第二班	消防予防班	消防団班

3 実施内容

(1) 救助活動

市及び県警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に收容する。

なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行う。

ア 救助・救急活動の目標

消防資器材、要員等を活用し人命救助・救急活動を実施して、人命の安全確保に努める。

なお、消防本部・署をはじめ市各部が災害現場に出動するまでの間は、消防団並びに自主防災組織等地域住民が救助作業を実施する。また市各部が到着後は、市が行う救出作業に協力する。

イ 市の救助・救急体制

a 災対消防部

- ・ 災対都市建設部と連携し、あらかじめ締結する協定に基づき業種別団体、事業所に対しブルドーザー、クレーン車等建設用機械などの重機材及び作業員の派遣協力を要請する。
- ・ 救急指令課は、多数の傷病者が予測されるため、あらかじめ医療機関に診療の可否、收容能力等の調査をする。
- ・ 消防応援隊、警察、自衛隊等の応援部隊に現有消防勢力への合流の指示等、救助・救急活動の重要地域への割振りを行う。
- ・ 救助・救急活動の詳細な現場からの報告を地図上に明記し、具体的に記録し災害の実態把握に努め、応援消防力の派遣優先順位等を考慮しておく。また「被害の全体像」が掌握できないときは、防災アセスメント等による事前計画に基づき指定される重要災害地点に主力を注ぐ。

b 災対都市建設部

- ・ 災害発生後ただちに、参集した部の職員のうちより救出活動班を編成する。
救出活動班の出動現場については、被害の状況に応じて、各部長が相互に連絡・調整の上決定する。
- ・ あらかじめ締結する協定に基づき各部所管の業種別団体・事業所に対し、ブルドーザー・クレーン車などの建設用機械、エアジャッキ・チェーンソーなどの救助用器具及び

作業員の派遣協力を要請する。

c 災対市長公室

- ・ 警察署その他関係機関に対し救出活動専門部隊の災害出動を要請する。
- ・ 必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣出動を要請する。
- ・ その他関係各部に対し、必要な協力要請を行う。

ウ 消防隊の活動

- a 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊等が連携し、救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- b 救助活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、無線等により消防震災対策本部に要請する。
- c 救急活動にあたっては、現場救護所を設置し医療関係機関、消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。
- d 傷病者の搬送は、救命処置を要する重傷者を最優先とし、救急資器材を有効に活用して医療機関へ搬送する。
- e 重傷の判定はバイタルサイン（血圧、脈、呼吸状態、尿量・色）のチェック等により行う。

エ 消防団の活動

- a 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救護活動を行う。
- b 消防署、警察署、自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、必要な活動に協力従事する。

オ 活動及び出動の原則

- a 救助は、救命処置を必要とする者を最優先し軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動要員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。また消防職員が不足しかつ貸出可能な救助用資器材がある場合は、市民のうちより適当な者をリーダーとして選び資器材を貸与の上市民自らが救助活動を実施するよう要請する。
- b 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を最優先して実施する。
- c 傷病者の救急搬送は救命を必要とする者を優先とし、安全な医療機関もしくは、後方医療機関に搬送する。
- d 救急処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行わせる。
- e 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し、救護活動を行う。
- f 傷病者の救急搬送にあたっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。なお、このような心配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。
- g 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

カ 各務原警察署の活動

各務原警察署の警察官は、あらかじめ計画された震災対策計画に基づき、市、消防署隊、日赤等防災機関と積極的に連携し負傷者等の救出救助に万全を期し、次のことを重点的活動とする。

- a 救出救助活動は激甚被災地及び学校、不特定多数の人が集合する場所及び造成団地等の山際方面のがけ崩れ、山崩れ箇所を重点に実施する。
- b 救出した負傷者は、応急救護処置を施したのち、医療救護班へ引き継ぎ、緊急を要する場合は、直接病院等の医療機関へ搬送も行う。
- c 救出・救護活動にあたっては、保有する装備・資器材等を有効に活用するとともに、二次的災害を防止する。
- d 警察官は震災により恐慌状態になっている地域や市民に対して、秩序や安全を確保するため次のことを実施する。
 - ① 救助・救急活動の現場周辺の交通規制
 - ② 必要に応じ立入禁止区域の設定、監視等を実施する。
 - ③ 震災による行方不明者の捜索
 - ④ 震災による死傷者の身元確認
 - ⑤ 救出者の救出時における状況記録作成
 - ⑥ 震災による死傷者等の事故原因の調査

キ 市民・各事業所の果たすべき役割

市民・各業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防隊・警察官・自衛隊等の救出救護活動に協力し自ら地域を自衛する活動を行う。また市や消防隊等の防災関係者から消火・救助救急活動等のため必要な建設用機械・資器材の要請があった場合は、積極的に提供に努める。

(2) 応援の手続

消防災害対策本部長（災対消防部長）が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、消防相互応援協定、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定等に基づき他市町村の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについては、おおむね以下のとおりとする。（詳細については、岐阜県緊急消防援助隊受援計画、各務原市受援計画に準じて実施する。）

ア 応援消防隊の集結場所の指定

イ 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

ウ 添乗署員の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現地への出動にあたっては、各車両1名ずつ署員を添乗させる。

エ 宿舍の確保

派遣された他市町村の応援消防隊職員の宿舍については、市が確保する。なお、必要に応じて県（防災課）に協力を要請する。

オ 経費の負担

経費の負担については、協定に基づき行うが、概ね以下のとおりとする。

a 応援市町村等が負担する経費

- ① 人件費、消費燃料等の経常的経費
- ② 応援隊職員が応援業務により負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における公務災害補償に要する経費

b 発災市町村等が負担する経費

- ① 応援市町村等の要請に係わる消防用資機材等の調達経費
- ② 応援活動が長期にわたる場合の燃料の補給、食料、消火薬剤等の支給に要する経費

※ 消防応援協定（一覧）	（資料編資料 26）
※ 岐阜県広域消防相互応援協	（資料編資料 27-1）
※ 岐阜県緊急消防援助隊受	（資料編資料 27-2）
※ 各務原市受援計画	（資料編資料 28）
※ 岐阜県防災ヘリコプター応援	（資料編資料 29）

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第24節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

基本的 考 え 方	<p>市域を大規模な災害が襲った場合には、市内の各所において多数の遺体収容作業を実施しなければならない事態が予想される。災害による死亡については法的に「変死」扱いとなり医師による検案又は解剖により、その死因が明らかにされたのち「埋葬許可証」を交付することができる。一方県の検案体制は、大量の作業を想定した体制になっていない。また遺体を納めるための「棺」の確保、保存のためのドライアイスの確保、火葬場等への搬送体制、そして火葬を行うための市の施設能力に関しても同様のことがいえる。しかし遺体は、迅速に取り扱われない場合、腐乱による感染症の発生源となるおそれがあり、また遺族の心情からも一刻も早く「火葬」を完了させる必要があることから、第1に被災地において必要となる捜索・収容・埋葬作業の各要員・資材、検案作業を行うための「遺体安置所」、「一時安置所」（検案終了後、火葬場へ搬送されるまでの間の待機のためのスペースもしくは施設）を確保し効率的に運用すること、第2に市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することができる施設を多数かつ迅速に確保することが重要となる。そのため市は市内葬祭事業者、寺院等の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的・全国的な、官民を問わない応援体制の確立により対処する。</p>
--------------------	--

■ 対策実施上の時期区分

市域を大規模な災害が襲った場合における「行方不明者の捜索並びに遺体の収容・埋葬」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の 緊 急 措 置 (第一次対策)	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等における「要捜索者名簿の作成」及び「遺体の発生状況」に関する概要把握 ○遺体の捜索・収容・火葬に必要な要員、資機材等並びに取り扱いのための施設の確保 ○遺体の捜索・遺体安置所への収容 ○収容された遺体の検案・火葬(期内完了目標) ○市民・事業に対する「行方不明者の把握、遺体の捜索・収容・火葬」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報並びに相談受付業務
第二次対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○第二次対策計画の実施 ※要捜索者名簿に基づく捜索 ※発見された遺体の遺体安置所への収容 ○第二次対策計画に関する広報並びに相談受付業務
第三次対策 (避難所閉鎖以 降仮設住宅設置 期 間 中)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次対策計画の実施 ※要捜索者名簿に基づく捜索・収容・埋火葬 ※行方不明者捜索作業の完了時期に関する検討 ○第三次対策計画に関する広報並びに相談受付業務

■ 市と警察署の役割分担

区分	遺体の捜索	遺体の収容、埋火葬
市	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等における市民への聴取その他に基づく要捜索者名簿の作成 ○被災地における捜索作業の実施 ※災害救助法適用後は、知事の補助機関として行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○検視又は検案を終えた遺体の一時安置所への輸送 ○遺体の身元確認 ○遺体の火葬 ○身元不明遺体の遺骨の保管、引取人調査 ○その他身元不明遺体の法に基づく処分
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署における要捜索者名簿作成 ○警察署による遺体の捜索 ○警察署による遺体の検視 ○県派遣医療班による遺体の検案 ○その他市が行う捜索への協力支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署による身元不明遺体の確認並びに照会受付 ○警察署による身元不明遺体の引取人調査

1 方針

災害時に死亡した者の遺体の捜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

2 実施担当班

調査市民班	医療対策班	住宅対策班
環境衛生班	都市計画班	下水道対策班

3 実施内容

(1) 対策実施前の準備措置

ア 遺体取り扱い体制の確立

災対市民生活部長は、災対健康福祉部長その他関係各部長、警察その他の関係機関と連携・協力し、以下の手順により遺体取り扱い体制を確立する。

- ・ 市営斎場の被害状況を把握したのち必要に応じ応急復旧措置を講ずる等して、所管する火葬能力の維持に努める。
- ・ 災対都市建設部その他関係各部、自衛隊、警察その他の関係機関、市土木防災協会、市土木研究会、市新土木組合、グリーンパーク推進協会等の協力団体と連携・協力し遺体捜索のために必要な資機材、要員並びに遺体検案のための遺体安置所、火葬までの一時安置所等を確保する。
- ・ 市内葬祭関係業者等に協力を要請し収容・保存等のために必要な棺、ドライアイスその他の資材並びに搬送のための車両、納棺作業等を指導するための要員を確保する。
- ・ 火葬場が被災した場合や通常の火葬能力を上回る死亡者があった場合等により火葬が困難な場合は、岐阜県広域火葬計画に基づき、県に対して広域火葬応援を要請する。

※ 岐阜県広域火葬計画 (資料編資料 39)

イ 遺体取り扱い実施計画の策定

災対市民生活部長は、被害の状況に応じて、以下の項目を骨子とする「遺体取り扱い実施計画」を策定する。

- ・ 取り扱いすべき量の推定
要搜索者名簿、住宅の全・半壊数その他の被害状況資料等による。
- ・ 遺体安置所・一時安置所における管理等
遺体安置所・一時安置所における納棺業務、管理業務等を適切に行うため、市の要員を配置するとともに、葬祭業者・民間警備会社等の協力を得る。
- ・ 取り扱いに要する期間のめやす
遺体の収容については3日目までに、火葬については7日目までに、それぞれ完了させるよう努める。

(2) 遺体の搜索

市は、警察署、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

ア 搜索依頼・届出の受付等

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付及び要搜索者名簿の作成は警察署が災対市民生活部と協力して、以下のとおり行う。

———搜索依頼・届出の受付の手順———

- ① 届出を受けたときは、行方不明者の
 - ・ 住所
 - ・ 氏名
 - ・ 年齢
 - ・ 性別
 - ・ 身長
 - ・ 着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。
- ② 「届出」のリストを市（災対市民生活部）に通報する。
- ③ 災対市民生活部は、「届出」リストのうち避難所記録簿、医療救護班診療記録簿その他市で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により生存が確認されるものを除外し「要搜索者名簿」を作成する。

イ 搜索の実施

搜索は、要搜索者名簿に基づき、災対消防部長が災対都市建設部長その他関係各部長並びに警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元自治会、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て、以下のとおり、実施する。

———搜索活動実施の手順———

- ① 搜索活動は、災対企画総務部及び災対消防部が連絡を密接にとりながら実施する。
- ② 搜索活動中に遺体を発見したときは、本部長及び警察署長に連絡する。

- ③ 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め警察による検視を受ける。
なお、現地で場所を確保できないような場合、地区体育館などを検視会場候補場所として検討する。
- ④ 検視終了後の遺体は、指定された遺体安置所に集め、検案を待つ。
なお、その間、所要の警戒員を配置し監視を行う。

(3) 遺体の取り扱い、収容等

ア 遺体の取り扱い

市は、遺体を発見した場合は、警察署に届出を行い、警察署は、遺体の見分、検視を行い、医師による検案後、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡す。

イ 遺体の検案

検視規則及び死体取扱規則等に基づき、現地において警察署が検視（見分）した後の遺体は、県医療班（検案班）がその処理を引継ぎ、以下のとおり、遺体の検案を実施する。

———遺体検案の手順———

- ① 遺体の検案は、県健康福祉部が検案班を現地又は遺体安置所へ出動させ、市医療救護班又はその他の医師の協力を得て実施する。
- ② 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに「死体検案書」（原本）を作成する。
- ③ 身元不明者については、警察署が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。
- ④ 現地において検案を行った遺体は、災対市民生活部が関係各部、各防災関係機関の協力を得て、指定の遺体安置所へ移す。

※ 検視

「検視」は、刑事訴訟法第229条の規定により「変死者又は変死の疑いのある遺体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官、もしくはその指示により検察事務官、司法警察員」が行う。検視規則第5条により警察官が代行する場合は、医師の立会いが必要である。

※ 検案

「検案」は、戸籍法第86条の規定により「死亡の届出には診断書又は検案書を添付」が必要なため、医師の治療を受けずに死亡した者について、死亡の事実を医学的に確認することである。死体解剖保存法第8条に基づき、東京（区部）、大阪（大阪市）、愛知（名古屋市）、兵庫（神戸市）の四都府県では、これを監察医が行うこととしている。

ウ 遺体の収容・安置

災対市民生活部長は、検案を終えた遺体について、関係各部長並びに警察署、地元自治会自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受け人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置する。

——遺体の収容・安置の手順——

- ① 災対市民生活部長は、市内の寺院、公共施設等遺体の安置（収容）に適切な場所を選定して、遺体の「一時安置所」を開設する。なお適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。
- ② 市内葬儀業者等の協力を得て、棺、ドライアイス等必要な器材の確保に努める。
- ③ 死体検案書（写し）を引き継ぎ、死体取り扱い票及び遺留品処理票を作成する。
- ④ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- ⑤ 遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、死体取り扱い票及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。
- ⑥ 遺体引受人が見つからない遺体については、本部長（市長）を身元引受人として、死体火（埋）葬許可証の発行手続きを行う。

エ その他

市は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(4) 遺体の火・埋葬等

ア 遺体の火・埋葬

市は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、焼骨を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付す等必要な措置をとる。

身元の判明しない・引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火葬を行うことが困難な場合は以下のとおり、災対市民生活部が応急措置として、遺体の火葬場への送付を実施する。

——遺体の火葬の手順——

- ① 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- ② 遺体を火葬する場合は、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- ③ 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、所定の遺骨遺留品保管所に一時保管する。
- ④ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- ⑤ 遺体が多数もしくはその他やむを得ない事情のため、火葬場で取り扱いできない時は、県健康福祉部に連絡し、近江市等の協力体制の確立を要請する。
- ⑥ 身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。この場合、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

※ 死体取り扱いに伴う様式 (様式編様式 7)

※ 死体取り扱いに要する施設等の現況 (資料編資料 39)

なお、埋葬の実施にあたっては次の点に留意を要する。

- a 事故死等による遺体については、警察署から引き継ぎを受けた後埋葬する。

- b 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡しその調査にあたる。
- c 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

イ 広域調整

市及び県は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

(5) 遺体安置所・一時安置所の確保

関係各部及び警察、その他の関係機関との協議・協力により遺体安置所・一時安置所を確保する。具体的な選定に際しては、東海北陸自動車道岐阜各務原インター、国道21号、156号、主要地方道江南・関線の各ルートによる広域取り扱い支援体制との連携に留意する。なお遺体安置所・一時安置所は可能な限り同一場所とする。

(6) 応援協力

市は、自ら遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

県は、市の実施する遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬に特に必要があると認めたときは、他市町村ほか関係機関・団体に応援するよう指示する。

遺体の捜索・収容・埋火葬対策を迅速に行うため、必要な要員、資材、薬品及び火葬場その他の施設について、応援を要請する。

項目	要請先機関・団体等
捜索	自衛隊、県（県土整備部）、各務原警察署
検案	県（健康福祉部）、各務原警察署、市医師会、市歯科医師会、日赤県支部、日本法医学会
納棺・保存	市内葬祭関係業者、寺院
移動・搬送	自衛隊、県トラック協会各務原協議会
埋・火葬	県（健康福祉部）、県内外他市町村、寺院

(7) 事前広報の実施

遺体の捜索・収容・埋火葬対策の実施にあたっては「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

ア 行方不明者の捜索・収容における市民等の応援協力の必要性
イ 遺体安置所・一時安置所の設置場所に関する事項
ウ 遺体の収容、検案、埋火葬までに必要な手続きに関する事項
エ 遺体の埋火葬計画に関する事項
オ その他遺体の取り扱いに関する相談業務受付に関する事項

(8) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第25節 防疫・食品衛生活動

基本的考え方	<p>市域を大規模な災害が襲った場合には、多数の市民が住宅を失いあるいはそのままでは日常生活を維持できないような被害をこうむる。そして多くの市民が、ただ生存だけを保証されるレベルの避難所生活を余儀なくされる。避難所となる施設は本来住居としての使用を想定していないため、公衆衛生上必ずしも良好な環境とはいえない。食生活の面でも、ガス・電気等の熱エネルギーの供給が停止に伴い、野菜が不足し脂肪分の過剰なものになりやすい。</p> <p>また入浴により身体の衛生状態を良好に保つとともに、精神的にリフレッシュすることも多くの場合望めない。こうした条件下においては、多くの市民が健康な状態を維持することが著しく困難となる。過去の事例を見ても災害発生後7日目以降になると、避難所入所者を中心として、風邪をひいたり体調をこわす人が増加している。そして最悪の場合には、食中毒の発生や、水道の断水・下水道管路被害による汚水のあふれ出し等による感染症の発生も懸念される。</p> <p>根本的な対策として、こうした生活を可能な限り早期に解消することが最優先課題となる。しかし被害が甚大な場合にはある程度長期にわたるものと想定せざるをえない。そのため、市は、市民の健康維持を図るため、県・国・その他防災関係機関、協力団体等と連携し、当面の対策として、消毒・予防接種の実施を中心とした防疫活動、食品の衛生監視活動、健康診査・栄養指導・入浴機会の確保その他の保健衛生活動を行う。</p>
--------	---

災対市民生活部長は、災対健康福祉部長その他関係各部長と連携・協力して、防疫・保健衛生対策を以下のとおり行う。なお、被害が激甚なため又は市の機能が著しく阻害されたため業務の実施が困難もしくは実施しても不十分であると認めるときは、県に対し法に基づく代執行を行うよう要請する。

■ 対策実施上の時期区分

市域を大規模な災害が襲った場合における「防疫・保健衛生」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の衛生管理状態の把握及び防疫・保健衛生対策上緊急を要する応急措置の実施 ○被災地の良好な衛生状態を維持するための消毒その他必要な応急措置の実施 ○第一次対策実施計画の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請並びに防疫・保健衛生対策計画に関する広報
第一次対策	災害発生後	<ul style="list-style-type: none"> ○第一次対策の実施 ※避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導

(避難所開設期間)	8 日目以降 14 日目まで	※避難所等の食品・飲料水の衛生管理の指導 ※避難所等の健康診査・栄養指導の実施 ※感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施 ○第二次対策実施計画の検討及び体制の確立
第二次対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15 日目以降	○第二次対策の実施 ※仮設住宅等における防疫・保健衛生対策 ※仮設住宅等における巡回健康相談 ※仮設住宅等における巡回栄養指導 ※被災動物の保護収容対策 ○平常時防疫・保健衛生体制への移行

■ 市と県の役割分担

区分	保健衛生対策	生活環境衛生対策
市	○避難所における健康相談・栄養指導 ○仮設住宅等における健康相談・栄養指導 ○健康診断の実施 ○感染症患者の隔離等 ○県から指示された場合の臨時予防接種の実施 ○その他県が行う対策への協力	○避難所における消毒及び衛生指導 ○避難所における食品衛生指導 ○被災家屋・井戸等の消毒 ○入浴機会の確保 ○生活用水の確保 ○その他県が行う対策への協力
県	○被災地における感染症流行状況調査の実施 ○健康診断の実施 ○必要と認める場合の臨時予防接種実施の指示 ○感染症患者の隔離、広報活動等予防のために必要な措置 ○その他市が行う対策への協力支援	○飲料水の簡易検査 ○弁当製造業者に対する食品の衛生監視 ○市外業者の場合の管轄自治体への要請 ○食品・環境衛生関係営業施設への対策 ○被災動物の保護収容対策 ○その他市が行う対策への協力支援

第1項 防疫活動

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

2 実施担当班

環境衛生班

医療対策班

3 実施内容

(1) 市の行うべき業務のあらまし

災対市民生活部長は、本部長の指示があったとき又はその必要があると認めたときは、災対健康福祉部長と連携し、関係各部長の協力を得て、環境衛生班、医療対策班等の作業班を編成し以下の業務を行う。なお各作業班の編成についてはそのつど災対市民生活部長が災対健康福祉部長と協議し決定する。なお、市のみで困難と認める場合は迅速にその旨県環境生活部・健康福祉部に連絡し協力を要請する。

項 目	担当班	措 置 の あ ら ま し
県が行う検病調査・健康診断への協力	医療対策班	検病調査に関する情報提供、健康診断対象人員把握等の協力を行う。
臨時予防接種の実施	医療対策班	県の指示に基づき臨時予防接種を実施する。
被災者に対する衛生指導	医療対策班	避難所の被災者及びその他の一般被災者に対し、台所、トイレ等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行を行う。
避難所の消毒	環境衛生班	必要に応じて適宜トイレその他の消毒を行う。
被災家屋等の消毒	環境衛生班	被災井戸の通報等により必要と認める場合に行う。なお、消毒薬を交付して自主的に消毒するよう協力を求める。
被災井戸（飲料水）の消毒		被災家屋、下水のあふれ出し箇所その他必要と認める場所の消毒を行う。なお、消毒薬を交付して自主的に消毒するよう協力を求める。
伝染病患者の隔離等	医療対策班	状況に応じて、隔離消毒班を編成し患者の収容、患家の消毒を行う。
その他県が行う防疫活動への協力	医療対策班 環境衛生班	県の指示により適宜行う。

(2) 県の実務のあらまし

県（環境生活部長・健康福祉部長）は、市の防疫に関する協力の要請があったとき、もしくは被災の状況その他により必要と認めたときは、保健所職員をもって組織する防疫班などにより、次の事項を行う。また、被災状況に応じて、自衛隊に対し防疫活動の支援実施を要請する。

項 目	措 置 の あ ら ま し
防 疫 業 務	○健康診断（保菌者検索を含む。）・検病調査 ○避難所の防疫指導 ○応急治療 ○臨時予防接種の実施 ○感染症予防のための健康指導 ○市の防疫活動の指導
防 疫 検 水 業 務	○細菌学的検査 ○井戸の使用の禁止又は許可

(3) 防疫用薬剤・資器材の確保

市が行う初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。市備蓄分で不足するときは県支部に応援調達を要請するとともに、市薬剤師会等に協力を要請し調達する。

(4) 他市町村への応援の要請

防疫対策のために必要な資材、薬品及び実施のための要員等について、不足する場合は、応援他市町村に対して、協力を求める。

(5) 事前広報の実施

防疫対策の実施にあたっては、「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ア 避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
- イ 避難所等における手洗の励行
- ウ 生水の飲用に対する注意

第2項 食品衛生活動

1 方針

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	避難収容班
福祉救援班	農政班	水道対策班

3 実施内容

(1) 食品の衛生監視

停電や断水などによる冷凍機器の機能低下や飲料水の汚染等により食料品が腐敗、汚染されることが考えられる。このため、保健所では食品衛生監視班を編成し食品の安全確保を図ることとなっている。災対市民生活部長は本部長の指示があったときもしくはその必要があると認めたとときは、保健所長に対し食品の衛生監視を要請する。なお保健所長の指揮のもと食品衛生監視班は以下のような活動を行う。

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ 弁当製造業者その他食品関係業者の監視指導
- エ その他食料品に起因する危害発生の防止

また、市は炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。

(2) 巡回栄養指導

市は、保健所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、避難所・被災地及び仮設住宅に暮らす市民に対し、食生活自立に向けてのアドバイスを行う。

(3) 食中毒発生時の対応

市は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

県は、食中毒の発生に関する連絡を受けた場合、原因施設の調査等を行い、その原因を究明するとともに、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じる。

(4) 事前広報の実施

食品衛生対策の実施にあたっては、「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">ア 食中毒の防止のための注意イ バランスのとれた食事・睡眠による健康の保持の重要性 |
|--|

第26節 保健活動・精神保健

1 方針

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている市民を対象に、市、県、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等市民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 実施担当班

秘書広報班

福祉救援班

医療対策班

3 実施内容

(1) 保健活動

ア 体制

県は、保健所を通じて市が必要とする健康管理体制を把握し、健康管理体制整備に必要な他地域や関係機関、ボランティア等への支援要請及び受け入れの調整を行い、派遣計画を策定する。

県は、被災した場合は、必要に応じ、その地域内における保健活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

また、被災していない場合は、被災地域内における保健活動及びその活動を円滑に行うための総合等の支援に努める。

保健所は、管内における被災地の健康管理体制を把握する。また、健康管理を中心とした保健活動計画を策定する。

市は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めるときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行う。

イ 活動内容

市及び県は連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

ウ その他

その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによる。

(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要援護者支援などの専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

(3) こころのケア対策

基本的考え方	<p>「こころのケア対策」については、初期段階における適切な措置と、その後の長期的なケアサービスの実施により、かなりの割合で「心的外傷体験」が「心的外傷後ストレス障害」(Post Traumatic Stress Disorder)といわれる精神障害にまで悪化することを防止できることがわかっている。しかし同時に、被災地においては一般市民だけでなく「こころのケア対策」に関する専門家自身も被災者となる。医療救護対策と同様、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な救援サービスニーズと市域の有する専門的救護サービス提供能力低下というアンバランスな条件下で「立ち上げ」を行わざるを得ないという困難な問題を抱える。したがって、第1に可能な限り迅速かつ全域的なサービス提供体制をもって精神科救急医療救護活動を実施すること。第2に「心的外傷」に関する啓発活動を行い全体としての「精神障がい発症例」の最小化を図ること。第3に広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援入体制と医療連携ネットワークを確立すること。第4に長期的なこころのケア対策実施体制を確立することが重要となる。</p>
--------	---

大規模な災害が襲った場合、災対健康福祉部長は、市医師会・県・国その他関係団体等と連携して、被災した市民及びボランティアを含む救援活動従事者の「こころのケア対策」を行う。なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど市医師会その他専門家と協議して決めるが、おおむね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害発生後1週目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科救護所の設置及び精神科救急医療の実施 ○災害時総合相談窓口の開設 ○心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供
長期的こころのケア対策への準備措置	災害発生後48時間以降	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 ○救援活動従事者向「こころのケア」の実施 ○市内精神科医療機関の再開促進 ○行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置

ア 初期こころのケア対策実施体制の確立

a 市の役割

初期こころのケア対策実施体制の確立において、市が果たすべき役割については、災対健康福祉部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手順その他必要事項
市医師会への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時こころのケア実施体制確立の要請 ② 市内被害状況に関する情報の提供 ③ 市本部体制の現況に関する情報の提供
市薬剤師会への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時医療救護体制確立の要請 ② 医薬品等の提供協力の要請
精神科救護所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ① 設置可能な市内精神科医療機関への設置

	<ul style="list-style-type: none"> ② 必要と認める拠点救護所への併設 ③ スタッフの確保・派遣
災害時総合相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時総合相談窓口開設のために必要なスペース・設備等の確保 (災対市長公室長) ② 要員派遣 (各部長)
心的外傷に関する啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 心的外傷に関する冊子・資料の作成 ② 心的外傷に関する広報活動の実施 (災対市長公室長)
県・国等への協力活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 県により設置されるケア施設の開設要請 (県健康福祉部・岐阜保健所) ② その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 (県健康福祉部・岐阜保健所・関係機関) ③ その他の協力要請 (その他各部長・関係機関)
収容精神科医療機関の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内収容精神科医療機関の現況把握 ② 市外収容精神科医療機関の確保(受入要請)
報道機関対応 ※災対市長公室長を通じて行う	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内ラジオ・テレビ各社への「こころのケア対策」に関する放送枠確保の要請 ② 在庁記者クラブ各社、報道機関周辺各支局への「こころのケア対策」に関する紙面確保の要請
医療対策班の編成	<ul style="list-style-type: none"> ① 市医師会との連絡調整 ② 市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ 拠点救護所への医薬品・医療資器材・水等の提供 ④ 収容精神科医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の提供 ⑤ 市民対応

b 市医師会の役割

初期こころのケア対策実施体制の確立において、市医師会が果たすべき役割については、精神科医療機関部会長がボランティアや関係団体等の協力を得て、以下のとおり行う。

項 目	手順その他必要事項
精神科救護所の運営	① 通院患者の医療の確保 ② 急性症状患者の治療 ③ 収容医療の必要の有無の判定及び入院措置
収容精神科医療機関の運営支援	① 収容精神科医療機関への応援体制の確保
こころのケア対策に関する専門ボランティアの受入・活用	①収容精神科医療機関への応援・交替要員配置 ②精神科救護所への応援・交替要員配置 ③その他専門ボランティアに関する連絡・調整
心的外傷に関する啓発活動への協力	①心的外傷に関する冊子・資料の作成協力 ②専門家の斡旋、紹介 ③その他必要な助言・資料等の提供

イ 長期的こころのケア対策実施体制への移行

a 市の役割

長期的こころのケア対策実施体制への移行において、市が果たすべき役割については、災対健康福祉部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手順その他必要事項
巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施	① 巡回スケジュールの作成 ② 避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請 (災対教育部長、災対市長公室長) ③ 巡回に関する広報の実施 (災対市長公室長)
救援活動従事者向「こころのケア」の実施	① カウンセリングルームの開設 (災対市長公室長) ② 講演会・研修の実施 (災対市長公室長)
市内精神科医療機関の再開促進	① 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置 ② 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者負担の軽減措置 ③ その他診療早期再開のために必要な支援措置
行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置	① 長期的ケア対策計画の作成 ② 関係機関、団体との連絡調整 ③ 各部との連絡調整 ④ 協議会として要請された場合の事務局業務
その他県・国等への協力要請	① 協議会として必要と認めた場合の県により設置

	されるケア施設の開設継続の要請 (県健康福祉部・岐阜保健所) ② 協議会として必要と認めた場合のその他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 (県健康福祉部・岐阜保健所・関係機関) ③ その他の協議会が必要と認める協力要請 (その他各部長・関係機関)
--	---

b 市医師会の役割

長期的こころのケア対策実施体制への移行において、市医師会が果たすべき役割については、ボランティアや関係団体等の協力を得て、以下のとおり行う。

項 目	手順その他必要事項
巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施	① 巡回救護班の編成 ② 巡回スケジュールの作成 ③ その他巡回救護活動に関する連絡・調整
救護活動従事者向「こころのケア」の実施	① カウンセラーの派遣及びカウンセリング実施 ② 講演会・研修会への講師派遣及び講演・研修の実施 ③ その他活動に関する連絡・調整
市内精神科医療機関の再開促進	① 各会員への再開促進措置の周知 ② 各会員からの要望のとりまとめ ③ その他市との連絡・調整
行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置	① 長期的ケア対策計画の作成協力 ② 協議会設置への協力 ③ 協議会運営への協力 ④ 協議会として要請された場合の事務局業務
その他県・国等への協力要請	① 関係全国本部への協力要請 ② 協議会として必要と認めた場合のその他「こころのケア」対策実施のための関係機関への協力要請

第27節 清掃活動

基
本
的
考
え
方

市域を大規模な災害が襲った場合には、各所で多数の市民が亡くなり迅速かつ適切な遺体の捜索・収容・埋葬等の作業が必要となる。建物等の倒壊や窓ガラス・屋根瓦等の落下物等により、道路上には交通の妨げとなる物やごみが大量に発生する。また、避難所に設置される大量の仮設トイレや下水道管路の被災により平常時を大幅に上回る量の「し尿」の収集・処理が必要となる。また、事業所や道路占有物等の中には、有害物質の流出・漏洩による二次的な被害が発生する危険性のあるものもある。そうした事案については早急に調査を実施し安全対策を講ずる必要がある。

平常時においては市・防災機関がそれぞれの分担に基づき処理可能なことも、甚大な災害発生後には、平常時を大幅に上回る膨大な作業量となり到底各部・機関単独では処理しきれないものと想定する必要がある。加えて、被災地においては処理施設の被災によるだけでなく市・各機関の拠点施設や職員自体が被災者となることによりその業務の遂行が一層困難となる。

しかも、そうした対策実施主体側の事情の如何に関わりなく、災害廃棄物（ごみ・し尿・がれき）等が速やかに被災地から収集・除去されず、消毒その他の適切な応急措置が施されることなく放置された場合、生活上の障害となるだけでなく、疫病の発生源となり、衛生上の二次災害を生ずる潜在的危険性は増大する一方となる。さらに、物資の不足やライフラインの機能停止という状況の中では、避難所で不自由な集団生活を強いられる市民はもとより、自宅にとどまる市民についても公衆衛生上最悪の状態に置かれると想定する必要がある。

したがって、感染症の流行、食中毒の発生、その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害といった、災害発生後に懸念される2次災害の発生を未然に防止するためには、平常時のそれと異なり、県・国の大きな役割分担なしには、「当面必要な措置」ですら迅速かつ適切な対応はとれないといえる。

そのため、「災害時における環境・衛生対策」は、市、市内の事業所・団体及び市民の総力を結集した体制を確立した上で、県・国・その他広域的な団体の全面的な協力（「特別処理体制」とよぶ）を得て行う。

1 方針

ごみ、し尿の処理事業は、市が個別に行っているが、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

2 実施担当班

調査市民班	医療対策班	下水道対策班
環境衛生班	都市計画班	
福祉救援班	住宅対策班	

3 実施内容

(1) ごみ、し尿の処理活動

県は、市の報告により被害状況を把握し、必要に応じ県内の各市町村への応援及び他県への応援要請を行う。

(2) 災害時における「環境・衛生」対策

「環境・衛生」対策の実施にあたっては、以下の3点を基本指針とする。

- ① 市は、県知事に「特別処理体制」への協力を要請する。
- ② 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、各市町村・都道府県のほか、広く関連業種団体・専門家等の協力を求める。
- ③ 市民・事業所は、市・県等行政機関の行う、災害時における「環境・衛生」対策の実施に最大限協力する。

ア 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき）発生状況の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○避難所・被災地における保健・衛生・防疫対策上緊急を要する応急措置 ○遺体の搜索、収容、身元確認並びに埋火葬 その他防疫対策上緊急を要する応急措置 ○有害物質発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ○災害時「環境・衛生」対策推進会議の設置・運営 ○災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき）の収集・処理（4日目から）
住宅供給・帰宅促進 実施体制への移行 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき）の収集・処理 ○避難所・被災地における保健・衛生・防疫対策 ○遺体の搜索、収容、身元確認並びに埋火葬 ○有害物質に対する安全対策上必要な措置 ○被災者向相談業務

		○災害時「環境・衛生」対策推進会議の運営
住宅供給・帰宅期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	○災害廃棄物(ごみ、し尿、がれき)の収集・ 処理 ○被災地における保健・衛生・防疫対策 ○復旧期における環境保全対策 ○被災者向相談業務 ○災害時「環境・衛生」対策推進会議の運営

イ 災害時「環境・衛生」対策実施体制

a 災害時「環境・衛生」対策推進会議

災対市民生活部長は、県(環境生活部)に「特別処理体制」への協力を要請する。また災対健康福祉部長、災対都市建設部長、その他関係部長、県・国・協力団体・市民と連携・協力し、災害時における「環境・衛生」対策を統一かつ適切に行うため、災害時「環境・衛生」対策推進会議を設置する。

あわせて、各対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、推進会議の事務局を災対市民生活部内に置く。事務局要員は災対市民生活部及び関係各部職員をもってあてる。

b 役割分担

災害時「環境・衛生」対策推進会議を構成する市、県・国その他関係機関・団体及び市民の役割は、おおむね以下のとおりとする。

・ 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市	① 災害時における「環境・衛生」対策推進会議の運営事務 ② 災害廃棄物発生量に関する調査・推計・集計 ③ 災害廃棄物の収集及びそのために必要な措置 ④ 災害廃棄物の中間処理 ⑤ 防疫のための消毒作業並びに当面の薬剤・資機材の確保・調達 ⑥ 県が行う保健衛生活動に対する協力 ⑦ 環境保全要注意施設・区域の把握 ⑧ 遺体の捜索・収容・処理並びに身元確認 ⑨ 災害時総合相談窓口の設置・運営、その他市民との対応
県	① 災害廃棄物の収集・処理等に関する指導及び援助 ② がれき等産業廃棄物の収集・処理に関する指導 ③ 市が行う防疫活動への支援、必要な薬剤・資機材の補給 ④ 食品衛生監視その他保健衛生のために必要な措置 ⑤ 被災地における環境保全のために必要な措置 ⑥ 遺体の検案並びに捜索・収容・埋火葬への協力 ⑦ 市が行う被災者相談業務に関する協力 ⑧ その他市が行う災害時「環境・衛生」対策への協力
国・ 防災関係機関等	① 災害廃棄物の収集、処理、最終処分に関する協力 ② がれき等産業廃棄物の収集・処理に関する指導

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 防疫・保健衛生のために必要な措置に関する協力 ④ 遺体の処理のために必要な措置に関する協力 ⑤ 環境保全のために必要な措置 ⑥ その他所掌事務に関する災害時の「環境・衛生」対策実施のための協力
廃棄物収集・ 処理許可業者 浄化槽清掃許可業者 その他環境・衛生 関係団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物の収集、中間処理、最終処分に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ② 防疫・保健衛生のために必要な措置に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ③ 遺体の取扱いのために必要な措置に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ④ 環境保全のために必要な措置に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ⑤ その他所掌業務に関する災害時の「環境・衛生」対策実施のための協力

・ 市民の役割

項 目	役 割 の あ ら ま し
地区復興委員会等 市民自主管理組織の 結 成 ・ 運 営	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災者の「環境・衛生」対策に関する意見・苦情等の集約 ② 災害廃棄物（ごみ・がれき）の分別・再利用のために必要な協力 ③ 発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 ④ 被災者住宅への消毒作業時の立ち会い ⑤ 避難所・被災地における感染症の発見、居住スペース・トイレ等の生活施設の衛生的管理並びに消毒・手洗の励行等に関する協力 ⑥ その他災害時「環境・衛生」対策に必要な措置 ⑦ 行政・関係団体等との連絡・協議

ウ 建築物の解体計画等他の計画との調整

災害時「環境・衛生」対策の実施にあたっては、用地の確保、要員の確保、資機材の確保等に関して、各部・各機関が行う応急・復旧計画との調整が必要となる事態が予想される。

この場合事前・事後の調整の場を想定しない限り、いわゆる「早いもの勝ち」状態となり、事態の推移に応じて、限られた用地・要員・資機材を適切に活用し最大限の効果を期待することが困難となる。そこで「調整」に関しては、以下のとおり行うようとりきめる。

a 調整機関等

用地に関しての調整は、災対市民生活部長が、また、その他の事項に関しては災対企画総務部長がそれぞれ行う。ただし災害時「環境・衛生」対策推進会議もしくは合同部会限りで調整可能な場合はこれによる。

計画名称	調整が必要となる項目	
	用地	要員・資機材その他（関係機関・協力団体）
建築物の解体計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関、ライフライン機関 市建築工業協同組合、市土木防災協会 市土木研究会、市新土木組合
住宅供給計画	建設用地 資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関、ライフライン機関 市建築工業協同組合、市土木防災協会 市土木研究会、市新土木組合
公共土木施設復旧計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関、ライフライン機関 市建築工業協同組合、市土木防災協会 市土木研究会、市新土木組合 グリーンパーク推進協会
ライフライン復旧計画	資機材置場 要員宿舎	ライフライン機関、道路管理者、警察機関 鉄道事業者、市建築工業協同組合 市土木防災協会、市土木研究会、市新土木組合
緊急輸送計画	臨時ヘリポート 積替中継拠点 物資配送拠点 駐車場 要員宿舎	自衛隊、道路管理者、警察機関、 ライフライン機関、鉄道事業者、 石油等販売組合、市建築工業協同組合 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合、グリーンパーク推進協会
鉄道施設復旧計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関、ライフライン機関 市建築工業協同組合、市土木防災協会 市土木研究会、市新土木組合
医療救護計画	—	岐阜保健所、市医師会、歯科医師会 市薬剤師会

エ 災害時総合相談窓口等の活用

災害時「環境・衛生」対策の実施にあたっては、建築物の解体・がれきの処理の場合の権利関係の調整業務、有害物質の安全管理指導、健康相談、衛生指導等、法律の専門家や保健師・栄養士・カウンセラーその他の専門家による助言もしくは協議・斡旋等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、災対市民生活部長は、関係各部長と連携し関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市本庁舎に設置される災害時総合相談窓口もしくは現地連絡所において、相談業務を行えるよう必要な体制の確立に努める。

(3) ごみ処理

基本的 考 え 方	<p>市域を大規模な災害が襲った場合には、各所で大量のごみが発生する。同時に、交通渋滞や道路の損壊、施設・職員の被災その他の要因により、ごみの収集・処理能力が著しく低下し市が実施できる作業量はきわめて限られる。</p> <p>また、災対市民生活部は、災害発生後まず遺体の捜索・搬送について最優先で取り組むことが要請される。</p> <p>そのため、「ごみの処理」対策の実施にあたっては、第1に任務の緊急度に応じて、収集・処理すべき「ごみ」の対象区分を設定し重点的に行う方法で対処する。具体的には避難所その他の拠点施設から排出される「生活ごみ」、拠点救護所・中継拠点病院等の医療対策拠点施設から排出される「医療廃棄物」、そして緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために必要な限度における道路上の「堆積ごみ」である。これらは、防疫対策上の観点及び緊急活動用道路の確保の観点から、速やかに収集され適切に処理される必要があるからである。</p> <p>第2に収集・処理対策実施上、「分別」が重要となるため、市民、事業者に対しては排出方法その他必要な事項について事前の広報を徹底し協力を求める。なお、事業所等における、有害物質の流出・漏洩については、関係機関の協力を得て適切な応急措置を講じ、二次的な被害の発生を未然に防止する。</p>
--------------------	---

「ごみの処理」対策の実施にあたっては以下の6点を基本指針とする。

- ① 生ごみ・医療廃棄物等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。
- ② 避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。
- ③ 被害の甚大な地域を最優先で収集する。
- ④ 粗大ごみなどの腐敗しにくい「ごみ」については、「仮置場」にいったん搬送するなどして、被災地・被災施設からの搬出を最優先で行う。
- ⑤ 有害ごみの収集・処理は、県（岐阜保健所等）の指導の下に適切な措置を講ずる。
- ⑥ 事前広報を含む広報活動の徹底により市民への分別協力を要請する。

ア 基本事項

市は、ごみ収集車の確保について、委託業者及び収集運搬許可業者のものを利用するが、不足する場合には、県を通じて清掃事業団体の協力も得ることとする。

a 収集順序

ごみの収集は、市が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から、順次実施するよう委託業者と協議する。

b 収集方法

可燃ごみステーションで、生活ごみ（腐敗性の廃棄物）の収集を行う。

c ごみの処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。集積したごみについては、リサイクル等による減量化に努め、その後の可燃物は、市の焼却処理を原則とし、焼却できないごみは、埋立処分する。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

イ 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど災対都市建設部その他関係各部並びに県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災 害 発 生 後 の 緊 急 措 置	災 害 発 生 後 3 日 目 まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの発生状況（要収集施設・場所、量、質等）の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 ○有害ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ○第一次処理対策実施計画の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対するごみ分別・排出抑制等の協力要請並びにその他収集計画に関する広報
第 一 次 処 理 対 策 (避難所開設期間)	災 害 発 生 後 4 日 以 降 14 日 目 まで	<ul style="list-style-type: none"> ○第一次処理対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※可燃ごみステーションでの生活ごみの収集 ※避難所・医療対策施設からの収集 ※要配慮者専用施設からの収集 ※その他拠点施設からの収集 ※被災地放置ごみの収集 ※第一次仮置場での片付けごみの受入 ※市ごみ処理施設における中間処理 ○有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ○第二次処理対策実施計画の検討及び体制の確立
第 二 次 処 理 対 策 (避難所閉鎖以降)	災 害 発 生 後 15 日 目 以 降	<ul style="list-style-type: none"> ○第二次処理対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※不燃ごみステーションでのカン・ビン・ペットボトルの収集 ※第二次仮置場での災害ごみ（第一次仮置場からの搬入物・解体がれき等）の受入 ※第二次仮置場における中間処理 ※最終処分 ○有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ○平常時収集体制への移行

ウ 対策実施前の準備措置

a ごみ処理体制の確立

災対市民生活部長は、あらまし以下の手順によりごみ処理体制を確立する。

- ・ 焼却処理施設・その他のごみ処理施設、その他器材及び市の委託・許可業者が有する収集車の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。

- ・ 「ごみ量」が委託・許可業者が有する収集及び市の有する処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。
- ・ 自社処理業者に協力を要請する。

b ごみ処理実施計画の策定

災対市民生活部長は、被害の状況に応じて「ごみ処理実施計画」を策定する。策定にあたっては、おおむね以下をめやすとして一次、二次の2段階に分ける。

区分	救援対策拠点施設	被害が甚大な地域	被害が軽微な地域
燃えるごみ	災害発生後 4日目～7日目まで 直接収集方式 (随時) 8日目以降14日目まで 直接収集方式 (週2回) ※ 15日目以降についてはそのつど決定	災害発生後4日目以降 収集ステーション方式 (週2回)	災害発生後4日目以降 収集ステーション方式 (週1回)
ビン・カン・ペットボトル等	災害発生後 4日目～7日目まで 直接収集方式 (随時) 8日目以降14日目まで 直接収集方式 (週1回) ※ 15日目以降についてはそのつど決定	災害発生後15日目以降 収集ステーション方式 (月1回)	災害発生後15日目以降 収集ステーション方式 (月1回)
粗大ごみ	災害発生後 4日目～7日目まで 直接収集方式 (随時) 8日目以降14日目まで 直接収集方式 (週1回) ※ 15日目以降についてはそのつど決定	災害発生後 4日目～14日目まで 第一次仮置場収集方式 ※ 15日目以降についてはそのつど決定	災害発生後15日目以降 直接搬入のみ受付
有害ごみ	県と協議し専門処理業者の協力により優先順位をつけて行う。		
医療廃棄物	災害発生後14日目まで市が専門業者を通じて処理 ※ 15日目以降についてはそのつど決定	排出者が処理。ただし業者委託による場合は災害発生後15日目以降	

c 仮置場の確保

関係各部、機関との協議・協力により仮置場を確保する。具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。

———仮置場の選定条件———

- ① 生活環境に影響が少ない地域であること
- ② 公有地であり、1 ha 以上の平面が確保できること
- ③ 通常時に市民が利用していない場所であること
- ④ 洪水、土砂災害など二次災害のおそれがない場所であること
- ⑤ 他の応急対策事業に支障がないこと

d 他市町村への応援処理の要請

ごみ処理施設の能力に余裕がある応援他市町村に対して、救援物資等を輸送してきた「帰り車」等利用による、ごみの応援処理協力を要請する。

なお、協力が得られた応援市町村との「ごみ」の受渡しは、各避難所その他の救援対策施設において直接行う方式と、「仮置場」経路による方式の主に2つを想定する。

e 事前広報の実施

ごみ処理対策の実施にあたっては、「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所・関係団体等の協力を要請するとともに、関係各部、機関との協議・協力により収集方式の周知徹底に努める。なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ① 被害軽微地域に対する収集一時中止措置の必要性
- ② 分別排出と排出抑制の協力要請
- ③ 各地域ごとの収集日の区別の徹底
- ④ 有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守

※ 例えば、使用済のカセットボンベの「使いきりの確認」「分別」適正処理困難物（タイヤ・廃油・消火器等）の混入禁止など

- ⑤ 平常時収集体制への移行に関する見通し

エ 第一次処理対策の実施

第一次処理対策については、災対市民生活部長がそのつど作業計画を策定し実施するが、おおむね以下のとおり行う。

- a 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し北清掃センターへ搬送し焼却（溶融）処理する。

なお、施設破損等により市のみで処理困難な場合は、県に協力を要請し適切に処理する。

- b 片付けごみ等の廃棄物は、第一次仮置場を開設し、収集を行う。その際、分別を徹底することで、その後の処理をより迅速に行うことができるようにする。
- c 医療廃棄物については、専門業者等の協力による車両を適宜配車して、収集の上適切に処理する。
- d 道路等に排出もしくは放置された廃棄物は、災対都市建設部その他各部、応援市町村・

委託業者等の協力による車両を適宜配車して、仮置場まで収集・搬送する。

- e 収集できずに空地等に置かれたごみについては、必要に応じて定期的な消毒を行う。

オ 第二次処理対策の実施

第二次処理対策については、災対市民生活部長がそのつど作業計画を策定し実施するが、おおむね以下のとおり行う。

a 処理のあらまし

- ・ 第二次仮置場を開設し、第一次仮置場からの廃棄物及び解体がれきの受入を行う。
- ・ 仮置場において、必要に応じて中間処理のための設備（簡易焼却炉・破砕機・金属磁選機等）を設置し、可能な限り減量化を図る。
- ・ 仮置場において、可能な限り資源の分別回収に努め、リサイクル業者に対し買取・搬送の協力を求める。
- ・ その他の「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」については、いったん仮置場に搬送の上状況に応じて、北清掃センターに搬送し適切に処理する。

なお、施設破損等により市のみで処理困難な場合は、県に協力を要請し適切に処理する。

- ・ 焼却灰を含め、埋め立て最終処分については、現在、委託処理している事業者への委託を基本とする。

b 平常時収集体制への移行

平常時収集体制への移行については、作業の進捗状況、被災地の状況等をふまえて、段階的に行う。なお、その場合、移行スケジュールについて、あらかじめ関係各部・機関・団体等と協議の上、市民・事業所に対する広報活動を十分行うよう努める。

※ 清掃及びし尿処理施設等の現況 (資料編資料 37)

(4) し尿処理

基本的 考 え 方	<p>大規模な災害時には、電気や上下水道の機能停止により、通常やし尿収集地域だけでなく、市内の全域において、市が収集・処理しなければならぬ事態となり、し尿量が増加するものと予想される。また避難所においては、設置・管理すべき仮設トイレが大量に必要となる。同時に、交通渋滞や道路の損壊、施設・職員の被災その他の要因により、し尿の収集・処理能力が著しく低下し市が実施できる作業量はきわめて限られる。また、災対市民生活部は、災害発生後まず遺体の収容・埋葬について最優先で取り組むことが要請される。そのため、「し尿の処理」対策の実施にあたっては、第1に避難所・医療対策拠点施設その他の拠点施設から排出される「し尿」並びにその他の「仮設トイレ」からの収集を最優先する。第2にし尿は防疫対策上の観点から、速やかに収集され適切に処理される必要があるため、仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材及び要員、処理施設の確保については、協定締結業者、収集許可業者の全面的な協力を得るとともに県を通じて広域的もしくは全国的な応援体制の確立により対処する。</p>
--------------------	--

「し尿の処理」対策の実施にあたっては以下の2点を基本指針とする。

- ① 下水道整備区域において、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用する。
- ② 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等の確保については、協定締結業者、収集許可業者の全面的な協力を得るとともに県を通じて広域もしくは全国的な応援体制の確立により対処する。

ア 基本事項

市は、し尿収集車の確保について、許可事業者所有のものを利用するものとするが、不足する場合には、清掃事業団体の協力も得ることとする。

a 収集

汲み取り収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から順次実施する。

b 処理

し尿は、クリーンセンターに搬入し処理する。

イ 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災 害 発 生 直 後 の 緊 急 措 置	災害発生後 3日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿の要収集施設・場所、量等の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○仮設トイレの補充確保及び必要な箇所への設置 ○バキュームカーの補充確保 ○第一次処理対策実施計画の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項並びに収集計画に関する広報
第 一 次 処 理 対 策 (避難所開設期間)	災害発生後 4日目以降 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○第一次収集対策の実施 ※避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ※その他仮設トイレからの収集 ○し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ○第二次処理対策実施計画の検討及び体制の確立
第 二 次 処 理 対 策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○第二次収集対策の実施 ※汲取地域からのし尿の収集 ※避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ※その他仮設トイレからの収集 ○し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ○平常時収集・処理体制への移行

ウ 対策実施前の準備措置

a し尿処理体制の確立

災対市民生活部長は、災対水道部長その他関係各部長の協力を得て、あらまし以下の手順によりし尿処理体制を確立する。

- ・ クリーンセンター及びバキュームカーその他の器材並びに下水道施設（県各務原浄化センターを含む）の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、収集・処理能力の維持に努める。
- ・ 収集すべき「し尿量」が許可業者の収集能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。

b し尿処理実施計画の策定

災対市民生活部長は、被害の状況に応じて「し尿処理実施計画」を策定する。策定にあたっては、おおむね以下をめやすとして一次、二次の2段階に分ける。

- ・ 処理すべき量の推定

災害発生後に処理すべきし尿の排出対象者は、下水道機能の活用が困難な避難所の入所者と汲み取り地域内の世帯数及び事業所等の帰宅困難者とする。排出対象者の総数と以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

表 し尿処理量算出のための原単位

事 項	基 準	備 考
1人1日当りのし尿排出量	1.4 L	標準的な大人の想定量
標準的な仮設トイレ1基容量	350 L	80人3日当りのし尿排出量に相当
※1世帯あたりの想定人口	2.71人	平成27年10月1日現在国勢調査

資料：日本トイレ協会監修「阪神大震災トイレパニック」による。

- ・ 仮設トイレ・バキュームカー等の確保

仮設トイレ及びバキュームカーの確保については、収集許可業者・協定を締結した業者を含めたレンタル業者等民間業者の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的もしくは全国的な応援体制の確立により対処する。

c 他市町村への応援処理の要請

し尿の処理能力の余裕がある市町村に対して、応援処理をしてくれるよう要請する。なお、応援処理については、各避難所その他の救援対策施設において直接バキュームカーにより応援収集する方式と、バキュームカーによる搬入受入方式の2つを想定する。

d 事前広報の実施

し尿処理対策の実施にあたっては、「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。とくに以下に掲げる点について周知徹底を図る。

- ① 被害軽微な汲取地域に対する収集一時中止措置の必要性
- ② 仮設トイレ利用上の留意事項
- ③ 平常時収集体制への移行に関する見通し

エ 第一次処理対策の実施

a し尿収集の実施

- ・ 仮設トイレによる場合については、防疫対策上の観点から避難所・医療対策拠点施設その他の拠点施設を最優先で収集する。
- ・ 収集したし尿については、クリーンセンターに搬入して処理する。

- ・ 下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、県（各務原浄化センター）と協議して、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。
- b し尿の広域的処理
災害の状況により、必要と認める場合は、他市町村に対して、し尿の応援処理を要請する。
- オ 第二次処理対策の実施
 - a し尿収集の実施
 - ・ 汲取地域について、収集を開始する。
 - ・ 下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、県（各務原浄化センター）と協議して、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。
 - b 平常時収集・処理体制への移行
施設等の復旧状況により、関係各部及び各防災関係機関と協議して、平常時収集・処理体制への移行手順について、検討する。

※ 清掃及びし尿処理施設等の現況 (資料編資料 37)

(5) がれき等処理体制の確立

ア がれき等処理体制の確立

災対市民生活部長は、あらかし以下の手順によりがれき等処理体制を確立する。

- ・ 北清掃センターの中間処理施設において、「ごみ」の処理を行いなお余力のある場合は、「がれき等」の受け入れを行う。
- ・ 「ごみ量」が市の保有する処理能力を上回り「がれき等」の受入れが困難な場合は、県を通じて、搬出・処理に関する広域的応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。

イ がれき等処理実施計画の策定

災対市民生活部長は、被害の状況に応じて「がれき等処理実施計画」を策定する。策定にあたっては、おおむね以下をめやすとして一次、二次、三次の3段階に分ける。

- ・ 処理すべき量の推定
以下の基準により推定し処理対策実施のための検討材料とする。

表 がれき類発生量の推計等

<p>算出方法</p> $Q_1 = s \times N_1 \times q_1$ <p>Q_1 : がれき類発生量 (t)</p> <p>s : 1棟あたりの平均延床面積 (平均延床面積) (㎡/棟) (出典: 家屋の概要 (平成25年度 岐阜県))</p> <p>N_1 : 解体建築物の棟数 (解体棟数 = 全壊・焼失棟数、半壊棟数) (棟) (出典: 「平成23~24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」)</p> <p>q_1 : 単位延床面積あたりのがれき類発生量 (原単位) (t/㎡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造可燃物 = 0.194 t/㎡ ・ 木造不燃物 = 0.502 t/㎡ ・ 非木造可燃物 = 0.100 t/㎡ ・ 非木造不燃物 = 0.810 t/㎡ <p>なお、全壊・焼失被害は上記原単位を、半壊被害は上記原単位の20%を採用した。</p>

(出典：阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について（平成9年3月）
兵庫県生活文化部環境局環境整備課)

※ 各務原市災害廃棄物処理計画による

- ・ 仮置場の確保
大規模災害時には大量の災害廃棄物が同時発生することから、被災状況に応じて災害廃棄物の仮置場を確保することが必要である。なお、具体的な設置場所については状況に応じて設定する。
- ・ 仮置場における搬入管理等
仮置場への搬入・搬出管理を適切に行うため、市の要員を配置するとともに、民間警備会社等の協力を得る。また被災地以外の搬入がないようチェック体制を整備する。
- ・ 処理に要する期間のめやす
3年以内に処理する。

ウ 事前広報の実施

がれき等処理の実施にあたっては、「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。なお、特に以下に掲げる点に留意する。

- ① 避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域を最優先することへの理解の要請
- ② 分別排出と排出抑制の協力要請
- ③ 有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守

(6) 災害時の環境保全対策

基
本
的
考
え
方

日常的に有害物質を使用する工場や製造、販売の事業所、また燃料貯蔵・販売などの事業所において、平常時は法に基づく厳しい管理がされ安全性が確保されているところであるが、地震による建物・設備等の被災や安全管理責任者自身の被災等により有害物質が漏洩し環境汚染等の二次的災害が懸念される。

また、現在は使用されていないが、平成7年頃までに建てられた建物には、発ガン物質として知られるアスベストが多く使用されているものがあり、建物解体に伴い、飛散し環境を汚染するおそれがある。有害物質以外であってもLPガス、ガソリン、オイル、航空燃料等の貯蔵タンクの損壊により大気汚染、公共用水域の汚染、地下水の汚染が考えられる。

それらの対策として、有害物質等の使用を可能な限り抑制し、使用する場合厳しい耐震基準の設定等による管理体制を徹底させることが優先課題となる。被害が甚大な場合それら有害物質等の飛散、漏洩はある程度あり得るものと想定し、その対策を事前に考えておかなければならない。

市は、環境汚染を防止するために県・国・その他防災関係機関、協力団体等と連携し、災害発生後の緊急対策として、有害物質等使用事業所を対象とした二次災害防止対策、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染の各調査による監視活動、そして建築物の被災もしくは解体に伴う対策を行うこととする。

ア 基本方針

a 対策実施上の時期区分

「環境保全」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の 緊 急 措 置 (第一次対策)	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質等取扱事業所における被害状況等の把握 ※主要工場・事業場に対する緊急ヒアリング調査 ※応急措置の指示（除去、規制、周辺地域住民への周知等） ○燃料等貯蔵タンクの被害状況の把握及び公共用水及び地下水への影響調査 ※応急的汚染防止措置(消防班、水道班との協議・調整・市民への周知) ○建築物等の解体、ごみ・がれき等処理状況の把握 環境汚染防止措置の指導 ※解体に伴う粉じんの飛散防止、野焼きに伴う周辺環境汚染防止対策 ○環境汚染に関する広報及び苦情等相談受付事務 ○第二次対策計画の検討及び実施体制の確保
第 二 次 対 策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策 ※原因工場・事業場に対する防止対策及び管理指導 ※公共用水域及び地下水の汚染追跡調査 ○建築物等の解体、ごみ・がれき等処理対策の実施に伴う環境汚染防止措置の遵守の徹底、監視 ※解体に伴うアスベスト等粉じんの飛散防止措置 ※野焼きの適正処理及び周辺環境汚染防止対策 ○環境汚染に関する広報及び苦情等相談受付事務 ○第三次対策計画の検討及び実施体制の確保
第 三 次 対 策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策 ※汚染状況等詳細調査の実施 (汚染範囲の特定、汚染物質除去計画の検討) ※汚染地域の拡大防止措置 (除去、地下水の飲料禁止、浄化措置等) ○建築物等の解体、ごみ・がれき等処理対策の実施に伴う環境汚染防止措置の遵守の徹底、監視

		※解体に伴うアスベスト等粉じんの飛散防止措置 ※野焼きの適正処理及び周辺環境汚染防止対策等 ○第三次対策計画に関する広報並びに相談受付
--	--	---

b 法に基づく措置

大気汚染防止法に基づく措置	水質汚濁防止法に基づく措置
○県が行う有害物質取扱事業所に対する被害調査への協力 (特定施設の適正点検整備、その他環境保全対策に関する指導) ※県知事の協力要請に基づく	○水質(河川・地下水)調査地点における有害物質汚染調査 ○関係市町村・機関等への水質汚濁調査の要請 ○汚染源となる工場、事業場に対する汚染防止のために必要な排水検査・指導等 ○その他県が行う対策への協力

c 他市町村・関係機関・団体等への応援の要請

災害時における環境保全対策を迅速に行うため、必要な要員、資材、薬剤及び処理施設等について、以下をめやすとして応援を要請する。

項目	要請先機関・団体等
工場、事業場に対する立入調査・指導等	県環境生活部(県岐阜地域防災係) その他関係業者団体等
解体作業指導	県環境生活部(県岐阜地域防災係) 市土木工業会、市土木協会、市土木研究会、市新土木組合 市建築工業協同組合、その他関係業者団体等
大気環境モニタリング調査	県環境生活部(県岐阜地域防災係) その他関係業者団体等
水質汚濁調査	県環境生活部(県岐阜地域防災係) その他関係業者団体等
地下水汚染その他地質汚染調査	県環境生活部(県岐阜地域防災係) その他関係業者団体等

d 事前広報の実施

環境保全対策の実施にあたっては、関係各部長の協力を得て、「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

① 環境汚染のおそれがある箇所に関する情報の市本部への提供 ② できるだけ解体工事現場等の粉じんの発生する場所には近付かないこと ③ 手洗・うがいの励行 ④ 防じんマスク着用のよびかけ

⑤ その他環境汚染のおそれがある箇所に関する留意事項

イ 有害物質に係る二次災害防止対策

大規模な災害が発生した場合、関係各部長並びに国・県・関係機関等と連携・協力して、おおむね以下のとおり行う。

a 緊急汚染源調査

被災により有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法により緊急ヒアリングを行う。また、必要に応じて適切な措置を講ずるよう指導する。

b 被災状況調査及び緊急現地調査

被災地域を中心として、有害物質を取り扱う工場、事業場をリストアップし、被災状況を把握するため郵送によるアンケート調査を実施する。また、そのうち主要な工場に対しては、緊急現地調査を行い、被害状況を把握するとともに、環境汚染に対する二次災害防止について技術指導を行う。

ウ 大気・水の監視

大規模な災害が発生した場合の環境調査については、そのつど国・県・関係機関等と協議して決める。

a 大気汚染調査

各務原市は、大気汚染（有害物質）特定工場はなく、むしろ地震による建物崩壊による粉じんによる比較的近接的な環境汚染が考えられる。その場合崩壊した建物のがれき等の適正処理の指導に努める。また、隣接する市からの影響が考えられるため、災害時の大気汚染調査については、県、隣接市等との連絡体制を密にし、その対応にあたる。（粉じん調査）

b 水質汚濁調査

水質調査については、通常行っている河川、地下水について調査する。

調査地点	新境川他 16 箇所	環境基準全項目
	地下水市内 97 地点	飲料水判定基準項目等

エ 建築物の被災もしくは解体に伴う対策

国・県及び関係機関等と協議して、そのつど決める実施マニュアルによるが、おおむね以下のとおり指導監督を行う。

a 粉塵飛散防止対策

工事現場においては、シートでカバーするとともに、水を確保し解体作業時に散水を必ず行う等の飛散防止対策を講ずる。

b アスベスト飛散防止対策

- ・ 解体・撤去工事を行う元請事業者は、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認すること。
- ・ 吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着手前に吹付けアスベストの使用の有無等について現地調査を実施する。調査の結果、使用していることが判明したもの及び使用していないことが確認できない場合は、市に報告する。

- 事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。
- 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水の実施による。
- 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

・ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。

c がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う元受け事業者は、運搬時の荷台シートカバーを義務付けるとともに、その他必要な措置を行う。

オ 地下水の監視・対策

地下水については、水道事業と密接な関係があることから上水道井戸の確保を最重要とするとともに、その他簡易専用井戸の被害状況及び利用者への飲料水確保に努める。また、水質検査を行い、その結果から汚濁井戸の把握、その対策を講ずる。(水道班との連絡調整)

第29節 災害義援金品の募集配分

基本的 考え方	市民生活安定のための緊急措置は、本来自己責任において行われる市民生活や経済活動において、災害のため被害を受け、独力では復旧・克服することが困難な状態に置かれた市民・中小事業所・農林漁業従事者等に対して、国・県・市等が行う最小限度の復旧支援施策として行われるものである。
------------	--

1 方針

被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班
財政会計班	商工観光班

3 実施内容

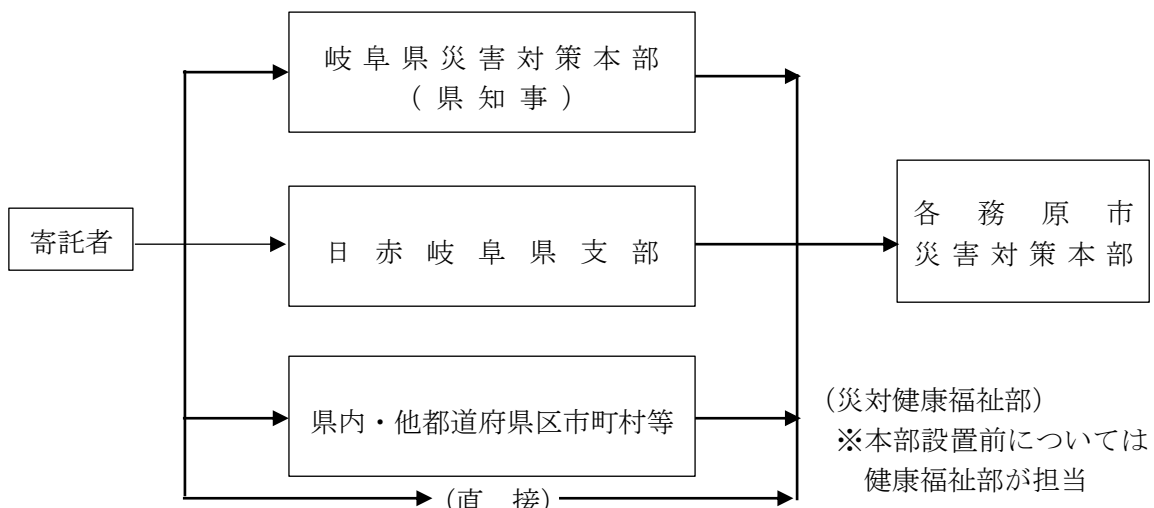
(1) 義援金の受入、配分等

ア 義援金の受入れ

市に届けられる義援金は、以下に示すような経路により市に寄託されるが、義援金の受入れは、市に直接寄託された分の受付も含め、災対健康福祉部が担当する。

なお、義援金の受付に際しては、受付記録を作成し以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

図 義援金の受け入れ経路



イ 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、災対健康福祉部長名義の普通口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり、市指定金融機関に保管する。管理に際しては、受け払い簿を作成しなければならない。

なお、県に義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）が設置された場合は、委員

会に逐次受付状況を報告するとともに送金する。

ただし、県に引き継ぐべき災害であっても募集機関が直接指定市町村等に引き継ぐとき又は県が調整して直接引継市町村を指定したときは、市町単位機関に直接引き継ぐ。

ウ 義援金の配分

a 配分方法の決定

県の委員会が協議の上決定する。

b 配分の実施

市は、県の委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

c 配分の公表

県の委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、岐阜県防災会議に報告するとともに、報道機関等を通じて公表する。

d 県に委員会が設置されない場合については、県に準じて、市に委員会を設置し行う。

(2) 義援物資の受入、配分等

県において仕分けされた義援品、寄せられた義援品については、他の救援物資と同様にして、災対産業活力部が受入れから配分までの業務を行う。

ア 受入

a 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。

b 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。

c 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

イ 引継ぎ、集積

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

ウ 配分

a 配分

市、県、その他義援物資の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

b 配分の時期

配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

エ 義援物資の管理

義援物資は、義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

オ 各種様式

義援物資の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

カ 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経

費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

第30節 産業応急対策

1 方針

県は、災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、災害の度合いに応じて、政府系金融機関及び一般金融機関の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、県制度融資の災害復旧資金等により復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。また国等の理解協力を得て、仮設店舗、仮設工場団地の設置等その他の必要な支援施策を総合的に検討し実施するよう努める。

災対産業活力部長は、県・国に対して、災害時において、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう促進するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

2 実施担当班

商工観光班

農政班

3 実施内容

(1) 商工業の応急対策

ア 災害融資計画

県は、被災商工業者のうち事業資金の融資を希望する者のため、相談窓口を開設し、次の方法により事業資金の融資についてあつせん、あるいは助成を行う。

a 一般金融

緊急貸出についての貸付利率、貸付限度額、貸付期間、保証料等を決定して災害融資制度を創設し、早期貸付を行う。

b 県費預託

県費を金融機関に預託し、各金融機関の自己資金と合わせて円滑な貸付を行う。

c 保証助成

融資希望者のうち、担保能力のない者、また低い者に対しては、岐阜県信用保証協会の保証によって信用保全を図るとともに保証料の減免の措置を講ずる。

イ 復旧資材等の調達

県は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあつせんの要請があつたときは、県内の組合又は適当な業者に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあつせんに努める。

なお、県内において確保できないとき、あるいは不足するときは、適宜復旧用資材調達班を編成し、調達にあたる。ただし、取扱業者（組合）の出向確保が適当と認められるときは、当該業者（組合）にその旨を連絡し、確保する。

ウ 資金需要の把握連絡通報

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要に関し速やかに把握する。市及びその他の関係機関は、緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

エ 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

県は、被災地を営業地域とする金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

オ 中小企業者に対する公的金融制度の周知

県は、市及び各務原商工会議所その他の関係団体を通じて、国・県が行う金融上の特別措置、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）が行う災害貸付、商工組合中央金庫が行う優遇利率の適用等政府系金融機関の行う特別措置について中小企業者に周知するよう努める。

機関名	区分	内 容
日本政策金融公庫	国民生活事業 災害貸付	<p>a 融資対象者 各貸付ごとの条件に加え、災害により被害を受けた者</p> <p>b 資金使途 各貸付ごとによる</p> <p>c 融資限度の特例 ① 各貸付ごとの融資限度の額 1 災害につき、3,000 万円を加えた額</p> <p>d 融資条件 ① 利率 ・各貸付ごとの利率を適用</p> <p>② 融資期間 各貸付ごとによる</p> <p>③ 据置期間 各貸付ごとによる</p> <p>④ 保証人・担保 原則として必要</p>
	中小企業事業 災害復旧貸付	<p>a 融資対象者 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</p> <p>b 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金</p> <p>c 融資限度額 直貸 既往貸付残高の如何にかかわらず当該災害復旧貸付として 1 億 5,000 万円 代理貸 直貸の範囲内で別枠 7,500 万円</p> <p>d 融資条件 ① 利率 基準利率 ただし、災害の実情に応じて、閣議決定により特別利率を適用する場合あり</p> <p>② 融資期間 10 年以内</p> <p>③ 据置期間 2 年以内</p> <p>④ 保証人・担保 原則として必要</p>
商工組合中央金庫		<p>商工中金が適用を認めた災害により、災害を受けた中小企業者に対し、通常の貸付（限度額：組合 200 億円、組合員 20 億円、期間：運転 10 年、設備 15 年（据置き 2 年を含む。））について、優遇利率が適用され、期間が運転 10 年、設備 20 年（据置き 3 年）となる。</p>

(注) 災害を受けた中小企業者の既往の債務の返済について、期間延長の取扱いが行われることがある。

カ その他

県は、一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金対策の円滑化を図るとともに、県信用保証協会の保証枠の増大を図るため、県資金の出えん等の措置を行う。

また国・関係機関・団体等と連携・協力し、仮設店舗、仮設工場団地の設置等その他の必要な支援施策を総合的に検討し実施するよう努める。

(2) 観光客等の応急対策

ア 応急対策

観光地域内に所在する宿泊休養施設（ホテル、旅館、ユースホステル、国民宿舎等）、運動施設（スキー場、スケート場、山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策にあたる。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておく。

イ 応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに市（消防団を含む。）又は警察官に応援又は実施の要請をする。なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

ウ 風評被害対策

県は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施する。

(3) 農作物の応急対策

ア 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくが、なおかつ不足し確保できないときは、市は、農業協同組合からの要請に基づき、県に確保あつせんの要請をする。要請を受けた県は、主要農作物については岐阜県米麦改良協会、野菜等については県内種苗業者（日本種苗協会備蓄部会傘下）と連絡し確保の調整をするが、県内において確保できないときは、主要農作物については東海農政局、野菜等については日本種苗協会に要請し確保あつせんする。

イ 病虫害防除対策

a 病虫害防除指導の徹底

県は、災害により病虫害の発生が予想され又は発生したときは、病虫害発生予察情報に基づき、市、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導徹底にあたる。

なお、病虫害発生予察情報は、県において発し、市に伝達する。

b 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、市は、農業協同組合からの要請に基づき、県に確保あつせんの要請をする。要請を受けた県は、全農岐阜県本部、岐阜県農薬販売協同組合等と連絡をとり、その確保あつせんに努める。

c 防除器機具の整備

県、市、関係機関は、病虫害防除機具の整備に努めるが、その整備について指導にあたる。なお、市は、緊急防除にあたって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、農業協同組合からの要請に基づき、県に応援の要請をする。要請を受けた県は、近隣の地域から県有農機具を移動する等その応援の調達をする。

ウ 肥料等の確保

市は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、農業協同組合からの要請に基づき、県に確保あつせんの要請をする。要請を受けた県は、県内関係機関と連絡をとり必要に応じ他県に要請し、確保あつせんに努める。

(4) 畜産の応急対策

ア 家畜の診療

市は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、県に家畜の診療について要請する。要請を受けた県は、現地に職員を派遣し応急診療を実施するとともに、必要に応じ、被災地域内に常時待機する。

県は、家畜の健康診断の必要を認めたときは、被災地域に職員を派遣し、巡回して健康診断にあたる。家畜避難所を設置し、収容した場合等においては、できる限り数回にわたって巡回検診を実施する。

イ 家畜の防疫

a 畜舎等の消毒

県は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、職員を被災地域に派遣して畜舎等の消毒を実施する。

b 緊急予防注射の実施

県は、家畜伝染病予防上緊急予防注射の必要があるときは、家畜伝染病予防法に基づき、職員を被災地へ派遣して実施する。

c その他の防疫措置

県は、その他家畜の死亡、家畜伝染病のまん延防止等の措置を必要と認めたときは、家畜伝染病予防法に基づき実施する。

ウ 家畜の避難

県は、浸水等災害の発生が予想され又は発生したときには、市は、県から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

エ 飼料等の確保

市は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、農業協同組合からの要請に基づき、県に確保あつせんの要請をする。要請を受けた県は、県内において確保あつせんをする。

オ 畜産物の流通対策

市は、被災地域内において畜産農家の生産物が災害に伴う交通途絶等により搬送できないときは、農業協同組合からの要請に基づき、関係機関に対して搬出を要請する。

(5) 林地の応急対策

ア 林地の対策

市は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。

第31節 公共施設の応急対策

基 本 的 考 え 方	<p>道路・橋りょう、河川管理施設等の公共土木施設や市庁舎、公民館・保育所その他の市公共施設が被災し、それらの機能を停止もしくは低下させた場合は、災害後の応急復旧対策の実施に重大な制約を受ける。</p> <p>このことから、これらの公共施設が被災し又は被災するおそれのある場合には市及び各施設を所管する機関は、応急措置を講じるとともに、関係機関と連携して、円滑な応急復旧対策実施のための体制を確立する。</p> <p>市施設並びにその他の公共公益施設に関しては、法の定めるところに基づき、防災担当者や自衛消防隊等の防災組織を設置するとともに、災害時の応急計画をそれぞれの管理者が定めている。したがって、市域を大規模な災害が発生した場合においても、それぞれの計画により又は準用し行う。</p> <p>具体的には、第1に利用者・入所者の安全の確保をまず図ること。第2にその上で施設が災害時に果たすべき公共的役割をふまえ、被害状況を所管部へ速やかに報告し、必要な復旧対策の実施を求めるとともに施設保全のための自主的な災害対策活動を実施することなどである。また各施設を所管する各部長は、災害発生後速やかに被害状況の把握に努め、利用者・入所者の安全確保等必要な応急措置を指示するとともに、緊急度に応じて応急復旧対策を講ずることとなっている。</p> <p>この節では、市災害対策活動実施のための活動拠点となる市庁舎とともに、不特定多数の利用者が想定される公民館等の市公共施設、社会福祉施設を主な対象施設として想定し、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため各所管機関がとるべき応急措置のめやすを示している。</p>
----------------------------	---

1 方針

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

2 実施担当班

庶務班	土木第二班	消防予防班
調査市民班	都市計画班	救急指令班
環境衛生班	住宅対策班	消防署班
福祉救援班	水道対策班	消防団班
商工観光班	下水道対策班	
土木第一班	消防総務班	

3 実施内容

(1) 道路・橋りょうの応急対策

基本的 考 え 方	<p>災害により被害が発生した場合、もしくは被害の発生が推定される場合、各公共土木施設の施設管理者は、所定の計画に基づき、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずることとなっている。ここでは、県地域防災計画の定めるところにしたがって、道路・橋りょう並びに河川管理施設等に関する災害発生時の応急措置・応急復旧対策のあらましについて定めている。なお市が行う施設の応急復旧に要する作業については、災対都市建設部長が関係各部長並びに県・国その他関係機関と連携しながら、市土木防災協会、市土木研究会、市新土木組合、グリーンパーク推進協会、砕石販売協同組合等に協力を要請し行う。</p>
--------------------	---

ア 災害時の応急措置

機 関 名	応 急 措 置 の あ ら ま し
市	<p>ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路の冠水状況、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、災対市民生活部による調査活動、災対都市建設部による道路パトロール災対消防部その他各部ならびに現地連絡所からの通報、災対都市建設部による県土木事務所・警察署等関係機関への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。この場合収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、通行規制の実施、迂回路の指定等被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。</p> <p>イ 上・下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。 緊急のため、その時間がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後連絡する。</p>
県	<p>災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。</p>
中 部 地 方 整 備 局	<p>被害状況を速やかに把握するため、岐阜国道事務所、出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施する。また道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い、交通路の確保に努める。</p>

中日本高速道路 株 式 会 社	<p>大震災が発生した場合には、速やかに中日本高速道路の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、中日本高速道路職員等の非常出動体制を確保し、ただちに災害応急活動に入る。なお、地震発生後、速やかにおおむね下記の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行うとともに、ラジオ、標識、情報板、看板並びに中日本高速道路のパトロールカー等により情報を提供し、通行車の安全確保に努める。</p>	
	加 速 度	交通規制内容
	50 ガル以上 80 ガル未満（震度 4） 又は 特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制
	80 ガル以上（震度 5 弱以上）	通行止め
<p>※ 風水害等を含む災害が発生した場合には、道路の構造を保全し交通の危険を防止するため、適切な通行規制を実施する。またその内容、状況について、道路利用者への広報に努め、通行者の安全確保を図る。</p>		

イ 応急復旧対策

機 関 名	応 急 復 旧 対 策 の あ ら ま し
市	<p>災害により被害を受けた市道については、原則として、緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。</p> <p>a 応急復旧目標</p> <p>応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</p> <p>b 応急復旧方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 街路樹、落下物等については、人力・建設機械等により道路端等に移動し堆積する。なお、倒壊した電柱がある場合は感電の危険性があるため中部電力と連携し対処する。</p> <p>② 鉄骨製構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。</p> <p>③ 路上駐車 of 撤去については、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。</p> <p>④ 路面の亀裂、地割れについては、土砂充填、アスファルトパッチング等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</p> <p>⑤ 橋りょう取付部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な「すり付け工」等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</p> <p>⑥ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、建設機械により崩壊土の排土作業を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、土のう等により再発防止する。又は路側に崩土防止柵工を行う。</p> <p>⑦ 落下した橋りょうもしくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し敷板を敷きならべ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。</p> <p>⑧ 上記作業について、市限りで処理できない場合は、速やかに国、県又は自衛隊に応援要請の手続きをとる。</p> </div>
県	<p>被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。</p>
中 部 地 方 整 備 局	<p>パトロールによる巡視結果等から被害を受けた道路について、中部地方整備局震災対策計画に基づき、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。</p>
中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社	<p>災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも上下車線が分離されている区間にあ</p>

	<p>っては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない区間にあっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。</p>
--	--

(2) 河川管理施設等の応急対策

洪水等により木曾川等の河川及び内排水路の堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川管理施設並びにため池が被害を受けた場合には、以下のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

機 関 名		応 急 復 旧 対 策 の あ ら ま し
	市	<p>① 災対都市建設部長は、水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。</p> <p>② 災対都市建設部長は、河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については、大規模なものを除き県の指導のもとにこれを実施する。</p>
	岐 阜 土 木 事 務 所	<p>堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増大を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに、速やかに復旧計画をたてて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。</p>
	中 部 地 方 整 備 局 (木曾川上流 河川事務所)	<p>① 地震が発生した場合、ただちに堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。</p> <p>② 破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、県及び市の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。 (緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣)</p>

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

県は、市と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

市は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

イ 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼすおそれがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。市は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告を行う体制整備を図るよう努める。

(4) 治山施設の応急対策

ア 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災

害発生のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

イ 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

ウ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮する。

(5) 公共建築物の応急対策

ア 施設利用者・入所者の安全確保

- a 市等官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設の管理者は、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。
- b 各施設管理者は、避難対策についてはあらかじめ特に綿密な計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、所管部又は最寄の消防署もしくは警察署交番等の関係機関を通じて本部長へ速やかに報告する。
- c 各施設管理者は、館内放送、職員の案内等により、混乱の防止措置を講ずる。特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。
- d 各施設管理者は、けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、所管部又は最寄の消防署もしくは警察署交番等の関係機関に通報し、臨機の措置を講ずる。
- e 各施設管理者は、施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
- f 各施設管理者は、公共施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行もしくは中止の決定については、施設の管理者又は各事業統括責任者が利用者の安全確保を第一に行う。

イ 施設建物の保全

a 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

———応急措置が可能な程度の被害の場合———

- ① 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。
- ② 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- ③ 電気、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は直接所管部へ、あるいは最寄の消防署・警察署交番等を通じて、連絡をとり、応援を得て実施する。

———応急措置が不可能な被害の場合———

- ① 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。
- ② 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場

合は直接所管部へ、あるいは最寄の消防署・警察署交番等の関係機関を通じて連絡
をとり、仮設建築物の建設等の手配を行う。

b その他の留意事項

- ・ 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査
特に避難所となった施設は、火災予防について、十分な措置をとる。
- ・ ガラス類等の危険物の処理
- ・ 危険箇所への立ち入り禁止の表示
- ・ 特に社会福祉施設については、高齢者、障がい者その他の「要配慮者」のための福祉
避難所として、「二次的避難の受入先」となることを想定し、必要な体制を準備する。

第32節 ライフライン施設の応急対策

基本的
考え方

ライフラインは、平常時においては、都市の生活を維持する上で、必要不可欠な施設である。しかし、非常時においては、状況次第で一転「被害拡大要因」ともなり得る施設でもあるということが再確認される必要がある。したがって、ライフラインの応急対策のポイントは、第1に市民がより危険の少ない状態で救出活動や消火活動に従事することができるよう「電気については、平時より災害時における取扱上の注意を徹底するとともに、消防・警察機関等の要請により必要な場合は、被害甚大地域への供給を停止する」、第2に防災活動を支援する観点から「水道、下水道、電話は可能な限り供給継続に努める」、第3に再開にあたっては、一の「ライン」の復旧が二次災害の原因とならないよう、また「面」全体の復旧として行われるよう相互の連携・協力を密にする。以上の3点である。

「ライフライン」の応急対策の実施にあたっては、以下の7点を基本指針とする。

- ① 被害拡大要因ともなり得る「電気・ガス」については、ガスは災害発生直後に、また電気は消防・警察等の要請により、それぞれ被害甚大地域への供給停止措置をとる。
- ② 初期における災害防止要因として大きな役割が期待される「水道・電話」については、可能な限り災害発生直後相当の時間に関し供給を継続する。
- ③ あらかじめ定める地域分担に基づき「被災概要」の早期把握に努める。
- ④ 復旧再開にあたっては、可能な限り「面」全体となるよう各ライフライン機関が相互の連携・協力体制を確立する。
- ⑤ 復旧は、「供給・処理」施設から「需要家・末端」施設へ向けて行う。
- ⑥ 復旧は、学校、病院、避難所などの施設から優先的に行うとともに、被害の少ない地域から順次行い早期復旧に努める。
- ⑦ 市、県等行政機関並びに各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。

1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

2 実施担当班

本部班

土木第一班

水道対策班

商工観光班

土木第二班

下水道対策班

3 実施内容

(1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国等並びに各ライフライン機関と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
火災発生直後の緊急措置	災害発生直後相当時間まで(当日)	<ul style="list-style-type: none"> ○電気・ガスの被害甚大地域への供給停止措置 ○水道の火災発生地域への供給の継続並びに必要な応援措置 ○下水道施設の使用継続並びに必要な応援措置 ○電話の「緊急連絡機能」確保のために必要な措置 ○地域分担に基づく「被災概要」の早期把握 ○詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立 ○その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請 ○生活関連施設復旧対策連絡協議会の設置
第一期応急対策の実施(避難所開設期間)	災害発生後14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域への代替サービスの供給 ○基本指針に基づく応急復旧の実施(応急復旧のめやす) <ul style="list-style-type: none"> ※電気・電話…期間中に復旧完了 ※上・下水道…期間中に80%復旧(通水率) ※ガス…期間中に復旧完了 ○ライフラインに関する広報活動並びに相談業務 ○生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営
第二期応急対策の実施(避難所閉鎖以降)	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域への代替サービスの供給 ○基本指針に基づく応急復旧の実施(応急復旧のめやす) <ul style="list-style-type: none"> ※上・下水道…発生後1か月以内100%復旧(通水率) ※ガス…発生後2か月以内復旧完了 ○本復旧計画の検討並びに実施 ○ライフラインに関する広報活動並びに相談業務 ○生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営

(2) 災害時ライフライン対策実施体制の確立

ア 各務原市防災会議

災対市長公室長は、災害時における「ライフライン」対策の「効率的かつ安全」な復旧が進展するよう、必要に応じて、本部長に対し各務原市防災会議の開催を要請する。

イ ライフライン復旧対策連絡協議会

災対市長公室長は、大規模な災害が発生した場合には、市の電気、ガス、電話、下水道並びに水道の生活関連サービス施設(ライフライン)に係る二次災害発生の未然防止、「区域」としてのトータルな「復旧」の実施等を推進するため各サービス所管部・機関の実務担当者からなる「生活関連施設災害対策連絡協議会」を設置する。なお、アドバイザーとして、道路管理者、消防本部の参加を要請する。

(3) 水道施設

ア 水道事業者の応急復旧対策

a 緊急要員確保

水道事業者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

b 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

c 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

水道事業者は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

d 県等への応援要請

水道事業者は、水道事業体による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

また、水道用水供給事業者は必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援を要請する。

e 重要施設への優先的復旧

水道事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

(4) 下水道施設

ア 下水道管理者の応急復旧対策

a 緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請する。

b 被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 電気施設

ア 市の応急対策

a 連絡調整

市は、災害発生時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

b 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

イ 電力会社の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

b 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

c 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線やヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

d 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いる。

e 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

f 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

g 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

h 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努める。

(6) 都市ガス施設

ア 市の応急対策

a 連絡調整

市は、災害発生時には関係都市ガス会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

b 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

イ 都市ガス会社の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

都市ガス会社は、災害の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

b 緊急要員の確保

都市ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

c 情報収集・連絡体制

都市ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

d 復旧用資機材及び輸送手段の確保

都市ガス会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努める。

e 緊急措置

都市ガス会社は、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの閉止措置を行い、二次災害防止と供給停止の極小化を図る。

f 復旧支援要請

都市ガス会社は、被害状況に応じて、復旧支援を一般社団法人日本ガス協会に要請する。

g 臨時供給

都市ガス会社は、臨時供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、必要に応じて関係LPガス事業者等と協議し、早急に行うよう努める。

h 災害時における広報活動

都市ガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

i 重要施設への優先的復旧

都市ガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

(7) 鉄道施設

基本的考え方	<p>多数の乗客を大量輸送する鉄道において、大規模な災害が発生したときには、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがある。各鉄道機関は、災害発生時の安全確保と、万一の場合の被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講ずるための計画を樹立している。この項では、県地域防災計画の定めるところにしたがって、市及び各鉄道機関が協力して、鉄道施設に関する迅速かつ適切な応急対策を実施するために必要な手順・分担についてそのあらましを示している。</p>
--------	--

ア 市の応急対策

a 連絡調整

市は、災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

b 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

イ 鉄道事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

b 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

c 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、地方防災会議、関係地方自治体への情報提供を行う。

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、鉄道電話を第一優先とし、他にNTT加入電話、作業用無線等を利用して行う。

d 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保する。

e 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、迂回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、並行他社線との振替輸送等の措置を講ずる。

f 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図り、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保する。

g 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施する。

鉄道事業者は、次のとおり鉄道に係る応急復旧措置を行う。

措置名	措置のあらまし
輸送の確保	不通区間が生じた場合、迂回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。
資機材及び車両の確保	鉄道復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図り、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い緊急確保する。
応急復旧	早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。

h 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

j 市に係る鉄道事業者の発災時の初動措置

① JR東海

措置名	措置のあらまし
保守担当区 の設置	災害により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。
列車の措置	乗務員は、速やかに停止の措置をとる。ただし、危険な箇所に停止した場合は安全な箇所に移動させる。 また、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係部所に対し、必要事項の速報をする。
旅客の避難 誘導及び 救出救護	【避難誘導】 駅長は、被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

	<p>列車乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について、列車指令（最寄り駅）に連絡の方法を講じる。</p> <p>※ 駅では、必要に応じて、市の指定した避難地に誘導する。この場合可能な限り速やかに避難完了の報告を市災害対策本部に行う。</p> <p>【救出救護】</p> <p>災害発生により列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行う。</p> <p>対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示する。</p> <p>また、現地対策本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し最善の救出救護活動にあたる。</p>
--	--

② 名古屋鉄道

措置名	措置のあらまし
乗務員の対応	<p>ア 異常を感知したときは、高い盛土区間、深い切土区間橋りょうの上等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。</p> <p>イ 異常を認めたときは、駅または運転指令へ連絡をする。</p> <p>ウ 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。</p> <p>エ 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。</p>
駅関係	<p>ア 異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに列車の出発を見合わせる。</p> <p>イ 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。</p> <p>ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め旅客等に周知させる。</p> <p>エ 旅客等に対して駅員の指示誘導に従うよう案内する。</p> <p>オ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。</p>
諸施設関係	<p>※ 駅では、必要に応じて、市の指定した避難地に誘導する。この場合可能な限り速やかに避難完了の報告を市災害対策本部に行う。</p> <p>ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。</p> <p>イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員の他、外注工事を行って早期復旧に努める。</p> <p>ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。</p>

(8) 電話（通信）施設

ア 市の応急対策

a 連絡調整

市は、災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

- b 応援要請
市は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。
- イ 電気通信事業者の応急復旧対策
 - a 災害対策本部の設置
電気通信事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。
 - b 緊急要員の確保
電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請する。
 - c 情報収集・連絡体制
電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努める。
 - d 通信の非常そ通措置
電気通信事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
 - e 資機材及び車両の確保
電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図り、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努める。
 - f 応急復旧
電気通信事業者は、通信の早期疎通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施する。
 - g 災害時における広報活動
電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。
 - h 重要施設への優先的復旧
通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。
- (9) 放送施設
 - ア 市の応急対策
市は、災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。
 - イ 放送事業者の応急復旧対策
 - a 災害対策本部の設置
放送事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。
 - b 緊急要員の確保
放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。
 - c 情報収集・連絡体制
放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

d 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図る。

e 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図る。

第33節 文教災害対策

基 本 的 考 え 方	<p>この計画では、開設期間のめやすを「2週間」として、市内の全小・中学校を被災者のための「避難所」として提供するようとりきめている。また、少なくとも発生初期においては、「教職員」の協力なしでは、適切な避難所運営は困難と想定される。</p> <p>しかし、小・中学校施設は、本来「児童・生徒のための教育の場」として利用されるのが最もふさわしい。また「教職員」は、市職員ではないため、「避難所」の運営要員としては、あくまでもボランティアと同様「協力者」の立場となる。さらにまた「児童・生徒の教育に関するプロであり当事者」である「教職員」を長期にわたり、避難所運営要員とすることは、「適材適所の人材活用」の観点からも適切でない。</p> <p>一方避難所開設期間中の児童・生徒に対する「地震後のこころのケア」や「教育的ケア」をいかに行うか、また避難所閉鎖以降の長期にわたる「教育的ケア」をどのように行うかが、阪神・淡路大震災後の大きな教訓のひとつとして残された。</p> <p>市が行う「災害時における学校教育対策」は、第1に地震後に必要不可欠とされる児童・生徒の「こころのケア」対策実施の観点から行われる。第2に児童・生徒を持つ市民がいつときも早く災害による打撃から立ち直り、安心して生活再建のための活動に専念できるよう支援するという観点から行われる。</p> <p>なお、県立高校その他の公立教育施設、私立教育施設（幼稚園を含む。）についても同様の対策が講じられるよう県・関係機関・団体等との連携・協力を努める。</p>
----------------------------	--

「小・中学校応急教育」対策の実施にあたっては以下の3点を基本指針とする。

- ① 市は、県知事に「震災時応急教育体制」への協力を要請する。
- ② 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え教職員団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。
- ③ 市民・事業所は市・県等行政機関の行う、災害時における「学校教育」対策の必要性を強く認識しその実施に最大限協力する。

第1項 文教対策

1 方針

災害発生時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

避難収容班

3 実施内容

市、県は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応

急の教育に必要な措置を講じる。

(1) 気象予警報等の把握、伝達

各学校における災害に関する注意報、警報、情報等（以下「気象予警報等」という。）の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努める。

ア 県立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して気象予警報等の把握に努め、災害対策の適正を期する。なお、学校に特定の対策等を伝達する必要があるときは、県教育委員会が伝達する。

イ 市立学校

市教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、本章第8節「警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき市に伝達されるため、市教育委員会は、必要な情報を各学校長に対し伝達する。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して災害に関する気象予警報等の把握に努める。

(2) 市の災害時における学校教育対策

ア 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・PTAその他協力団体等並びに教育委員・学校教職員と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の 緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設並びに被災者の応急的受け入れ措置に関する協力 ○校内被災箇所・危険箇所の点検・調査並びに当面必要な安全措置の実施（立入禁止措置等） ○所属教職員の安否確認並びに動員の指示 ○「安否不明の教職員」リストの作成 ○「児童・生徒」の安否確認・所在の把握 ○「安否不明の児童・生徒」リストの作成 ○「疎開児童・生徒」リストの作成 ○第一期応急教育対策計画の検討並びに準備 ○災害時学校教育対策推進会議の設置

<p>第一期応急教育対策の実施 (避難所開設後期)</p>	<p>災害発生後 8日目以降 14日目まで</p>	<p>○第一期応急教育対策の実施 ※避難所及び校区内「児童・生徒」の「こころのケア対策」を兼ねて行う。 ○「安否不明の児童・生徒」に関する再調査 ○「疎開児童・生徒」リストの作成 ○被災校舎の補修並びに仮設校舎の建設 ○第二期応急教育対策計画の検討並びに実施体制の確立 ※教材類・要員等の確保 ○第一期応急教育に関する広報活動並びに相談業務 ○災害時学校教育対策推進会議の運営</p>
<p>第二期応急教育対策の実施 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)</p>	<p>災害発生後 15日目以降</p>	<p>○第二期応急教育対策の実施 ※「児童・生徒」の「こころのケア対策」、平常時教育体制への移行を中心として行う。 ○「疎開児童・生徒」のアフターケア ※学校再開の連絡、その他必要な措置 ○被災校舎の建替もしくは耐震補強計画の検討並びに実施 ○第二期応急教育に関する広報活動並びに相談業務 ○災害時学校教育対策推進会議の運営</p>

イ 災害時学校教育対策実施体制

a 災害時学校教育対策推進会議

災対教育部長は、関係各部長、県・国・PTAその他協力団体等、市民並びに教育委員・学校教職員と連携・協力し、災害時における学校教育対策を統一的かつ適切に行うため、災害時学校教育対策推進会議を設置する。なお、推進会議の事務局を災対教育部内に置く。事務局要員は災対教育部及び関係各部職員をもってあてる。

b 役割分担

災害時学校教育対策推進会議を構成する市、関係機関・団体、学校教職員並びに市民の役割はおおむね以下のとおりとする。

- ・ 市・県・国その他関係機関の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
<p>市並びに 市教育委員会</p>	<p>① 「応急教育」実施のための市内学校間応援要員の確保並びに応急教育対策実施計画の作成 ② 被災校舎の安全点検・危険度判定調査の実施 ③ 調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施 ④ 代替校舎の確保、仮設校舎の建設その他応急教育実施のために必要な施設の提供 ⑤ 教科書・学用品の被災児童・生徒への配布 ⑥ 市の所掌する学校納付金の減免等の措置</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ その他応急教育実施のために必要な措置 ⑧ 応急教育に関する広報活動並びに相談業務 ⑨ その他市民との対応 ⑩ 災害時学校教育対策推進会議の運営事務
県	<ul style="list-style-type: none"> ① 「応急教育」実施のための他市町村間応援要員並びに応急教育対策実施計画の作成に関する支援 ② 教科書・学用品の調達・輸送 ③ 被災校舎の安全点検・危険度判定調査実施に関する支援 ④ 「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援 ⑤ 県立学校の授業料の納付期間の延長又は免除 ⑥ その他市が行う「災害時における学校教育対策」に関して必要な支援協力
国・ 防災関係機関・ 協力団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 「応急教育」実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援 ② その他「応急教育」実施のために必要な支援 ③ 「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援 ④ その他市が行う災害時「教育」対策への協力 ⑤ 被災校舎の安全点検・危険度判定調査実施に関する支援

・ 学校並びにPTA等学校関係団体の役割

項 目	役 割 の あ ら ま し
学校教職員	<ul style="list-style-type: none"> ① 「児童・生徒」の安否確認並びに安全確保 ② 発災直後の学校施設被災状況に関する報告 ③ 初期における避難所運営に関する協力 ④ 避難所及び校区における「児童・生徒」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策 ⑤ 疎開先の「児童・生徒」への教育的ケア ⑥ 登・下校路の危険箇所把握並びに必要な措置 ⑦ 応急教育対策計画案の検討並びに実施 ⑧ その他災害時「教育」対策に必要な措置
PTA、学校医 その他 学校関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ① 「児童・生徒」の安否確認並びに安全確保に関する協力 ② 避難所における「応急教育」実施への協力 ③ 避難所・校区における「児童・生徒」の健康維持、「こころのケア」対策に関する協力 ④ 登・下校の安全確保のために必要な協力 ⑤ 市が行う「児童・生徒」向相談業務に関する協力 ⑥ その他市・県が行う災害時「教育」対策への協力

・ 市民の役割

項 目	役 割 の あ ら ま し
地区復興委員会 又は自治会	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における「児童・生徒」の安否確認並びに避難所の運営に関する協力

	② 避難所における「応急教育」対策実施への協力
	③ その他災害時「教育」対策に必要な措置への協力

(3) 災害発生初期の緊急措置

ア 避難所設置に伴う学校としての協力

a 避難所開設に関する協力

学校長もしくは、当日居合せた学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。なお、その後ただちに市本部（災対教育部長）もしくは最寄りの消防署にその旨連絡し、避難所運営担当職員の派遣を求める。

b 避難所運営に関する協力

学校長もしくは当日居合せた学校教職員は、市の避難所運営担当職員もしくはその他の市職員が到着するまでの間、被災者に対し、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い必要な措置を行う。また学校長は、学校教職員を避難所運営に従事協力させる。この場合の従事協力期間は災害発生後1週間をめやすとする。

c その他留意すべき事項

- 学校長もしくは当日居合せた教職員は、被災者に対する応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。

(事例)

- ・ 施錠してある施設について、被災者がガラスを破る等により開場し、すでに体育館等に入ったような場合には、勝手に侵入したことをとがめるのではなく、おだやかな声で「到着が遅れて申し訳ありません。皆様ご無事で何よりでした。学校は皆様の安全を守ることを第一に考えております。こわれたガラスは、このままでは寒いでしょうから応急的に穴をふさいだりする必要があります。のちほど皆様にお手伝いをお願いすることになると思いますが市職員の方共々避難所の運営にあたりますのでよろしくご協力下さい」などという。
- ・ 避難所開設直後については、校内放送の使用を一時控える。少し精神的に落ち着いた状態になってからにするよう配慮する。

- 高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児その他不自由な避難所生活に不適當な市民の所在を最優先で把握し、速やかに「スペース」の確保、福祉避難所への移送その他必要な措置を講ずることができるよう努める。

- 避難所運営は、学校教職員・市職員だけでは困難であることを念頭に置き、あらゆる局面で自主防災組織、PTAその他被災した市民の協力を引き出すようにし、「被災者はお世話されるだけの人」、「市職員、学校教職員及びボランティアはお世話する人」といった関係を作らないよう努める。一次避難所においては、現地連絡所副所長である自治会連合会長、教頭を交え協力し合い、このような関係を作らないよう努める。

イ 学校施設の被災状況の把握等

a 学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等

学校長もしくは、当日居合せた学校教職員は、災害発生によりその必要があると認めた場合は、ただちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。

学校長は、設備の被害状況とあわせて、市本部（災対教育部長）もしくは最寄りの消防署に報告し、修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。

b 市災対都市建設部による安全点検の実施

災対都市建設部長は、災害発生によりその必要があると認めた場合は、関係各部、県・国等関係機関、市建築工業協同組合・建築士会各務原支部その他協力団体等と連携・協力して、市内学校施設の安全点検を実施する。

ウ 児童・生徒・教職員の安全確保もしくは安否の確認等

学校長は、児童・生徒・教職員の在校時間中に地震その他の災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童・生徒・教職員の安否を確認、把握する。また状況によりあらかじめ定める各学校防災計画にしたがいその安全確保に努めるとともに、市本部（災対教育部長）もしくは最寄りの消防署に対しその旨を連絡する。

通学路の安全が確認された場合は、災対教育部長と連絡の上、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。また災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。この場合、災対教育部長にあらためて、その旨報告する。

また災対教育部長は、児童・生徒・教職員の安否の確認について、各学校長、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 安否及び所在地の確認

・ 主な確認ルート

- 学校（教職員）の調査に基づく報告
- 災対教育部特別調査班の現認に基づく報告
- P T A ・ 自主防災組織その他による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

・ 「安否不明リスト」作成上の留意点

- 学校単位
- 必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
※保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障がいの有無等

b 「疎開児童・生徒」リストの作成

学校長は、保護者からの届出、学校教職員による「地域訪問」等により把握した限りにおける「疎開児童・生徒」リストを作成する。これにより「疎開先」に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。なお災対教育部長は、必要に応じて学校長に対し「疎開児童・生徒」リストの作成並びに提出を求める。

c 通学路の安全確保

児童・生徒の安全な登下校を確保するため、必要に応じて臨時通学路の指定、P T A 等

の協力による通学安全指導要員の配置指導を行う。

(4) 文教施設の応急対策

学校等の文教施設の災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによる。

ア 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するための確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとる。

イ 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。

ウ 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全の万全を期する。

(5) 教育活動の早期再開

市教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

ア 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- a 被害箇所及び危険箇所の応急修理
- b 公立学校の相互利用
- c 仮設校舎の設置
- d 公共施設の利用
- e 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置の実施

エ 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

(6) 教員の確保

市教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難なときは、合併授業等必要な措置をとる。

(7) 児童生徒等に対する援助

ア 学用品の給与等

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。調査の結果、学用品の確保が困難な場合に給与するため、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

イ 就学援助

市は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

ウ 授業料の減免又は猶予

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、授業料の減免又は猶予するための必要な措置をとる。

エ 育英資金の特別貸付

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとる。

オ 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努め、給食物資の確保について、必要な措置をとる。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあっては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努める。

カ 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあっては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、県、市、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、本章第25節「防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

キ 転出、転入の手続

市教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

ク 心の健康管理

市教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

(8) 市の応急教育

ア 第一期応急教育対策計画の検討並びに準備

各学校長は、災対教育部長と協議の上、災害発生後8日目開始をめやすとして、避難所開設期間中の「児童・生徒のこころのケア」と「教育的ケア」対策としての「第一期応急教育」をおおむね以下のとおり行うよう検討し準備する。

a 措置のあらまし

- ① 校庭もしくは未使用の教室その他避難所内の適当なスペースを確保し行う。
- ② 教材の有無にこだわることなく、また屋外内にこだわることなく行う。
- ③ 時間枠は、午前中もしくは午後の数時間とする。
- ④ その他全体として、災害遭遇後の混乱した「児童・生徒及び教職員自身のこころのケア」と避難所として使用されるために混乱を余儀なくされた「学校における生活秩序」を徐々に回復し、第二期応急教育対策にスムーズに移行させることにポイントをおく。

b その他留意事項

- ① 避難所に入所する被災者・家族に対する事前、事後の「広報活動」を十分に行う。
- ※「広報かかみがはら」紙面や各避難所作成の掲示・ビラ等による事前・事後の広報活動に加え、応急教育実施予定スペース付近周辺の入所者や被災者との「よい相互関係を保つための活動」全般を総称する。
- ② 「こころのケア」対策に関する、専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。

イ 第一期応急教育対策の実施

災害発生後8日目開始をめやすとして、避難所内もしくは学校長が適当と認める場所において、第一期応急教育を実施する。対象は、避難所及び校区内の「児童・生徒」とする。

ウ 第二期応急教育対策計画の検討並びに準備

避難所が閉鎖される15日目開始を目安として、災対教育部長は、避難所開設期間中に必要な措置として、関係各部、各防災関係機関・団体等並びに各学校長の協力を得て、第二期応急教育対策計画の検討並びに準備をおおむね以下のとおり行う。なお「児童・生徒のこころのケア対策」を適切に行えるよう、市医師会、県（子ども相談センター）その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。

a 施設の確保

災対教育部長は、学校施設の被害状況並びに避難所の現状等に関する調査をふまえ、学校長と連絡の上、おおむね次のとおり応急教育実施のための場所を確保する。

災害の程度	応急教育実施のための場所（予定）
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	① 軽被害の教室、特別教室、和室等 ② 屋内体育館 ③ 二部授業を実施する
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	① 近隣の集会施設等の公共施設 ② 軽被害の近隣学校の校舎 ③ 応急仮設校舎の設置

b 応急教育対策実施要員の確保

学校長は、出勤可能な職員の人数に基づき、被災した教職員の補充もしくは交代要員の科目別必要数を算定し、災対教育部長に必要な措置を講ずるよう要請する。

災対教育部長は、災害状況に対応して学校間における教職員の応援、県への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成を行うなど速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努める。

c 教科書・学用品の調達

災対教育部長は、第二期応急教育対策実施のために必要と認める場合は、教科書・学用品を調達し、必要な児童・生徒に支給する。なお、以下には、災害救助法の適用された場合の県地域防災計画に定める取り扱いについて示す。

・ 給付の対象

住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障ある小学校児童及び中学校

生徒に対し被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。災対教育部長は、必要数を調査し、県支部経由で県本部に報告する。

・ 給付の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、その他については15日以内と定められている。ただし交通・通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県（知事）が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

・ 給付の方法

学用品は、原則として県（知事）が一括購入し、市が教育委員会及び各学校長の協力のもとに、児童・生徒に対する配分を行う。なお学用品の給与を迅速に行うために県（知事）が職権を委任し、市が調達から配分までの業務を行うこともある。

・ 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

d その他留意すべき事項

・ 保護者等への連絡

第二期応急教育対策実施計画が確定した場合は、速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。あわせて第二期応急教育対策が適切に行われるよう必要な協力を要請する。

・ 疎開児童・生徒への連絡

疎開児童・生徒及び保護者への連絡については、学校長が行う。

・ 授業料の免除等

災害救助法が適用された場合、県立学校の生徒・学生の被災の程度に応じて授業料の納付期間の延長又は免除が講ぜられる。小学校・中学校の学校納付金等の減免の措置については、県に準じた措置を講ずる。

エ 第二期応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、そのつど状況に応じて、学校長が災対教育部長と協議し決定するが、初期においては、おおむね以下のとおり行う。

a 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
① 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ② 衣類、寝具の衛生指導 ③ 住居、トイレ等の衛生指導 ④ 入浴その他身体の衛生指導	① 自分自身や自分を取り巻く周囲に対する信頼感の回復を図る。 ② 災害時の困難な場面に対応するための具体的な技術の習得を図る。 例えば、食事の作り方、安全な登下校の仕方、またトイレの掃除、壁新聞の作成等具体的にできる仕事をさせることを通じて、事態の認識と復興の意欲を増すよう促す。 ③ 児童・生徒相互の助け合いと協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

b 学習に対する教育内容

- ア 容易に入手できるものを教材、資料とする。(例えば、新聞・ラジオ等)
- イ 災害に関する自然科学的・社会科学的知識の習得を図る。
- ウ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育・理科・衛生等をカリキュラムのひとつとする。
- エ 教科書の給付が可能になった時点で、平常時教育計画への移行を行う。

オ 児童・生徒の「こころのケア」対策

1995年阪神・淡路大震災後、「こころのケア」対策の必要性が指摘されるようになった。

児童・生徒の「こころ」にも傷が残る。災対教育部長は、関係各部長、県（子ども相談センター）その他関係機関、市医師会等協力団体、その他専門家並びに各学校長と連携・協力して、学校における児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

カ 避難所運営に関する協力

学校長は、避難所開設期間中において、災対教育部長が必要と認める場合は、学校運営に支障のない限りにおいて、避難所の運営に協力する。(3)「災害発生初期の緊急措置」を準用する。

(9) 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の管理者がそれぞれの責任の範囲において実施する。なお、私立学校の管理者は、公費負担等と関係のある事項については、次に定めるところによるものとする。

ア 被害状況の調査

学校施設の被害があったときは、速やかにその状況を調査し、県に報告する。

イ 被災児童生徒等の調査

児童生徒等及び教職員等の属する世帯の住家の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

ウ 被災生徒に対する育英補助及び授業料軽減補助

県から通知があったときは、育英補助及び授業料軽減補助を希望する被災生徒に対して周知徹底を図る。

(10) その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

1 方針

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

避難収容班	消防予防班	消防署班
消防総務班	救急指令班	消防団班

3 実施内容

(1) 被害報告

災対教育部長は、大規模な災害が市域に発生した場合は、部内に「文化財被害調査等担当班」を編成し、その後の情報の収集・とりまとめ等にあたらせる。また、文化財施設の保護について、施設管理者及び関係機関は、次のような災害応急措置を講ずる。

ア 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに被災の防止又は被害の拡大防止に努める。

イ 消防署等関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講ずる。

ウ 文化財に被害が発生した場合は、所有者又は管理者は県指定の文化財にあつては、県教育委員会、国指定の文化財にあつては、県教育委員会を通じて文化庁へ報告しなければならない。

(2) 公民館その他社会教育施設の対策

市は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

(3) 文化財の対策

市は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第34節 災害警備活動

基本的 考え方	<p>大規模な災害発生時には、広範囲にわたり建物の倒壊や死傷者が発生することが想定され、警察機関の要員は、交通規制や倒壊現場における救出救助活動で手一杯になるものと思われる。そのため、警察機関が平常時において行う秩序の維持のための活動については、十分な要員をあてることができず一時的な無秩序状態に陥ることが懸念される。</p> <p>したがって、災害発生後に懸念される「窃盗」「放火」その他の犯罪を防止するためには、平常時のそれに増して、市民・事業所の協力はもとより県並びに国・他都道府県の大きな役割分担なしには、「当面必要な措置」さえ迅速かつ適切な対応はとれないといえる。そのため、災害時の防犯対策活動は、市、市内の事業所・団体及び市民の総力を結集した体制を確立した上で、県・国・その他広域的な団体の全面的な協力を得て行う。</p>
------------	---

「防犯対策」の実施にあたっては、以下の3点を基本指針とする。

<p>① 各務原警察署長は、被災地における凶悪犯罪や集団窃盗事件等の犯罪の発生を未然に防止し、人身の安定を図るため、情報収集、視察内偵、指導取締り、検挙活動等を実施する。</p> <p>② 各務原警察署長は、警備対策の実施にあたって、広域的な応援部隊の出動を確保するとともに、各協力団体・警備保障業者等関係団体並びに市・自治会等の全面的な協力を求める。</p> <p>③ 市並びに市民・自治会・防犯協会・事業所は、警察署の行う「被災地内の安全確保」のための対策の実施に対し最大限協力する。</p>
--

1 方針

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努める。

2 実施担当班

本部班	消防総務班	消防署班
秘書広報班	消防予防班	消防団班
庶務班	救急指令班	

3 実施内容

(1) 災害発生時における措置

災害及び突発重大事案が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災関係機関と緊密な連携をとり、おおむね次に掲げる対策を講ずる。

- ア 早期警備体制の確立
 - イ 多様な手段による各種情報の収集・伝達
 - ウ 被害実態の早期把握
 - エ 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
 - オ 行方不明者の調査
 - カ 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
 - キ 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
 - ク 住民等による地域安全活動への指導、連携
 - ケ 自主防災組織など、コミュニティにおける活動との連携を強化
 - コ 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
 - サ 不法事案等の予防及び取締り
 - シ 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化
 - ス 避難路及び緊急交通路の確保
 - セ 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
 - ソ 広報活動
 - タ 死体の見分、検視等
 - チ 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力
- (2) 警備対策の具体的な運用

県警察の警備対策の具体的な運用については、岐阜県警察警備実施規程、岐阜県警察風水害等警備実施計画及び突発重大事案警備実施計画によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をとり対策を講ずるものとする。

(3) 警察の任務

ア 犯罪の予防検挙

a 犯罪情報の収集

各務原警察署長は、犯罪に係る情報を収集・分析する。

収 集 す べ き 情 報
① 各種犯罪の発生状況及び拡大予想
② 犯罪を誘発し、又は犯罪に移行するおそれのある事象
③ 繁華街、駅その他要情報収集場所の動向
④ 人心の不安に乗じて発生する悪徳商法等生活経済事犯
⑤ 暴力団等の動向
⑥ 警戒区域、無人化地域及び避難所の治安状況
⑦ 一時解放被留置者の動向
⑧ 援助物資をねらった犯罪
⑨ その他参考事項

b 地域警察活動の強化

各務原警察署長は、被災地、避難場所、犯罪の多発地域、警戒対象の多い地域その他の警備上の重点地域に対し、必要により臨時交番の設置、集団警ら等を行い、地域警察活動を強化する。

c 地域住民等に対する「ボランティア防犯パトロール」等の編成要領及び指導

各務原警察署長は、自治会、防犯協会等に対して「ボランティア防犯パトロール」等の編成を要請し、地域の安全活動及び警戒活動にあたらせる。

ボランティア防犯パトロールの任務
① 火災及び盗難の予防
② 被災者の救出
③ 防災関係機関の行う諸活動への協力
④ 情報等の伝達

d 警備業者の協力要請

各務原警察署長は、地域安全活動に必要があると認められる場合は、警備保障業者に協力を要請する。

e 応援要請

各務原警察署長は、二次災害の発生、犯罪の多発、集団的不法事件の発生等が予想される場合は、県警察本部長に対して応援部隊の派遣要請を行うものとする。

イ 保安活動

各務原警察署長は、銃砲刀剣類による危害防止、危険物等による被害の拡大防止及び二次災害の防止を図るため、次の対策をとる。

a 銃砲刀剣類対策

各務原警察署長は、銃砲刀剣類取締法第26条第1項に基づく県公安委員会による銃砲刀剣類の緊急措置の告示が出される以前は、許可又は登録を受けた銃砲刀剣類を所持している者に対しては、盗難等の防止を図るため警察署に一時預けるように指導し、銃砲刀剣類の製造・販売業者に対して、盗難等の防止について指導する。また、緊急措置が告示された場合は、その告示の内容に従って、銃砲刀剣類の所持者に提出を命じ、提出された銃砲刀剣類を仮領置するなどの措置をとる。

b 危険物等対策

各務原警察署長は、危険物等からの被害防止及び被害の拡大防止を図るため、以下のこと等を行う。

危険物等対策のあらまし
ア 警備要員の派遣による被害調査
イ 被害の発生防止及び被害の拡大防止のための管理者対策
ウ 警戒区域（警戒線）の設定
エ 負傷者に対する救出活動
オ 避難措置
危険物等対策の対象
◎ 石油類、高圧ガス類、火薬類、毒物・劇物類、流出油・流木、放射性物質等の製造又は保管のために使用する施設及び核物質・危険物等の輸送等の車両

ウ 市の任務

a 災対市長公室

各部、協力団体並びに自治会、自主防災組織等の住民団体に対し、避難所及び被災地における「安全確保」のための活動への協力を要請する。あわせて調整を行う。

b 災対都市建設部

- ・ 被災した防犯灯、街路灯の調査を行うとともに、各道路管理者・関係機関等と連携・協力して復旧・設置等の必要な措置を講ずる。
 - ・ その他防犯活動に必要な協力を行う。
- c 災対消防部
- ・ 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、必要な活動に協力従事する。
 - ・ 夜間においては、警察署・消防署・消防団員・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。
- d その他関係各部
- 各部は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。
- エ 市民・事業所の果たすべき役割
- 市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救助・救出部隊に協力し救出活動に参加する。また市・警察署・消防署等防災関係機関から要請された場合は、被災地における安全確保のために必要な協力を最大限行う。

第35節 航空災害対策

基本的 考え方	航空機の墜落炎上等による災害から被災者及び地域住民を守るため、早期に初動体制を確立し、防災関係機関との密接な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し被害の軽減を図る。
------------	--

1 方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	救急指令班
秘書広報班	消防総務班	消防署班
庶務班	消防予防班	消防団班

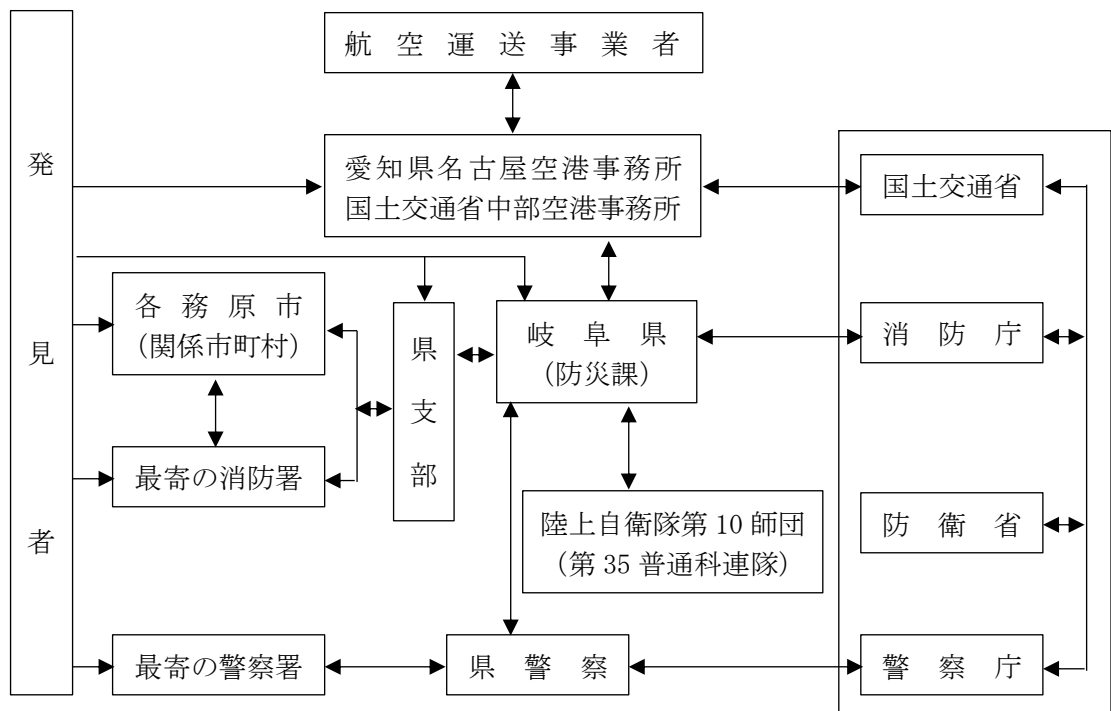
3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

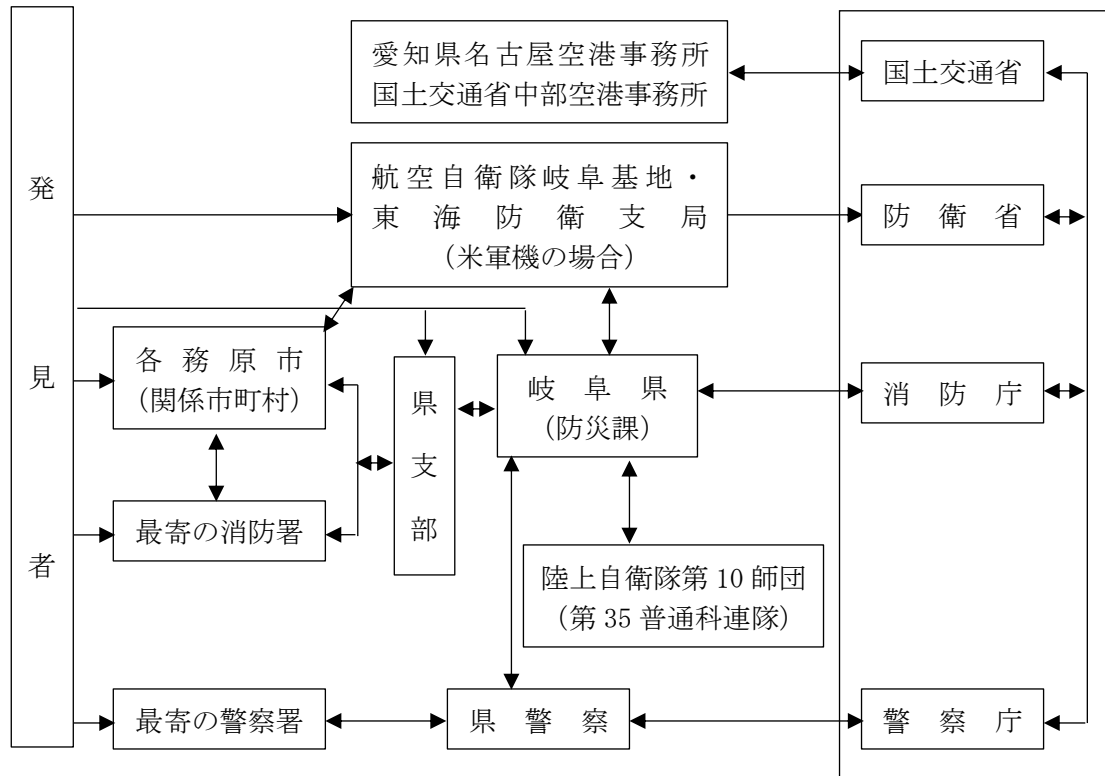
ア 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

① 民間航空機の場合



② 自衛隊機・米軍機の場合



イ 応急対策活動情報の連絡

- a 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡する。
- b 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に密接な情報交換を行う。

ウ 通信手段の確保

- a 市、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- b 電気通信事業者は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

ア 市及び県の活動体制

市及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 災害対策本部の設置

市は、収集された情報により大規模な災害が発生していると認められたときは、災害対策本部、現地災害対策本部を設置する。

ウ 自衛隊の災害派遣

市長は、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

※ 航空事故に伴う災害発生時の連絡調整に関する協定書 (資料編資料 30-2)

(3) 救助・救急、医療、消火活動

ア 消火救難及び救助・救急、消火活動

a 市及び県による救助・救急活動

市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の機関、「災害応援に関する協定書」(9県1市応援協定)及び「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」等により他の都道府県等に応援を要請する。

b 消防機関による消火活動

- ・ 消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- ・ 他の市町村で災害が発生した場合、市は、発災現場の市町村からの要請又は「岐阜県広域消防相互応援協定」等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めなければならない。

c 資機材等の調達等

県及び市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救援活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

- ※ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書 (資料編資料 18-4)
- ※ 消防応援協定(一覧) (資料編資料 26)
- ※ 岐阜県広域消防相互応援協 (資料編資料 27-1)
- ※ 岐阜県緊急援助隊受援計画 (資料編資料 27-2)
- ※ 航空自衛隊岐阜基地と各務原市との間における消防相互応援協定書 (資料編資料 30)

イ 医療活動

a 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

b 市及び県は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、県は、「災害救助法による救助委託協定書」及び「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、日本赤十字社岐阜県支部及び各務原市医師会等に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行う。

- ※ 災害時の医療救護に関する協定書 (資料編資料 18-8)

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

イ 交通の確保

交通規制にあたっては、警察署等と密接な連絡をとる。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動

ア 被災者の家族等への情報伝達活動

a 航空運送事業者、市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に

提供する。

- b 航空運送事業者、市、県及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。
- c 情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、市民から安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという要請に応えるため、的確な情報を提供できるよう努める。

第36節 鉄道災害対策

基本的考え方	<p>鉄道における列車の衝突などによる災害から被災者及び地域住民を守るため、早期に初動体制を確立し、防災関係機関との密接な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し被害の軽減を図る。</p>
--------	---

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等の大規模な鉄道事故による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	救急指令班
秘書広報班	消防総務班	消防署班
庶務班	消防予防班	消防団班

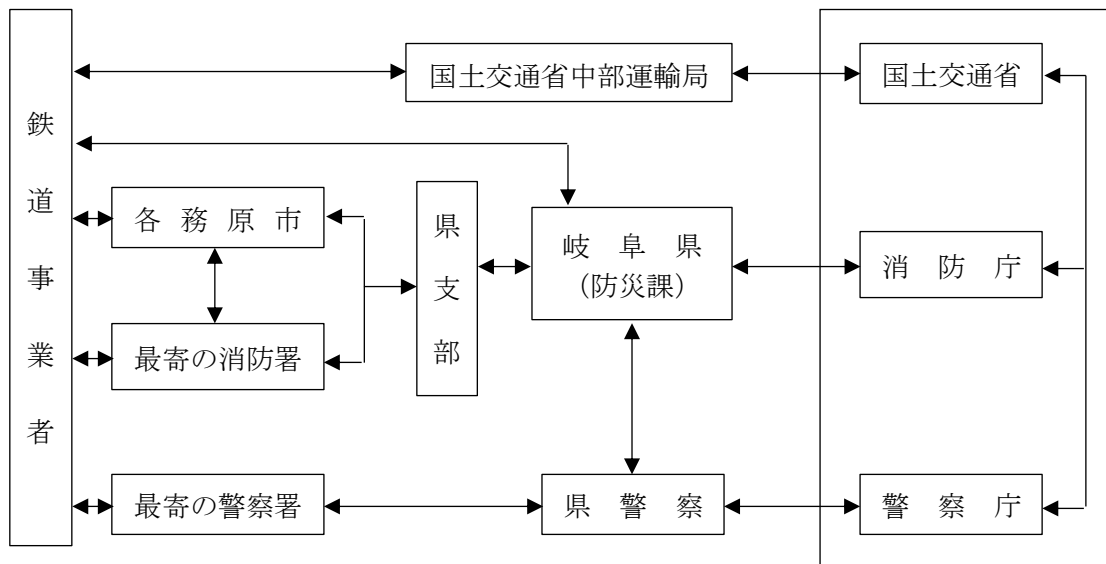
3 実施内容

(1) 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

ア 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

なお、市、県、警察署等が情報収集するにあたっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努める。



イ 応急対策活動情報の連絡

- a 鉄道事業者は、国土交通省、県、市等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- b 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡する。
- c 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に密接な情報交換を行う。

ウ 通信手段の確保

- a 市、県、鉄道事業者及びその他防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- b 電気通信事業者は、災害時における県、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

ア 鉄道事業者の活動体制

- a 鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等必要な措置を講ずる。
- b 鉄道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

イ 県及び市の活動体制

県及び市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

ウ その他防災関係機関の活動体制

- a 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。
- b 防災関係機関は、市等関係機関との間において密接な連携の確保に努める。

エ 広域的な応援体制

- a 市は、災害の規模に応じ、「災害時相互応援に関する協定」に基づき、県及び他の市町村に応援を要請する。
- b 市は、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動等

ア 救助・救急活動

- a 鉄道事業者、防災関係機関による救助・救急活動
 - ・ 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
 - ・ 市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関及び「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の市町村に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救援活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

- ※ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書 (資料編資料 18-4)
- ※ 消防応援協定 (一覧) (資料編資料 26)
- ※ 岐阜県広域消防相互応援協定書 (資料編資料 27-1)
- ※ 岐阜県近畿裕援助隊受援計画 (資料編資料 27-2)
- ※ 航空自衛隊岐阜基地と各務原市との間における消防相互応援協定書(資料編資料 30)

ウ 医療活動関係

- a 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。
- b 市及び県は、公的医療機関、民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに必要に応じて、日本赤十字社岐阜県支部及び各務原市医師会等に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行う。

※ 災害時の医療救護に関する協定書 (資料編資料 18-8)

エ 消防機関による消火活動

- a 鉄道事業者は、事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- b 市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

イ 交通の確保

- a 警察署等は、現場の警察官、関係機関からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- b 交通規制を行う際は、警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(5) 被災者の家族等への的確な情報伝達活動

ア 被災者の家族等への情報伝達活動

- a 市、県、鉄道事業者及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- b 市、県、鉄道事業者及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

(6) 再発防止対策の実施

鉄道事業者は、鉄道災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、市、県、県警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。なお、事故災害の原因が判明した場合には、個々の事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第37節 道路災害対策

基本的考え方	トンネル、橋りょう等の道路構造物の被災等大規模な災害から被災者及び地域住民を守るため、早期に初動体制を確立し、防災関係機関との密接な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し被害の軽減を図る。
--------	--

1 方針

トンネル、橋りょう等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

本部班	土木第一班	救急指令班
秘書広報班	土木第二班	消防署班
庶務班	消防総務班	消防団班
医療対策班	消防予防班	

3 実施内容

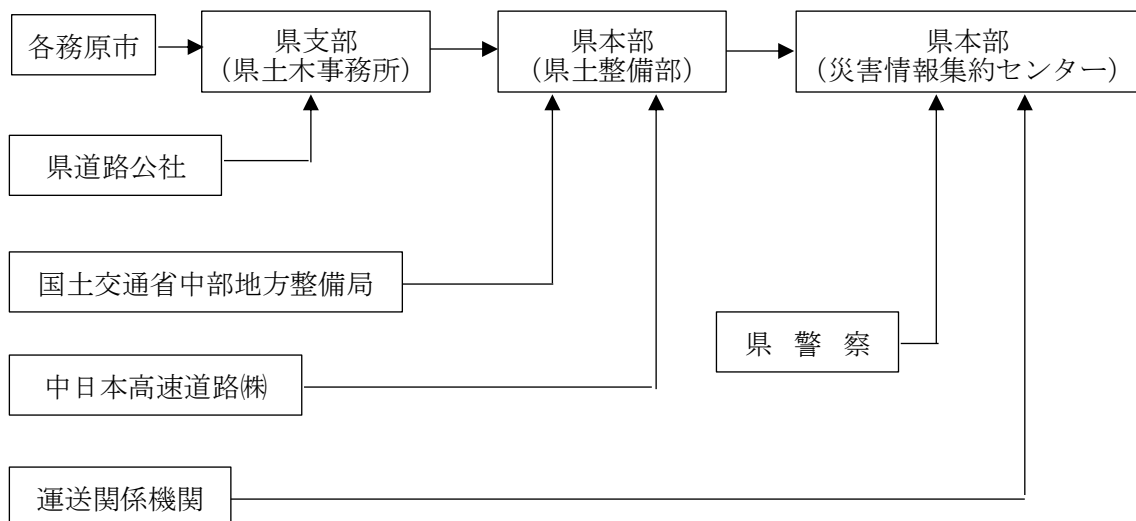
(1) 災害情報の収集・連絡及び通信の確保

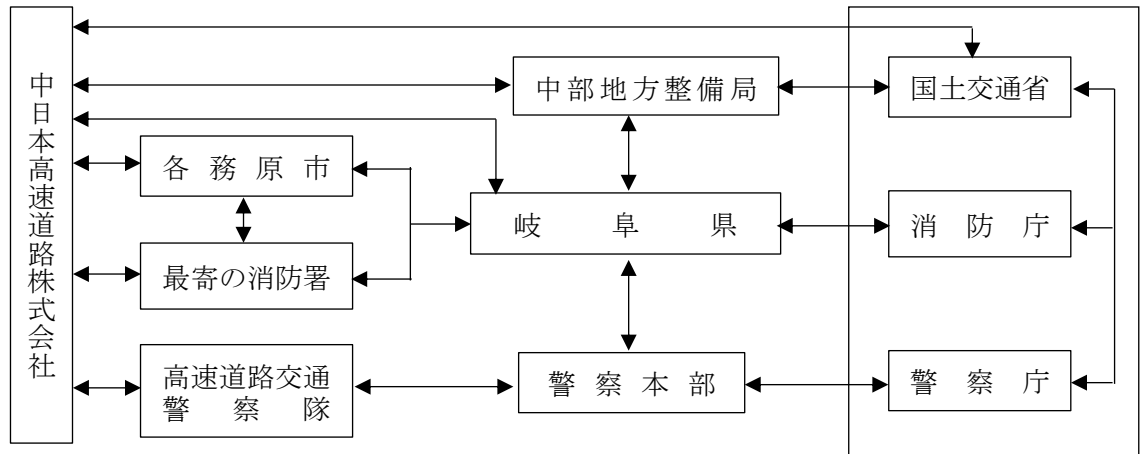
ア 災害発生時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

なお、市、県、警察署等が情報収集するにあたっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努める。

a 国の管理する道路





イ 応急対策活動情報の連絡

- a 道路管理者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- b 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡する。
- c 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に密接な情報交換を行う。

ウ 通信手段の確保

- a 市、県、及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- b 電気通信事業者は、災害時における県、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

ア 道路管理者の活動体制

- a 道路管理者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のため、必要な措置を講ずる。
- b 道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

イ 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

ウ その他防災関係機関の活動体制

- a 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。
- b 防災関係機関は、市等関係機関との間において密接な連携の確保に努める。

エ 広域的な応援体制

- a 市は、災害の規模に応じ、「災害時相互応援に関する協定」等に基づき、応援を要請する。
- b 市は、独自では十分な応急活動が実施できない場合は、県に応援を要請する。
- c 市は、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動等

ア 道路管理者等、防災関係機関による救助・救急活動

a 道路管理者等、防災関係機関による救助・救急活動

- ・ 道路管理者は、市、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- ・ 市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関及び「岐阜県市町村災害時応援協定」等により他の市町村に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救援活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

※ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書 (資料編資料 18-4)

※ 消防応援協定 (一覧) (資料編資料 26)

※ 岐阜県広域消防相互応援協定書 (資料編資料 27-1)

※ 岐阜県緊急援助隊受援計画 (資料編資料 27-2)

ウ 医療活動関係

- a 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。
- b 市及び県は、公的医療機関、民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、日本赤十字社岐阜県支部及び各務原市医師会等に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行う。

※ 災害時の医療救護に関する協定書 (資料編資料 18-8)

エ 消火活動関係

- a 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。
- b 市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

イ 交通の確保

- a 警察署等は、現場の警察官、関係機関からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- b 警察署等は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。
- c 交通規制を行う際は、警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(5) 危険物の漏洩流出等に対する応急対策

ア 道路管理者による防除活動

道路管理者は、危険物等の漏洩流出等が認められたときは関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

イ 市及び警察署による防除活動

市及び警察署等は、危険物の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(6) 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

ア 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- a 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
- b 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- c 警察署等は、災害により破損した交通安全施設の早期普及を図るため、必要な措置を講ずる。
- d 警察署等は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずる。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動

ア 被災者の家族等への情報の伝達活動

- a 市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- b 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

(8) 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第38節 放射性物質災害対策

基本的 考 え 方	<p>近県の原子力事業所において異常な事象が発生した場合に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。</p> <p>最寄りの原子力事業所から最短距離で約80kmの位置にある本市は、原子力規制委員会の定める原子力災害対策指針にある「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」の区域外であるが、県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果」により、最寄りの原子力事業所の位置において東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出があった場合、気象条件によっては放射性物質による影響の可能性があると示された。</p> <p>このシミュレーション結果を踏まえ、県地域防災計画において本市は「原子力災害対策強化地域」に位置づけられた。これに基づき、県として必要な対策を基本として本市に必要な対策を進める。</p>
--------------------	---

1 方針

放射性物質の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施する。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	救急指令班
秘書広報班	消防総務班	消防署班
庶務班	消防予防班	

3 実施内容

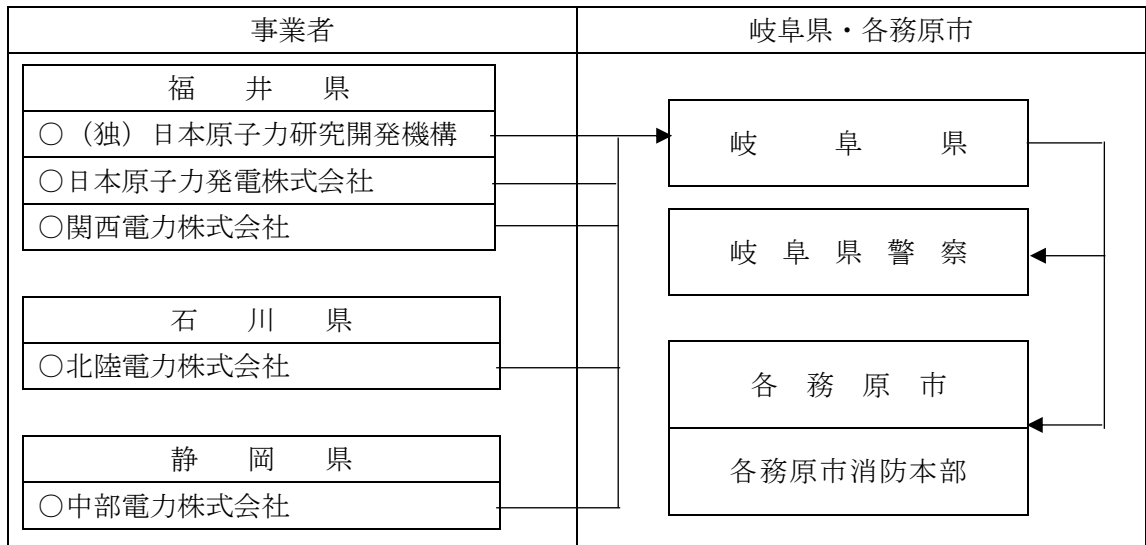
(1) 県外原子力災害の情報伝達

ア 災害情報の収集、連絡

原子力事業者は、近県に設置した原子力事業所において異常な事象が発生した場合は、岐阜県との交換文書「原子力発電に係る安全確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」に基づき、速やかに異常な事象が発生した旨を県に通報し、その着信を確認する。また、上記原子力事業所のうち、県境から30km内に位置する原子力発電所については、原子力災害対策特別措置法第10条に規定する事象が発生した場合は、同法の規定に基づき速やかに当該事象が発生した旨を県に通報しなければならない。

県は、上記の場合において、関係省庁、関係県等からの情報収集を行うとともに、「活動体制の確立」に関する基準に該当する場合には、収集した情報を本市等関係機関に通知する。

イ 情報伝達系統図



ウ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、県、市等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

エ 通信手段の確保

放射性物質貯蔵・取扱事業者、市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、本章第7節「通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 岐阜県災害対策本部の設置

岐阜県は、次の場合に、県災害対策本部を設置する。

- a 県の地域の一部が原子力災害対策特別措置法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。
- b 県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、近県に所在する原子力事業所において原子力緊急事態（原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定される事態）が発生した場合。
- c 県知事が必要と認めたとき。

イ 広域的な応援体制

県は、被災市町村独自では十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定等により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。

ウ 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(3) 災害の拡大防止活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、放射性物質による災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

市及び県は、放射性物質による災害時に放射性物質の漏洩防止、環境モニタリングをはじめ、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

(4) 県外原子力災害の発生に伴う応急活動

ア 緊急時モニタリングの実施

県は市と連携し、原子力事業者から原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定による特定事象の通報があった段階で、緊急時モニタリングを開始する。

この緊急時モニタリングは、第一段階モニタリングとして、県内への影響の全体像を把握するため、あらかじめ定めたモニタリングルートによる県全域の速やかなモニタリングを実施する。

また、その結果を基に、モニタリング地点・ルートの見直しを行い、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域で重点的な第二段階モニタリングを行う。

イ 屋内退避

屋内退避は市民が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は事態の進展等に応じて行う必要がある。

県は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定による特定事象の通報の後、県災害対策本部において、気象条件、事故状況、モニタリング結果等を踏まえ、市の意見を聞いた上で屋内退避の実施について総合的に判断する。

市は、判断の結果、県より屋内退避の勧告又は指示があった場合、市民に対してその旨を勧告又は指示を行う。

ウ 飲料水、飲食物の摂取制限等

県は、緊急時モニタリングの結果、飲料水の汚染度が別に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導等に基づき、飲料水及び飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限を行う。

市及び県は、飲料水等の摂取制限を実施したときに各家庭における備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、本章第17節「給水活動」等に基づき、関係市民への応急措置を講じるものとする。

(5) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、放射性物質による災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、本章第11節「消防・救急・救助活動」、本章第23節「救助活動」による。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、各務原市医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、本章 第22節「医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

エ 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(6) 放射性物質の漏洩に対する応急対策

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、直ちに防除措置を講ずる。防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

消防機関及び県警察は、直ちに避難誘導活動を行う。

市及び県は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、放射性物質の処理等必要な措置を講ずる。

(7) 放射性物質による環境汚染への対処

平成23年3月の福島第一原発事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処については、同年8月に成立した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）に基づき進められており、その基本方針において「環境汚染への対処に関して、国の責任において対策を講ずるとともに、地方公共団体は、当該地域の自然的社会条件に応じて国の施策に協力するものとする」とされている。

市及び県は、同法を踏まえ、原子力災害が発生した場合、国、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境の汚染への対処について、必要な措置を行う。

(8) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

市は、国及び県から安定ヨウ素剤の配布、服用指示が出された場合には、安定ヨウ素剤の配布、服用場所となり得る公共施設等の場所、面積、収容人数及び設備状況（トイレ・通信設備等）を調査し、医療従事者の派遣等に係る県と調整を行い、安定ヨウ素剤の配布、服用場所を選定する。

当該場所において安定ヨウ素剤の配布、服用が速やかに行えるよう、県と当該場所及び安定ヨウ素剤の配布対象人数等の情報を迅速かつ緊密に共有するとともに、当該場所を開設し市民

受付等県の活動に協力する。

(9) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

市は、放射性物質による災害により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 避難所

市は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。

なお、詳細については、本章第15節「避難対策」による。

ウ 要配慮者対策の実施

地域住民（自主防災組織、民生委員児童委員等）は、屋内待避等を行う場合、地域の要配慮者の待避誘導等について地域ぐるみで協力支援する。

市、県は、通常の音声や言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、必要に応じてその情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣する。

(10) 被災者等への的確な情報伝達活動

災害情報等の提供は、本章第10節「災害広報」等に基づき実施する。

放射性物質貯蔵・取扱事業者、市、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、放射性物質災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。また、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、広報、情報提供にあたっては、分かりやすい表現を用いるよう努める。

(11) 相談活動の実施

市及び県は、災害発生直後から寄せられる原子力災害等に関する多様な照会や相談に対応するため、災害関連総合相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと効果的な情報提供、相談業務等を行う。

第39節 危険物等災害対策

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

本部班	救急指令班	消防団班
消防予防班	消防署班	

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害情報の収集、連絡

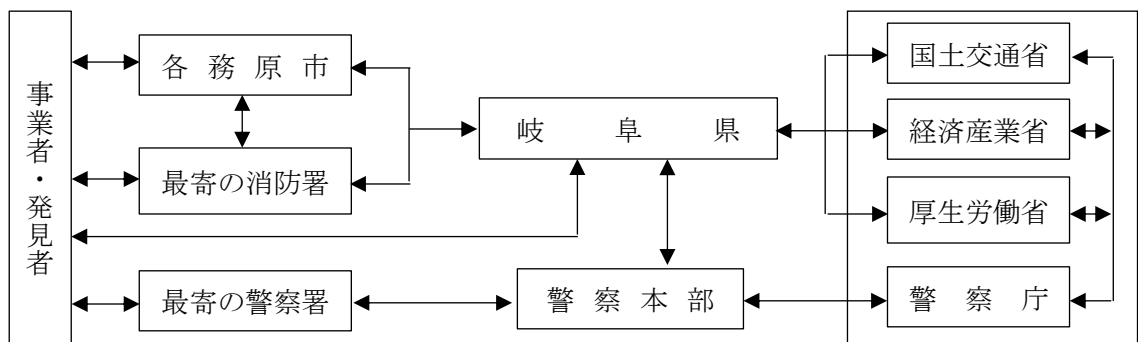
危険物等関係事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市等へ連絡する。

市は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、市等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



〔 ①危険物、②高圧ガス、火薬類、③毒物劇物による災害時
②③の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。 〕

ウ 応急対策活動情報の連絡

危険物等関係事業者は、県及び市に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

エ 通信手段の確保

危険物等関係事業者、県、市及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に

行う。

なお、詳細については、本章第7節「通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 危険物等関係事業者の活動体制

危険物等関係事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 市及び県の活動体制

市及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

エ 広域的な応援体制

危険物等関係事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等関係事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等関係事業者に応援を要請する。

県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

県知事は、危険物等災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

カ 防災業務関係者の安全確保

県、市等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。

(3) 災害の拡大防止活動

危険物等関係事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずる。

市及び県は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

(4) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

危険物等関係事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消

防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、本章第11節「消防・救急・救助活動」、本章第23節「救助活動」による。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、本章第22節「医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

エ 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(5) 危険物等の漏洩流出に対する応急対策

危険物等関係事業者等は、直ちに防除措置を講ずる。

消防機関及び県警察は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

市及び県は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し迅速に対応する。

防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

ア 石油類等危険物保管施設の応急対策

a 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を行う。

b 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動及び、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置等の応急対策を行う。

c 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動の実施。

イ 火薬類保管施設の応急対策

火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所有者（占有者）に対し、施設が災害の発生により危険な状態であることを通告し、適切な措置を行うよう命令し、防災活動を推進する。

ウ 高圧ガス保管施設の応急対策

a ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。

- b 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- c 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する応急対策は、震災消防活動に基づいて対処する。

エ 毒物・劇物取扱施設の応急対策

- a 有毒物質等の拡散が急速で人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
- b 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

オ 危険物等輸送車両の応急対策

- a 高圧ガス等輸送車両の応急対策
 - ・危険物等の輸送の安全化のための予防計画に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
 - ・災害応急対策は、震災消防活動により対処する。

カ 道路管理者による防除活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときは関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

キ 市及び警察署による防除活動

市及び警察署等は、危険物の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(6) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

市は、危険物等災害により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 避難所

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、本章第15節「避難対策」による。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等取扱事業者、市、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

第40節 林野火災対策

1 方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

本部班	消防総務班	消防署班
秘書広報班	消防予防班	消防団班
農政班	救急指令班	

3 実施内容

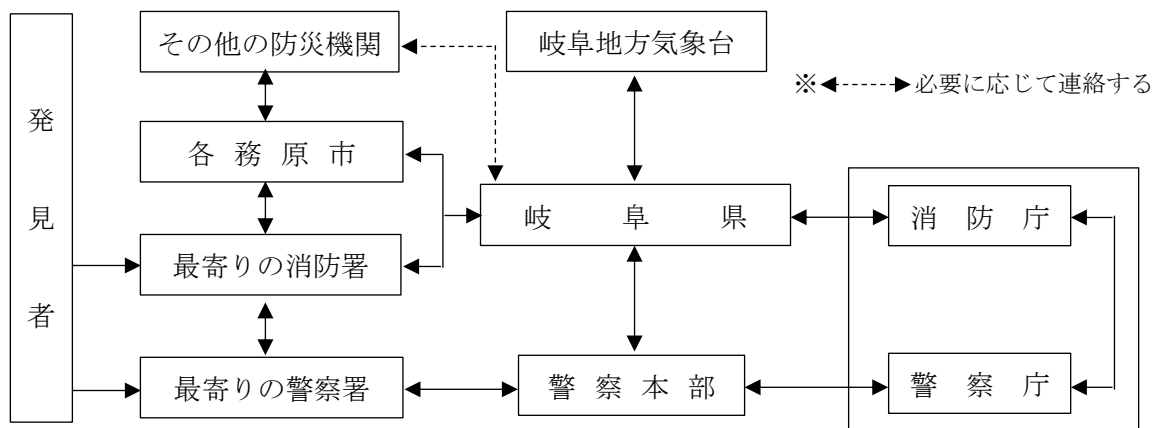
(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害情報の収集、連絡

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

エ 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、本章第7節「通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、市等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

ウ 広域的な応援体制

市独自で十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に応援を要請する。

エ 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。なお、要請の手続きは、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

なお、詳細については、本章第11節「消防・救急・救助活動」、本章第23節「救助活動」による。

イ 医療活動

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、各務原市医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。なお、詳細については、本章第22節「医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、林野火災防衛図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を逸することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努める。

市民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

エ 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

(4) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

市は、林野火災により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 避難所

市は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、本章第15節「避難対策」による。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとり情報の一元化を図

る。

(6) 二次災害の防止活動

市及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第41節 大規模な火事災害対策

1 方針

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

本部班	消防予防班	消防団班
秘書広報班	救急指令班	
消防総務班	消防署班	

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

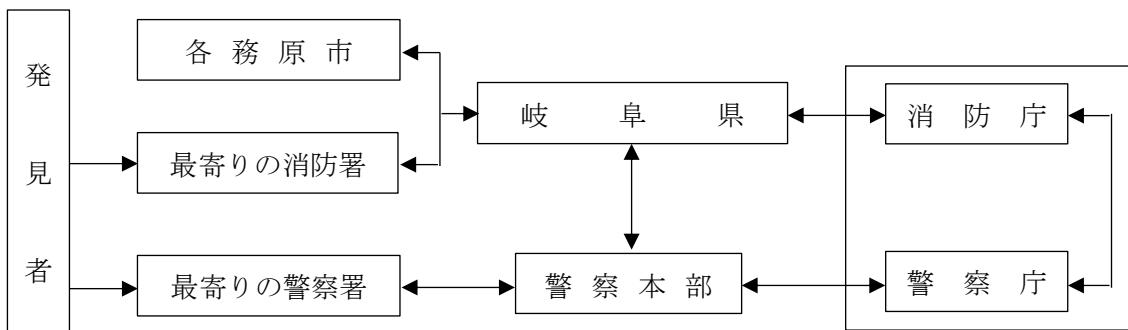
ア 災害情報の収集、連絡

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、市等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に堅密な情報交換を行う。

エ 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的にを行う。

なお、詳細については、本章第7節「通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 市及び県の活動体制

市及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

イ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

ウ 広域的な応援体制

県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

エ 自衛隊の災害派遣

県知事は、火事の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、本章第11節「消防・救急・救助活動」、本章第23節「救助活動」による。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、各務原市医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。なお、詳細については、本章第22節「医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、県は、状況によっては消防本部の要請によりヘリコプターによる空中消火を実施する。

エ 交通の確保

市及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確

保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。なお、交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(4) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

市は、大規模な火事により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 避難所

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、本章第15節「避難対策」による。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、県、市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、市、県が主体となって、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

被災地の復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2項 迅速な現状復旧

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

第3項 復旧・復興の方針の決定

(1) 方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

市及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、市民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときはその事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

第4項 人的資源等の確保

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

第5項 その他

市及び県、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努める。

第2節 公共施設災害復旧事業

基本的
考え方

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る必要がある。

1 方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	都市計画班
庶務班	農政班	住宅対策班
調査市民班	避難収容班	水道対策班
環境衛生班	土木第一班	下水道対策班
福祉救援班	土木第二班	消防総務班

3 実施内容

市の各部は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、県の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を以下の基本方針に基づき速やかに作成する。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。なお、災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

- a 河川災害復旧事業計画
- b 砂防設備災害復旧事業計画
- c 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- d 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- e 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- f 道路災害復旧事業計画
- g 下水道災害復旧事業計画
- h 公園災害復旧事業計画

イ 農林水産業施設災害復旧事業計画

- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ その他の計画

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

基本的
考え方

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る必要がある。

1 方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

2 実施担当班

庶務班

財政会計班

3 実施内容

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設災害復旧国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

ア 法律

- a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- b 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- c 公営住宅法
- d 土地区画整理法
- e 伝染病予防法
- f 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- g 予防接種法

- h 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

- i 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- j 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置
- イ 要綱等
 - a 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
 - b 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
 - c 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助
- (2) 激甚災害に係る財政援助措置
 - ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - a 公共土木施設災害復旧事業
 - b 公共土木施設災害関連事業
 - c 公立学校施設災害復旧事業
 - d 公営住宅等災害復旧事業
 - e 生活保護施設災害復旧事業
 - f 児童福祉施設災害復旧事業
 - g 老人福祉施設災害復旧事業
 - h 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - i 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - j 婦人保護施設災害復旧事業
 - k 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - l 感染症予防施設事業
 - m 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - n 湛水排除事業
 - イ 農林水産業に関する特別の助成
 - a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - e 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - f 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - g 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - h 森林災害復旧事業に対する補助
 - ウ 中小企業に関する特別の助成
 - a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ その他の特別の財政援助及び助成
 - a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - c 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - d 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - e 水防資材費の補助の特例

- f 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- g 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(3) 特別財政援助額の申請手続等

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）に定める事業及び県の関係部局は以下のとおりである。

ア 激甚災害に係わる財政援助措置の対象

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助② 農林水産業に関する特別の助成③ 中小企業に関する特別の助成④ その他の財政援助及び助成 |
|--|

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）に定める事業及び県の関係部局

適用 条項	事 業 名	関係部局名	備 考
第3条	(1) 公共土木施設災害復旧事業	岐阜県県土整備部 林政部	河川、砂防設備、道路 林地荒廃防止施設
	(2) 公共土木施設災害関連事業	岐阜県県土整備部 林政部	河川、砂防設備、道路 林地荒廃防止施設
	(3) 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会	
	(4) 公営住宅施設災害復旧事業	都市建築部	
	(5) 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部	救護施設、更生施設、 宿泊所 医療保護施設、宿所提供施設
	(6) 児童福祉施設災害復旧事業		
	(7) 養護老人ホーム及び特別養 護老人ホーム災害復旧事業		
	(8) 身体障害者社会参加支援施設 災害復旧事業		
	(9) 障害者支援施設等災害復旧事 業		
		(10) 婦人保護施設災害復旧事業	
第19条 及び第3条	(11) 感染症指定医療機関災害復 旧事業		
	(12) 感染症予防事業		
第3条 及び第9条	(13) 堆積土砂排除事業	岐阜県県土整備部 林政部	河川、道路、公園、緑地、 運河、溝渠、広場、その 他の施設 公共下水道、都市下水 路 林業用施設 上記の施設の区域外
第10条 及び第3条	(14) 湛水排除事業	岐阜県県土整備部 農政部	

適用 条項	事 業 名	関係部局名	備 考
第5条	(15) 農地、農業用施設若しくは林道の 災害復旧事業又は当該農業用施設 若しくは林道の災害復旧事業に係 る災害関連事業	農政部 林政部	
第5条 及び 第6条	(16) 農林水産業共同利用施設災害復 旧事業		
第7条	(17) 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第8条	(18) 天災による被害農林漁業者等に対 する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	(19) 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第11条 の2	(20) 森林災害復旧事業		
第12条	(21) 中小企業信用保険法による災害 関係保証の特例	商工労働部	
第13条	(22) 小規模企業者等設備導入資金助 成法による貸付金の償還期間の 特例		
第14条	(23) 事業協同組合等の施設の災害復 旧事業		
第16条	(24) 公立社会教育施設災害復旧事業	教育委員会	
第17条	(25) 私立学校施設の災害復旧事業	環境生活部	
第21条	(27) 水防資材費の補助の特例	岐阜県県土整備部	
第22条	(28) 罹災者公営住宅建設事業に対す る補助の特例	都市建築部	
第24条	(29) 公共土木施設、農地及び農業用 施設等小災害に係る地方債の元 利償還金の交付税の基準財政需 要額への算入	岐阜県県土整備部 教育委員会 農政部 岐阜県総合企画部	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行 及び交付税算定
第25条	(30) 雇用保険法による求職者給付の 支給に関する特例	商工労働部	

(4) 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

(5) 暴力団の排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 被災者の生活確保

基本的
考え方

市民生活安定のための緊急措置は、本来自己責任において行われる市民生活や経済活動において、災害のため被害を受け、独力では復旧・克服することが困難な状態に置かれた市民・中小事業所・農林漁業従事者等に対して、国・県・市等が行う最小限度の復旧支援施策として行われるものである。

1 方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

2 実施担当班

本部班	調査市民班	商工観光班
秘書広報班	福祉救援班	消防署班

3 実施内容

(1) 生活相談

市は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、市からの相談、要望、苦情等の早期解決に努力する。また、市との関係を密にし、相談体制の確立を図る。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 被災者への生活再建等の支援

ア 罹災証明書の交付

a 担当部

罹災証明書の交付事務は、災対市民生活部が担当する。なお、火事災害についての罹災証明書の交付は災対消防部が対応する。

b 交付の手續

災対市民生活部は、災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき被災者台帳を作成し、被災者の罹災証明書発行申請に対し、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき被災者台帳により確認の上、遅滞なく交付しなければならない。

なお、被災者台帳により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、罹災証明書を交付する。

c 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する。

・ 住家

- ① 全壊（全焼）
- ② 流失

- ③ 大規模半壊
- ④ 半壊（半焼）
- ⑤ 床上浸水
- ⑥ 床下浸水

・ 人

- ① 死亡
- ② 行方不明
- ③ 負傷

d その他

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。なお、罹災証明書の様式は、以下に示すとおりとする。

※ 罹災証明書様式

（様式編様式 9）

イ 災害弔慰金等の支給

市並びに日赤岐阜県支部はそれぞれ規定に基づき災害救援金（見舞金）もしくは災害救援品の支給を行う。それらのあらまは、以下のとおりである。

a 市条例に基づく災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害 （自然災害）	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	① 市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	① 災害弔慰金の支給に関する法律 ② 実施主体等 ・実施主体 市町村	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	①当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 ②法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が
	② 岐阜県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	・経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4			
	③ 上記と同等と認められる				

災害障害見舞金	特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの (昭和49年1月31日旧厚生省第88号厚生事務次官通知)	法別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	支給された場合 ③ 災害に際し区市町村長の避難の指示に従わなかったこと等区市町村長が不適当と認めた場合
---------	--	-------------------	---	--

※ 各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例 (資料編資料 42)

b 市長見舞金の支給

市は、災害救助法が適用されない場合の災害について、災害により住家を失った世帯等があるときは、次により市長の見舞金を支給する。

適用する災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害又は火災による建物の全失1世帯以上(市民が市内において常時居住に供している建物に限る)の被害が発生し、かつ、市民の身体又は住家に被害が生じたもので、災害救助法の適用を受けないもの	
見舞金額	見舞金は、おおむね次の金額の範囲内で市長が決定した額とする。	
	① 住家を全失した世帯(1世帯につき)	20,000円
	② 住家を半失した世帯(1世帯につき)	10,000円
	③ 住家に床上浸水した世帯(1世帯につき)	10,000円
	④ 死亡した者1人につき(遺族に対して)	30,000円
	⑤ 重傷を負った者1人につき	10,000円

c 日赤岐阜支部による災害救援物資等の配付

日赤岐阜支部では、災害により被災した者に対し、日赤各地区からの申請に基づき、災害救援物資の配布を行うこととなっている。

区分	罹災状況	毛布	日用品セット
火災	住家全焼 住家半焼		
災害	住家全壊、住家半壊 住家流出、住家床上浸水 避難所に避難した世帯	罹災者1人あたり 1枚	罹災1世帯(4人) あたり1セット
お見舞金	死亡者	1人あたり10,000円	

※ 災害救助法が適用された場合は、その都度協議して対応。

※ 大量の避難民が発生した場合は、その都度協議して対応。

ウ 災害援護資金・住宅資金等の貸付

市は災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に貸付ける。また（独）住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸付ける。貸付等各種の融資は、次のとおりである。

a 災害援護資金・生活福祉資金

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円とする	① 災害弔慰金の支給等に関する法律 ② 実施主体 市町村(条例) ③ 対象となる災害 岐阜県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害	貸付区分及び貸付限度額 ①世帯主の1か月以上の負傷 150万円 ② 家財等の損害 (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円 (イ) 住居の半壊 170万円 (ウ) 住居の全壊 250万円 (エ) 住居全体の滅失又は流出 350万円 ③ ①と②が重複した場合 (ア) ①と②(ア)の重複 250万円 (イ) ①と②(イ)の重複 270万円 (ウ) ①と②(ウ)の重複 350万円 ④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別な事情がある場合 ・②(イ)の場合 250万円 ・②(ウ)の場合 350万円 ・③(イ)の場合 350万円	① 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) ② 償還期間 10年(据置期間を含む) ③ 償還方法 年賦又は半年賦 ④ 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)

生活福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者世帯 ・障がい者世帯 ・高齢者世帯 	<p>① 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省社第398号）」による。</p> <p>② 実施主体等</p> <p>(ア) 実施主体 岐阜県社会福祉協議会</p> <p>(イ) 窓口 市社会福祉協議会 (民生委員)</p>	1世帯	150万円	<p>① 据置期間 貸付けの日から6か月以内</p> <p>② 償還期間 7年以内</p> <p>③ 連帯保証人 原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可</p> <p>④ 貸付利率 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%</p> <p>⑤ 申込方法 官公署の発行する罹災証明を添付し民生委員を通じ、市社会福祉協議会に申し込む。</p>
--------	--	---	-----	-------	---

※生活福祉資金について、表中の貸付金額、貸付条件は目安であり、個別の状況により貸付上限金額580万円以内、償還期間20年以内で貸付可能。

b 災害復興住宅融資

(独)住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資制度である。災害により住宅に被害を受けた場合に以下のとおり、住宅の建設・購入資金、補修資金の融資が行われる。災対都市建設部長及び関係各部長は、県（都市建築部）と協力・連携しそれぞれの事務分掌に基づき、該当する市民に対する制度適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

・ 建設及び新築、リ・ユース購入資金

対象となる災害	住宅金融支援機構が指定した災害
貸付対象条件 (①～⑤すべてを満たすこと)	① 「全壊」「大規模半壊」「半壊」した旨の罹災証明を受けている ② 木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建て ③ 下表「補修資金」の②～③の貸付対象条件 ④ 住宅部分の床面積が 13 m ² 以上 175 m ² 以下の住宅（建設） ⑤ 住宅部分の床面積が 50 m ² （マンションの場合 30 m ² ）以上 175 m ² 以下の住宅 （新築、リ・ユース）
基本融資額 特別加算金	① 基本融資額 1,650 万円以内 特別加算金 510 万円以内 （建設） ② 基本融資額 2,620 万円以内 特別加算金 510 万円以内 （新築購入） ③ 基本融資額 2,320 万円以内 特別加算金 510 万円以内 （リ・ユース購入） ④ 基本融資額 2,620 万円以内 特別加算金 510 万円以内 （リ・ユースプラス購入）
土地取得資金	970 万円以内
整地資金	440 万円以内（切土、盛土を行う場合等）
最長返済期間	① 木造（一般） 25 年（建設、新築） ② 耐火・準耐火・木造（耐久性） 35 年（建設、新築） ③ リ・ユース 25 年 ④ リ・ユースプラス 35 年

・ 補修資金

対象となる災害	住宅金融支援機構が指定した災害
貸付対象条件 (①～③すべてを満たすこと)	① 住宅に 10 万円以上の被害が生じ、罹災証明を受けている ② 居室、台所、トイレが備えられている ③ 敷地の権利が転貸借でない
基本融資額	730 万円以内
移転資金、 整地資金	各 440 万円以内 （両方利用する場合は合計 440 万円以内）
最長返済期間	20 年

エ 被災者生活再建支援金

都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

また、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

オ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

県は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により

市に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

カ 生活福祉資金

岐阜県社会福祉協議会は、災害救助法に基づき、同法を適用した市に居住する者で、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全壊、全焼又は流出した場合に、その自立更生をさせるため、生活福祉資金の貸付けを行う。

キ 罹災（被災者）台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した罹災（被災者）台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

ク 被災者生活の再建支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

また、県は、市の活動の支援に努める。

(3) 租税の徴収猶予及び減免等

ア 市税

a 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2か月以内に限り、当該期限を延長する。

- ① 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。（市税条例第6条の2）
- ② その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

b 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）

c 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。

表 減免措置の対象となる税目等

税 目	減 免 の 内 容
個人 の 市 民 税 (個人 の 県 民 税 を 含 む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国 民 健 康 保 険 料	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽 自 動 車 税	
特 別 土 地 保 有 税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

イ 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

ウ 広報

租税の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、災害対策本部が設置される期間においては、第3章第10節「災害広報」により行う。また、災害対策本部廃止後においては、「広報かかみがはら」もしくはチラシの配布等により行う。

(4) 職業の斡旋

県並びに各ハローワーク（公共職業安定所）の長は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行うこととなっている。

災対産業活力部長は、災害の状況によりその必要があると認めたときは、離職者の状況を把握し県に報告する。また早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設、巡回職業相談の実施等の措置を講ずるよう要請する。

ア 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

イ ハローワークに出頭することが困難な地域への措置

ハローワークに出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談を実施する。

ウ 諸制度の活用

職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

(5) 生活保護制度の活用

市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用する。

(6) 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

市及び関係機関は、被災地域において市民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。

(7) 金融対策

基本的考え方	災害時には、被災地において通貨の円滑な供給と金融機能の迅速かつ適切な調整を行うとともに、身ひとつで避難所等に避難した被災者の様々な実態に即した非常金融措置を実施し、一日も早い生活再建を支援する必要がある。 県地域防災計画は、大規模災害時における「金融対策」として、東海財務局、日本銀行名古屋支店は、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関に対し応急措置を適切に行うよう要請することを定めている。
--------	--

ア 金融機関の営業の確保

- a 金融機関の営業については、原則として平常どおり営業を行うよう指導する。やむをえず、業務の一部を中止する場合においても、普通預金等の払戻し業務については、次の措

置を実施させできるだけ継続するよう指導する。

- ・ 罹災者の預金払戻しについて、実情に即す簡易な確認方法をもって実施する。
 - ・ 定期預金等の中途解約又は当該預金、積金等を担保とする貸出に応ずる。
 - b 為替の取組又は手形交換及び不渡り処分についても適宜配慮するよう指導する。
 - c 金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮するよう指導する。
 - イ その他の金融機関の営業の確保
 - a 証券会社の預り金払出しは、罹災者の実情に即する簡易な確認方法をもって実施するよう指導する。また、預り有価証券の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合は、適宜配慮するよう指導する。
 - b 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう指導する。
また、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等適宜配慮するよう指導する。
 - ウ 金融機関等の防災体制等
 - a 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮するよう指導する。
 - b 被害の軽減、並びに業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう指導する。
 - エ 顧客への周知徹底
ア及びイの措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて周知するよう指導する。
 - オ 郵便局の窓口業務の維持
災害時、被害地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務より業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払い資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。
なお、災害救助法が適用された地域の郵便局においては、郵便貯金等の非常取扱等を開始する。
- (8) その他の生活確保

その他関係機関が行う、被災者の生活確保に関する対応については、以下のようなものがある。

機関名	生活確保の取扱
国 (岐阜 労働局)	<p>ア 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。</p> <p>a 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>b 制度の周知徹底 市及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。</p> <p>※ 市においては、災対産業活力部長が災対市長公室長その他の関係部長及び関係団体の協力を得て制度の周知徹底を図る。</p>

<p>国 (岐阜 公共職業 安定所)</p>	<p>ア 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。</p> <p>ウ 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。</p> <p>a 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 b 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 c 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合</p> <p>※ 市においては、災対産業活力部長が災対市長公室長その他の関係部長及び関係団体の協力を得て制度の周知徹底を図る。</p>
<p>日本郵便(株) (株)ゆうちょ 銀行 (株)かんぽ 生命保険 (各務原 郵便局)</p>	<p>ア 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付</p> <p>イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除</p> <p>オ 郵便貯金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜処置を行う。</p> <p>カ 簡易保険・郵便年金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。</p>
<p>日 本 放送協会</p>	<p>ア NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施 また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。</p> <p>イ 被災者の受信料免除</p> <p>ウ 状況により避難所へ受信機を貸与する。</p>

第5節 被災中小企業の振興

1 方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

災対産業活力部長は、県・国に対して、災害時において、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう促進するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。

2 実施担当班

商工観光班

3 実施内容

(1) 自立の支援

市、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(2) 各種対策

ア 資金需要の把握連絡通報

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要に関し速やかに把握する。市及びその他の関係機関は、緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

イ 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

県は、被災地を営業地域とする金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

ウ 中小企業者に対する公的金融制度の周知

県は、市及び各務原商工会議所その他の関係団体を通じて、国・県が行う金融上の特別措置、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）が行う災害貸付、商工組合中央金庫が行う優遇利率の適用等政府系金融機関の行う特別措置について中小企業者に周知するよう努める。

機関名		区分	内 容
日本政策金融公庫	国民生活事業	災害貸付	<p>a 融資対象者 各貸付ごとの条件に加え、災害により被害を受けた者</p> <p>b 資金使途 各貸付ごとによる</p> <p>c 融資限度 ① 各貸付ごとの融資限度の額 1 災害につき、3,000 万円の特例を加えた額</p> <p>d 融資条件 ① 利率 ・各貸付ごとの利率を適用</p> <p>② 融資期間 各貸付ごとによる</p> <p>③ 据置期間 各貸付ごとによる</p> <p>④ 保証人・担保 原則として必要</p>
	中小企業事業	災害復旧貸付	<p>a 融資対象者 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</p> <p>b 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金</p> <p>c 融資限度額 直貸 既往貸付残高のいかんにかかわらず当該災害復旧貸付として1億5,000万円 代理貸 直貸の範囲内で別枠7,500万円</p> <p>d 融資条件 ① 利率 基準利率 ただし、災害の実情に応じて、閣議決定により特別利率を適用する場合あり</p> <p>② 融資期間 10年以内</p> <p>③ 据置期間 2年以内</p> <p>④ 保証人・担保 原則として必要</p>
商工組合中央金庫			<p>商工中金が適用を認めた災害により、災害を受けた中小企業者に対し、通常の貸付（限度額：組合200億円、組合員20億円、期間：運転10年、設備15年（据置き2年を含む。））について、優遇利率が適用され、期間が運転10年、設備20年（据置き3年）となる。</p>

(注) 災害を受けた中小企業者の既往の債務の返済について、期間延長の取扱いが行われることがある。

その他、支援対策としては以下のようなものが挙げられる。

ア 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ

イ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置

ウ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助

エ 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分等の猶予等の特別措置

オ 租税の徴収猶予及び減免

カ 労働保険料等の納付の猶予等の措置

キ その他各種資金の貸付け等必要な措置

その他、県は、一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金対策の円滑化を図るとともに、県信用保証協会の保証枠の増大を図るため、県資金のええん等の措置を行う。

また国・関係機関・団体等と連携・協力し、仮設店舗、仮設工場団地の設置等その他の必要な支援施策を総合的に検討し実施するよう努める。

第6節 農林漁業関係者への融資

1 方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

農政班

3 実施内容

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又はその組合等に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のとおり、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる旨、県の地域防災計画において定めている。

災対産業活力部長は、災害時において、これらの融資制度についてPRするとともに、ぎふ農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、政策公庫資金については株式会社日本政策金融公庫支店、受託金融機関へ行う。

(1) 株式会社日本政策金融公庫による融資

市、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から円滑な貸付けの融通、必要枠の確保、早期貸付け等に適切な措置を講じ、又は指導を行う。

(2) 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業経営安定資金
- ケ 林業基盤整備資金

第7節 激甚災害の指定

1 方針

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（「激甚災害」という。）に相当する被害を受けた場合には、災害の状況をすみやかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する必要がある。

この節では、激甚災害の指定を受けるために必要な措置、手続きの手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等について、そのあらましを示している。

2 実施担当班

本部班 庶務班

3 実施内容

(1) 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、おおよそ、次のとおり行われることになる。

ア 市長は、災害が発生した場合は、すみやかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。

イ 県知事は市長からの報告内容により、必要と認めるときは、内閣総理大臣に報告する。

（以上は、災害対策基本法第53条による）

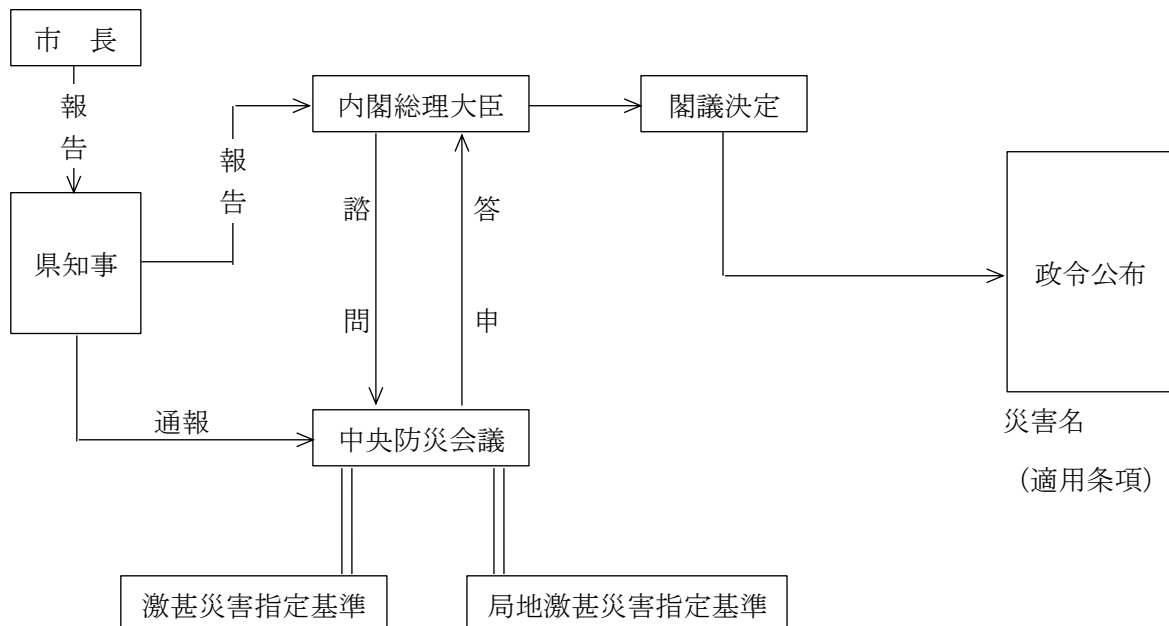
ウ 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めるときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

エ この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

オ 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定された後、政令として公布する。

以上のように行われる手続きの流れを図に示すと次のとおりになる。

図 激甚災害指定の手続きの流れ



(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- | |
|--------------------------------|
| ア 災害の原因 |
| イ 災害が発生した日時 |
| ウ 災害が発生した場所又は地域 |
| エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項） |
| オ 災害に対しとられた措置 |
| カ その他必要な事項 |

(3) 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）の2つの指定基準がある。

※ 激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準

（資料編資料 43）

